

「災害時要援護者避難支援条例」 の対象者見直しと条例改正作業

報 告 書

令和元年10月15日

エス・ティ・アート

目 次

1. 条例の改正検討について	1	
1. 条例改正の趣旨	1	
2. 条例改正の検討作業	2	
2. 災害時要援護者に係る法律改正等の履歴（平成 25 年度以降）	3	
1. 大規模災害対策全般に関する法律改正等の履歴	3	
2. 災害時要援護者対策に関連するガイドライン・指針等の策定・改定履歴	4	
3. 神戸市における災害時要援護者対策に関する履歴	5	
4. 災対法改正・基本計画修正等の概要（災害時要援護者対策に関連するもの）	6	
3. あり方検討会、与党会派検討会の意見及び課題	17	
1. あり方検討会の意見及び課題の整理	17	
2. 条例改正に関係するあり方検討会、与党会派検討会の意見及び課題の整理	18	
4. 条例の改正検討作業の経過記録	21	
1. 党内検討	第 2 回	令和元年 10 月 28 日(月)
2. 識者検討会	第 1 回	令和元年 10 月 31 日(木)
3. 党内検討	第 3 回	令和元年 11 月 5 日(火)
4. 識者検討会	第 2 回	令和元年 11 月 14 日(木)
5. 勉強会		令和元年 11 月 22 日(金)
6. 識者検討会	第 3 回	令和元年 12 月 4 日(水)
7. 識者検討会	第 4 回	令和 2 年 1 月 28 日(火)
8. 識者検討会	第 5 回	令和 2 年 2 月 4 日(火)
9. 与党会派打合せ	第 1 回	令和 2 年 2 月 10 日(月)
10. 識者検討会	第 6 回	令和 2 年 2 月 24 日(月)

1. 条例の改正検討について

1. 条例改正の趣旨

神戸市は、平成 25 年 3 月「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定した。その後、平成 27 年関東・東北豪雨災害、平成 28 年熊本地震、平成 28 年台風第 10 号災害、平成 29 年九州北部豪雨災害、平成 30 年大阪府北部地震、平成 30 年西日本豪雨災害、平成 30 年北海道胆振東部地震等の大規模な災害が発生した。

これらの災害の教訓から主として大規模災害対策の充実・強化を図るため、国では災害対策基本法等の改正や防災基本計画の修正がなされ、要援護者支援対策についても強化・充実が図られた。

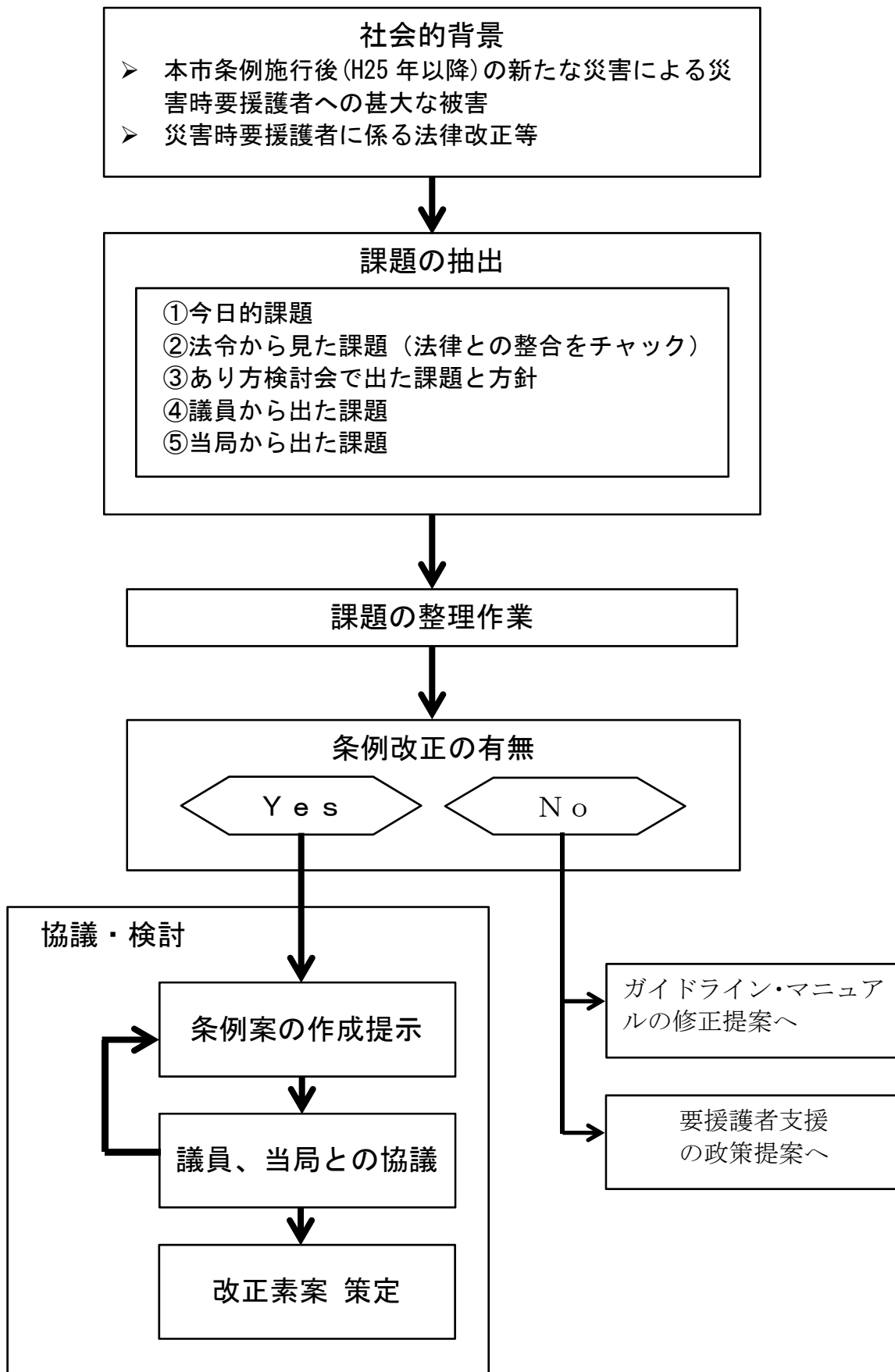
神戸市においては、要援護者支援活動の推進をめざした本条例の制定後は、市内 191 地区ある防災福祉コミュニティの内、要援護者支援団体の申請が条例施行前では 20 地区であったのが、条例施行後の令和元年 11 月現在 78 地区・団体と地域の要援護者支援の活動が進んできている。また、要援護者のための「福祉避難所」、震度 6 弱以上の地震が発生した場合に市の要請を待たずに開設する「基幹福祉避難所」の整備を進めているところである。

さらに今後も、各避難所における要援護者受入体制の整理をはじめ、災害時に備えた平時からの見守り、関係機関との連携、地域における要援護者支援の取り組みをより一層進めていく必要がある。

そこで、条例制定から 6 年が経過し、災害対応の社会環境が変化している状況を鑑み、それに対応した制度環境とするため本条例の改正を行うものである。

2. 条例改正の検討作業

条例の改正検討作業を次のように行った。



2. 災害時要援護者に係る法律改正等の履歴（平成 25 年度以降）

1. 大規模災害対策全般に関する法律改正等の履歴

平成 25 年 3 月 14 日「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」制定以降、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害、平成 28 年熊本地震、平成 28 年台風第 10 号災害、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害、平成 30 年西日本豪雨災害、平成 30 年北海道胆振東部地震等の大規模な災害が発生した。これらの災害の教訓から主として大規模災害対策の充実・強化を図るため、災害対策基本法等の改正や防災基本計画の修正がなされた。

平成 25 年度以降の災害対策基本法の改正履歴及び防災基本計画の修正履歴は、以下のとおりである。

表 災害対策基本法の改正履歴（平成 25 年度以降）

	項 目
1	「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）」 （平成 25 年 6 月 21 日公布・施行）
2	「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）」 （平成 26 年 11 月 21 日公布・施行）
3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 114 号）」 （平成 27 年 7 月 17 日公布、平成 27 年 8 月 6 日施行）
4	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）による災害対策基本法の一部改正」 （平成 28 年 5 月 20 日公布・施行）
5	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）による災害対策基本法の一部改正」 （平成 30 年 6 月 27 日公布・施行）

表 防災基本計画（国）の修正履歴（平成 25 年度以降）

	時期	内 容
1	平成 26 年 1 月 一部修正	・災害対策基本法の改正【第 2 弾改正】、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害への対策強化（原子力災害対策編）
2	平成 26 年 11 月 一部修正	・災害対策基本法の改正（放置車両及び立ち往生車両対策の強化）、平成 26 年 2 月豪雪の教訓を踏まえた修正（自然災害対策に係る各編） ・原子力防災体制の充実・強化に伴う修正（原子力災害対策編）
3	平成 27 年 3 月 一部修正	・原子力防災体制の充実・強化に伴う修正（原子力災害対策編）
4	平成 27 年 7 月 一部修正	・最近の災害対応の教訓を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）
5	平成 28 年 2 月 一部修正	・最近の制度改正、災害対応の教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）
6	平成 28 年 5 月 一部修正	・中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正（各編）
7	平成 29 年 4 月 一部修正	・平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号災害の教訓等を踏まえた修正（各編）
8	平成 30 年 6 月 一部修正	・関係法令の改正、最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）
9	令和元年 5 月 一部修正	・最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）

2. 災害時要援護者対策に関連するガイドライン・指針等の策定・改定履歴

前項の災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正を受け、ガイドラインや指針等の策定や改定がなされた。平成 25 年度以降の災害時要援護者対策に関連の大きいガイドラインや指針等の改定履歴は、以下のとおりである。

また、平成 25 年度以降の災害時要援護者対策に関連する検討会等の履歴は、以下のとおりである。

表 災害時要援護者対策に関連するガイドライン等の策定・改定履歴（平成 25 年度以降）

	時期	内容
1	平成 26 年度改定 平成 27 年度一部改訂 平成 28 年度改定 平成 31 年 3 月 29 日改定	「避難勧告等に関するガイドライン」 (旧避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン)
2	平成 25 年 5 月策定 平成 28 年 4 月改定	「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
3	平成 25 年 8 月策定	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 (避難行動要支援者名簿の策定を市町村に義務付け、要支援機関へ提供、地域自主防災組織に個別計画策定の努力義務規定化)
4	平成 27 年 1 月変更 平成 29 年 8 月変更	「土砂災害防止対策基本指針」
5	平成 28 年 4 月策定	「避難所運営ガイドライン」
6	平成 28 年 4 月策定	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」 (熊本地震の際、福祉避難所指定施設へ一般避難者が殺到したなどの課題を受け、福祉避難所の事前指定を促進、運営支援者の確保、移送、スクリーニング等の指針を追記)
7	平成 28 年 4 月策定	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」
8	平成 29 年 6 月策定	要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）
9	平成 29 年 1 月策定	要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）
10	平成 29 年 6 月策定	「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」
11	令和元年 7 月改定	「市町村のための水害対応の手引き」

表 災害時要援護者対策に関連する検討会等の履歴（平成 25 年度以降）

	時期	名称	報告
1	平成 26 年度～ 平成 27 年度	総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ	総合的な土砂災害対策の推進について（報告） （平成 27 年 6 月 4 日公表）
2	平成 27 年度	水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ	水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（平成 28 年 3 月 31 日公表）
3	平成 28 年度	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）（平成 28 年 12 月 26 日公表）
4	平成 29 年度	平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会	平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について（平成 29 年 12 月 8 日公表）
5	平成 30 年度	平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（平成 30 年 12 月 26 日公表）

3. 神戸市における災害時要援護者対策に関する履歴

神戸市における平成 25 年度以降の主な災害時要援護者対策の履歴は、以下のとおりである。

表 神戸市における災害時要援護者対策の履歴（平成 25 年度以降）

	時期	内 容
1	平成 25 年 4 月	・ 神戸市災害時要援護者支援条例（議員提案）を施行 （共助による地域の要援護者支援体制づくりを促進、福祉避難所等の整備を推進）
2	平成 30 年 3 月	・ 基幹福祉事務所を神戸市内 12 か所に指定、災害時に要援護者が直接避難することが可能（11 月に 21 か所に拡大）。
3	平成 30 年 12 月	・ 障害者支援センターを神戸市内に 1 か所開設、障害者を地域で見守り、災害時等緊急時にも対応できる体制づくりを促進。

4. 災対法改正・基本計画修正等の概要（災害時要援護者対策に関連するもの）

（1）災害対策基本法の改正概要

①「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）」（平成25年6月21日公布・施行）

ア. 法改正の経緯

平成25年の法改正は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するための災害対策法制の見直しの一環として、平成24年6月に行った災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号。以下「平成24年改正法」という。）に引き続き、さらなる法制上の措置を講ずるものである。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方を、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

イ. 災害時要援護者対策に関連する改正内容

■避難行動要支援者名簿の作成（法第49条の10から第49条の13まで関係）

東日本大震災においては、多くの高齢者、障害者等の命が失われたが、避難行動の支援に際し有効となる名簿の作成については、個人情報保護の制約等から、必ずしも十分に進んでいない状況にある。

このため、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下「要配慮者」という。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支

援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿を作成しなければならないこととし、原則として、避難行動要支援者本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供するとともに、当該名簿の作成に必要な範囲で、要配慮者に関する個人情報を活用できることとした。

(2) 防災基本計画（国）の修正概要

① 平成 26 年 1 月一部修正（災害対策基本法の改正【第 2 弾改正】、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編））

ア. 修正の概要

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正等を受け、大規模災害への対策が強化され、

- ・ 防災の基本理念の明確化
- ・ 大規模広域災害に対する即応力の強化
- ・ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- ・ 指定緊急避難場所の指定による緊急時における住民等の安全の確保
- ・ 被災者保護対策の改善
- ・ 平素からの防災への取組の強化
- ・ 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興に係る対策が追加・修正された。



イ. 災害時要援護者対策に関連する修正内容（下線部が修正箇所。以下、同様。）

■防災の基本理念及び施策の概要

- ・被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

■防災をめぐる社会構造の変化と対応

- ・社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
- ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。在日・訪日外国人の円滑な避難誘導体制構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

■防災業務計画及び地域防災計画に記載すべき事項

- ・住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待機等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

■住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ・市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

■避難収容及び情報提供活動関係

- ・地方公共団体は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- ・指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。
- ・市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- ・市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- ・市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支

援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

- ・市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ・市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- ・市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- ・首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

■風水害に強いまちづくり（風水害編）

- ・市町村は浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- ・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

■国民の防災活動の促進（風水害編）

- ・市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

② 平成 27 年 7 月一部修正（最近の災害対応の教訓を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編））

ア. 修正の概要

平成 27 年の修正は、

- ・ 広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化
- ・ 御嶽山噴火災害による教訓を踏まえた火山災害対策の強化
- ・ 複合災害に係る対策の強化
- ・ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
- ・ 実施主体の明確化等

である。

図表 1-1-1 防災基本計画修正（平成 27 年 7 月）の概要

背景	
① 広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化（土砂災害防止法改正、中央防災会議土砂災害対策検討WG報告） ② 御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化（中央防災会議火山防災対策推進WG報告） ③ 政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告等を踏まえた複合災害に係る対策の強化 ④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善 ⑤ 実施主体の明確化や重複する記載の整理等	
主な修正項目	
① 土砂災害への対策の強化 1. 土砂災害の危険性のある区域の明示等 ○ 基礎調査を実施し、その結果を公表 ○ 調査結果の公表に当たって、警戒区域等に相当する区域を明示 等 2. 土砂災害警戒情報の活用 ○ 土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用した避難勧告の発令範囲の設定 等 3. 避難準備情報の活用 ○ 避難準備情報の発令による自主的な避難の促進 等 4. 適時適切な避難行動等 ○ 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知 等	③ 複合災害への対策の強化 1. 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化 ○ 両本部は相互に情報連絡要員を派遣、システムを相互利用 2. 両本部の意思決定の一元化 ○ 両本部の合同会議を開催 3. 両本部の指示・調整の一元化 ○ 緊急災害対策本部は、避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施 ○ 原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施 等
② 火山災害への対策の強化 1. 火山防災情報の伝達体制の強化 ○ 火山防災情報の登山者への情報伝達手段を多様化 ○ 噴火警戒レベルの引上げ等の基準の精査・公表 等 2. 火山噴火からの適切な避難方策等の検討 ○ 退避壕・退避舎等の必要性を検討し、整備を推進 ○ 登山届の必要性を検討し、火山地域内で一体的に運用 等 3. 火山防災教育や火山に関する知識の普及 ○ 登山者等に対する防災知識の普及啓発や訓練の実施 等 4. 火山研究体制の強化・火山研究者の育成 ○ 火山研究人材の確保・育成のための人材育成プログラムの構築 等 5. 火山監視・観測体制の強化 ○ 水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等に努め、火山観測体制を充実 等	④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善 1. 実働組織間の調整 ○ 警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置 ○ 現対本部と地方公共団体の災対本部間の合同会議による情報共有 等 2. 重要情報の集約・調整 ○ 都道府県による人的被害者数の一元的な集約 等 3. その他 ○ 航空機を最も有効に活用するための運用調整の実施 ○ 応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施 ○ 災害時のヘリコプターの利用(ドクターヘリを含む)について予め協議 ○ 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正 等
⑤ 実施主体の明確化等 1. 各対策に関する具体的な実施主体の明確化 2. 共通編への集約による各編重複箇所の整理	

出典：内閣府資料

イ. 災害時要援護者対策に関連する修正内容（以下は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 27 年 8 月）」より）

■避難準備情報の活用

- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民は、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨
- ・高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方を新設
- ・夜間における避難を回避するために、適切な時間帯に避難準備情報を発令（改めて強調）

■土砂災害を対象とした避難勧告等の発令

- ・避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令までの開設完了を推奨
- ・避難勧告の発令基準を満たしたら、避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令
- ・災害が切迫した状況では、以下も避難行動として周知「緊急的な待避場所」への避難（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）

③ 平成 28 年 5 月一部修正（中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正（各編））

ア. 修正の概要

中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正で、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化を目的とする。

防災基本計画修正(平成28年5月)の概要

背景

中央防災会議防災対策実行会議
「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正

(平成27年9月関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化)

主な修正項目

①水害に強い地域づくり

- 地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の契機となる**分かりやすい水害リスクの開示**
- 平時から住民の防災意識向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた**地区内の防災活動の推進**
- 増加する水害リスクに備えるための**水害保険・共済への加入促進** 等

④被災市町村の災害対応支援

- 市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料の作成及び周知徹底
- 都道府県が行う**応援・受援に係る調整を円滑に行うための仕組みの検討**
- 必要に応じた**政府の現地組織**（連絡調整室等）の**設置** 等

②実効性のある避難計画の策定

- ハザードマップ等の作成・配布時に「**早期の立退き避難が必要な区域**」の明示
- 避難誘導等警戒避難体制の計画に際し、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の**複合的な災害の発生を考慮**
- 必要に応じて、**近隣市町村における指定緊急避難場所の指定** 等

⑤被災生活の環境整備

- マニュアル、訓練等を通じた**避難所の運営管理に必要な知識の普及**
- **住民の主体的な運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用**
- DMATの活動終了以降の**医療提供体制の確保・継続及び災害医療コーディネーターの活用** 等

③適切な避難行動を促す情報伝達

- 「**緊急的な待避**」や「**屋内安全確保**」といった適切な避難行動の促し
- Lアラート等の**多様な手段を複合的に活用**した避難勧告等の伝達
- **日本工業規格に基づく図記号**を使用した**分かりやすい避難場所等の表示** 等

⑥ボランティアとの連携・協働

- **社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有する場を**設置し、連携のとれた支援活動を展開

○ その他法人名称等所要の修正

イ. 災害時要援護者対策に関連する修正内容

■指定避難所

- ・市町村は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

■住民等の避難誘導

- ・市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

④ 平成 29 年 4 月一部修正（平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号災害の教訓等を踏まえた修正（各編））

ア. 修正の概要

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討 WG 報告等を踏まえ、

- ・地方公共団体への支援の充実
- ・被災者の生活環境の改善
- ・応急的な住まいの確保や生活復興支援
- ・物資輸送の円滑化
- ・ICT の活用
- ・自助・共助の推進
- ・広域大規模災害を想定した備え

等の修正がなされた。

また、平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえ、

- ・避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達
- ・要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成
- ・国や都道府県の市町村に対する助言・情報提供
- ・災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築
- ・避難情報について、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更

等の修正がなされた。

防災基本計画修正(平成29年4月)の概要

背景

- (1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正
- (2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)を踏まえた修正
- (3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

主な修正項目

(1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

- | | |
|---|---|
| <p>① 地方公共団体への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上 ○ 地域や災害の特性を考慮した派遣職員を選定 <p>② 被災者の生活環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理 ○ 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換 <p>③ 応急的な住まいの確保や生活復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査に関する体制の強化 ○ 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討 | <p>④ 物資輸送の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備 ○ 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握 <p>⑤ ICTの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報共有・活用に係るルール検討、最新のICTの導入 <p>⑥ 自助・共助の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進 <p>⑦ 広域大規模災害を想定した備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎・避難所等の耐震化等による安全性の確保 |
|---|---|

(2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)等を踏まえた修正

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達 ○ 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成 ○ 国や都道府県の市町村に対する助言・情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築 ○ 避難情報について、「避難指示(緊急)」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更 |
|---|--|

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「原子力災害対策マニュアル」の改訂等を踏まえた修正(現地での具体的な避難等の実施方針の作成・共有 等) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保 ○ 企業における緊急地震速報受信装置の活用 等 |
|---|---|

イ. 災害時要援護者対策に関連する修正内容

■ 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- ・ 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備

■ 国民の防災活動の促進

- ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- ・ 地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

■ 避難の受入れ及び情報提供活動関係

- ・ 避難指示、避難勧告、避難準備情報→避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始
- ・ 近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等→「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」
- ・ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- ・ 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、

あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

■被災者等への的確な情報伝達活動

- 被災者への情報伝達活動～要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

⑤ 平成30年6月一部修正（関係法令の改正、最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編））

ア. 修正の概要

災害救助法・道路法・水防法・港湾法等の関係法令の改正を踏まえた修正及び平成29年7月九州北部豪雨、平成30年1月～2月の大雪等、最近の災害対応の教訓を踏まえた修正がなされた。

- 救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施
- 国による被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）
- 「逃げ遅れゼロ」の実現のため、国による大規模氾濫減災協議会の創設や要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化
- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定等

防災基本計画修正（平成30年6月）の概要

背景

防災基本計画

災害対策基本法第34条に基づき、我が国において防災上必要と思量される諸施策の基本を定める計画であり、中央防災会議が作成。

- (1) 関係法令の改正を踏まえた修正（災害救助法・道路法等・水防法等・港湾法）
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（平成29年7月九州北部豪雨、平成30年1月～2月の大雪）

主な修正項目

(1) 関係法令の改正を踏まえた修正

① 迅速な救助の実施（災害救助法）

- 救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施

② 被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）

- 国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設
- 国等による都道府県管理河川等の工事代行制度の充実
- 国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施



道路啓開の実施

③ 「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等）

- 国による大規模氾濫減災協議会の創設
- 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化



避難確保計画の作成



要配慮者利用施設の避難訓練

(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正

① 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正

- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定
- 土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化



透過型砂防堰堤への改良



流木捕捉式治山ダムの設置

② 平成30年1月～2月の大雪対応を踏まえた修正

- 地方公共団体等による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化
- 道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化



関係者間による連携



予防的通行規制・集中除雪の実施による早期開放

イ. 災害時要援護者対策に関連する修正内容

■国民の防災活動の促進

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

⑥ 令和元年5月一部修正（最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編））

ア. 修正の概要

平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知、住民の避難行動等を支援する防災情報の提供が追加修正されたほか、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応や外国人に対する防災・気象情報の多言語化などが定められた。

防災基本計画修正（令和元年5月）の概要

■防災基本計画
 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

- 「**自らの命は自らが守る**」意識の徹底や、**地域の災害リスクととるべき避難行動**等の周知
 （避難訓練と合わせた防災教育の実施や防災と福祉の連携等）



防災教育の実施

- 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供**

5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

【避難のタイミングを明確化】

警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報 (沿岸部観測で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報
警戒レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	危険度分布 等

昨年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

- ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣
- 被災市区町村応援職員確保システムの充実
- 液状化ハザードマップの作成・公表



液状化ハザードマップの例

- 関係機関の緊密な連携による**災害廃棄物及び堆積土砂の処理**
- 走锚等に起因する事故防止のための**監視体制の強化**等
- ため池の耐震化**や**統廃合**の推進


▶


ため池の耐震化

その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応**
 （「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき実施）
- 外国人に対する**防災・気象情報の多言語化**

- 行政・NPO・ボランティア等の三者連携**による情報共有会議の整備・強化
- 中小企業等**における**防災・減災対策の普及促進**

イ. 災害時要援護者対策に関連する修正内容

■避難の受入れ及び情報提供活動関係

- ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする

る。

■避難の受入れ及び情報提供活動

- ・市町村は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

■風水害に強い国づくり、まちづくり

- ・国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

■国民の防災活動の促進（風水害編）

- ・国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ・国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ・避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始→災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始

■住民等の避難誘導（風水害編）

- ・市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。
- ・市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（3）ガイドライン・指針等の策定・改定概要

ガイドライン・指針や検討会の内容等については、（1）（2）に基本方針は含まれていると思われるので、ここでは省略する。

3. あり方検討会、与党会派検討会の意見及び課題

1. あり方検討会の意見及び課題の整理

市の災害時要援護者支援のあり方について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会が2019年2月15日から2020年1月17日にかけて計7回開催された。その時の主な意見及び課題を次に整理する。

意見及び課題のまとめ

要援護者全体の支援のあり方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要 2. 福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要 3. 基幹福祉避難所は市内21か所では不十分である 4. 要配慮者リストから65歳以上70歳未満の元気な方は外してもよいのでは 5. 要援護者に、外国人を入れる 6. 地域にどのような状態の方が何人おられるか人数把握をする。 7. 一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。 8. 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決めておく。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提である。 9. 地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、施設の開設、保健福祉の専門知識を持った人員、付き添い等、対応する人員の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応は難しい。地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できないか。
共助による要援護者支援の取り組みの推進	<ol style="list-style-type: none"> 10. 介護保険のケアプランや障害者の支援計画に、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく 11. 日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上を図る。 12. 要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定を行う。 13. 避難支援のため、ケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討する。 14. 個別支援計画として、要援護者の所在マップの作成を行う。
要援護者台帳・関係機関との情報共有のあり方	<ol style="list-style-type: none"> 15. 平時からの見守り情報を災害時に活用することを目的に、民生委員の訪問調査等により作成する「高齢者見守り台帳」と災害時における避難行動支援に活用する「災害時要援護者リスト」について、情報の一元化を図る。 16. 認知症や精神障害者の方も対象とする。 17. 障害者支援センターの見守り情報や個別支援計画の情報を加えながら、災害時に対応できる平時からの見守り体制を構築していく。

神戸市の「災害時要援護者支援のあり方検討会」の詳細な内容についてはH. Pを参照。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kenko/fukushi/carenet/koreshamimamori/arikatakentokai.html>)

2. 条例改正に係るあり方検討会、与党会派検討会の意見及び課題の整理

あり方検討会、与党会派検討会での条例改正に係る意見及び課題を次に整理する。

		意見及び課題
発 災 前	名簿の作成・活用、計画作成について	1. 要配慮者避難支援は「避難行動支援」と「避難生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的であるが、在宅避難を含めた避難生活支援の取り組みが制度的に不十分である。
		2. 災害関連死の防止義務、要配慮者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要配慮者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。
		3. 「要配慮者台帳」の活用先が制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い
		4. 要配慮者が提供した情報が、どの提供先にどのような対策に活かされているのか、要配慮者へのフィードバックがないと、不安を増幅させ、名簿提供に賛同したメリットがわかりにくくなっている。要配慮者本人への要配慮者名簿の提供状況の告知を徹底する必要がある。
		5. 難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活の困難が予想される「重点対象者」の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。少なくとも、地域に「重点対象者」が何人いるかぐらいは公表しておく。
		6. 地域にどのような状態の方が何人おられるか人数把握をする。
		7. 要配慮者リストから65歳以上70歳未満の元気な方は外してもよいのではないか
		8. 要援護者に、外国人を入れる
		9. 認知症や精神障害者の方も対象とする。
		10. 要配慮者の定義は、できるだけ広く漏れがないようにというご指摘があった。あり方検討会でも定義自体は広くあってもいいけれども、台帳の作成や公的な支援の対象者はできるだけ狭くしておいたほうがいいという議論があった。公的な支援が行き届く範囲や地域の方の協力も限られているので、できるだけ狭くしたほうがいいのではないか
		11. 今条例の中にはかなり細かく規定されていることが多い、そこが名簿作成、台帳作成が進まない要因ではないかと考えます。当事者にとって細かく規定され、いろいろと言わないといけないとなると不安や、警戒する気持ちも生まれると思います。つくる側の地域団体や支援者にとっても負担がふえると考えます。地域の特性もあるので、条例はもう少しやわらかく、大ざっぱに、柔軟に台帳作成なり計画がつけられるようにしてはと考えます。
	福祉避難	12. 福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要

		意見及び課題
所等について		13. 福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要
		14. 基幹福祉避難所は市内21か所では不十分である
		15. 一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。
		16. 地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、施設の開設、保健福祉の専門知識を持った人員、付き添い等、対応する人員の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応は難しい。地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できないか。
		17. 福祉避難所のあり方が条例後変わってきていますから、そのあたりの位置づけ等を明記する。
		18. 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決めておく。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提である。
共助による要援護者支援の取り組みの推進		19. 各地域、団体でいろいろ取り組まれているが、思うようにいっていない。今後、要援護者、援護者含めて、両方が急がないといかんといいのを持っていただくにはどういったことを推進していったらいいのか。
		20. 市内の要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の避難確保計画（水防法で規定）の作成率が低い。作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。また、施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな防災計画を立てることが求められており、統一性がない。
		21. 風水害に備えた要援護者の支援を考えたときに、水防法との絡みとか個別支援のあり方、そういった関連性も条例に盛り込む。
		22. 災害対策基本法では、個別支援計画は、要配慮者への義務づけにはなっていないのか？条例では、要援護者支援団体がつくる支援計画についての明記はある。国のほうで、計画をつくりなさいということなら、数字は上げたほうがいいでしょうし、それを後押しできるような条例であればなおいいと思う。
		23. 地域において、防コミの活動の中で災害時要配慮者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。
		24. 介護保険のケアプランや障害者の支援計画に、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく。
		25. 日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上を図る。
		26. 要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定を行う。
		27. 避難支援のためケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討する。
		28. 個別支援計画として、要援護者の所在マップの作成を行う。

		意見及び課題
		29. 別個に、障害者、高齢者、それぞれケアプランを持っているので、ケアプランに災害なり非常時のときの支援の仕方を明記するだけでもいいんじゃないか、それを避難計画と位置づけるのはどうか。
発 災 後	名簿提供 基準につ いて	30. 緊急時における、「要配慮者台帳」「要配慮者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。 災対法 49 条の 11 第 3 項 「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」
条 文	用語につ いて	31. 第 2 条の要援護者の定義。第 7 条の個人情報収集の対象者というところを、災害対策基本法にある程度合わせていく必要がある。現実的な状態に近づけていく。
		32. 対象者の範囲、2 条、7 条の見直し。
		33. 第 16 条以降の福祉避難所等の文言整理、緊急避難場所、避難所、基幹福祉避難所、福祉避難所の定義。必要な環境整備とか備品とか、受け入れ体制なども明記していく。
		34. 議員提案条例には必ず財政措置を明記しているので、市の責務として財政措置を講じることを明記する。

4. 条例の改正検討作業の経過記録

条例の改正検討作業を次のように行った。

	日 時	識者検討会	党内検討	市担当課協議	与党会派
令和元年					
	9月27日(金) 17:00～18:30			第1回(上田部長、吉村課長)(沖久議員)	
	10月5日(土) 14:00～18:30	大西先生と打合せ			
	10月7日(月) 16:20～17:00		吉田議員、沖久議員と打合せ		
	10月8日(火) 15:00～16:00	山崎先生と打合せ			
	10月14日(月) 15:00～16:00	桜井氏と打合せ (大西先生)			
	10月16日(水) 10:00～12:00	木作先生と打合せ (大西先生)			
1	10月28日(月) 14:00～16:00		沖久議員と打合せ (大西先生)		
2	10月31日(木) 15:00～17:00	第1回 桜井氏、大西氏、 山崎氏、木作氏			
3	11月5日(火) 17:35～18:15		沖久議員と打合せ		
4	11月14日(木) 15:00～17:30	第2回 桜井氏、大西氏、 山崎氏			
5	11月22日(金) 14:00～16:00	大西氏、山崎氏		保健福祉局、 危機管理室	第1回 勉強会
6	12月4日(水) 16:30～18:30	第3回 桜井氏、大西氏、 山崎氏			
令和2年					
	1月14日(火) 13:30～15:30		沖久議員と打合せ		
7	1月28日(火) 13:00～15:00	第4回 桜井氏、大西氏、 山崎氏、木作氏			
8	2月4日(火) 13:00～15:00	第5回 大西氏、山崎氏、			
9	2月10日(月) 10:00～11:00				与党会派打合せ 山口議員、沖久議員、 大西氏
10	2月24日(月) 13:30～15:30	第6回 桜井氏、大西氏、 山崎氏、木作氏、 沖久議員			

	日 時	識者検討会	党内検討	市担当課協議	与党会派
11	4月9日(木) 14:00～15:30		沖久議員と打合せ		
12	4月10日(金) 15:00～16:30			第2回 (福祉局、危機管理 室、沖久議員)	

1. 党内検討 第2回（令和元年10月28日(月)）

「災害時要援護者避難支援条例」の対象者見直しと条例改正
作業スケジュール（案）

月 日	識者検討会	党内検討	市担当課協議	与党会派	市会
10月	事前 打合せ		9/27 説明を受ける		
	10/31 第1回検討会				
11月	第2回検討会 11/7 11/8 11/14			改正案や意見	
					11/22 勉強会・検討
12月	第2回検討会	改正案①			
					協議・検討
1月					改正 素案
					協議・検討（合意）
					条例改正案 決定
2月					運営委員会 議案説明 本会議上程
3月					常任委員会 審査、採択 本会議 採択

条文と関連する要援護者支援活動

条 例	支援活動等の内容
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p>	

条 例	支援活動等の内容
<p>(ウ) 都道府県, 指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほかこれらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ アからコまでに掲げる者のほか, 特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ, ふれあいのまちづくり協議会, 自治会, 地区民生委員・児童委員協議会, 消防団, 地域自立支援協議会その他の団体であつて市長が認めるものをいう。</p>	
<p>(市の基本的責務)</p> <p>第3条 市は, 第1条に規定する目的ののっとり, 要援護者に必要な配慮をし, 及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は, 要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り, 支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は, 要援護者を安全に避難させるため, 避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の支援体制整備の方策の推進 ・ 支援団体への支援 ・ 要援護者情報の共有、活用 ・ 要援護者情報伝達のための体制の整備
<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要援護者支援団体は, 地域の安全に関する知識及び技術を習得し, 市と協力して, 要援護者に係る情報の整理及び更新, 第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は, 市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う, 平常時における声かけ, 防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供, 避難誘導, 安否の確認及び避難生活の支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害及び要援護者支援についての学習 ・ 要援護者名簿の作成 ・ 支援計画の策定 ・ 平常時の見守り活動 ・ 要援護者を交えた避難訓練 ・ 災害時の安否確認 ・ 災害時の避難誘導 ・ 避難生活の支援
<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は, 第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに, 地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者支援活動への協力 ・ 要援護者支援団体との連携
<p>(要援護者の役割)</p> <p>第6条 要援護者は, 自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに, 災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供, 近隣との交流, 円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の耐震化、家具固定 ・ 平常時の地域活動への参加 ・ 要援護者名簿の作成の協力 ・ 避難支援計画の参加協力 ・ 避難訓練への積極的な参加

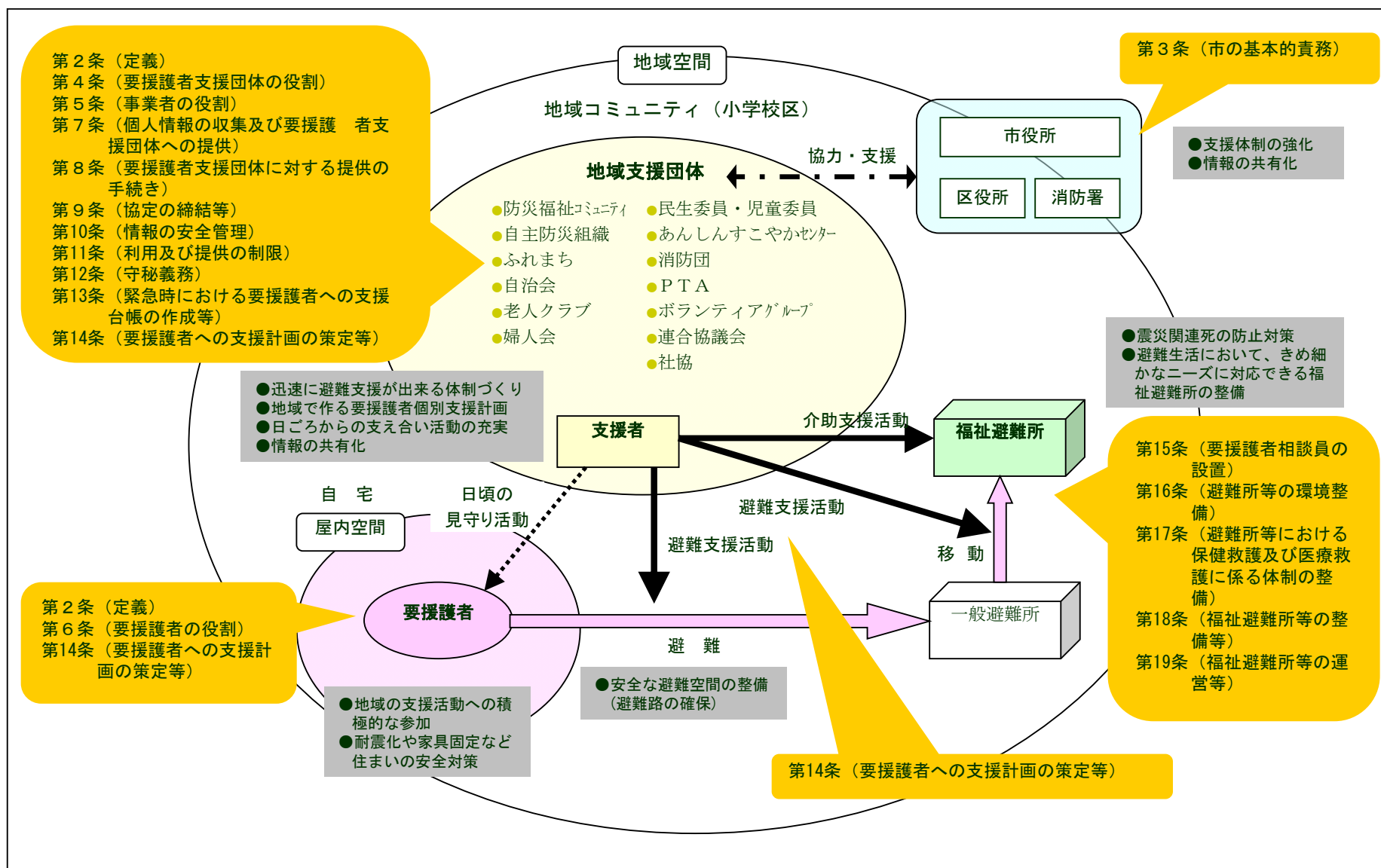
条 例	支援活動等の内容
<p>(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿の作成 ・ 支援団体との要援護者名簿の共有 ・ 要援護者名簿作成のルールづくり
<p>(要援護者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿提供のためのルールづくり
<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿提供のためのルールづくり

条 例	支援活動等の内容
<p>(1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要援護者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p>	
<p>(情報の安全管理)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿管理のためのルールづくり
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿管理のためのルールづくり
<p>(守秘義務)</p> <p>第12条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿管理のためのルールづくり
<p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の支援者台帳の作成
<p>(要援護者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条 要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要援護者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域による支援計画の作成 ・ 要援護者の事前の備え ・ 避難所への避難経路 ・ 避難所の運営における配慮

条 例	支援活動等の内容
<p>じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居, 自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか, 要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は, 地域において要援護者支援団体が複数あるときは, これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要援護者支援団体会議」という。)を設置し, 及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は, 次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために, 予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p> <p>5 要援護者は, 要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては, 要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援団体間の支援活動についての情報の共有 ・ 支援計画作成をサポートする専門家派遣 ・ 要援護者の支援計画への協力
<p>(要援護者相談員の設置)</p> <p>第15条 市長は, 災害時においては, 次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか, 災害時に必要となる事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の要援護者相談員の設置 <p style="color: red;">? どこに配置?</p>
<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第16条 市長は, 避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間, 安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し, 神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに, 前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の整備 ・ 必要品の備蓄 ・ 要援護者相談員その他の関係者への研修
<p>(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備)</p> <p>第17条 市長は, 避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため, 関係機関と連携し, 地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における医療関係機関との協力体制づくり
<p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第18条 市長は, 福祉避難所を整備し, 神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに, 要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の設備及び受入体制の事前準備

条 例	支援活動等の内容
<p>とする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>	
<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第19条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の運営マニュアルの作成 ・関係機関との協力体制づくり

図 条文と地域の要援護者支援活動との関係



No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
1	要援護者避難支援は「行動支援」と「生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的だが、近年の風水害被害の頻発から、前者の観点から「避難情報見直し」や「事前避難」に注目が集まるなど、地域の役割が「避難所へ到達するまで」で終結してしまい、在宅避難を含めた被災者生活支援への取り組みが制度的に不十分である。	災害発生後の安否確認などの「 <u>アセスメント制度</u> 」の確立、要援護者への配慮を義務づける。これで、支援団体への情報提供や在宅被災者への支援も容易になる。(山崎) 1. 前文などで、条例の目的として明記し、災害福祉備蓄計画などの必要性を明記する 2. 一般避難所運営管理マニュアルなどにおける要援護者対応についても、検証する	1. 在宅避難者の現状は十分に知られておらず、支援の在り方を検討し、条例案にフィードバックする必要がある 2. 「個別備蓄」の算定手法やニーズ把握方法を検討する	前文など	大西、竹葉 (山崎)
2	名簿作りが目的化して、名簿の重層化、並列化が起こっている	他の名簿との統一や読替えが必要。総合的な支援制度への昇華。(山崎) 名簿情報をもとに、要援護者の個別性に着目して、個別的に必要な生活用品や医療ケア用品を把握し、避難所ごとの避難者に対応した備蓄計画につなげる、福祉避難所の備蓄計画などにも活用できる。	ドラッグストアの数はコンビニか郵便局よりも多いらしい。ドラッグストアとの連携を考えたかどうか。ドラッグストアの業界なら、知っている人がいます。(山崎)		大西 (山崎)
3	条例の成果である「避難行動支援者名簿」の活用先が大きく制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い	第三者提供についても本人同意が不要な場合の範囲を拡大する。同意内容の包括化。(山崎) 名簿の庁内での利活用について、明確な基準を設けて運用できるように改正し、地域の協力者に無駄な作業を増やさないように対応する			大西 (山崎)
4	「避難生活支援者」の役割と確保の必要性を明確に位置付ける	高齢者や障がい者のために、介護保険や障害者総合支援法で日常的に作成される「個別支援計画」を災害に役立てる「マイプラン」の作成を進める。	「 <u>マイプラン</u> 」の作成につき、介護保険制度上、点数として付加できるようにする。(山崎)		大西 (山崎)
5	災害時ケアプランの作成が進み始めたが、正しい防災知識を持ってケアプランを作成できる専門員が少ない。				木作
6	要援護者名簿に登載を承諾した当事者への、名簿活用状況に関する「知る権利」が保障されておらず、どのような対策に、名簿が生かされているのか、名簿提供先の情報についても、要援護者へのフィードバックがないと、いたずらに不安を増幅させ、名簿提供に賛同した要援護者側のメリットがわかりにくくなっている。	当事者への要援護者名簿の提供状況の告知を、同意をとる以上に徹底する	毎年ごとに名簿の作成ならびに活用状況について区や地区ごとに「 <u>報告書</u> 」の作成を義務づける。(山崎)		大西 (山崎)
7	名簿の活用例が少なく、当事者にも、支援者にも記憶が薄れている。名簿情報の更新が進まず、実態との乖離が生じている 防災訓練を消防団主体に行ってもらいと、名簿の実態とのずれが把握できるので、何とかならないか	事前避難準備情報など「レベル3」が頻繁に出される時代になり、実際に被害が出る前に避難することも増えているので、レベル3でも名簿を積極的に活用して、居住の実態と照合する機会を増やす。	地域の現場で収集した要援護者の居住実態を、名簿更新の機会として反映させる仕組みづくりを明記する。 レベル3でも外部提供が可能になるように、 <u>条例の条文ならびに運用マニュアルを見直す</u> 。(山崎)		大西 (山崎)
8	難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活が困難が予想される「重点対象者」の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。	個人情報に留意して、匿名化しながらも、中小規模災害における名簿活用技術のトレーニングに取り組む	少なくとも、地域に「 <u>重点対象者</u> 」が何人いるかぐらいは公表しておく。その他、外国人、妊産婦や乳幼児についても同様。(山崎)		大西 (山崎)
9	地域福祉センター(191ヶ所)を「福祉避難所」に指定しているが、空間的、管理運営的、設備的に要援護者への対応が進んでいるわけではなく、場所の提供くらいしかできていない	正規の「福祉避難所」指定ではなく、「 <u>地域福祉避難所</u> 」のように、別の名称として区別する。 大勢が雑居する体育館と比べて、環境調整が行き届き、小規模ゆえに避難者同士で助け合いながら落ち着いて避難生活ができる事例もあるので、空間的特徴を生かした、福祉的配慮ができる避難空間として新たに位置づける	基本的には、一般の避難所でも要援護者を受け入れることができるようにする。「 <u>避難所のユニバーサルデザイン化</u> 」(山崎)	正規の「福祉避難所」指定と、「 <u>福祉的機能を備えた避難所</u> 」についても規定する(竹葉)	大西 (山崎) (竹葉)

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
10	レベル3で事前の避難を推奨しているため、風水害などでは早めに避難を呼びかける一方で、福祉避難所では避難者が来る前から災害モードに入って受け入れ態勢を整えなければならないが、現実の被害が出ないまま終息した場合に、受け入れ予定の施設が負担した人件費などの開設費用を、行政が支払う根拠が限られるため、受け入れ側負担となる事態が想定される。こうした事態は、要援護者避難支援の観点からは、持続性に欠けるものであり、避難所となる施設側における「災害発生の様子見」を常態化させるおそれをはらんでいる。	災害規模が巨大化せず、救助法適用が見送られ、災害時生そのものが幸運にも回避された場合でも、これを訓練と位置付けて、かかった費用を支払う根拠となる条文を付加しておく。 民間保険の活用を検討する。内容は以下の通り。(山崎) 災害救助法が適用されない災害であっても、「防災・減災費用保険」(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)があり、自然災害の被害防止のために地方自治体が「避難指示・避難勧告の発令」、「避難準備情報の発表」を行った場合に負担する避難所の開設費用、配付する食料・飲料水等の費用を保険金で負担できる。	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られくない事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)		大西 (山崎)
11	民生委員をはじめ、避難行動支援に従事する地域の多くの有志等が、要援護者支援に伴って災害に巻き込まれたり事故を起こした時の保障制度が不十分であり、消防団との違いが大きい。また、第三者である要援護者に損害を与えたときの、過失認定など法的責任があいまいなまま、地域の善意のつながりに依存して避難行動支援者としての登録が進んでいる。	民生委員では社協のボランティア保険など加入する程度だが、任意加入であり、要援護者との避難途中で、支援者も含めて被災した場合などの、死亡障害保障は大きくないので、消防団並みの手厚い保障が迅速に行われるように改善すべき 保険料の公共負担が可能となるよう、地域の支援者の事前登録を進めるほか、イベント保険的な仕組みで、損害を受けた参加者の損害を匿名でも保証できる保険制度も開発する、	保険は災害特約で免責となる場合も多いので、各種保険制度の補償内容を精査し、保障内容に過不足がないように留意。活動中に第三者に損害を与えた場合などの個人賠償責任保障も充実させる。 東京都豊島区の制度を参照する。避難支援者については区の費用で損害賠償保険に加入。あるいは、避難支援者について、公務災害制度上は「みなし公務員」として取り扱う。(山崎)		大西 (山崎)
12	緊急時における、「要援護者台帳」「要援護者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。	緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。	まだ、地域において「要援護者台帳」が提供できていない状況では、緊急時における情報提供でカバーするしかない。		山崎
13	災害対策基本法の法改正前に制定されたので、災対法にある関連規程の反映ができていない。	災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。 災対法の条文の中には、個人情報の提供を妨げる条項もあるので、そこは反映しない。 災対法49条の11第3項 「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」			山崎
14	水害や土砂災害のリスクがある福祉施設における避難確保計画がテンプレートの穴埋め状態であり、実情に合った避難確保計画になっていない。	福祉施設間の調整会議等を実施し、互いの状況把握や協力体制について話し合う。 防災マニュアルが既にある場合は、防災マニュアルを基本に、抜けている事項について整理するなど。			木作
15	福祉施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画を立てることを求められており、統一性がない。	それぞれのマニュアル等の重要事項の整理			木作
16	神戸市内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は●●%である。さらなる作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。	市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていく。	要配慮者利用施設の防災計画の担当課と協議が必要	(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 5 市は、神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等の策定の支援に努めるものとする。	竹葉

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
17	昨年度の大阪府北部地震において、高槻市で要援護者名簿を用いた安否確認を行わなかったと報道され問題となった(実情は、自主防等を通して安否確認をしており、集約できていなかった)。報道によって、事後に使うリストという印象を与えているが、本来は事前対策から活用すべき。	要援護者名簿活用例を具体的に示す。	要援護者名簿のみでなく、サービス利用者名簿や地域包括支援センターの問い合わせ一覧、自治会や民生委員による独自の把握情報などの利用方法についても合わせて検討する。 <u>地域の福祉関係者が集まって各自の名簿の名寄せ作業を行うだけでも地域のある程度の要援護者が把握でき、名簿が出来上がるのではないかと。</u> <u>防コミの要援護者支援活動が立ち上がっていない地域でも、福祉関係者が集まりワークショップをして名簿作成は推進すべき(竹葉)</u>		木作 (竹葉)
18	熊本地震において、在宅被災者である高齢の方の支援が必要と考え訪問すると、障害のある息子・娘がおり、対応に苦慮した例がある。要配慮者個人についての名簿があっても、世帯としての対応が出来ていない。				木作
19	臨時情報発表時の対応について、自治体でも要配慮者支援のあり方を検討出来ていない。(兵庫県では関係ないが・・・)				木作
20	福祉避難所にもレベル感が大きく異なる。福祉避難室的なものなのか、入所に近い扱いなのか曖昧なまま協定締結のみが進んでいる、	障害者の作業所や公民館、学校の一画のような、すぐに支援者による援助が得られる可能性が低い場所は「福祉避難室」と名称を区別する。	とはいえ、特養などの入居施設で手厚い援助を得られるかといえ、そうではないことも十分に周知をする必要がある。		木作
21	災害後の安否確認は、施設入居者や平時からの福祉サービス利用者は比較的行われるが、介護認定があったり、障害者手帳を保持しているが自立生活が出来ている方へのアプローチが出来ていない。平時は問題なく生活していても、災害時に環境が変わることで生活出来なくなる方もいることが想像されるため、そういった層への安否確認(ニーズ調査も含めて)を行うことが重要。	名簿の中でも、サービスを受けている人、受けていない人で分類できるようにする。それぞれの組織(少なくとも、自治体の高齢福祉課、障害福祉課、保健所、地域包括支援センター等)が持つ名簿を容易に突合できるようなシステムにする。			木作
22	災害対策基本法での呼称である「要配慮者」に置き換える必要があるのではないか	法律との整合性		前文を含め全文に渡る	櫻井
23	第2条(1)オ を65才から70才または、75才にしてはどうか	健康寿命との整合性を図る	70才なのか75才なのかエビデンスが必王	2条(1)オ	櫻井
24	外国人が多くなっている現状から、定住型と一時滞在型に分けて 要配慮に入れる必要がある			2条(1) 関連	櫻井
25	避難が自宅などの垂直避難も考えられることから、支援計画の策定の中に、避難場所について記載する必要がある			14条	櫻井

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
26	災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの 災害派遣福祉チームについて記載する必要性			5章	櫻井
27	災害の事前準備段階・避難行動段階・避難所段階・福祉避難所段階など時系列にそった施策、役割分担などを整理して条文にしておく必要があるのではないか		行動支援の名簿、被災者台帳	全体	櫻井
28	市内の防災福祉コミュニティ191地区の内、72地区(H30年度現在)で災害時要援護者支援の取り組みが行われている。38%ほどでまだまだ進んでいるとは言えない状況である。地域においては、防コミの活動の中で災害時要援護者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。	地域の要援護者支援計画の上位にあたる災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に災害時要援護者の支援計画を盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むのではないかと 防コミの活動の一環として「地区防災計画の策定」を位置づけ、全191地区が策定できるよう市が支援していく。	地区防災計画策定の担当課と協議が必要	(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 4 市は、地域に対し、援護者への支援計画のもととなる法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。	竹葉
29		事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため		(財政上の措置) 第●●条 市は、災害時要援護者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	竹葉
30		議員提案条例の性格上、施策の状況や進捗を把握、評価し、市会として事業推進を支援するため		(市会への報告) 第●●条 市長は、毎年、災害時要援護者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。	竹葉
31		災害への対応の変化やそれに伴う国等の施策方針、法改正及び市の災害時要援護者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため		附則(検討) 市は、この条例の施行後4年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。	竹葉

2. 識者検討会 第1回（令和元年10月31日(木)）

「災害時要援護者避難支援条例」の対象者見直しと条例改正 作業スケジュール（案）

月 日	識者検討会	党内検討	市担当課協議	与党会派	市会
10月	事前 打合せ		9/27 説明を受ける		
	10/31 第1回検討会				
11月	第2回検討会 11/7 11/8 11/14			改正案や意見	
					11/22 勉強会・検討
12月	第2回検討会	改正案①			
					協議・検討
1月					改正 素案
					協議・検討（合意）
					条例改正案 決定
2月					運営委員会 議案説明 本会議上程
3月					常任委員会 審査、採択 本会議 採択

条文と関連する要援護者支援活動

条 例	支援活動等の内容
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p>	

条 例	支援活動等の内容
<p>(ウ) 都道府県, 指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほかこれらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ アからコまでに掲げる者のほか, 特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ, ふれあいのまちづくり協議会, 自治会, 地区民生委員・児童委員協議会, 消防団, 地域自立支援協議会その他の団体であつて市長が認めるものをいう。</p>	
<p>(市の基本的責務)</p> <p>第3条 市は, 第1条に規定する目的ののっとり, 要援護者に必要な配慮をし, 及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は, 要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り, 支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は, 要援護者を安全に避難させるため, 避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の支援体制整備の方策の推進 ・ 支援団体への支援 ・ 要援護者情報の共有、活用 ・ 要援護者情報伝達のための体制の整備
<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要援護者支援団体は, 地域の安全に関する知識及び技術を習得し, 市と協力して, 要援護者に係る情報の整理及び更新, 第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は, 市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う, 平常時における声かけ, 防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供, 避難誘導, 安否の確認及び避難生活の支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害及び要援護者支援についての学習 ・ 要援護者名簿の作成 ・ 支援計画の策定 ・ 平常時の見守り活動 ・ 要援護者を交えた避難訓練 ・ 災害時の安否確認 ・ 災害時の避難誘導 ・ 避難生活の支援
<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は, 第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに, 地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者支援活動への協力 ・ 要援護者支援団体との連携
<p>(要援護者の役割)</p> <p>第6条 要援護者は, 自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに, 災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供, 近隣との交流, 円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の耐震化、家具固定 ・ 平常時の地域活動への参加 ・ 要援護者名簿の作成の協力 ・ 避難支援計画の参加協力 ・ 避難訓練への積極的な参加

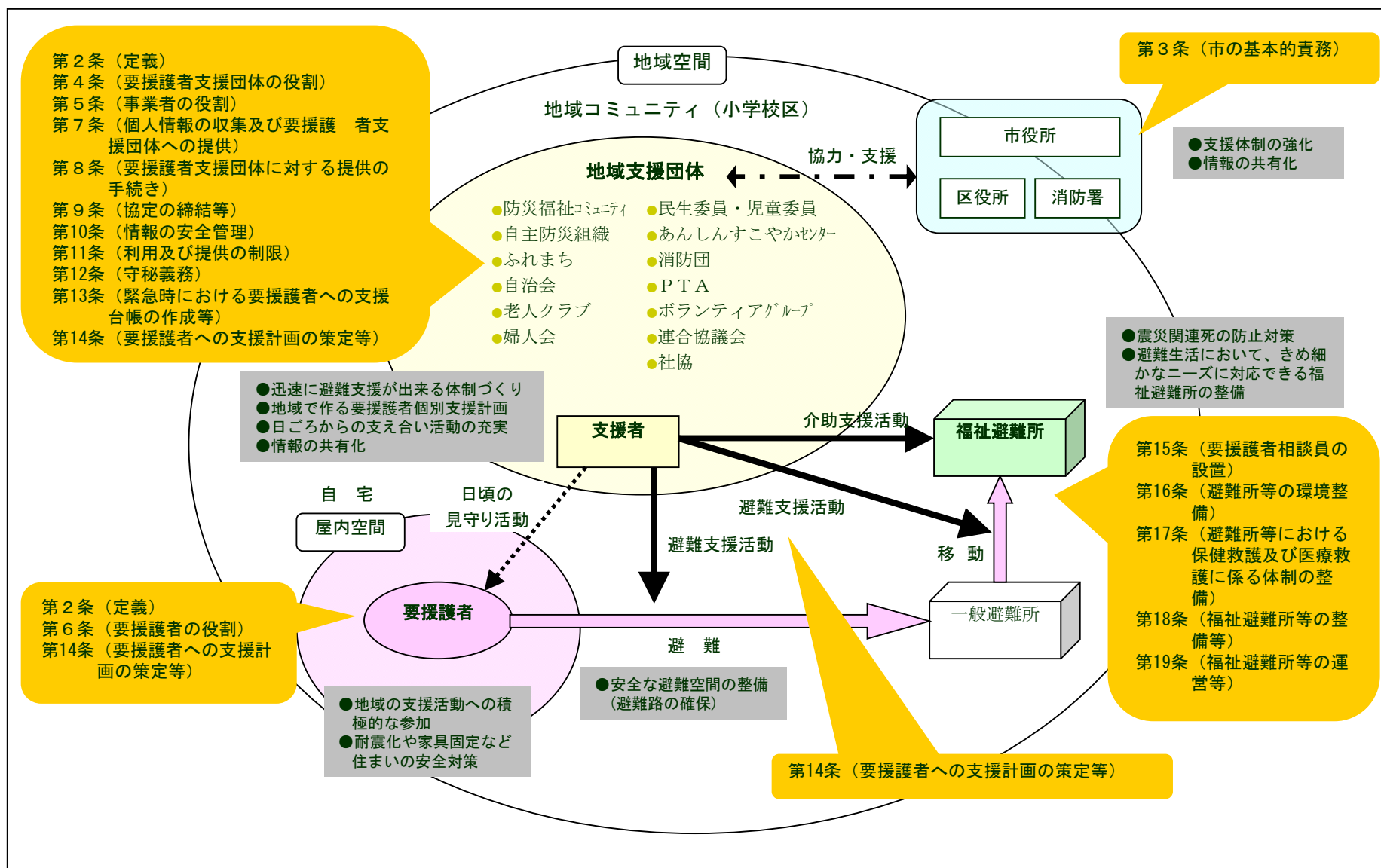
条 例	支援活動等の内容
<p>(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿の作成 ・ 支援団体との要援護者名簿の共有 ・ 要援護者名簿作成のルールづくり
<p>(要援護者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿提供のためのルールづくり
<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿提供のためのルールづくり

条 例	支援活動等の内容
<p>(1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要援護者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p>	
<p>(情報の安全管理)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿管理のためのルールづくり
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿管理のためのルールづくり
<p>(守秘義務)</p> <p>第12条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者名簿管理のためのルールづくり
<p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の支援者台帳の作成
<p>(要援護者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条 要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要援護者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域による支援計画の作成 ・ 要援護者の事前の備え ・ 避難所への避難経路 ・ 避難所の運営における配慮

条 例	支援活動等の内容
<p>じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居, 自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか, 要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は, 地域において要援護者支援団体が複数あるときは, これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要援護者支援団体会議」という。)を設置し, 及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は, 次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために, 予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p> <p>5 要援護者は, 要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては, 要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援団体間の支援活動についての情報の共有 ・ 支援計画作成をサポートする専門家派遣 ・ 要援護者の支援計画への協力
<p>(要援護者相談員の設置)</p> <p>第15条 市長は, 災害時においては, 次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか, 災害時に必要となる事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の要援護者相談員の設置 <p style="color: red;">? どこに配置?</p>
<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第16条 市長は, 避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間, 安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し, 神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに, 前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の整備 ・ 必要品の備蓄 ・ 要援護者相談員その他の関係者への研修
<p>(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備)</p> <p>第17条 市長は, 避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため, 関係機関と連携し, 地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における医療関係機関との協力体制づくり
<p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第18条 市長は, 福祉避難所を整備し, 神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに, 要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の設備及び受入体制の事前準備

条 例	支援活動等の内容
<p>とする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>	
<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第19条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の運営マニュアルの作成 ・ 関係機関との協力体制づくり

図 条文と地域の要援護者支援活動との関係



No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
1	要援護者避難支援は「行動支援」と「生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的だが、近年の風水害被害の頻発から、前者の観点から「避難情報見直し」や「事前避難」に注目が集まるなど、地域の役割が「避難所へ到達するまで」で終結してしまい、在宅避難を含めた被災者生活支援への取り組みが制度的に不十分である。	災害発生後の安否確認などの「 <u>アセスメント制度</u> 」の確立、要援護者への配慮を義務づける。これで、支援団体への情報提供や在宅被災者への支援も容易になる。(山崎) 1. 前文などで、条例の目的として明記し、災害福祉備蓄計画などの必要性を明記する 2. 一般避難所運営管理マニュアルなどにおける要援護者対応についても、検証する	1. 在宅避難者の現状は十分に知られておらず、支援の在り方を検討し、条例案にフィードバックする必要がある 2. 「個別備蓄」の算定手法やニーズ把握方法を検討する	前文など	大西、竹葉 (山崎)
2	名簿作りが目的化して、名簿の重層化、並列化が起こっている	他の名簿との統一や読替えが必要。総合的な支援制度への昇華。(山崎) 名簿情報をもとに、要援護者の個別性に着目して、個別的に必要な生活用品や医療ケア用品を把握し、避難所ごとの避難者に対応した備蓄計画につなげる、福祉避難所の備蓄計画などにも活用できる。	ドラッグストアの数はコンビニか郵便局よりも多いらしい。ドラッグストアとの連携を考えたかどうか。ドラッグストアの業界なら、知っている人がいます。(山崎)		大西 (山崎)
3	条例の成果である「避難行動支援者名簿」の活用先が大きく制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い	第三者提供についても本人同意が不要な場合の範囲を拡大する。同意内容の包括化。(山崎) 名簿の庁内での利活用について、明確な基準を設けて運用できるように改正し、地域の協力者に無駄な作業を増やさないように対応する			大西 (山崎)
4	「避難生活支援者」の役割と確保の必要性を明確に位置付ける	高齢者や障がい者のために、介護保険や障害者総合支援法で日常的に作成される「個別支援計画」を災害に役立てる「マイプラン」の作成を進める。	「 <u>マイプラン</u> 」の作成につき、介護保険制度上、点数として付加できるようにする。(山崎)		大西 (山崎)
5	災害時ケアプランの作成が進み始めたが、正しい防災知識を持ってケアプランを作成できる専門員が少ない。				木作
6	要援護者名簿に登載を承諾した当事者への、名簿活用状況に関する「知る権利」が保障されておらず、どのような対策に、名簿が生かされているのか、名簿提供先の情報についても、要援護者へのフィードバックがないと、いたずらに不安を増幅させ、名簿提供に賛同した要援護者側のメリットがわかりにくくなっている。	当事者への要援護者名簿の提供状況の告知を、同意をとる以上に徹底する	毎年ごとに名簿の作成ならびに活用状況について区や地区ごとに「 <u>報告書</u> 」の作成を義務づける。(山崎)		大西 (山崎)
7	名簿の活用例が少なく、当事者にも、支援者にも記憶が薄れている。名簿情報の更新が進まず、実態との乖離が生じている 防災訓練を消防団主体に行ってもらいと、名簿の実態とのずれが把握できるので、何とかならないか	事前避難準備情報など「レベル3」が頻繁に出される時代になり、実際に被害が出る前に避難することも増えているので、レベル3でも名簿を積極的に活用して、居住の実態と照合する機会を増やす。	地域の現場で収集した要援護者の居住実態を、名簿更新の機会として反映させる仕組みづくりを明記する。 レベル3でも外部提供が可能になるように、条例の条文ならびに運用マニュアルを見直す。(山崎)		大西 (山崎)
8	難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活が困難が予想される「重点対象者」の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。	個人情報に留意して、匿名化しながらも、中小規模災害における名簿活用技術のトレーニングに取り組む	少なくとも、地域に「 <u>重点対象者</u> 」が何人いるかぐらいは公表しておく。その他、外国人、妊産婦や乳幼児についても同様。(山崎)		大西 (山崎)
9	地域福祉センター(191ヶ所)を「福祉避難所」に指定しているが、空間的、管理運営的、設備的に要援護者への対応が進んでいるわけではなく、場所の提供くらいしかできていない	正規の「福祉避難所」指定ではなく、「 <u>地域福祉避難所</u> 」のように、別の名称として区別する。 大勢が雑居する体育館と比べて、環境調整が行き届き、小規模ゆえに避難者同士で助け合いながら落ち着いて避難生活ができる事例もあるので、空間的特徴を生かした、福祉的配慮ができる避難空間として新たに位置づける	基本的には、一般の避難所でも要援護者を受け入れることができるようにする。「 <u>避難所のユニバーサルデザイン化</u> 」(山崎)	正規の「福祉避難所」指定と、「 <u>福祉的機能を備えた避難所</u> 」についても規定する(竹葉)	大西 (山崎) (竹葉)

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
10	レベル3で事前の避難を推奨しているため、風水害などでは早めに避難を呼びかける一方で、福祉避難所では避難者が来る前から災害モードに入って受け入れ態勢を整えなければならないが、現実の被害が出ないまま終息した場合に、受け入れ予定の施設が負担した人件費などの開設費用を、行政が支払う根拠が限られるため、受け入れ側負担となる事態が想定される。こうした事態は、要援護者避難支援の観点からは、持続性に欠けるものであり、避難所となる施設側における「災害発生の様子見」を常態化させるおそれをはらんでいる。	災害規模が巨大化せず、救助法適用が見送られ、災害時生そのものが幸運にも回避された場合でも、これを訓練と位置付けて、かかった費用を支払う根拠となる条文を付加しておく。 民間保険の活用を検討する。内容は以下の通り。(山崎) 災害救助法が適用されない災害であっても、「防災・減災費用保険」(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)があり、自然災害の被害防止のために地方自治体が「避難指示・避難勧告の発令」、「避難準備情報の発表」を行った場合に負担する避難所の開設費用、配付する食料・飲料水等の費用を保険金で負担できる。	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られくない事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)		大西 (山崎)
11	民生委員をはじめ、避難行動支援に従事する地域の多くの有志等が、要援護者支援に伴って災害に巻き込まれたり事故を起こした時の保障制度が不十分であり、消防団との違いが大きい。また、第三者である要援護者に損害を与えたときの、過失認定など法的責任があいまいなまま、地域の善意のつながりに依存して避難行動支援者としての登録が進んでいる。	民生委員では社協のボランティア保険など加入する程度だが、任意加入であり、要援護者との避難途中で、支援者も含めて被災した場合などの、死亡障害保障は大きくないので、消防団並みの手厚い保障が迅速に行われるように改善すべき 保険料の公共負担が可能となるよう、地域の支援者の事前登録を進めるほか、イベント保険的な仕組みで、損害を受けた参加者の損害を匿名でも保証できる保険制度も開発する、	保険は災害特約で免責となる場合も多いので、各種保険制度の補償内容を精査し、保障内容に過不足がないように留意。活動中に第三者に損害を与えた場合などの個人賠償責任保障も充実させる。 東京都豊島区の制度を参照する。避難支援者については区の費用で損害賠償保険に加入。あるいは、避難支援者について、公務災害制度上は「みなし公務員」として取り扱う。(山崎)		大西 (山崎)
12	緊急時における、「要援護者台帳」「要援護者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。	緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。	まだ、地域において「要援護者台帳」が提供できていない状況では、緊急時における情報提供でカバーするしかない。		山崎
13	災害対策基本法の法改正前に制定されたので、災対法にある関連規程の反映ができていない。	災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。 災対法の条文の中には、個人情報の提供を妨げる条項もあるので、そこは反映しない。 災対法49条の11第3項 「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」			山崎
14	水害や土砂災害のリスクがある福祉施設における避難確保計画がテンプレートの穴埋め状態であり、実情に合った避難確保計画になっていない。	福祉施設間の調整会議等を実施し、互いの状況把握や協力体制について話し合う。 防災マニュアルが既にある場合は、防災マニュアルを基本に、抜けている事項について整理するなど。			木作
15	福祉施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画を立てることを求められており、統一性がない。	それぞれのマニュアル等の重要事項の整理			木作
16	神戸市内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は●●%である。さらなる作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。	市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていく。	要配慮者利用施設の防災計画の担当課と協議が必要	(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 5 市は、神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等の策定の支援に努めるものとする。	竹葉

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
17	昨年度の大阪府北部地震において、高槻市で要援護者名簿を用いた安否確認を行わなかったと報道され問題となった(実情は、自主防等を通して安否確認をしており、集約できていなかった)。報道によって、事後に使うリストという印象を与えているが、本来は事前対策から活用すべき。	要援護者名簿活用例を具体的に示す。	要援護者名簿のみでなく、サービス利用者名簿や地域包括支援センターの問い合わせ一覧、自治会や民生委員による独自の把握情報などの利用方法についても合わせて検討する。 <u>地域の福祉関係者が集まって各自の名簿の名寄せ作業を行うだけでも地域のある程度の要援護者が把握でき、名簿が出来上がるのではないかと。</u> <u>防コミの要援護者支援活動が立ち上がっていない地域でも、福祉関係者が集まりワークショップをして名簿作成は推進すべき(竹葉)</u>		木作 (竹葉)
18	熊本地震において、在宅被災者である高齢の方の支援が必要と考え訪問すると、障害のある息子・娘がおり、対応に苦慮した例がある。要配慮者個人についての名簿があっても、世帯としての対応が出来ていない。				木作
19	臨時情報発表時の対応について、自治体でも要配慮者支援のあり方を検討出来ていない。(兵庫県では関係ないが・・・)				木作
20	福祉避難所にもレベル感が大きく異なる。福祉避難室的なものなのか、入所に近い扱いなのか曖昧なまま協定締結のみが進んでいる、	障害者の作業所や公民館、学校の一面のような、すぐに支援者による援助が得られる可能性が低い場所は「福祉避難室」と名称を区別する。	とはいえ、特養などの入居施設で手厚い援助を得られるかといえ、そうではないことも十分に周知をする必要がある。		木作
21	災害後の安否確認は、施設入居者や平時からの福祉サービス利用者は比較的行われるが、介護認定があったり、障害者手帳を保持しているが自立生活が出来ている方へのアプローチが出来ていない。平時は問題なく生活していても、災害時に環境が変わることで生活出来なくなる方もいることが想像されるため、そういった層への安否確認(ニーズ調査も含めて)を行うことが重要。	名簿の中でも、サービスを受けている人、受けていない人で分類できるようにする。それぞれの組織(少なくとも、自治体の高齢福祉課、障害福祉課、保健所、地域包括支援センター等)が持つ名簿を容易に突合できるようなシステムにする。			木作
22	災害対策基本法での呼称である「要配慮者」に置き換える必要があるのではないか	法律との整合性		前文を含め全文に渡る	櫻井
23	第2条(1)オ を65才から70才または、75才にしてはどうか	健康寿命との整合性を図る	70才なのか75才なのかエビデンスが必王	2条(1)オ	櫻井
24	外国人が多くなっている現状から、定住型と一時滞在型に分けて 要配慮に入れる必要がある			2条(1) 関連	櫻井
25	避難が自宅などの垂直避難も考えられることから、支援計画の策定の中に、避難場所について記載する必要がある			14条	櫻井

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文	提案の担当者
26	災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの 災害派遣福祉チームについて記載する必要性			5章	櫻井
27	災害の事前準備段階・避難行動段階・避難所段階・福祉避難所段階など時系列にそった施策、役割分担などを整理して条文にしておく必要があるのではないか		行動支援の名簿、被災者台帳	全体	櫻井
28	市内の防災福祉コミュニティ191地区の内、72地区(H30年度現在)で災害時要援護者支援の取り組みが行われている。38%ほどでまだまだ進んでいるとは言えない状況である。地域においては、防コミの活動の中で災害時要援護者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。	地域の要援護者支援計画の上位にあたる災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に災害時要援護者の支援計画を盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むのではないかと 防コミの活動の一環として「地区防災計画の策定」を位置づけ、全191地区が策定できるよう市が支援していく。	地区防災計画策定の担当課と協議が必要	(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 4 市は、地域に対し、援護者への支援計画のもととなる法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。	竹葉
29		事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため		(財政上の措置) 第●●条 市は、災害時要援護者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	竹葉
30		議員提案条例の性格上、施策の状況や進捗を把握、評価し、市会として事業推進を支援するため		(市会への報告) 第●●条 市長は、毎年、災害時要援護者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。	竹葉
31		災害への対応の変化やそれに伴う国等の施策方針、法改正及び市の災害時要援護者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため		附則(検討) 市は、この条例の施行後4年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。	竹葉

3. 党内検討 第3回（令和元年11月5日(火)）

「神戸市災害時要援護者支援条例」改正の与党会派検討会

第1回 与党会派検討会 2019年11月5日(火) 神戸市役所1号館 会議室
自由民主党：山口議員、しらくに議員(吉田議員欠席のため代理)
こうべ市民連合：川内議員、やの議員
公明党：沖久議員、堂下議員(欠席)
保健福祉局高齢福祉課・くらし支援課・障害者支援課 5名、危機管理室 2名

【市担当課より、災害時要援護者支援あり方検討会の説明】

○吉村 高齢福祉課の施設調整担当課長の吉村でございます。本日は勉強会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

私どもは、災害時要援護者支援あり方検討会というものを今年2月15日に第1回目を開催させていただいたんですけれども、保健福祉局といたしましては、条例が制定されてから、条例に基づく市民の方、団体さんへのリストとかいったものでの活動はやってまいりましたし、28年から9年にかけて、災害時に基幹福祉避難所となる施設を改めて神戸市の施策としてスタートしたというところがございます。福祉避難所というのは、災害救助法上、一般の避難所に避難された方が一定その機関で過ごす中で、避難所では難しいねという方を福祉避難所へ移っていただくということになっているんですけれども、熊本の地震とかのときも福祉避難所がすぐに立ち上がらなかったという課題がございました。今回の台風19号の中でも、福祉避難所がどこだったのかを公表していない市町もありまして、市民にとってどういう人がそこに行ったらいいのかわからないとか、反対にそういう施設に一般の避難者の方がたくさん押し寄せて、福祉避難所としての機能を十分発揮できなかったという2つの課題がございました。神戸市としては、阪神淡路大震災のときはそういった考え方もなかったんですけれども、直接災害時に要援護者の方が避難できる場所として、今は特別養護老人ホームなんですけれども、神戸市独自の制度としてそういう形で機能させていこうということで始めたわけです。ただ、基幹福祉避難所だけで災害要援護というものが対応できるわけでもございません。

その中で、昨年風水害といったものの被害が大きくありました。私たちは、どうしても阪神淡路の大規模災害をイメージして、災害が起こった後に対応ということを今まで考えてきたんですけれども、風水害でいけば、災害が発生するおそれのある段階から何か対応していかないといけないんじゃないかという新たな課題を感じたところでした。今後、風水害という、ことしもそうですけれども、毎年のように起こってくるかもしれない災害にどのように対応していくのかということで、局といたしまして、あり方検討会というものを立ち上げさせていただいて、有識者の方にご意見を聞きながら、どのようにやっていこうかということをやったのがことしの2月15日でした。

それから以降、2回目、3回目、4回目、5回目と、10月25日で5回を終わらせて、これから6回、7回、7回目は1月17日になっているんですけれども、一定そこで神戸市としてできることをまとめてさせていただいて、災害要援護のあり方支援方針みたいなものがまとめ

られたらいいなということで、今進めているところでございます。

今回資料といたしまして、1回目から5回目での資料を各先生方にお配りさせていただいておりますので、今まで1回目から5回目までどういった議論をしてきたのか、どういうところをしてきたかというところを少しお話をさせていただければと思います。

第1回目の資料からごらんいただければと思います。

○中野 暮らし支援課長の中野でございます。

第1回目の資料の条例にかかわる部分を中心にざっと説明をさせていただいたらいいいのかなと思っております、まず3ページをごらんいただきたいと思っております。3番のところで、阪神淡路大震災を踏まえた神戸市の取り組みということで書かせていただいております。また、4のところで条例の説明をさせていただいたところです。先ほど沖久先生のほうから話がありましたとおり25年4月に議員提案で条例を施行しているということで、条例につきましては、市民が力を合わせて災害時要援護者を支援するという理念ということです。誰もが要援護者になり得ることを踏まえて、日ごろの見守りや支え合いをもととした地域の取り組みを推進しているということで、特徴を5点にまとめさせていただいております。

まず、共助による支援に特化した政令市初の条例、②地域団体の申請で要援護者情報の提供手続を定めている。③で、同意・不同意の明示がない場合は同意があったものとして推定するいわゆるみなし同意ということです。④地域団体は要援護者の個別計画策定に努める。⑤避難所での生活支援及び福祉避難所の整備や運営に係る人員確保等の体制整備に努めこと、こういった規定をされているということがありまして、31年3月末で76地区団体、これは提供予定になっていますけれども、実際76地区になりました。そういうことで、引き続き取り組みを進めていくということでございます。

その後に条例を載せさせていただいたんですけれども、10ページまで飛んでいただきまして、共助による取り組み状況でございます。これまで平成10年とか平成18年、18年は条例施行前ということですが、災害時の要援護者リストということで、市内部で共有するとともに地域への提供を開始していったんだということを書かせていただいております、25年4月に条例が施行された。25年6月に改正の災害対策基本法が施行されたということを書かせていただいております。

2の地域の課題ということで、1つ目のぼつには、2行目、広く市民に条例の趣旨を十分にご理解いただくとともに、地域住民の機運を高め、災害時に具体的な支援が行えることが大切であるというふうに考えております。そのためにということで、1行飛んでいただきまして、コンサルタントの派遣でありますとか、広報経費等の費用負担というのを今しているところでございます。また、次のぼつですけれども、ただ、個別計画策定とか訓練等の具体的な活動までつながる地域が他都市におきましてはほとんどないということなんですけれども、神戸市におきましては、経営者だったり、コンサルタント等の専門家の助言、協力によりまして、今後地域と関係機関、団体との協働により共助の取り組みについては進めていく必要があるというふうなことで、11ページ、災害時要援護者リストの数でありますとか、取り組み地区の数等々を資料として載せさせていただいて、説明をさせていただいたということでございます。

福祉避難所ですけれども、12ページ、指定要件ということと、対象者と入所の流れというこ

とで、資料として載せさせていただいています。下の3番、福祉避難所の指定状況ということで、1月末時点で364カ所となっておりますので、その表を載せさせていただいているような状況でございます。

○吉村 続きまして、資料1-4ということで、13ページに、要援護者支援センター、基幹福祉避難所を載せさせていただいております。先ほども少し申し上げましたけれども、要援護者支援センターは平時に見守りの拠点ということですが、災害時には基幹福祉避難所として直接避難を受け入れるという施設になっております。今現在市内21カ所ということで、次の14ページに、指定をさせていただいております施設と分布図を載せさせていただいております。基幹福祉避難所につきましては、各施設ごとに受け入れ人数が、施設の規模にもよりますが、20名から30名ほどということで、備蓄もその方々を受け入れるだけの備蓄を常に用意させていただいております。年に1回開設訓練も実施している状況でございます。

○奥谷 障害者の支援ということで、障害者支援課奥谷でございます。

お手元の資料15ページをごらんください。ここには障害者支援センターについてということで資料をつけさせていただいております。障害者の福祉避難所ということでは、障害者施設を3カ所、身体と知的のほうで協定を結んで行っているんですけども、それとは別に、通常の障害者の方の生活支援ということとあわせて見守りであるとか、災害時の緊急時に対応できる施設ということで、障害者支援センターというのを現在各区に1カ所の整備を目標に整備を進めているところでございます。

2番目に、障害者支援センターの機能ということで、5つ書かせていただいております。通常の相談支援とか、緊急時のショートステイ、デイサービスとかの通常の生活での支援とあわせまして、4番目、5番目で、見守り支援の体制づくり、災害時の要援護者支援を機能として持つということを目指して整備を進めております。

支援センターは、30年12月に1カ所目を西区につくりまして、31年度、北区が11月1日にオープンいたしまして、現在西区、灘区、兵庫区、垂水区、北区の5区で開設をしております。来年度、R2年度中には全区に整備できるようにということで今準備を進めているところでございます。ここはご紹介ということで、具体的にどうやって進めていくかも、今要援護者支援センターとの連携を含めて考えながら進めているところでございます。そういう状況であるということをご報告をさせていただいております。

○中野 資料16ページ、平時から災害発生後の被災者の支援のフローということで、上から時系列という形でさせていただいております。一番最後のところ、福祉避難所とか、福祉施設、医療機関、指定避難所ということで、それぞれ行かれる場所は変わってくるかもしれませんが、最後それぞれにふさわしい場所へということで、安全安心な生活への復帰と。こういった形で、被災者の方がステージに合わせて行き場所が変わってくると思いますか、そういったことを書かせていただいているところでございます。

資料2-3、18ページ、要援護者の状況ということで、繰り返しになるかもしれませんが、災害時の要援護者リストの対象となっている要援護者が31年3月時点で17万6,000人ということになっていて、三角みたいな形で、基幹福祉避難所とか福祉避難所とかで受け入れ可能な人数はどれだけの数かということ整理してみたところでございます。下から矢印が出てい

ますけれども、災害時に備えた平時からの見守り体制の構築ということで、民政委員、あんしんすこやかセンター、障害者支援センター、地域団体等関係団体との連携が必要であるということ整理をさせていただいたところでございます。

資料3-1をごらんいただきますと、災害時要援護者の概念整理ということで、これは第5回でも少し触れさせていただいているんですけれども、災害対策基本法におきまして、要配慮者という表現、今の条例でいうと災害時要援護者ということで、2条に当たるのかなと思っておりますが、改正の災害対策基本法、25年6月の施行におきましては、避難行動に支援を要する者の名簿ということで、避難行動要支援者名簿というのが新たに法で規定されたというふうに認識しております。本市におきましては、条例第2条の災害要援護者ということを法上の要配慮者として位置づけておりまして、条例第7条3項の要援護者台帳を改正法上の避難行動要支援者名簿と相当のものということで運用をしているということですのでけれども、台帳につきましては、避難行動支援に限定せず、生活支援という観点も入っているというのが今の条例の考え方かなと考えているところでございます。

○吉村 1回目は、そういう形で、神戸市が今まで取り組んでいたこととか、条例の中の要援護者というのをどういうふうに考えるのかというところを整理をさせていただきまして、その中で委員のさまざまなご意見をいただいたところでございます。特に、65歳以上の元気な高齢者の方もたくさんいらっしゃるので、65歳以上の単身高齢者というような方々も避難行動、要支援者の中身の考え方には入っているんですけども、元気な方は支援する側に回ってもらったほうがいいんじゃないかというようなご意見、また、基幹福祉避難所が今21カ所なんですけれども、こういったところで本当に十分な対応ができるのかといったご意見、あと、一般避難所とか福祉避難所というところに元気な方が行ってしまうということで、本当に必要な人たちをどのようにしていくのかといった課題であるとか、さまざまなご意見を1回目いただいたところです。

その中で、災害の要援護の方々の課題がたくさんあるので、優先的にこういったことを議論していくのか、どういうふうな課題をまず考えていくのかというのを整理してほしいというのが1回目の委員のご意見でございましたので、2回目では、課題を整理しまして、優先的に議論するものをまとめて資料として挙げさせていただいたところでございます。

2回目の資料ですけれども、資料1-1、A4で横を向いているものですが、ここで優先項目としまして、1、要援護者全体の支援のあり方、2、自然災害の種類に応じた対応、3、共助による要援護者支援の取り組み推進、4、要援護者台帳の関係機関との情報共有のあり方ということで、大きく4項目にまとめさせていただきました。その中で、3回目、4回目は、2、自然災害の種類に応じた対応ということで、特に2回目は5月に開催しているんですけれども、6月、7月に風水害が来たときへの対応を喫緊の課題として対応すべきだろうということで、3回目、4回目は風水害を中心として、災害のおそれのあるときからの対応というのを考えましょうと。

2回目はこういう形でのまとめ方をさせていただいたところです。

次に、3回目の資料としまして、ざっと説明させていただきますと、まず風水害ということで、災害の対応検討スキームみたいな形で、これからのあり方をこういう形でさせていただきます

ますよということで、資料1-1の1ページにまとめたものをつけさせていただきました。資料1-2では、土砂災害警戒区域の要援護者数の状況とか、緊急避難場所での要援護者把握体制の拡充ということで、神戸市としてできるものはどういうことかということで、資料2-1からお示しをさせていただいたということです。

3回目での風水害に対応した意見をまとめさせていただいたのが、4回目の資料の方針（素案）という形でまとめさせてもらったものになります。4回目の資料を説明させていただきます。

○中野 資料の2ページをごらんいただければと思います。風水害とそれ以外との種別の特徴ということで、予測可能性であったり、避難準備、災害範囲、避難期間、避難先、要援護者の把握ということで、特徴をまとめてみました。特に風水害ということで言いますと、これまでは発災後ということが主に議論がなされてきたところですし、準備もなされてきたところかと思いますが、昨今の風水害の関係を見ますと、災害発生のおそれがあるときから、緊急避難場所の運営の中で、情報把握とか、移動の支援、物資の提供、基幹福祉避難所の開設といった形で対応していくことが必要ではないかということでまとめていったところでございます。

4ページ以降に要援護者支援方針（素案）ということで、施策ごとに目的、内容、9月以降に実施するものということで、課題とか所管とかを記載させていただいて、太字のところ今回新たに実施もしくは拡充ということでまとめさせていただいたというところでございます。

5ページ、緊急避難場所における要援護者の把握とか要援護者対応ということで、各区で避難所の避難者名簿の様式が少しばらばらなところもありましたので、統一をさせていただいたり、あと、緊急避難場所における要援護者対応ということで、行政職員が緊急避難場所に行ったときに要援護者対応ができるようにということで、少し分量の少ないマニュアルをつくらせていただいて配備するような取り組みを9月から始めたというところでございます。

6ページにあるような調査票をつくったり、7ページ以降、これも最終版ではないんですけども、この時点での案ということで説明させていただいている状況です。

9ページは、保健師の健康相談体制ということで、要援護者の特性に応じた避難場所ということで、保健師が適切に判断できるように、10ページ以降に目安でありますとか、11ページに避難先選定フローということで載せさせていただいております。また、各区に保健班ということで、保健師が本来の役割を果たすために専門の班をつくるということで、9月から取り組みをしているところでございます。

○吉村 続きまして、(2) 基幹福祉避難所等の開設、福祉避難スペースの拡充ということで、もともと基幹福祉避難所の考え方が大規模災害の発災時ということだったんですけども、おそれのあるときにどのような形でするかということで、まず緊急避難場所に避難された方を保健師が判断をして、要請をいただいて、基幹福祉避難所を開設し、受け入れを始めるというような形を新たにスタートさせるということにさせていただいたところです。もともとは基幹福祉避難所は、震度6弱以上の地震が起きれば、市の要請を待たずして施設がみずから開設できるといった取り組みは行ってきたんですけども、短期的、局地的である風水害への対応をどうするかというところが決まっておらなかったもので、保健師さんが基幹福祉避難所で受け入れてもらうほうがよいと判断したら、そこで要請をいただいて受け入れるというような形を

とらせていただいております。資料の 14 ページにその流れのぼんち絵を載せさせていただいております。

○中野 資料の 15 ページ、福祉避難所スペース拡充ということで、緊急避難場所、小中学校が主ということですが、専門性の高い支援は必要としないものの、避難生活に困難が生じる要援護者が過ごせる空間ということで、既存で 355 カ所のうち、この時点で 160 カ所で設置済みでしたが、これをできる限り広げていくということで、教育委員会なり危機管理室にも入ってもらって調整をしまして、今後もふやしていこうということで取り組みを進めております。

16 ページは、要援護者用の物資の備蓄拡充ということで、まず各区で災害対応するということもありますので、段ボールベッドを 1 区当たり 20 基程度が配備できるようにということにさせていただきました。今後の課題としましては、福祉避難所用の備蓄拠点の拡充ということで、②としてまとめさせていただいている状況でございます。

17 ページ、移動手段の関係につきましても、あり方検討会の中で議論をいただいているところでございますが、内容のところにありますように、やはり要援護者の家族等が行っていただくのが原則だろうとなっております。人工呼吸器装着者や重症心身障害児者などハイリスクな要援護者の移送が家族にとって困難な場合、例外的にということで、要援護者の状態に配慮した適切な移動手段の確保を図ると。兵庫県タクシー協会との協定が既にありますので、これを活用するというような形になっております。あと、調整中の課題ということで、受け入れ施設とか、その他近隣施設による移送協力の枠組みの構築ということが必要だろうと思っておりますし、地域の社会福祉施設の福祉車両の利用等、これは枠組みの構築が必要なのかなということで、課題と捉えているところでございます。

○奥谷 続きまして、避難に配慮を要する方への個別避難計画策定支援ということでございます。災害時に避難が困難な方、あるいは医療的ケアなどを持っておられる方というのは、災害のときには一番弱者になるということで、在宅人工呼吸器装着者の患者及び重症心身障害児者・家族への支援ということで、災害の事前から個別避難の計画を策定していくという支援を今年度の施策として進めているところでございます。それをさらに進めていくということをごに書かせていただいております。

24 時間の在宅人工呼吸器装着者の方、130 名ほどいらっしゃるんですけども、こういった方につきましては、区の保健師が把握をして、計画のマニュアル作成を進めております。また、重症心身障害児者の方につきましては、障害者支援課が医療機関に委託しまして、今計画策定を進めているところでございます。こういう情報を収集、共有化することによって、災害が起こりそうなときに事前にご本人さんたちも避難の準備をする、医療機関にも連携することによって受け入れてもらうなどのことで、現在医療機関とのネットワークの構築を進めているところでございます。

あわせて、2 番目に非常用電源の整備ということで、特に人工呼吸器、あるいは医療的ケアをしていらっしゃる方では、停電時が非常な問題になっておりまして、札幌などの停電のときには大変だったということもありますし、そういった非常用電源の確保というところがまだ十分でないので、そこの整備を促進するということを課題として挙げさせていただ

ているところでございます。

○中野 続きまして、19 ページ、福祉避難所、基幹福祉避難所の災害時開設訓練ということで、①の福祉避難所の関係ですけれども、福祉避難所として開設した場合の経費負担を含めて説明を行いまして、開設に向けた体制整備ということで、福祉避難所になっていただいている社会福祉施設を中心に説明を進めているということです。また、いろんな開設運営訓練の実施ということで、年に1度の机上訓練、2～3年に1度の実地訓練ということをお各施設にお願いをして回っているところでございます。

○吉村 基幹福祉避難所は、昨年から開設訓練を開始しているんですけれども、やはり大規模災害を想定した訓練でしたので、今年度からは風水害とか施設のさまざまな災害を想定して、時間帯も含めまして毎年想定を変えての訓練をお願いするようにさせていただきました。その中で、先ほど説明しました障害者支援センターとの連携といったことも今年度から新たにスタートさせていただこうということになっております。

方針といたしまして、4回目でまとめさせてもらったものは一部このようになります。2回目で4つの優先的にする項目をまとめさせていただいたんですけれども、残りの項目について、5回目で改めて議論をしていきたいと思います。

5回目ですけれども、資料1-2をごらんいただきますと、先ほど申し上げました自然災害の種類に応じた対応を4回目までまとめさせていただいたということですが、資料の下のところの1、要援護者全体の支援のあり方と共助による要援護者支援の取り組みの推進、要援護者台帳、関係機関との情報共有のあり方というところがまだ議論が残っているということで、右のほうにあります少し色を変えている濃いところを5回目、6回目で議論をしていこうということでもまとめさせていただいております。

資料1-1にお戻りいただきまして、方針（素案）ということで4回目までまとめさせていただいたんですが、5回目以降の進め方としまして、今後は大規模災害も入れた要援護者の方々の素案をつくっていくんですけれども、災害の課題というのは幅広くございます。そこで、ここでの議論は、災害が発生するおそれのあるところから避難場所での生活、一定落ちついて次へに行くまでの間というところで議論をするということで整理をさせていただいたということと、7回目で一定まとめをしたいということで、一旦ここで継続した会議は終わりたいということでご説明をさせていただきました。あと、医療関係、医療救護につきましては、別の場でまた議論いただくということになっておりますので、ここでは医療の専門的な議論はしないということで整理をさせていただいたところでございます。

資料1-4のところには災害時の医療救護についてという資料を載せさせていただいておりますけれども、神戸市における災害時の救急医療マニュアルというものが既に存在しております。それに基づいて対応することになっているんですけれども、ことし8月に兵庫県が国の災害医療関係制度の改正を踏まえまして、地域災害救急医療等に係るマニュアルの指針を改定いたしました。それに基づきまして、神戸市もマニュアルを指針に基づいて改定をする予定になっておりまして、今年度中に神戸市地域災害救急医療マニュアルを災害医療体制等検討委員会というものを別途開催して改定をしていくということになっております。私どものやっているあり方検討会の中では、医療に関するところはあえて議論しないということにさせていただ

ております。

今後こちらでは、資料の4ページの下のぼつ2番目ぐらいのところから、透析患者への医療対策であるとか、難病患者への医療対策といったところも議論させていただくことになっております。

○中野 資料-2の5ページをごらんください。1回目の議論の少し復習みたいな形になっているんですけども、下の部分の②避難支援体制の整備に向けて取り組む対象者の範囲ということでございますが、2段落目にありますように25年8月の法の取り扱い指針におきまして、新たに避難行動要支援者ということで限定的に規定をされているということで、多くの自治体ではこの記載に即した条例、要綱等を制定して、本人同意を得て地域に提供をしているということでございます。一方で、本市におきましては、条例7条の3項におきまして、要援護者台帳の対象ということで、災害時の要援護者リストに加えまして、共助の取り組みをしていただく要援護者支援団体が希望する者の情報をその団体へ提供できるというような仕組みとなっているということで、人数の概算としましては17万6,000人という形になっているということで、表で整理をさせていただきました。

6ページにお移りいただきまして、この検討会の中でご議論いただきたいことということで、議論を深めていただいたんですけども、(1)支援目的を明確化して整理をしてはどうかということをございまして、いわゆる避難行動支援とか生活支援ということについて、2つの観点があるんだということをご説明させていただきました。(2)のいわゆる時系列、避難の段階ごとということをございんですけども、点線で図を描かせていただいておりますが、点の四角で囲んでいる中、①、②、③ということで、災害発生のおそれがある段階、災害発生した段階、避難所に避難をされてきている段階ということで、当検討会ではこの範囲での議論ということで焦点を絞っていただければということをございしました。

(3)対象者のあり方についてということで、高齢者の方につきましては、先ほども少しありましたけれども、65歳以上の高齢者でも元気な方が多いということで、支援する側として避難行動支援の対象から除く扱いとしてはどうかと。例えば、高齢者の台帳と同じ70歳以上の単身高齢者としてはどうかということをお話をさせていただきまして、医師会の委員からは理由とか理屈がないんじゃないかと少し言われましたけれども、そういった形で説明をさせていただいたところをございます。

②認知症の方につきましては、神戸モデルの助成対象者であったり、要介護の自立度で収集をするということが考えられるんですけども、介護認定がない方もいらっしゃるということで、対象化をどう考えるのかということをございしました。

障害者の方につきましては、精神障害についても対象とすべきというふうに考えていますけれども、身体障害者、知的障害者の方は重度の方を対象としているということがありましたので、精神障害につきましてはいわゆる1級とかの方を対象としてはどうかというご説明をさせていただきました。重度の障害者であっても、障害特性であったり、支援者の状況もさまざまということでありますので、情報を適切に提供させていただければ、自力でも避難できる方、家族など身近な支援者による介護が見込まれる方などもいらっしゃるということもありますので、そういった方々についての状況把握をした上で、実際に支援が必要な方のみに絞り込むこ

とが必要だというふうに考えております。その他、施設等入所者は地域の避難行動支援の必要はないと考えてよいかということが議論のポイントであるということで、議論を深めていただいたということでございます。

○吉村 続きまして、資料―3、基幹福祉避難所の運用とハイリスク者への対応ということで、基幹福祉避難所は現在21カ所で500名程度の方を受け入れることが可能となっているわけですが、風水害のときは緊急避難場所に来られた方の中から、保健師の方が必要な方を確認して、要請をするという一定枠組みをつくったわけですが、大規模災害のときにはどのような方々をどういうふうに受け入れていくのかというところの話がまだ詰まっておりませんでしたので、そういったところでご意見をということで挙げさせていただきました。

先ほどの常時人工呼吸器装着患者の方であるとか、重度心身障害児者といったハイリスクな方々への支援を公助として真っ先に考えていくとなったときに、では高齢者の方はどうなのかとなったときに、高齢者では要介護3から5の方をリスト対象者の中にも挙げておりますけれども、その中の方々であったとしても、実際避難先は、医療が必要な方は医療機関であろうし、入が必要な方は緊急入所であろうし、いろいろなところがあるでしょう。そうしたときに、この要介護3から5の方々をどのように考えていくのかというところを1つご議論の対象として挙げさせていただきました。4のところには表を載せさせていただいておりますけれども、推計値ですが、要介護3から要介護5までのうち、施設入所の方を省いて、在宅の方で大体これぐらいの人数がいらっしゃいますよと。さらに、ハイリスク者としまして、そのうちの単身高齢者であるとか、75歳以上の老老世帯といったところを挙げさせていただいたところがございます。この数字を見ていただくと、基幹福祉避難所での受け入れが500人程度ということで、とてもとても基幹福祉避難所だけで対応できるものではないということがございます。

そういった中で、実際に要介護者への対応をどうしていくかということで、次の8ページのところで書かせていただいているんですけれども、必ずしも要介護3から5だからといって、障害者の方もそうですけれども、家族とかの支援が受けられる方もいるでしょうし、前もっていろいろな対応をされている方もいらっしゃるということで、全ての人が基幹福祉避難所へ行くわけではないということは考えられると。じゃあその方々が実際どうされるのかということにつきましては、個別避難計画とかが特にあるわけではございませんので、まず実態把握が必要だろうと考えております。今現在、ケアマネジャー連絡会さんとも話をしておりまして、特にリスクの高いと思われる要介護5の単身高齢者であるとか、老老世帯の方についての実態把握を早急に進めてまいりたいと考えております。そういった中で、大規模災害が発災した場合は、その時点で要援護者と言われる方が来られたら基幹福祉避難所としては受け入れていくということをしていくしかないだろうと。ただし、ハイリスク者の方を中心に受け入れていくことをやっていかなければいけないだろうということです。ただ、基幹福祉避難所だけではなくて、福祉避難所といったところもございますので、そういったところとの連携も拡充していきながら要援護者の受け入れを進めていきたいということでご議論をいただいたところがございます。5回目まで一応こういった形で進めてきたということになります。簡単ですが、説明は以上になります。

【意見交換、質疑応答等】

○沖久議員 どうもありがとうございました。今第5回までの要援護者支援のあり方検討会での内容、あるいは課題、委員の皆さんのご意見等ご説明いただいたわけですが、その中で皆さんのほうからご質問等ございましたらおっしゃっていただければと思います。まさにエッセンスを5回分述べていただいたかと思うんですけれども。

○川内議員 どうもありがとうございました。すごいボリュームなので、まだまだこれから議論する余地はたくさんあるかなと思うんですけれども、現段階で例えばあした大きな地震が起きました、どうしますかとなったときは、その体制は何割ぐらいでき上がっているんですか。これは障害をお持ちの方とか高齢者の方とか、援護される側は大体つかめているんですが、実際に助けに行く人はどうすると。いろいろな地域団体の名前が挙がったりしていますけれども、その辺のところのバランスといいますか、それはどんなものなんですか。全くマンパワーが足りないと思うんです。

○中野 私のところでもらせてもらっている共助の取り組みでいうと、まだ白地のところのほうが多い形にはなっているかと思えます。助け合いでということにつきましては、意識を持ってやっていただいているところは、先ほど申し上げた76地区までいっているんですけれども、そちらでは大規模な地震とかを想定した避難訓練とかもやられていますので、そういったところはあるかなと思えます。ただ、外から応援に来てもらうとか、ボランティアの関係とか、大規模だったら他都市からも応援に来ていただかないといけないかなと思うんですけれども、この中でも議論がちゃんとできていませんし、なかなか難しいところかなと思っています。

○川内議員 ボランティアというか、強制力はないかなと思うので、要はこれからもっと強制力を持った条例に変えていかなあかのじゃないかと思うんです。もう1点は、ここまでわかっても、地域の方、その団体の方たちにどこまで教えるか、公表するかというのがありますよね。個人情報で、ここにひとり暮らしの方で寝たきりの方がおられるとか、そういった個人情報の壁をどう越えていくか、ハードルを越えていくかというのもすごい大事なあれかなと。これは条例しかないのかなと思ったりするんです。お互いの気持ちでやっていても、それ以上ハードルは越えられないと思うんです。その辺の今後の考え方はどんなものですか。

○中野 さっきもご説明したとおり、まだそこまで議論ができていないということもありますし、今白地が多いというの、今丁寧に団体のほうでこうやってみんなやっていこうよということを発議されて、協定を結んでという形になっているかと思うんですけれども、そういった形の取り組みをされる中で個人情報の壁を越えていくというようなことになっているかと思えます。一方で、個人情報をさわらないといけないことについての負担感といったことは今やられているところからもお聞きをすることがありますので、名簿を渡すにあたって、とにかく渡したらいいのかとか、そこはやはり議論が要るのかなと思えます。

○吉村 今地域での見守りということであれば、民生委員さんなんかも見守っていただいたり、地域でそういう活動をしていただいているんですけれども、平時のときに様子はどうかということで見守るのと、災害時にどうするのかということに関しては少し責任感みたいなところもございまして、なかなかハードルが高いというようなご意見もいただいております。

す。日ごろ様子を見たりとかしているのは、今ボランティアの方とかいらっしやっされてい
るところもあるんですけども、災害にもそれを生かしていきましょうということになると、
そのときにどこまでできるかわからないとか、一定ハードルが高いと考えられる方もいらっし
やるようです。地域の方々も高齢化になって、そういう熱心な方がいらっしやらないとなかなか進んでいかないという現状も片方であるのかなというふうには感じております。民生委員さん
が集めていらっしやる情報は、民生委員が日ごろ見守るためにしておりますので、その個人
情報を災害のときに、本当に命が危ないときは構わないんですけども、日ごろからその情報
をどのように共有するのかというところについてはやはりハードルがあるのかなと感じてお
ります。

○川内議員 障害をお持ちの方は何万人とかなっていましたよね。だから、究極はその方たち
の数と援助する側、マンツーマンとか、それでできるのが理想ですけども、この会議自
体それに近づけるべくいろいろ意見交換をしていく場だと思いますので、私も頑張りますけれども、よろしく願いいたします。

○山口議員 これからこの条例を改正していくにあたって、いろいろな有益な情報提供をいただきましてありがとうございます。幾つか保健福祉局、場合によっては危機管理のほうにお尋ねしたいことがあるんですけども、まずご説明いただいた中で、障害者支援センターはショートステイだったりさまざま平常時の支援ということもありながら、災害時の要援護者支援という役割も担っていらっしやるということなんですが、先ほど基幹福祉避難所との連携というお話がありましたが、ちょっとイメージが湧かないので、どういったことを考えられたのか教えていただきたいと思います。

○奥谷 今障害者支援センターをつくりながらいろいろ考えているところではあるんですけど、平時の相談とかデイサービスとかショートステイは普通どおりの障害者サービスでやりますけれども、見守りと災害時は一体化するものなんですけど、現在障害については、高齢者のような見守り、体調であるとか情報把握というのが不十分なところがありますので、地域で住んでおられる障害者の方の情報を支援センターのほうで一元化できるように考えております。その中で、ご家族だとか個別支援計画があるかないかとか、就労されているかとか、いろいろな状況があると思うんですけども、そういった情報を把握した上で、いざ災害が起こったときには、その情報をもとに、重度の方を第1番目に助けなきゃいけない、声をかけなきゃいけないとか、区とか要援護者支援センターとかから避難してきた人の情報としてあったときに、この人はこういう人ですよ、ここにしておきましょうというようなハブみたいな役割を支援センターが担えればと思っているところです。実際は、要援護者支援センターなり避難を受け入れる体制がとればいいんですけども、ショートしかない状況で、入所の施設ではないですので、いろいろ備蓄とか人事体制とかが難しいので、緊急ショートは受け入れるんですけども、実際は福祉避難所のほうにつなげるとか、この人はこういう支援を受けていますとか、この人はひとり
りで災害警戒区域にいる方だから応援に行かなきゃいけないとかというところを支援できる
ような体制、ネットワークをどうやってつくっていくかというところをやっていきたいと思っ
ているんです。今からになりますので、具体的にどういう形でというところは現場の意見も聞きながらやっていきたいなと思っているところでございます。

○山口議員 そういったハブ的な機能を持っていただくというようなイメージでいいのかなと思うんですけれども、情報の一元化ということもおっしゃいましたけれども、要援護者支援台帳を地域でつくられている場合、そういった情報も共有とか、そういうところではないんでしょうか。

○奥谷 台帳の一元化というのは別個の考えがあると思うんですが、障害者の方の状況というのがまだ把握できていない。支援者側が持っていませんので、まず障害者の情報、いざとなったら支援対象にもできるような平時の見守りの情報を集めていこうというのがまず取りかかるところかなと思っております。

○山口議員 まだこれからのので、いろいろやっていかれたり、基幹福祉避難所と連携されたりしていく中で、新たに機能として加わる場所だったりふえてくるかと思うんですけれども、できれば条例の中にも障害者支援センターの役割というか、どういうことを担っていただくべきなのかみたいなことも明記できたらいいのかなとは思っているんですが、今の状態ではちょっと難しいのかなという気も若干しています。

もう1つ、同じく奥谷課長のラインだと思うんですけれども、先ほど4回目の資料の中で、個別計画策定のお話があって、これは私が不勉強で大変恐縮なんですけれども、要援護者支援の議論の中で個別支援計画という名称と個別避難計画という名称が2つ出てきて、どういふうに使い分けていращるのかがよくわからなくて、想像するに、個別支援計画というのは、条例の第14条にも入っていますけれども、イメージ的には、支援する人たちが支援される方をどういふうに支援していくのかというものが個別支援計画なのかと思っていて、個別避難計画というのは、ご本人が何かあったときに自分はどういふうに避難するのかというふうにつくるものと私は認識していたんですけれども、私の認識は合っているのか間違っているのか、あるいはこういう考え方なんですというのがあれば教えていただきたいと思います。

○奥谷 おっしゃるとおり多少混乱しているところはありますが、こちらが利用者さんとかにつくってもらっているときは、個別避難計画の作成をお手伝いしますという形で案内してござまして、それはご自身と支援者が避難するときはどこに避難するんだとか、どれだけのものを持っていこうとか、どこに連絡するんだという時点からの計画を立てていきましょうという形で進めさせていただいているところです。特に重度の方について、心の準備をしておいてもらうというところで、個別避難計画を進めていくという形では今障害のほうと保健師で取り組んでいるところです。

○山口議員 それは地域とかとは関係なく、ご本人なり行政の方の支援でご本人の避難のための計画ということですね。しかも、別個に災害のときのための避難計画ではなくて、障害であつたり高齢であつたり、皆さんそれぞれケアプラン的なものを持っていращるので、ケアプランなりに災害なり非常時のときの支援の仕方を明記するだけでもいいんじゃないかみたいなことを、この間検討会のほうでも有識者の方からお話があつたかと思うんですけれども、こういふこともこれから考えていかれて、それを避難計画と位置づけるのかどうかみたいなところは……。

○吉村 ケアプランとか支援計画にそういう文言を少し入れて意識してもらったらどうかというのは、先ほどから言っている17万6,000人という数があつて、実際に10万人の方に24時間

人工呼吸器装着患者の方のような個別の細かい避難計画を策定するのは現実的には難しいだろうと。24時間の人工呼吸器装着患者とか重度心身障害児者は非常にリスクが高いということで、個別避難計画をそれなりにしっかりとしたものをつくらうということなんですけれども、そこまでのものは全ての人にはつくれない。ただ、先ほど川内先生も言われましたけれども、マンツーマンではない（出来ない）ので、結局自分の身は自分で守ってもらうという意識もしていただかないと難しいだろうから、それを意識していただくのに、要介護とか要支援とかの方であればケアプランを持っていらっしゃるの、月1回とかケアマネが訪問したりしたときに、そういうことをお話をさせていただいて、備考欄とか、ちょっとしたところに話をした内容を書いていただくことだけでもかなり意識が変わってくるのではないかということで、意見を言っていたところなんです。

リスクの非常に高い方への支援と、そこまではないけれども支援の必要な人というところで、行政としてもできることの差があるので、そこを少しでも底上げするために、そういう方への支援としてそういうことをやっていったらいいのではないかというところを前回5回目の委員の方のご意見としていただいたのかなと理解しておりますので、私どもも、ケアプラン、高齢者の部分ですけれども、その策定の中で、今の様式のところにそういうものを少し書いていただくと。新しく様式をつくったり、新たに一からやるのではなくて、そこにそういうものを継ぎ足してもらうことで、みんなの意識を高めて、自分がどうすればいいのかを考えていただくなり、実際に行動に移してもらうための一つになれば、19号みたいに逃げられなかった方もいらっしゃったので、そういうことが少しでもということにつながっていくのではないかと思っています、そういうことを今内部で検討しているところではあります。

○山口議員 これからいろいろ変わっていくこともあるかと思うんですけれども、危機管理室のほうにお尋ねしたいんですが、災害対策基本法では、個別支援計画という表現をされていたか私も記憶が定かでないんですけれども、要配慮者への義務づけにはまだなっていないんですかね。一応努力義務的なものになっているんですか。

○危機管理室 望ましいという。

○山口議員 要配慮者と呼ばれる方は、個別支援計画を策定することが望ましいみたいなことで、時々新聞報道なんかで、どこの市は何%ぐらい達成しています云々とかいう報道もあったと思うんですが、どの程度の支援計画が計画として認められるのかよくわからなくて、もちろん常時医療が必要な方で、きちんとしたものでなければいけないという方もいらっしゃるでしょうけれども、さっきおっしゃったようにケアプラン等にちょっと加えてもらうだけでもよしとされるのか。今の条例については、地域なり要援護者支援団体の方がつくられる支援計画についての明記はあるんですけれども、国のほうで、望ましいというか努力義務なのかもしれないんですけれども、できるだけ計画をつくりなさいということだったら、数字は上げていったほうがいいでしょうし、それを後押しできるような条例であればなおいいのかなと思っているので、その計画がどの程度だったら計画として認められるということがちょっと疑問だったんです。

○危機管理室 その基準は国も持っていないんだと思います。なので、いろんなところで個別支援計画というのは言葉としてありますけれども、どの程度までするのかということは皆さ

ん手探りでされているというのが現状じゃないかと思います。

○山口議員 参考にさせていただきます。

ちょっと細かいことで、これは質問ではなくて意見なんですけれども、ちょっと話が変わりまして、非常用電源のことがあったかと思うんですけれども、今のところ医療機関ということが進められていると思うんですが、たまたま特別支援学校の先生方とかかわることがありまして、特別支援学校でも医療的ケアが必要なお子さんはたくさんいらっしゃるし、平日の昼間の学校の時間帯に災害が起こる可能性もあるということで、聞いたら、非常用の電源については整っていないようなことをおっしゃったんです。今小学校とか中学校とかは、避難所なりに指定されていると思うんですけれども、特別支援学校は、今指定はされていないけれども、実質使われる施設にはなると思うので、今後検討の余地があるのかなと。これは条例とは関係ないので、意見だけ申し上げたいと思います。

最後に済みません。しつこいようですが、危機管理室にお聞きしたいんですけれども、保健福祉局の要援護者支援の検討会だったり、危機管理からも入っていただいて議論を見ていただいていると思うんですけれども、そういった危機的状況における対応のプロフェッショナルでいらっしゃる危機管理として、もうちょっとこういうふうに進めていったらいいのではないかとか、防災の視点からはこうであるべきじゃないかとか、ご意見をちょっと聞かせていただくとありがたいです。

○危機管理室 ご質問の内容にダイレクトな答えになるかどうかはありますが、少し思うところ、危機管理室の役割としての話を申し上げますと、まず1つは、我々は初動対応というのを担っていますので、できるだけ適時、適切に、また空振りを恐れずに、でもオオカミ少年にならないように、特にこのテーマでは避難情報の発令、特に高齢者避難開始、レベル3と言われるものが重要なものだと思うんですけれども、タイミングを的確に把握していく。そのために我々としても情報をつかんでいくというのがまず第一に重要なことかと思っています。また、大きな視点で見たとき、保健福祉局で今回検討されていることの一つの担保になるのが体制の面かと思います。福祉避難スペースの件も議論されていますけれども、特に区役所の避難所運営の体制といったものについて、去年の7月豪雨の反省も踏まえて充実、強化してきたんですけれども、保健福祉の活動を下支えするような部分も我々に課せられているミッションかなと思っています、そういった取り組みもしているところです。

それと、視点ががらっと変わって、さっき先生がおっしゃった計画というのほどこまでつくればいいのかという部分ですが、もしかしたらメディアの発信の中で、この部分がごちゃっとなっている部分があるのかなと思うのが、災害対策基本法に定められているのはもあっていて捉えどころがないところもあると。基本法ですのでそういうものなんです、個別法というのがいろいろあります。例えば、水防法というのがありまして、そちらでは要配慮者施設に対する個別避難計画が義務づけであるんです。それは、障害者施設であったり高齢者施設であったり、あるいは学校園とか病院まで含む施設ということで、在宅の方というよりも施設に特化したものですが、そういう避難確保計画は義務づけになっていまして、それは、先生が見られたケースと一緒にどうかわかりませんが、よく何%、何%と書かれることもあります。そういった部分については、危機管理室のほうで各施設を所管されている局の方に計画

をつくってもらおうようにという促しをしたりといった部分は担っているところです。

いろいろな視点で申し上げましたけれども、保健福祉と危機管理室、あるいはほかの局も含めて、ポテンヒットにならないように、その辺は見ながら進めていきたいなと思っています。

○沖久議員 ほかよろしいですか。危機管理のほうにも話を振ろうかなと思っていたんですけども、お話をしていただいたので、ちょうどよかったと思います。

1点、今のような議論の中で、おさらいになるのかもしれないんですけども、川内先生からその辺の個人情報の取り扱いがかなりハードルが高いねということでしたが、もともとこの条例ができた発端の一つのネックが個人情報のあり方とか、いかに開示をしていくかというのがあったかと思います。それについては、避難の支援をしていただく方の情報を地元の方と共有するということに対して、地元支援団体の方々との協定を結ぶことによって、支援する側も支援される側も安心できるだろうということ、そういう取り決めもさせていただいた経緯がございます。それでも、お話があったように負担感があるというのが現状なのかなと思いました。

また、平時の取り組みと災害時とは違うというようなお話もあったんですけども、この条例をつくらせていただいたときには、民生委員初め地域で日ごろから見守りをさせていただいている方々には、新たに災害のときの見守りをしないといけないのではないですよということ、日ごろの見守り活動の延長として災害のときの避難支援をしていただければ特に負担感がないのではないかという思いで、それもお話をさせていただきながら進めてきたんですけども、お話があるように現場にとってみれば、そういう切りわけがなかなかできないというようなことが課題にあるのかなと思いました。

あり方検討会も、全国的に頻発している昨今の風水害を受けて喫緊の課題として取り組まないといけないというようなこともあって進められてきたと思います。この条例ができた経緯も、24年前阪神淡路大震災を経験して、その直後には災害のときの避難支援というのが大事ではないかといったことで、一部地域でそういった取り組みもされていたんですけども、それがなかなか広がっていかなかった。そういったことがあって、ひとりで避難することができなくて亡くなられた方とか、せつかく避難所までたどり着いたけれども、避難所で体調を崩されて亡くなられた方もたくさんいらっしゃったので、できるだけひとりにさせないという思いもあって、避難支援、また福祉避難所の整備等もこの条例で掲げてはどうかということできた経緯がございます。

それは、阪神淡路大震災を忘れかけて、何とかせなあかんなと思いながら、8年前に東日本の大震災があって、地域もこれではいけないということで、神戸も震災を経験したんだから、神戸からそういう取り組みをしないといけないのではないかといったことで、地域の盛り上がりもあって、そういったところが私どもの一つの追い風となって、議員でも検討させていただいてきた経緯がございます。

確かに個々に議論はあろうかと思うんですけども、今回改めてその原点に帰って、今いろんな課題が出てきているという中で、見直さないといけない、地域の方々にとっても、支援される側、支援する側にとっても負担感がないようにこの条例を運用できるような方向に持っていけないといけないのではないかと考えているところです。そういった意味で、今あり方検討

会のお話も出していただきました。後でまた今後のスケジュール等ご検討をさせていただきたいんですけども、当局側が直さないといけないようなところをピックアップしていただけたらと思っっているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。例えば、国のほうも随分制度が改正されていまして、要援護者と要配慮者とか、そういった言葉も違ったり、改正をすることによってこちらの条例とそぐわないようなところも出てきておりますので、そういったところについて、事務局で法務担当の方、係長とかいらっしゃいますので、まずは事務局のほうでそのあたりのところをチェックをしていただけたらなと思うんです。国の制度、今改正されている内容と条例を照らし合わせて合わないようなところをピックアップして、整理をしていただけたらと思うんですけども、それはどうでしょうか。

○事務局 それはいつごろまでに。

○沖久議員 後でスケジュールをご説明させていただこうと思っっていたんですけども、実はこれとは別に有識者の方々に今日的な課題を今検討していただいているところなんです。それは私どもの政務活動費を使わせていただいて、私どものほうで勝手に進めさせていただいている部分ではありますけれども、神戸市の要援護者の支援条例にかかわっていただいた先生方も含めて、随分年月がたって、国も変わって、条例も手を入れないといけないようなところとか、昨今の風水害の問題とか、そういったところを踏まえて、今日的な課題というのを抽出していただいて、ご説明をしていただこうかなと思っっているんです。それが11月22日に予定をさせていただきたいと思っっています。当局側のそれぞれの改正すべき項目、事務局でやっていただく国の法令との整合性、そのあたりと有識者の先生方の今日的な課題、それから、私どものそれぞれの意見、そういったものを突合しながら、改めて皆さんと検討していけないかなと思っっているんです。そういった意味で、例えば22日ぐらいまで、タイトなんですけれども、それはそんなに難しく考えなくていいと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○中野 5回目の資料で、要援護対象者あり方検討（P6）というところに書かせていただいているものが私たちの問題意識の一部かなと思っていまして、さらに問題点はあるんだろうなというところで、そこまでまだ議論はできていないんですけども、このレベルでのもう少し整理をということで先生方とも意見を交わさせていただけたらありがたいですし、市会事務局さんの調査も聞いていきたいですし、有識者の方のご意見もお聞きしていきたいと思っっております。

○沖久議員 わかりました。議論のポイントのところ、そのあたりのところが掲げられていますので、このようなところをいかに条例に盛り込むというか、直していくかというようなことだと思っますので。

○事務局 さっきの国の体制と見比べていくという話は、災害対策基本法と要援護者支援条例を見比べてということですか。

○沖久議員 そうです。

○事務局 市会事務局も災害対策の制度をわかっているという状況ではないので、見比べたものを当局にも意見を求めてというか、危機管理室と保健福祉局と協調しながらというような感じで考えたらよろしいですか。わからないところも多々出てくるかなと思っますので。

○沖久議員 まずは一回出していただいた上で、議論の俎上にのせていけたらなと思うんです。

完璧なものではなくて、こんなところは直さないといけないのではないかと、そういったところをたたき台として出していただいた上で、皆さんにお諮りしながらどうなのかというようなことで検討していけばどうかと思うんですけれども、それであればどうでしょうか。

○事務局 今保健福祉局3課と危機管理室でもこれから条例改正が必要かなと思うところを考えていってくださるという話も出ていたので、それはそれでやっていただきつつ、市会事務局でも災害対策基本法等のものを見て、それを保健福祉局なり危機管理室に見てもらおうほうがいいのかなと。

○沖久議員 どちらかというと言言的なことだと思うんです。内容についてもかなり深いところになってくるのかもわからないんですけれども、あくまで明らかに直さないといけないというか、変遷の中で手直しをしないといけないようなところをピックアップしていただけたらなと思うんですけれども。

○事務局 制度的なところはそれぞれで見ていただきつつ、文言のところ、表面的など言ったら怒られるかもしれないんですけれども、そういう表面的な部分をこちらでも見て、危機管理室、保健福祉局にも確認してもらおうという感じで受けとめてよろしいですか。

○沖久議員 そういう形で。

○山口議員 私は、条例を改正する必要があるとは思っているんですけれども、どこまでを目指すのかというか、どこをゴールにするのかというところで随分変わってくると思うんです。後ほどご説明があるかもしれないんですけれども、スケジュールをある程度決めていっちゃるのであれば、目指していたところに到達するかどうかはそのスケジュールにもよるのかなと思います。皆さんでそれぞれのお立場の意見を持ち寄って、条例改正できるところをとことんやるというところで臨んでいく、だから最終的なゴールを目指していくのか、それとも、年明け1月17日、震災25年という節目なので、そこを意識して、今回は一部の改正みたいな形にするのか、選択肢はいろいろあると思うんですけれども、その辺、公明党さんがスケジュールを意識してやっていきたいということなのか、内容重視でとことんやりたいということなのか、公明党さんのご意見をお聞きできたらと思うんですけれども。

○沖久議員 勝手ながらこちらのほうで考えさせていただいているスケジュールを先にお渡しすればよかったんですけれども、済みません。あり方検討会の今後のあり方の素案、支援のあり方というのが1月の第7回目の検討会で出されるということなので、そのあたりも踏まえながら、実は議論させていただきたかったのは、山口先生が言われるように、どこを目指して、どこを落としどころにしてやるのがいいのかなと思っているんですが、お話がありましたように、来年震災から25年を迎える節目のところで、もう一度災害時の支援について、私らも含めて市民の皆様も意識を持っていただくという形で、そのタイミングで何らかの形で改正をするのがいいのではないかというふうに思うんです。ただ、スケジュール的には、その辺のところを見ていけば、かなりタイトなスケジュールになる。いろんなご意見を踏まえながらやっていこうと思えば、とてもじゃないけれども時間的に厳しいのかなという気は確かにします。

先ほど言いました11月22日に有識者の方々から今日的な課題も提示をしていただきながら、皆さんのご意見、私どもの意見、それから整合性等も含めた意見も踏まえながら直していくとなったら、そういった素案を一回寄せたやつをたたき台にして、また皆さんにご提示をして、

それで議論をしていかないといけないと思うんです。その議論の中でどこまでできるかなんですよね。この条例をつくったときには約2年間かけて関係部局と連携しながら、議員の皆さんともやりとりしながらつくり上げてきた経緯がございますので、今回改正とはいいいながらスケジュール的にはちょっとタイトなのかなと思うので、22日を踏まえて、そういったご意見をいろいろ踏まえた上で、どこまでのところを目指していくのかということもそれぞれ議論できたらと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議員 今の要援護者のあり方検討会は何回目まで。

○吉村 7回目でトータルの素案を。神戸市としてまずできることという形なので、課題はたくさんあるけれども、まずできることをやっという形の方針をまとめて、今年度中には最終7回目の意見をもらって、市としてまとめられたらなというのがあります。なので、今年度中にある程度局としてできることというのをまとめて、課題は課題としてありますので、またそれを考えていくことは当然必要ですし、あり方検討会をやらないからといって、何もしないということでは当然ないと思っています。どこかでまたPDCAサイクルを回すようなことも必要であると思っていますけれども、とりあえず3月をめどに私どもとしては一定方針みたいなものをまとめて出せればなというところです。

○議員 どこまで条例で入れるかという話もさっき山口先生からあったと思うんですけれども、一方で我々が始めたこの検討会の終わりとうどう整合性を保つか。もちろんこれは議員提案条例なので、議会は議会で有識者の意見を聞いたという形がいいと思うんですけれども、素案が12月末にできて、一方で年度末に当局の報告書という形になったときに、さっきの話に戻りまして、条例でどこまで入れるかなんですけれども、そこの整合性というのはちょっと気にしておかなあかんのかなという気はしますね。もちろん議会には議会のスケジュールがあると思うんですが、そのあたりの市民の見方はちょっと気にしているほうがいいかもしれない。

○川内議員 今おっしゃったようにタイアップしておかなあかんと思うんです。こっちばかり条例をつくって、こっちではそこまでに至らなかつたり、こちらは物すごいできていて、条例がそこについていけなかつたりというのもあるので、先生おっしゃるようにやっぱりタイアップしておかなあかんと思う。となると、1月17日が第7回の最終の会議で、それからまとめるんでしょう。それで、年度末を目指す。こちらはこっちで、2月議会で上程を目指すみたいな感じなんでね。お互いがタイアップしとかないと、理念条例みたいになってしまってもあかんしね。難しいところやな。これを見たら、本会議採択と書いてあるもんな。

○沖久議員 それはあくまで今までの別の提案条例のスケジュールで逆算をしたのを1つのベースにして、もし4月に施行しようとしたら、そのあたりのタイミングでそのような状況にしておかないといけないのかなということなので、それであれば、言われるように今の検討会のところと突き合わせていくというのは時間的にはちょっと厳しいのかなとは思いますが。

○川内議員 ちょっと質問しますけれども、予算市会、3月までに採択したら、予算に何か反映されるというのはあるんですか。

○議員 予算作業自体はその時点では固まっていますね。先ほど沖久先生が言われたように、各立場から今の条例で何を改正すべき、足りないことを出していくと、条例改正案はすごい

ボリュームになると思うんです。普通はこれを考えていく中で、プレストみたいなイメージで、とりあえずは全部出し切りでいいと思うんですよ。その中で、条例でどこまで何を定めるかというのを見きわめていかないと、私は、この条例、当時を知らないのですが、わかっていなくて言っていて申しわけないんですけども、大分背景が変わってきていますよね。先ほど沖久先生が言われた阪神淡路と東日本が決め手になって、その思い、市民の機運というのを形にしたのがこの条例というのは、今聞いていてとても理解したんですけども、その後立て続けの風水害というのも出てきていますし、この条例を見ていると、福祉避難所という概念までですが、先ほどの説明を聞いていると、基幹福祉避難所であったり、福祉避難スペースであったり、いろんな概念が出てきています。この条例に今足りないことをとりあえずゼロベースで出し合うと、それを全部反映したら、一体何章何条の条例ができるのかなと思うんです。

条例でどこまで骨組みを定めるのか、それとも具体的に何章何条で一個一個決めていくのかということはこの勉強会で決めていく必要があるのかなと。場合によっては、骨組みであれば、災害時のあり方というのはまさしく具体的な運営を議論していますので、そこ若干並行して走ってもいいと思いますし、どちらも細かく出そうというのであれば、先ほど私言いました整合性というのはしっかり意識しておかなあかんのかなという気はします。

○沖久議員 そういったご意見も踏まえながら、皆さんに一回このスケジュールででき得るところ、いわば大枠なところになるかもしれないですけども、まずは素案、たたき台を提示させていただいた上で、どこまでやれるのか、これでいいのかどうかというのを踏まえて、また検討をしていけばいいのかなと思うんですけども、それでいいですかね。

○山口議員 素案を示されるというのは、素案は公明党さんがつくられるんですか。

○川内議員 何をもとにしてその素案を。

○沖久議員 皆さんのご意見を踏まえながら、有識者の方々の意見を踏まえながら、一回たたき台をつくっていただこうかなと思うんです。

○山口議員 どなたにですか。

○沖久議員 その有識者の方なんです。今の時点でちょっと直さないといけないようなところとか、そういったところを踏まえて一度素案を出していただいた上で、それを組上にのせて検討できないかなと思うんですけども。

○山口議員 ということは、そこには当局の意見だったりはまだ入っていない状態ということですか。

○沖久議員 だから、22日ぐらいまでに当局の皆さんに、あり方検討会のやつも見ていただいている中で、こういったところの意見も踏まえながら、一回たたき台みたいなやつを出していただいたらいいのではないかなとは思っています。

○山口議員 それぞれにということですか。

○沖久議員 それぞれでまとめて、有識者の方々はチームを組んでいただいて今検討しているところなんです、その中に当局の考えであるとか、私たちの考えであるとか、そういったところも反映させて素案をつくっていただこうかなと考えているところなんです。

○川内議員 あり方検討会がまとめも入れたら年度末までかかりますよという話もご存じの上で、そういうふうな提案になっているんですか。

○沖久議員 最後の締めのところはこのタイミングというのは私自身も知らなかった部分があるんです。そのあたりの検討を踏まえながら、今日的な課題としてピックアップもしていただけたらと思っているところではあるんですが、言われるような整合性もあるので、そのあたりも一度お返しをさせていただきながら考えさせていただけたらなと思うんです。

○川内議員 こちらはこちらで完全にまとまってしまってから、それを一つの参考にしながらやっていくと、こっちである程度改正して決めたら、そっちでまだまだ新しいのがどんどん出てきているとなったら、全然タイアップしないような感じがするんですけどね。そこまで急がなあかんような理由があるのであればあれですけども、その辺どうなんやろうな。

○議員 今私の感覚で言えば、3月で市会の本会議で仮に全会一致というふうなことを予測したときに、最終とか前々日の本会議ぐらいにこれを上程するというイメージで、この議会、まあ与党といってもそれぞれの会派がそれぞれ意見があるでしょうから、それぞれのこういう改正をしたらどうやろうかというのをどこまでまとめていくか。役所さんが1月17日が最後の検討会だとすると、何となくイメージがあるのは、2月の半ばとか下旬ぐらいに私たちと役所さんの改正案を合わせて、それまでに情報収集をお互いで共有しながら進めて、まさに事務局さんがその4者をまとめて簡単な案を集約していつてもらえたら一番ええんと違うかなという気がするんですけどね。この22日は勉強会を一緒にしながら、その有識者の先生のご意見なんかも聞かせていただいて、ああそやなというようなことで、私たちは私たちのほうで簡単な改正案をまとめて、それを2月ぐらいをめどにまとめることができ、役所さんもそのタイミングで合わせていくことができたなら、何とか3月の末には間に合うのかなというようなイメージが今勝手に頭の中にあるんですけども。

○山口議員 3月だったら、今年度中に成立させようと思ったら、今年じゅうぐらいにはまとめておかないと多分間に合わない。

○議員 それを前倒しでやっていくというイメージでいかなしょうがないんでしょうかね。

○山口議員 要は、スケジュールを優先するか内容を優先するか、そこだと思っんです。それを私たちのほうで方針を決めて、例えばスケジュールを優先するんだったら、それぞれの立場で意見を出してとかやっていたら、とてもまとまらないし、合わないと思っんです。内容を優先するんだしたら、このスケジュールではなくて、とことん議論を積み重ねていくというパターン、あるいは、ある意味公明党さんだったり私たちの意見をある程度集約して、そのときに当局からもいろいろご意見もいただいたりしながら、最低限の改正なのかもしれないけれども、その改正案をもってほかの会派にもご理解いただかないといけませんし、上程してからのスケジュールも考えていかないといけませんということだと思っしますので、どちらをとるかというところかなと思っんです。そこは公明党さんのほうではご意見はないんですか。

○沖久議員 私どもは、どちらかという今当局がそういった改正の動きというか、見直しをしているということに合わせて、全部が全部反映はできないかもしれないけれども、今日的な課題も含めながら25年という節目のときに何らかのアクションを加えて、さっきも言いましたように皆さんにもう一度災害のときの要援護者支援という意識にそれぞれが立っていただく契機になればなとは考えているんです。

○山口議員 ということは、スケジュール優先というか、今年度中に改正ができるということ

を目標にしてやっていくということによろしいですね。

○沖久議員　そういう形で当初は思っていたんですけども、それも皆さんには全然お諮りできていなかったもので、このあたりでどうかなというようなことで、きょうちょっとお諮りをさせていただいた次第です。

○山口議員　であれば、このスケジュールに沿ってというか、できる範囲でやっていくしかないのかなと思っています。11月22日の勉強会である程度有識者の方のお考えはお聞きできるわけですね。その時点で素案みたいなが出てくるわけではない。

○沖久議員　当然ないです。

○山口議員　その後ということですね。

○沖久議員　そうです。

○山口議員　じゃあその素案が出てきた段階で、私たちなり当局なりのご意見をお聞きして、その素案から案にするような検討会が12月の頭なり中旬なりぐらいに持てたらいいというような感じですか。

○沖久議員　そうですね。勉強会を踏まえながら、まず素案、たたき台をつくっていただいて、それを受けて皆さんとまず協議をして、そこら辺のところのご意見を賜りながら、改めて素案を手直しをしていった上で合意に向けてもう一度1月、年明けでも協議ができたらなど、そういうスケジュール案ではあるんですけども。

○議員　それならこれ優先で。どっちかに決めないとあれやから。

○山口議員　もう1つちょっと確認しておきたいことがあるんですけども、できるだけこのスケジュール案に沿ってやっていくということは今確認できたんですけども、この検討をこういった形で3党派で引き続きやっていって、この条例が制定されたときのように、与党派が提案議員となって条例改正を目指していくのか、あるいは野党も含めて全員という形での提案を目指していくのか、そこをどうするのかでまたスケジュールが変わってくると思うので。だから、パターンとしては2つあると思うんです。与党提案でいくというパターンと、もう1つは、委員会提案という手法もあります。今まで神戸市はしたことはないんですけども、そういう形を目指していくのかということはあるんですが、私の個人的な考えを言わせていただくと、野党さんなりと一緒にまとめていくと意見が合わないところとかも出てくるかもしれないので、スケジュールを優先するのであれば、できれば与党派が提案議員となってという形で進めるほうがいいのかなどは思うんです。そのあたりのお考えもお聞きしたいんです。

○沖久議員　一番最初の要援護者の支援条例をつくったときも、まずは与党派だけで検討会を立ち上げ、素案をつくって、皆さんの了解のもと、それぞれ野党党派さんにも趣旨説明をさせていただいて、委員会で上程させていただいて、委員会の議論を踏まえて、本会議に上程という流れになったので、山口先生が言われるように、今回も当初与党派で提案させていただいた経緯もございます。ですから、まずは与党派で提案して、野党の党派の皆様へ趣旨説明をしながら、了解をもらいながら、全会派の全会一致を目指して進めていきたいなどは思います。

あと、最後になってしまったんですけども、きょうはせっかく自民党さん、こうべ市民連合さんもお参加していただいておりますので、今いろいろご意見等もございましたけれども、

それ以外にそれぞれの会派の皆さんの思いを教えてください。こういう改正について、このあたりのところを直さないといけないとか。

○山口議員 自民党としては、最低限改正しないといけないと思っているポイントは、第2条の要援護者の定義のところ、あと、第7条の個人情報収集の対象者というところを災害対策基本法にある程度合わせていく必要があると。現実的な状態に近づけていくということと、あと、第16条以降の福祉避難所等の文言整理といますか、緊急避難場所だったり、避難所、福祉避難所、基幹福祉避難所と文言がいろいろあります。そういったところの定義づけだったり、ある意味必要な環境整備とか備品とか、受け入れ体制なども場合によっては明記していかないといけないのかなと思っています。ほかにいろいろなあるんですが、最低限ということだったら、そのポイントが改正すべきところではないかなと思っています。

○川内議員 先ほどの件とちょっとダブるかもわかりませんが、対象者の追加みたいな感じで、例えば認知症の方とかその辺のところ、そこまで踏み込めるのかどうかちょっと議論になるんですけども。それと、さっきから言っておりますように支援団体の定義づけというか、まだまだ曖昧なところがあるので、その辺のところと、もう1つは、期限を切ると言ったらあれやけど、ある程度の目標がないとこの話はずるずるとなっていて、最終的には支援する側が支援される側に移ってしまう。年数がたてば、そうなってしまったりもするので、その辺のところの期限の切り方も含めて、改正する点はまだ何点かあると思います。

○議員 この災害時要援護者支援のあり方、どんな被害が起こるかわからない中で、計画を立てるということで、すごいいいことだと思います。もう決まっていることは、要援護者の数はふえ続けるということなので、今いろいろな避難所確保のことを書いておりますけれども、地域の方からはここがあかんかったらどないするのやという声をよく聞きます。ですから、ここがあかんかったら、ここが有りますということで、できるだけセンターとか避難所の数をふやして行って、市民の方に事前の安心をいただけるような計画にさせていただけたらいいかなと思っています。

○沖久議員 どうもありがとうございました。済みません、私どもの堂下がきょうおくれて、結局来れなくなって欠席になってしまいました。後になりましたけれども、申しわけなく思います。

きょうは、種々お話がありましたけれども、やはり6年もたって、対象者の範囲、2条も含めて、7条も含めて、当然見直しをしていかないといけないと思いますし、福祉避難所のあり方というのもその後どんどん変わってきておりますから、そのあたりの位置づけ等を明記しないといけないのではないかと思います。同時に、この後のがん対策基本条例とか、そういった条例が議員政策提案条例として出されました。その条例には必ず財政措置が明記をされていたんですけども、この災害時の要援護者支援条例に抜けているのが財政措置なんですね。市の責務の1つとして財政措置を講じることというのが抜けていたので、これは明記をしないといけないのかなと思います。それと、きょうもお話が出ましたけれども、昨今の水災害とかで、先ほど危機管理の課長が水防法の絡みで、洪水支援計画というのが水防法で定められていますよというふうにおっしゃってございました。今回も、地震だけではなくて、風水害に備えた要援護者の支援ということを考えたときに、水防法との絡みとか個別支援のあり方、そういった関

連性もこの条例にあらかた盛り込んでいかないといけないのではないかなと思います。そのあたりも変わってきた部分だと思いますので、そのあたりのことも含めて、今回改めて手を入れていかないといけないところではないかなと思います。

以上、長時間になってしまいましたけれども、皆さんからきょうさまざまなご意見等お聞かせ願って、ある意味全庁挙げて、私たち議員も含めて改めて意思統一をさせていただけたら幸いに思っているところがございますけれども、次回、取り急ぎ11月22日の有識者の勉強会ということでよろしいでしょうか。

○山口議員 時間は決まっているんですか。

○沖久議員 一応**2時**からということで、いかがでしょうか。この**28階の第4委員会室**を用意させていただいておりますので、今こちらのほうで予定しております講師の先生方は、この要援護者の支援条例にかかわっていただいた関西大学の教授である山崎栄一先生、それから、人と防災未来センターの主任研究員であられる木作尚子先生(沖久議員が間違って木作先生と発言していますが、神戸大学の大西先生です)のお2人を予定しております。それぞれから今日的課題等お話をさせていただいた上、皆さんからの質疑応答を踏まえて勉強会をさせていただけたらと考えております。よろしいでしょうか。

○山口議員 これはこのメンバーなのか、あるいは与党3会派……。

○沖久議員 せっかくですので、限定しないで声かけをしていただいて、時間もあれなので、来れる方でいいと思いますけれども。

○山口議員 14時から大体何時ぐらいまでですか。

○沖久議員 1時間半から2時間ぐらいです。長くて2時間ということで、30分ずつぐらいお話をさせていただいて、あと30分から約1時間質疑応答をさせていただいて、2時か3時半ぐらいには終わるのかなと思っております。会派の皆さんにお声かけをしていただいて、要は皆さんでちょっと意識を持ってもらって、共通意識に立って今後検討をさせていただければと思いますので。

○事務局 当局のきょう来られている方々も、ご都合が合う限りご参加いただきたいということですか。

○沖久議員 ぜひ来ていただければと思います。マストではございませんので、ご都合がよければ来ていただければありがたいです。

○事務局 11月22日までに最初のほうに出ていた話というのはやっぱり……。

○沖久議員 それは先ほども中野課長からありましたように、このあり方検討会のところで挙げられていますので、その辺のところを有識者の方々も当然認識はさせていただいた上でということで、特にそれ以外なければいいと思います。

○吉村 今、第5回で一応定義の整理という形で挙げさせていただいているんですけども、それ以外、先ほど山口先生からいろいろな文言の整理みたいなところも出たんですが、そこら辺は素案が出るまでにまとめておくというよりは、とりあえず22日聞かせていただいた上で出させていただいたほうがよろしいということでしょうか。

○沖久議員 そうですね。

○事務局 専門家の11月22日が終わってから、それぞれ出すというような……。

○沖久議員 本当は、22日にせっかく先生が来るので、そのときまでにいただければ、そのあたりのことも踏まえてお話をしていただけるのではないかなとちょっと思っているんですけども、時間的にタイトであれば、それにこだわりませんけれども。

○議員 少なくともこれは見せてあげたほうがいいですね。

○沖久議員 それは当然見ていただいています。

○吉村 第5回の委員の意見をまとめたものは現在まとめ中でして。1回目のときに出た委員の意見は2回目に資料とかという形でつけさせていただいているんですけども、5回目の分は精査しているといいますか、つくっているところなので、それまでに委員の意見がまとまりましたら、また先生にお渡しするなりということはさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

○沖久議員 それで十分だと思いますので、それが間に合えばありがたいと思います。そういったところを踏まえて、勉強会に臨んでいただこうかなと思いますので。

済みません、長時間になってしまいましたけれども、ほかに皆さんからご意見はございませんでしょうか――。

きょうは、まず私どもと当局の皆さんも含めて意思統一といいますか、改めて改正に向けて要援護者の支援のあり方について共有意識に立っていただいた第1回目の検討会をさせていただきましたので、今後とも皆さんにはいろいろお世話になると思いますけれども、一緒につくらせていただきたいと思いますので、よろしく願います。本日は長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

4. 識者検討会 第2回（令和元年11月14日(木)）

「神戸市災害時要援護者支援条例」改正 第2回 識者検討会

2019年11月14日（木）15：00～

検 討 議 案

1. 今日の課題の整理（資料：課題表）

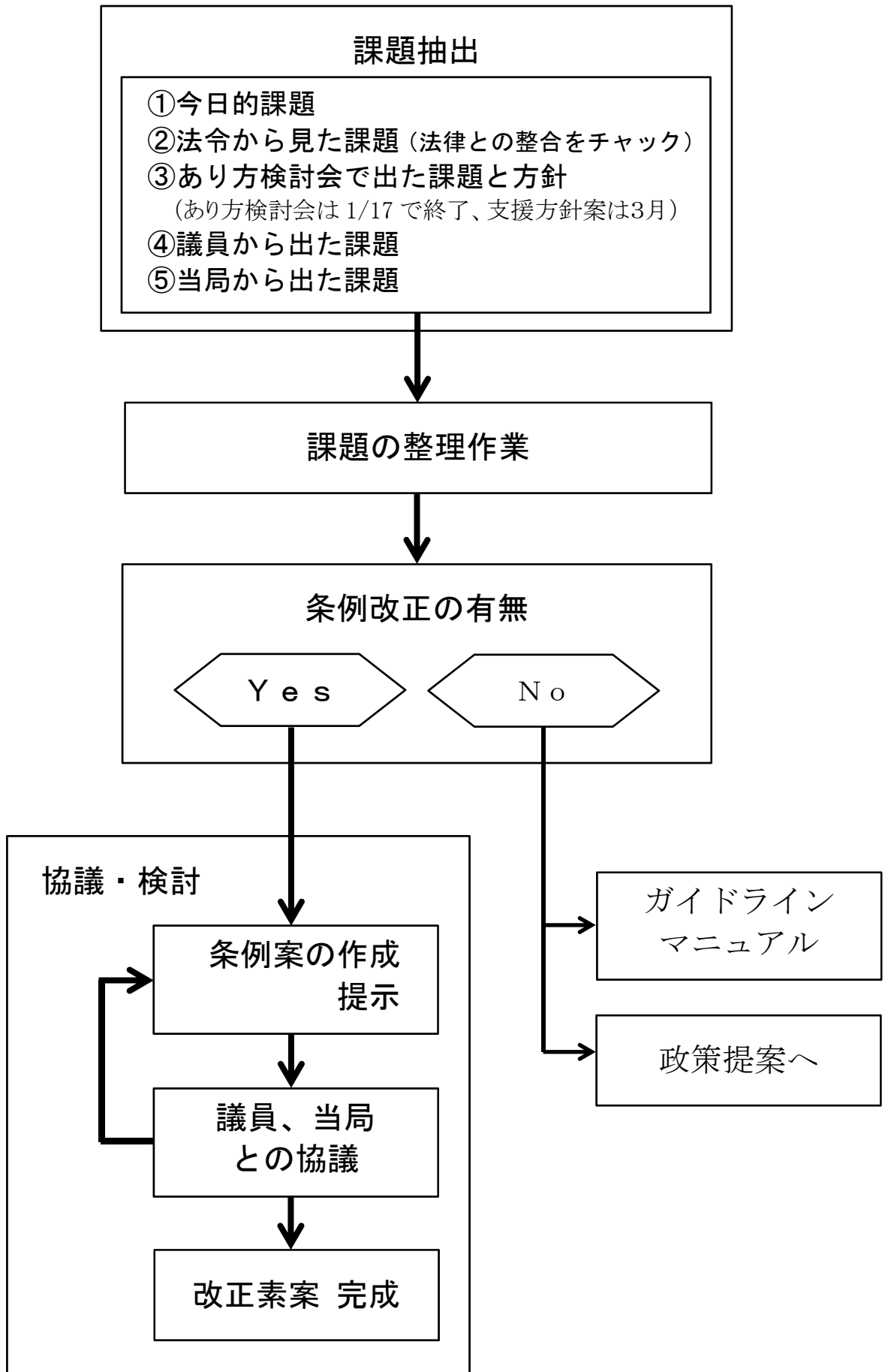
2. 議員、当局の意見の確認（資料：11月5日議事録）

3. あり方検討会の課題抽出（資料：あり方検討会の意見及び課題の整理）

4. 22日（金）14時～16時の勉強会について
集合：神戸市役所1号館1階ロビーのベンチに、13時30分

5. スケジュールについて（資料：日程表）

検討作業フロー



あり方検討会の意見及び課題の整理

要援護者 全体の支 援のあり 方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要① ◆ 災害関連死が最も多いのは震災から1週間と言われており、福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要① ◆ 福祉避難所の核となる人材をどう育成していくのかが課題① ◆ 高齢者施設で、障がい者特性を理解した上での支援が必要① ◆ 基幹福祉避難所は市内21か所で十分なのか① ◆ 障害者支援センターでも、避難所開設訓練等を行う必要がある① ◆ 重度の方は専門的な施設や医療機関が受け入れを行うこととなるが、その上で、基幹福祉避難所や福祉避難所、一般避難所で、その程度の状態の方の受け入れが可能なのかを示していくことが必要① ◆ 基幹福祉避難所の役割として最も重要なのは、医療対応や緊急入所等のトリアージ機能である。また、どうしても振り分けられない方を応急的に受け入れる機能（施設）でもある。① ◆ 第一義的に支援が必要な方を選び出すということであれば、65歳以上70歳未満の元気な方を外してもよいのではないか① ◆ 要援護者の定義を整理していく上で、外国人は（議論の対象に）入るのか。→条例においては、外国人は支援対象であるが、要援護者リストの作成対象とはなっていない。② ◆ 避難行動でお互いに助け合うという意味では、ヘルプマークのように災害時に支援が必要であることをお願いしやすいような工夫が必要。② ◆ 避難所や福祉避難所において、ソーシャルワーカーを中心とした福祉専門職のスクリーニングによって、要援護者数の把握、適切な支援へと繋げるプロセスが必要である。② ◆ ソーシャルワーカーを災害に特化した部分も含めて全国的に育成を推し進めている。障害者支援センター、地域包括の職員、基幹福祉避難所の担当など、専任の職員ではない方にもそういったトレーニングを受けていただくことが大事である。② ◆ 医師会としては、地域にどのような状態の方が何人おられるか等により、我々の動き方が大きく変わってくる。大切なのは土砂災害・
---------------------------	--

浸水想定区域にどの対象者がいて、基幹福祉避難所等どこに移動するのかという具体的な計画がないといけない。風水害なら警戒区域内で人数把握、基幹福祉避難所を中心としたブロックごとの形で定義しながら人数把握をしたほうがよい。②

- ◆ 一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。②
- ◆ 高齢者の場合、緊急入所へのシステムが構築されていると聞いているが、災害時に活用できるのか。また、障害者の場合はどうか。例えば、保健師がある窓口で連絡をしたら、入所受入可能な施設、人数を調整してくれるシステムを持っているところもある。

→ 高齢者の場合、災害時含めて緊急性が認められる場合については、緊急入所という対応をしている。社会福祉協議会の入所相談センターで状況を把握し、神戸市の判定委員会で緊急の必要性を判定する。災害時については、多くの方への支援が必要となるので具体的にどう対応していくかが課題。ケアマネジャーの個々の動きや、保健師のトリアージ後の連携、措置入所での法令の定員枠を上回る取扱いなど、様々な検討が必要と考えている。③

- ◆ 老人福祉施設連盟においては、「緊急ショート」という制度において社会福祉協議会を窓口として、高齢者の受け入れを行っている。その仕組みを災害時に応用すれば対応可能ではないか。また、移送協力については、各施設は車両を多数保有しているため、連携の仕組みさえ協議しておけば対応できると考えている。④

- ◆ 障害の分野では、ショートステイの空き状況が一元管理されておらず、自立支援協議会で長年議題となっている。最近、高齢者の分野ではそれがデータベース化されたと聞いている。障害の分野でも窓口なり仕組みを作っていただきたい。

→ 障害者の場合、まだシステムは出来ていないが、今後各区に整備する障害者支援センターは、緊急ショートステイ施設を併設する、あるいは施設と連携して運営する予定である。ショートステイについては、少なくとも空き状況などの情報提供できる体制を整えたいと考えている。③

- ◆ 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決まっているか。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提ではないか。

	<p>→決まっていない。風水害災害時において、防災気象情報の警戒レベル3以上の発令で、各基幹福祉避難所には開設準備をいただくよう考えているが、まずは緊急避難場所へ避難して頂き、そこでの滞在が難しい場合、保健師が直接、基幹福祉避難所へ連絡し受け入れてもらう対応を考えている。③</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、保健福祉の専門知識を持った方の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応までは難しい。地域福祉センターを福祉スペースとして活用するためには、自治体が自己完結的にするだけではなく、地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できれば良いのではないか。③ ◆ 福祉避難所である地域福祉センターは小学校区に一つあり、福祉避難スペースとして活用したいと考えているが、施設の開設、付き添い等、対応する人員の課題がある。④ ◆ 備蓄拠点については、箇所数が少なく、また備蓄物資の輸送が課題であると思う。拠点としては市住の空き家活用や民間への管理委託など、もう少し柔軟に検討してはどうか。③ ◆ 物資の輸送については、地域住民・職能団体・施設連盟などに協力を求め、様々な社会資源の活用をしてはどうか。③ ◆ 備蓄について、医療器材、医療医薬品、衛生資材などが必要となった場合に、基幹福祉避難所も含めた対応について明記しておくべきではないか。④
<p>共助による要援護者支援の取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要援護者の支援計画の策定は重要である。① ◆ 介護保険のケアプランや障害者の支援計画において、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく① ◆ 人工呼吸器装着患者など個別避難計画を策定する方以外でも、日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などの中でのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上も図るべきである。③ ◆ 避難所名簿の中で要援護者を把握するだけではなく、積極的に専門職が避難所でスクリーニングアセスメントを行い、要援護者を把握

	<p>し、必要な方は医療につないでいく。自らが要援護者であるということを出しにくいいため、積極的に把握をする努力が必要。</p> <p>→スクリーニングについては、各区役所の保健センターの保健師が緊急避難場所や避難所に行って対応することを考えている。また、必要があれば他区の保健師や本庁所属の保健師の応援は可能で、全市的にカバーができる仕組みになっている。②</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定が急務である。② ◆ 避難支援を十分に図るため、ケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討していく。② ◆ 災害ボランティアについて、単に「がれきの片付け」だけではなく、個人のスキルについて登録できる仕組みがあればと思う。いわゆるプロボノ、技術なり専門性を持ったボランティアを事前登録しておくような仕組みが必要。④ ◆ 個別支援計画の課題として、要援護者の所在マップの作成をお願いしたい。④
<p>要援護者 台帳・関係機関との 情報共有のあり 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平時からの見守り情報を災害時に活用することを目的に、現在、民生委員の訪問調査等により作成する「高齢者見守り台帳」と災害時における避難行動支援に活用する「災害時要援護者リスト」について、情報の一元化を図る。② ◆ 認知症や精神障害者の方も対象とすることも検討していく。② ◆ 障害者支援センターの見守り情報や共助の取り組みによる個別支援計画の情報を加えながら、災害時に対応できる平時からの見守り体制を構築していく。②

被災者支援に関連する 災対法の条文

課題表の山崎先生指摘の13番の項目について

- ①災害対策基本法の法改正前に制定されたので、災対法にある関連規程の反映ができていない。
- ②災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

→ 生命保護を最優先すべきことをどこかで明記した方がよい。第1条(目的) 第3条(市の基本的責務)

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

→ 要援護者の個々の事情に応じた、きめ細かい支援がなされるべきことをどこかで明記した方がよい。第1条(目的) 第3条(市の基本的責務)

これらの項目については、第〇条(基本方針)として、別個記載してもいいかもしれない。そうすると、2条の2が相当か。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

→ 情報提供の目的ならびに許されるケースとして、心身の健康の確保と、居住の場所の確保を入れておく。

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項

→ 災害時要援護者から法令用語への災害時要配慮者への用語変更

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

→ 「特に必要があるとき」の「特に」があるため、災害後に情報が提供されるかどうか、懸念される。

また、神戸市個人情報保護条例第9条3項には、「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」となっていて、今のままでは、災害後には情報が提供される見込みがほとんどない。

今回の条例案では、災害後の情報提供について規定をするとともに、単に「必要があるとき」に要件を緩和すべき。あるいは、「本人に確認をすることが事実上困難な場合で」という要件を入れてもいい。

7条以下の改正＝災害前だけではなくて、災害後の情報提供についても明記する。

神戸市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下「特定除外個人情報」という。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定除外個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に規定があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

→避難所に避難している要援護者はもとより、「避難所に避難していない要援護者」についても、必要な措置を講じなければならないことを明記する。

条例でいえば 19 条以下の条文で明記をする。

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
名簿の作成活用	1	要援護者避難支援は「行動支援」と「生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的だが、近年の風水害被害の頻発から、前者の観点から「避難情報見直し」や「事前避難」に注目が集まるなど、地域の役割が「避難所へ到達するまで」で終結してしまい、在宅避難を含めた被災者生活支援への取り組みが制度的に不十分である。	災害発生後の安否確認などの「アセスメント制度」の確立、要援護者への配慮を義務づける。これで、支援団体への情報提供や在宅被災者への支援も容易になる。(山崎) 1. 前文などで、条例の目的として明記し、災害福祉備蓄計画などの必要性を明記する 2. 一般避難所運営管理マニュアルなどにおける要援護者対応についても、検証する	1. 在宅避難者の現状は十分に知られておらず、支援の在り方を検討し、条例案にフィードバックする必要がある 2. 「個別備蓄」の算定手法やニーズ把握方法を検討する	前文など
	2	名簿作りが目的化して、名簿の重層化、並列化が起こっている	他の名簿との統一や読替えが必要。総合的な支援制度への昇華。(山崎) 名簿情報をもとに、要援護者の個別性に着目して、個別的に必要な生活用品や医療ケア用品を把握し、避難所ごとの避難者に対応した備蓄計画につなげる、福祉避難所の備蓄計画などにも活用できる。	ドラッグストアの数はコンビニか郵便局よりも多いらしい。ドラッグストアとの連携を考えたかどうか。ドラッグストアの業界なら、知っている人がいます。(山崎)	平時の「見守り台帳」などの既存の名簿を活用する。
	3	条例の成果である「避難行動支援者名簿」の活用先が大きく制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い	第三者提供についても本人同意が不要な場合の範囲を拡大する。同意内容の包括化。(山崎) 名簿の庁内での利活用について、明確な基準を設けて運用できるように改正し、地域の協力者に無駄な作業を増やさないように対応する		第三者提供について、本人同意が不要な範囲を拡大する条文を追加する
	6	要援護者名簿に登載を承諾した当事者への、名簿活用状況に関する「知る権利」が保障されておらず、どのような対策に、名簿が活かされているのか、名簿提供先の情報についても、要援護者へのフィードバックがないと、いたずらに不安を増幅させ、名簿提供に賛同した要援護者側のメリットがわかりにくくなっている。	当事者への要援護者名簿の提供状況の告知を、同意をとる以上に徹底する	毎年ごとに名簿の作成ならびに活用状況について区や地区ごとに「報告書」の作成を義務づける。(山崎)	(協定の締結等)第9条に以下を追記する 4 個人情報の提供を受けた要援護者支援団体は、毎年、個人情報の活用状況について市に報告するものとする。
	8	難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活が困難が予想される「重点対象者」の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。	個人情報に留意して、匿名化しながらも、中小規模災害における名簿活用技術のトレーニングに取り組む	少なくとも、地域に「重点対象者」が何人いるかぐらいは公表しておく。その他、外国人、妊産婦や乳幼児についても同様。(山崎)	(市会への報告)第●●条の市長は、毎年、災害時要援護者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するときに、地域の「重点対象者」の人数を公表する。
	17	昨年度の大阪府北部地震において、高槻市で要援護者名簿を用いた安否確認を行わなかったと報道され問題となった(実情は、自主防等を通して安否確認をしており、集約できていなかった)。報道によって、事後に使うリストという印象を与えているが、本来は事前対策から活用すべき。	要援護者名簿活用例を具体的に示す。	要援護者名簿のみでなく、サービス利用者名簿や地域包括支援センターの問い合わせ一覧、自治会や民生委員による独自の把握情報などの利用方法についても合わせて検討する。	ガイドラインなどに、災害前及び発災後の名簿の活用例を具体的に提示し市民へ啓発する。
	10'	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られぬ事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の対応が必要である	当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する	地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)	マニュアルの具体化・精緻化で対応する
	発災後の名簿提供基準	7	名簿の活用例が少なく、当事者にも、支援者にも記憶が薄れている。名簿情報の更新が進まず、実態との乖離が生じている 防災訓練を消防団主体に行ってもらいと、名簿の実態とのずれが把握できるので、何とかならないか	事前避難準備情報など「レベル3」が頻繁に出される時代になり、実際に被害が出る前に避難することも増えているので、レベル3でも名簿を積極的に活用して、居住の実態と照合する機会を増やす。	地域の現場で収集した要援護者の居住実態を、名簿更新の機会として反映させる仕組みづくりを明記する。 レベル3でも外部提供が可能になるように、条例の条文ならびに運用マニュアルを見直す。(山崎)
12		緊急時における、「要援護者台帳」「要援護者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。	緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。	まだ、地域において「要援護者台帳」が提供できていない状況では、緊急時における情報提供でカバーするしかない。 神戸市地域防災計画(共通編P160)に記載あり 災害発生時で、同条例第9条第1項第3号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときに該当する場合(避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等)は、災害時要援護者リストを防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員、消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。	緊急時の定義と緊急時における情報提供先を条例に明記する

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
マイプラン	4	「避難生活支援者」の役割と確保の必要性を明確に位置付ける	高齢者や障がい者のために、介護保険や障害者総合支援法で日常的に作成される「個別支援計画」を災害に役立てる「マイプラン」の作成を進める。	「マイプラン」の作成につき、介護保険制度上、点数として付加できるようにする。 (山崎)	政策提案する
	5	災害時ケアプランの作成が進み始めたが、正しい防災知識を持ってケアプランを作成できる専門員が少ない。			政策提案する 「研修制度」を提案
	18	熊本地震において、在宅被災者である高齢の方の支援が必要と考え訪問すると、障害のある息子・娘がおり、対応に苦慮した例がある。要配慮者個人についての名簿があっても、世帯としての対応が出来ていない。			「マイプラン」や「個別支援計画」で対応
	21	災害後の安否確認は、施設入居者や平時からの福祉サービス利用者は比較的行われるが、介護認定があったり、障害者手帳を保持しているが自立生活が出来ている方へのアプローチが出来ていない。平時は問題なく生活していても、災害時に環境が変わることで生活出来なくなる方もいることが想像されるため、そういった層への安否確認(ニーズ調査も含めて)を行うことが重要。	名簿の中でも、サービスを受けている人、受けていない人で分類できるようにする。それぞれの組織(少なくとも、自治体の高齢福祉課、障害福祉課、保健所、地域包括支援センター等)が持つ名簿を容易に突合できるようなシステムにする。		「マイプラン」や「個別支援計画」で対応
福祉避難所	9	地域福祉センター(191ヶ所)を「福祉避難所」に指定しているが、空間的、管理運営的、設備的に要援護者への対応が進んでいるわけではなく、場所の提供くらいしかできていない	正規の「福祉避難所」指定ではなく、「地域福祉避難所」のように、別の名称として区別する。 大勢が雑居する体育館と比べて、環境調整が行き届き、小規模ゆえに避難者同士で助け合いながら落ち着いて避難生活ができる事例もあるので、空間的特徴を生かした、福祉的配慮ができる避難空間として新たに位置づける	基本的には、一般の避難所でも要援護者を受け入れることができるようにする。「避難所のユニバーサルデザイン化」(山崎)	正規指定ではない、「福祉的機能を備えた避難所＝地域福祉センター」について条例で規定する
	20	福祉避難所にもレベル感が大きく異なる。福祉避難室的なものなのか、入所に近い扱いなのか曖昧なまま協定締結のみが進んでいる、	障害者の作業所や公民館、学校の一面のような、すぐに支援者による援助が得られる可能性が低い場所は「福祉避難室」と名称を区別する。	とはいえ、特養などの入居施設で手厚い援助を得られるかといえば、そうではないことも十分に周知をする必要がある。	ガイドラインやマニュアルで機能や内容を定める。また、市民への周知も行う。
福祉支援体制	26	災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの 災害派遣福祉チームについて記載する必要性			5章
福祉避難所の費用	10	レベル3で事前の避難を推奨しているため、風水害などでは早めに避難を呼びかける一方で、福祉避難所では避難者が来る前から災害モードに入って受け入れ態勢を整えなければならぬが、現実の被害が出ないまま終息した場合に、受け入れ予定の施設が負担した人件費などの開設費用を、行政が支払う根拠に限られるため、受け入れ側負担となる事態が想定される。こうした事態は、要援護者避難支援の観点からは、持続性に欠けるものであり、避難所となる施設側における「災害発生の様子見」を常態化させるおそれをはらんでいる。	災害規模が巨大化せず、救助法適用が見送られ、災害時生そのものが幸運にも回避された場合でも、これを訓練と位置付けて、かかった費用を支払う根拠となる条文を付加しておく。 民間保険の活用を検討する。内容は以下の通り。(山崎) 災害救助法が適用されない災害であっても、「防災・減災費用保険」(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)があり、自然災害の被害防止のために地方自治体が「避難指示・避難勧告の発令」、「避難準備情報の発表」を行った場合に負担する避難所の開設費用、配付する食料・飲料水等の費用を保険金で負担できる。	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られにくい事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する 地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)	政策提案する
支援者の保険	11	民生委員をはじめ、避難行動支援に従事する地域の多くの有志等が、要援護者支援に伴って災害に巻き込まれたり事故を起こした時の保障制度が不十分であり、消防団との違いが大きい。また、第三者である要援護者に損害を与えたときの、過失認定など法的責任があいまいなまま、地域の善意のつながりに依存して避難行動支援者としての登録が進んでいる。	民生委員では社協のボランティア保険など加入する程度だが、任意加入であり、要援護者との避難途中で、支援者も含めて被災した場合などの、死亡障害保障は大きくないので、消防団並みの手厚い保障が迅速に行われるように改善すべき 保険料の公共負担が可能となるよう、地域の支援者の事前登録を進めるほか、イベント保険的な仕組みで、損害を受けた参加者の損害を匿名でも保証できる保険制度も開発する、	保険は災害特約で免責となる場合も多いので、各種保険制度の補償内容を精査し、保障内容に過不足がないように留意。活動中に第三者に損害を与えた場合などの個人賠償責任保障も充実させる。 東京都豊島区の制度を参照する。避難支援者については区の費用で損害賠償保険に加入。あるいは、避難支援者について、公務災害制度上は「みなし公務員」として取り扱う。(山崎)	政策提案する

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
福祉施設の避難計画	14	水害や土砂災害のリスクがある福祉施設における避難確保計画がテンプレートの穴埋め状態であり、実情に合った避難確保計画になっていない。	福祉施設間の調整会議等を実施し、互いの状況把握や協力体制について話し合う。 防災マニュアルが既にある場合は、防災マニュアルを基本に、抜けている事項について整理するなど。		(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 5 市は、神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等の策定の支援に努めるものとする。
	15	福祉施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画を立てることを求められており、統一性がない。	それぞれのマニュアル等の重要事項の整理		(事業者の役割)第5条に以下を追記する。
	16	神戸市内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は●●%である。さらなる作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。	市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていく。	要配慮者利用施設の防災計画の担当課と協議が必要	2 神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等を市と連携して策定に努めるものとする。
地区防災計画	28	市内の防災福祉コミュニティ191地区の内、72地区(H30年度現在)で災害時要援護者支援の取り組みが行われている。38%ほどでまだまだ進んでいるとは言えない状況である。 地域においては、防コミの活動の中で災害時要援護者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。	地域の要援護者支援計画の上位にあたる災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に災害時要援護者の支援計画を盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むのではないかと 防コミの活動の一環として「地区防災計画の策定」を位置づけ、全191地区が策定できるよう市が支援していく。	地区防災計画策定の担当課と協議が必要	(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 4 市は、地域に対し、要配慮者の支援計画(と関連するorを推進するため)法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。
条文の修正・追加	13	災害対策基本法の法改正前に制定されたので、災対法にある関連規程の反映ができていない。	災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。 災対法の条文の中には、個人情報提供を妨げる条項もあるので、そこは反映しない。 災対法49条の11第3項「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」		災害対策基本法と現条例の法制チェックを行う。
	22	災害対策基本法での呼称である「要配慮者」に置き換える必要があるのではないかと	法律との整合性		「要援護者」→「要配慮者」に変更前文を含め全文に渡る
	23	第2条(1)オ を65才から70才または、75才にしてはどうか	健康寿命との整合性を図る	70才なのか75才なのかエビデンスが必王	2条(1)オ
	24	外国人が多くなっている現状から、定住型と一時滞在型に分けて 要配慮に入れる必要がある			2条(1)関連
	25	避難が自宅などの垂直避難も考えられることから、支援計画の策定の中に、避難場所について記載する必要がある			14条
27	災害の事前準備段階・避難行動段階・避難所段階・福祉避難所段階など時系列にそった施策、役割分担などを整理して条文にしておく必要があるのではないかと			行動支援の名簿、被災者台帳	全体

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
29		事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため		(財政上の措置) 第●●条 市は、災害時要援護者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
30		議員提案条例の性格上、施策の状況や進捗を把握、評価し、市会として事業推進を支援するため		(市会への報告) 第●●条 市長は、毎年、災害時要援護者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。
31		災害への対応の変化やそれに伴う国等の施策方針、法改正及び市の災害時要援護者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため		附則(検討) 市は、この条例の施行後4年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例 改正案 Ver. 0

現条例	改正理由	改正案
<p>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要援護者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>災害対策基本法第八条二十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に合わせ、本条例も「要援護者」を「要配慮者」に変更する。</p> <p>→変更した「要配慮者」をゴシック字で表記する</p>	<p>神戸市における災害時の要配慮者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要配慮者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要配慮者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要配慮者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要配慮者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要配慮者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要配慮者支援団体、事業者及び要配慮者の役割を明らかにすることにより、要配慮者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>

現条例	改正理由	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を</p>

現条例	改正理由	改正案
<p>有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ アからコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p>		<p>有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ アからコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要配慮者支援団体 要配慮者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p>
<p>(市の基本的責務)</p> <p>第3条 市は、第1条に規定する目的ののっとり、要援護者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、要援護者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>地域の要配慮者支援計画の上位にあたる災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に要配慮者支援計画を盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むと考えるため</p> <p>市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていくため</p>	<p>(市の基本的責務)</p> <p>第3条 市は、第1条に規定する目的ののっとり、要配慮者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、要配慮者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、要配慮者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市は、地域に対し、要配慮者への支援計画を推進するため法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>5 市は、神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等の策定の支援に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>		<p>(要配慮者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要配慮者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要配慮者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要配慮者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>要配慮者利用施設は、施設の防災力向上のため、避難確保計画を</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要配慮者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、水防法第15条の3</p>

現条例	改正理由	改正案
	はじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、市のアドバイス等を受けながら策定するため	に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等を市と連携して策定に努めるものとする。
<p>(要援護者の役割)</p> <p>第6条 要援護者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>		<p>(要配慮者の役割)</p> <p>第6条 要配慮者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要配慮者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>		<p>(個人情報の収集及び要配慮者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要配慮者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要配慮者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要配慮者が提供することを希望する事項(地域要配慮者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要配慮者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要配慮者台帳を要配慮者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>
<p>(要援護者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供</p>		<p>(要配慮者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要配慮者支援団体に対して要配慮者台帳を提供しようとするときは、当該要配慮者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供</p>

現条例	改正理由	改正案
を受けようとする要援護者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。		を受けようとする 要配慮者 台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。
<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要援護者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p>	<p>要配慮者名簿の登載に同意した要配慮者が、その後名簿がどのように活用されているのかや、名簿提供先の情報などについてのフィードバックがないのは問題であるので、要配慮者支援団体に対して、名簿の活用状況を義務づけるため</p>	<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要配慮者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要配慮者台帳の提供を受けようとする要配慮者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要配慮者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p> <p>4 個人情報の提供を受けた要配慮者支援団体は、毎年、個人情報の活用状況について市に報告するものとする。</p>
<p>(情報の安全管理)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>(情報の安全管理)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>		<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 名簿管理者及び地域要配慮者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要配慮者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>
<p>(守秘義務)</p> <p>第12条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>		<p>(守秘義務)</p> <p>第12条 名簿管理者等は、地域要配慮者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要配慮者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>
<p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護</p>		<p>(緊急時における要配慮者への支援台帳の作成等)</p> <p>第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮</p>

現条例	改正理由	改正案
<p>者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>		<p>者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要配慮者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要配慮者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(要援護者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条 要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要援護者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要援護者支援団体会議」という。)を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p> <p>5 要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>		<p>(要配慮者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条 要配慮者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要配慮者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要配慮者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要配慮者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要配慮者支援団体が複数あるときは、これらの要配慮者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要配慮者支援団体会議」という。)を設置し、及び要配慮者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要配慮者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p> <p>5 要配慮者は、要配慮者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要配慮者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>
<p>(要援護者相談員の設置)</p> <p>第15条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>		<p>(要配慮者相談員の設置)</p> <p>第15条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要配慮者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体と協力して要配慮者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要配慮者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>

現条例	改正理由	改正案
<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第 16 条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>		<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第 16 条 市長は、避難所のうち要配慮者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要配慮者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>
<p>(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備)</p> <p>第 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備)</p> <p>第 17 条 市長は、避難所等の要配慮者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第 18 条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第 18 条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要配慮者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要配慮者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要配慮者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>
	事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため	<p>(財政上の措置)</p> <p>第 20 条 市は、災害時要配慮者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
	議員提案条例の性格上、施策の状況や進捗を把握、評価し、市会として事業推進を支援するため	<p>(市会への報告)</p> <p>第 21 条 市長は、毎年、災害時要配慮者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。</p>
	災害への対応の変化やそれに伴う法改正、国等の施策方針及び、市の災害時 要配慮者 支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため	<p>附則(検討)</p> <p>第 22 条 市は、この条例の施行後 4 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。</p>

現条例	改正理由	改正案
(施行細目の委任) 第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。		(施行細目の委任) 第 23 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。		附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 勉強会 第1回（令和元年11月22日(金)）

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」

改正検討のための勉強会

場所：神戸市役所 1 号館 28 階 第 4 委員会室

日時：2019 年 11 月 22 日（金）14：00～15：30

内容

1. 条例改正のポイント -名簿の作成、活用について-（30分）

講師：山崎栄一（関西大学社会安全学部 教授）

2. 条例見直しにあたって -要援護者と支援者の双方から考える-（30分）

講師：大西一嘉（神戸大学大学院工学研究科 研究員）

3. 質疑応答（30分）

講師のプロフィール

やま さき えい いち

山崎 栄一 博士（情報学）

関西大学社会安全学部 教授



1971年 大阪市生まれ。

神戸大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程単位取得退学

京都大学博士（情報学）

専攻は、憲法・行政法・災害法制。

災害法制全般に関心があるが、特に、被災者支援法制、高齢者・障がい者等の災害時要配慮者の支援、災害時における個人情報に関する調査・研究を行っている。

社会活動

総務省消防庁 予防行政のあり方に関する検討会 委員

兵庫県 災害時要援護者支援指針検討に係る検討会 委員 等を歴任

著書

『自然災害と被災者支援』日本評論社（2013年）〔2014年日本公共政策学会 著作賞 受賞〕

詳細な業績は、ホームページ(<http://www.eiichiyamasaki.com/>)を参照。

神戸市災害時要援護者条例改正のポイント

関西大学 山崎 栄一



用語法の整理

災害時要援護者・災害時要配慮者・避難行動要支援者



避難行動要支援者とは誰か？

災害時要保護者＝要配慮者＞避難行動要支援者

要配慮者	= これまでの「災害時要保護者」	
	避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが著しく困難である者で、名簿を作成し避難支援を行う対象者
		避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者
		避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
避難支援者	消防機関、自主防災組織、民生委員等地域における支援者	

※上記のほか、避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（避難支援に不同意であった者を含む。）及び避難行動要支援者の要件には該当しないが、発災又は発災のおそれが生じた場合に支援を行うことが望ましい者など、定義が曖昧な記述もある。

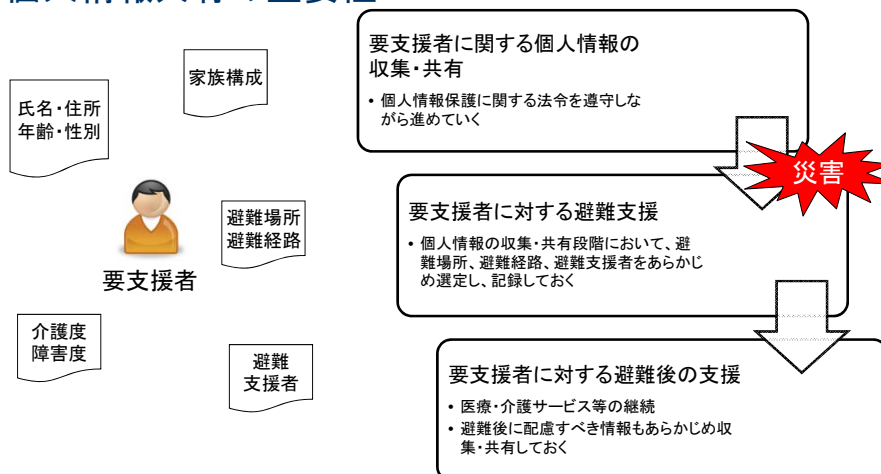
〔内閣府「災害時要保護者の避難支援に関する検討会」報告書（素案）の概要より〕

災害時要配慮者とは誰か？

災害時要配慮者（災害弱者）となりうる要因	災害時要配慮者（災害弱者）の例
情報伝達面	視聴覚障害者、外国人、子供等
行動面	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児等
地理不案内等の面	観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

支援制度の全体像

応急対応期における要支援者への援助のあり方 個人情報共有の重要性



個人情報の活用[収集・共有]がなされると避難支援ができないし、
避難支援・避難後の支援を効率的に実施するにも不可欠である

制度の設計に向けて

どこの部局が名簿を作成するのか

名簿の記載の範囲をどうするのか

既存のどの名簿を活用するのか

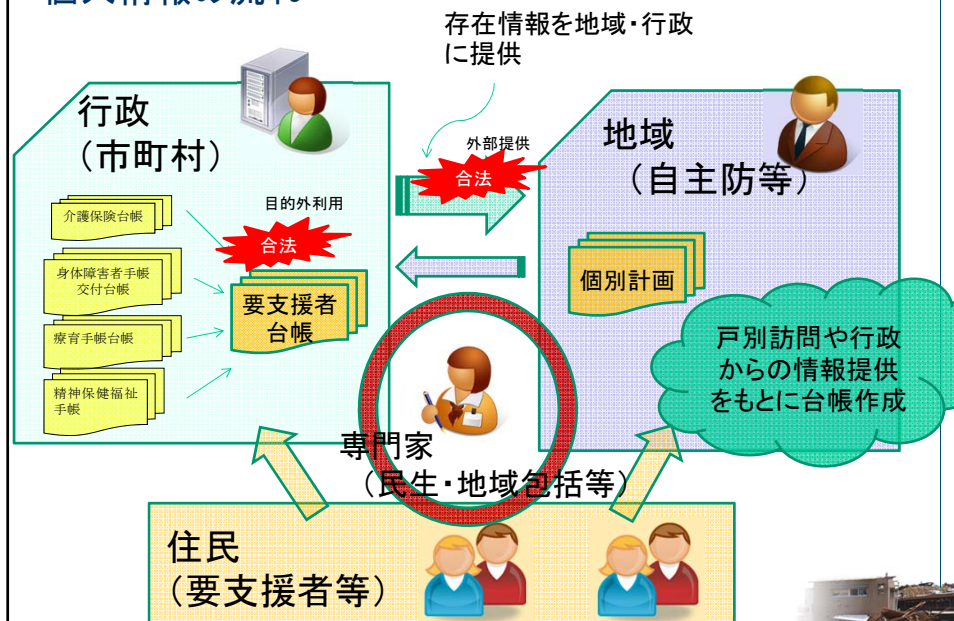
情報提供の同意をどうするのか

誰に提供をするのか

支援者と要支援者とのマッチング

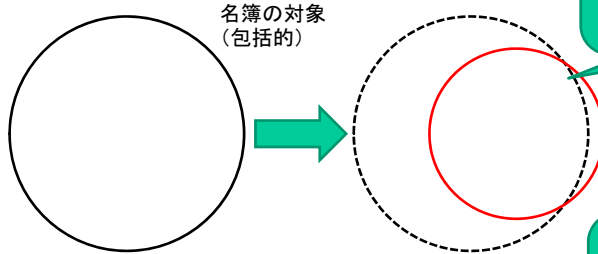
支援者の法的責任 補償問題

個人情報の流れ



論点—要支援者の対象の絞り込み

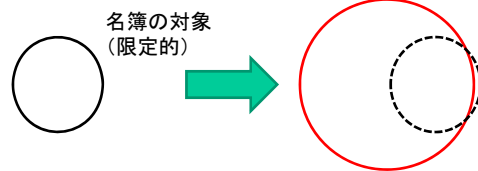
パターンⅠ



広くとらえておいて、本人とのアプローチの後に、本当に支援が必要かどうかを判断。

それでも、名簿で捉えきれない要支援者はいる！！

パターンⅡ



狭くとらえておいて、必要が認められれば追加。追加の方法をどうするのか？

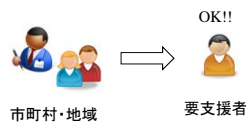
名簿に記載されている人全てが、要支援者ともいえない……

要援護者情報の収集・共有・管理のルール設定

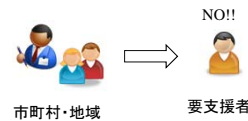
アプローチの方法



同意を得る方法



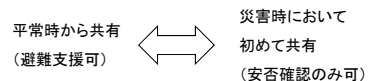
同意を得られない場合



目的外利用と外部提供 要支援者情報の共有範囲



時系列的な区別



条例・防災計画として設定しておくべき

どの範囲まで同意を得るのか

包括的同意

- ・一度同意をとっておけば後が楽

限定した同意

- ・追加するとなると、いちいち同意をとらなければならない

災害時だけなのか
平常時も含むのか？
自主防等にも提供する
のか？

どのような内容・範囲の同意を得るのかによって、負担が異なる！！
台帳の書式は慎重に検討すべき

積極的な外部提供に向けた手法の整理

「本人の同意」

- ・本人同意さえあれば、何の問題も生じない
- ・どの範囲まで同意を得るのか？
- ・本人同意を得ることが困難な(返事が来ない)場合は？

本人の同意は、
案外一筋縄では
いかない

「緊急かつやむを得ない」

- ・切迫した状況下 あくまでも災害直前・直後における話
- ・認められる範囲は限定

「相当の理由」「公益上の理由」「特別の理由」

- ・どのようにしてこれらの理由を見だしていくのか？
- ・外部提供となると審議会・審査会の意見を聴くことが多い

本人の同意を得ない場合

「法令に定めがあるとき」

- ・条例で、目的外利用・外部提供が可能なことを規定
- ・ただし、法的なお墨付きがあるということと、トラブルが生じないという話は別である

災害時要援護者の支援に関する条例では……

基本的には本人同意の上で、要援護者支援団体に提供
〔要援護者台帳〕

不同意の意思が明示されていない場合は「推定同意」

不同意の意思が明示されている場合でも「要援護者登録保留台帳」

ただし、平常時以外は、どのような場合に提供ができるのか明らかではないし、整理できていない

課題：災対法の条例への反映

災害対策基本法から見た要配慮者支援のあり方

基本理念

- 2条の2(基本理念) 8条2項(防災上の配慮等)

避難行動

- 名簿作成
- 避難所等指定
- 避難指示等

避難生活

- 避難所
- 在宅避難

生活再建

被災者
台帳

地域防災計画・地区防災計画の策定
(要支援者については全体計画・個別計画)

2条の2(基本理念)

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、**人の生命及び身体を最も優先して保護**すること。

- → 生命保護を最優先すべきことをどこかで明記した方がよい。第1条(目的) 第3条(市の基本的責務)

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の**年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情**を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

- → 要援護者の個々の事情に応じた、きめ細かい支援がなされるべきことをどこかで明記した方がよい。第1条(目的) 第3条(市の基本的責務)

これらの項目については、第〇条(基本方針)として、別個記載してもいいかもしれない。そうすると、2条の2が相当か。

8条2項(防災上の配慮等)

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十四 被災者の**心身の健康の確保**、**居住の場所の確保**その他被災者の保護に関する事項(新設)

- 情報提供の目的ならびに許されるケースとして、心身の健康の確保と、居住の場所の確保を入れておく。

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「**要配慮者**」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項

- 災害時要援護者から法令用語への災害時要配慮者への用語変更

十七 被災者に対する的確な**情報提供**及び被災者からの**相談**に関する事項

- 条例19条において福祉避難所のみ生活相談が記載されているに過ぎないので、要配慮者全般になされるように改正



避難支援に関する災対法改正箇所

市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する**避難所について、その生活環境等を確保**するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ**指定**すること(49条の7)

- 条例16条において規定済み

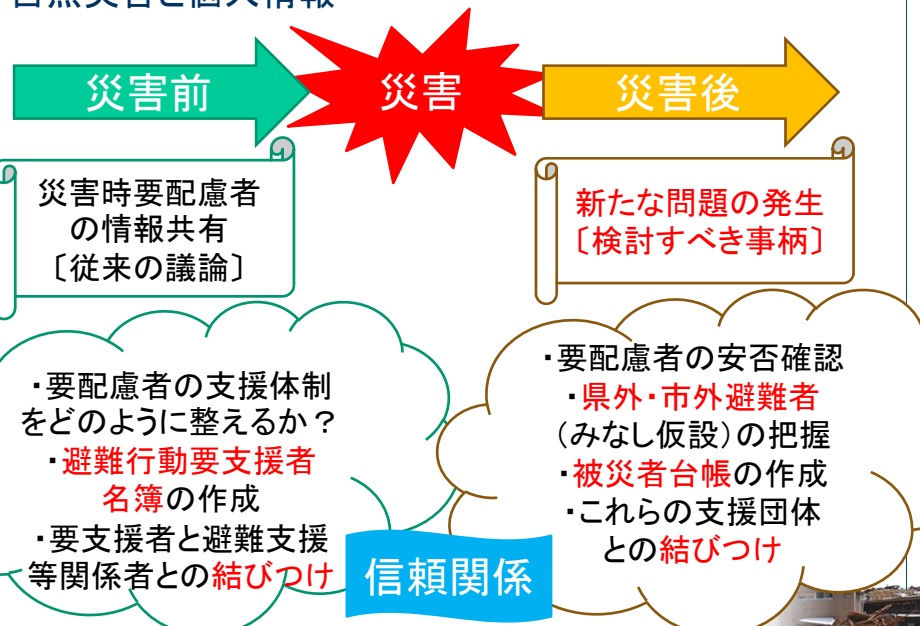
災害応急対策責任者は、避難所を提供するとともに、避難所ないし**その他の場所に滞在している被災者の生活環境の整備に必要な措置**を講ずること(89条の6～89条の7)

- 避難所に避難している要援護者はもとより、「避難所に避難していない要援護者」についても、必要な措置を講じなければならないことを明記する。条例でいえば19条以下の条文で明記をする。



課題: 情報提供の円滑化

自然災害と個人情報



情報提供をめぐる論点—その1 避難行動要支援者名簿の提供

災対法49条の11

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために**特に必要があると認めるとき**は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

「特に必要があるとき」の「特に」があるため、災害後に情報が提供されるかどうか、懸念される。
条例においては「必要があるとき」に要件を緩和すべき。

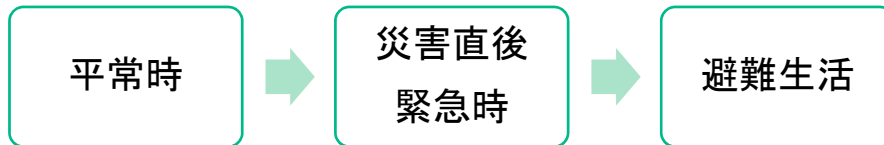
情報提供をめぐる論点—その2

神戸市個人情報保護条例

- 神戸市個人情報保護条例第9条3項には、「個人の生命、身体又は財産の保護のため、**緊急かつやむを得ない**と認められるとき。」となっていて、今のままでは、災害後には情報が提供される見込みがほとんどない。

条例においては、「必要があるとき」に要件を緩和すべき。
神戸市地域防災計画(共通編P160)には、「避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等」が該当するとあるが、せめてこれを条例に具体的に明記すべき。

情報提供をめぐる論点—その3



それぞれのフェーズごとに、どのような要件で誰に対して
名簿・台帳の提供ができるのかを整理した上で条例に
反映させるべき。
条例改正では避難生活における情報提供を規定すべき。

個人情報保護法の改正とその影響

2015年に**個人情報保護法が改正**をされ、改正後の2条5項において、小規模事業者の除外規定が削除されたことに伴い、これまでは保護法の適用外であった**自主防災組織が適用対象**となった。

利用目的規制(利用目的の通知or公表)と、あと第三者提供に係る記録義務が課せられる可能性がある。

改正後の附則11条では、小規模事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するよう求めており、**指針かガイドラインが策定される予定**。

要援護者支援団体向けに「**災害時における個人情報保護に向けての指針**」を作成するように条例で規定すべき

「災害時要援護者避難支援条例」 見直しにあたって

—要援護者と支援者の双方から考える—

2019年11月22日
神戸市議会議員団

大西一嘉
(神戸大学大学院工学研究科研究員)

想定災害は？

⇒ 地域毎に災害は多様
防備対策手法、備蓄計画も具体的に相違
「現象」と「災害」の違いを理解する

■ 人為災害・・・人為的現象に起因する災害

1. 犯罪(テロ、窃盗、放火、殺傷)
2. 日常火災
3. 日常災害・・・家庭内事故、屋内・屋外事故
4. 放射能事故・・・長距離避難、長期避難、地震・津波との複合災害

■ 自然災害・・・自然現象に起因する災害

1. 地震・・・建造物倒壊、地震火災
2. 風水害・・・高潮、浸水、倒壊、土砂崩れ、孤立
3. 雪害・・・雪崩、倒壊、孤立
4. 津波・・・建物や構築物の破壊、人命損傷
(その他、山火事、噴火、竜巻、陸津波など)

過去36年間の10日間降水量総和の 度数分布

地球温暖化による 台風、豪雨水害の 頻発



【図2】 全国のアメダス地点 (比較可能な966地点) で観測された降水量の総和 (出典：気象庁)
(1982年1月上旬から2018年7月上旬における各旬 (10日間) の値の度数分布)



Hazard Map 公表と、気象予測精度向上で、高齢者や障害者の「事前避難」の重要性、必要性が高まっている

受け皿として福祉避難所となる福祉施設の役割と準備 (BCP) が増大



6日 午前11時30分	市が市内全域の山沿いに避難準備・高齢者等避難開始を発令
午後7時30分	市が市内全域の山沿いに避難勧告
午後10時	真備町全域に避難勧告
午後10時40分	市に大雨特別警報
午後11時45分	小田川南側の真備町に避難指示(緊急)

7日 午前0時47分	国交省が真備町の小田川右岸で「河川の水が堤防を越えて流れている」と緊急速報のメール
午前1時30分	小田川北側の真備町に避難指示(緊急)
午前1時34分	国交省が真備町の高馬川で堤防の決壊を把握
午前6時52分	国交省が小田川で堤防の決壊確認

要援護者避難支援 = 「行動支援」+「生活支援」

- 「逃げ遅れ」と「災害関連死」防止が要援護者対策の二大目的
しかし、関係者の意識は・・・
要援護者支援＝「避難所へ到達」で終わっていないか？
- 地球温暖化等により風水害被害が頻発する現状
「レベル化」(避難情報見直し) → 「事前避難」
在宅避難を含めた被災者生活支援が制度的に不十分
↓
- 安否確認等の「要援護者アセスメント制度」の確立
⇒要援護者への配慮を義務づけ

5

見直しのポイント

WHY? WHAT? HOW?

- WHY?
防災情報の進化 …… 防災情報レベル化、事前早期避難、ハザード
関連法・ガイドライン等の改正 ……>
災害想定の見直し …… 水防法(発生確率)、高潮想定「最悪」のケース
- WHAT?
個別性の高い物資の備蓄計画や、人的サポート、空間環境整備計画と
の連動
- HOW?
当事者主権と当事者視点 …… 要援護者の視点で

6

- ①当事者の視点 …… 要援護者台帳登録を承認した者に対して
自身の情報提供先(活用状況)の当事者への定期的通知
- ②避難態様 …… 在宅避難、車中泊、二次避難
- ③備蓄物資 …… 特殊な物資のニーズ把握(例／在宅酸素患者)
- ④避難者の広がり
居住者 …… 外国人、被災福祉施設等
非居住者 …… ホームレス、帰宅困難者、旅行者
- ⑤名簿情報の更新 …… 提供先の情報更新と、現場からのフィードバック

7

1. 名簿作りが目的化していないか？

- 名簿の重層化、並列化 …… 担当主体ごとに管理
統一化、読み替えの必要性
⇒ 日常、非常時を統合した総合支援制度へ
- 備蓄品の個別計画(個別性の高い生活用品、医療ケア用品、薬など)
⇒ 避難所(圏域)ごとの備蓄計画づくりへ
- 本人同意を得た名簿の活用先が限定的で、提供先に合わせて同意作業の繰り返しが発生する
⇒ 同意内容の包括化
-

8

2. 在宅避難者の中にも災害時要援護者がいる

- 難病患者(ALS等)、在宅酸素療法患者など、避難生活の困難が予想される「支援重点対象者」と、活用計画の把握
- その他の「重点対象者」要援護者(外国人(定住、一時滞在)、妊産婦、乳幼児)
 - ⇒ 日常的に地域単位での把握し、地域団体に認識を共有
- 高齢者や障がい者のために、介護保険や障害者総合支援法で日常的に作成される「個別支援計画」を災害に役立てる
- 正しい防災知識を持って災害時ケアプランを作成できる専門員が少なく、研修充実が必要。

9

3. 様々な課題

- 地域福祉センター(191ヶ所)を「福祉避難所」に指定しているが、空間的、管理運営的、設備的に要援護者対応が遅れている
- レベル3の風水害で早期避難を呼びかける一方、福祉避難所では来る前から災害モードに入って受け入れ態勢を整備が必要。だが、実被害ないまま終息した場合、施設の負担費用を、行政が支払う根拠が限られる。イベント保険制度の導入など、持続的な制度設計が必要
- 支援委従事する民生委員や地域の有志が、災害や事故に巻き込まれた際の保障制度の充実が必要。保険コストを市が負担する
- 市内の防災福祉コミュニティ191地区の内、災害時要援護者支援の取り組みが38%。
- 地域においては、防コミの活動の中で災害時要援護者支援活動の取り組みまでは、難しいと考えている地域が多い。

10

4. 災害対策における「福祉避難所」

- 高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者など特別な配慮が必要な「**要配慮者**」向けの避難所。
- 福祉避難所による違いが大きく、福祉避難室的なものなのか、入所に近い扱いなのか曖昧なまま協定締結のみが進んでいる。
- 福祉施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画を立てることを求められており、統一性がない。
- **阪神・淡路大震災(1995)**では、死者の内、生活環境の劣る避難所や、仮設住宅等で死亡する「災害関連死」が1割に上った。その防止目的で、**福祉避難所**が災害救助法に位置付けられ、指針に盛り込まれた。
- 市区町村が**高齢者施設**などから指定し、運営する。内閣府は要配慮者約**10人**に対し、**支援員1人**の配置を求める。(2018-10-29 朝日新聞 朝刊 1総合)
- 一部を**福祉避難コーナー**として確保することも必要。

11

5. 避難所生活の変遷

- 居住場所(体育館・普通教室・特別教室)
- 要配慮者(高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・外国人)のための「**福祉配慮スペース**」
- 避難所環境を整備し、**災害関連死を防ぐ**
(**福祉避難所の必要性、意義**)



日本の避難所は、雑魚寝状態が一般的
(80年前と大きく変わらない状況)

出典: <https://www.fnn.jp/posts/00363680HDK>



▼2011年の避難所風景



最近の避難所風景 ▲

▼<仕切り・ベッド>設置の取り組み

12



「階段で避難限界時間内に全員を地上に避難させることは困難では？」

災害法体系について



**内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）付**



1. 我が国の災害対策法制の体系 法に基づく支援スキーム	1
(1) 主な災害対策関係法律の類型別整理表	
(2) 各種支援スキーム	
2. 災害対策基本法について	3
(1) 伊勢湾台風を契機とした災害対策基本法の制定	
(2) 災害対策基本法の概要	
(3) 総則（定義、理念）、各主体の責務	
(4) 東日本大震災を踏まえた対策	
(5) 防災計画	
3. 災害復旧・復興に関する法律	19
(1) 災害救助法	
(2) 激甚災害制度	
(3) 被災者生活再建支援制度	
4. まとめ	25

主な災害対策関係法律の類型別整理表



類型	災害対策基本法 予防	応急	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律	・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	<全般的な救済援助措置> ・激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林保険法 <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法
火山	活動火山対策特別措置法		
風水害	河川法	水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

大規模災害からの復興に関する法律



大規模災害発生を踏まえた復旧・復興に向けた主な支援スキーム

【赤字は平成28年熊本地震の例】

大規模災害の発生

災害救助の実施

- ・災害救助法適用の判断 (都道府県) ※ 4/15 熊本県全域の適用決定

【適用基準】

- ・人口に応じた一定数の住家の滅失
- ・生命身体への危険が生じた場合

- ・災害救助の実施 (都道府県(市町村))

- 避難所の設置
- 食糧・水の供給
- 仮設住宅の供与

- ・救助費は国と県で負担。(県が支弁し、額に応じて国が一定額を負担) (50/100~90/100)
- (交付は県の負担能力に応じて年度途中にも実施)

仮設住宅

- ・仮設住宅の供給 (都道府県)

※ 6/5 甲佐市で入居開始
11/14 全戸(4,303戸)完成

- ・住宅再建又は災害公営住宅等への入居 (都道府県・市町村)

※ 熊本市など7市町村で事業着手(29/5/31時点)
その他5町村でも整備に向け検討中

特定非常災害指定の閣議決定

4/28 特定非常災害指定の閣議決定
5/2 公布・施行

【適用基準】 死傷者、住宅倒壊の多数発生、広範なライフライン途絶等の諸要因を総合的に勘案

- ・行政上の権利利益の満了日延長、義務の不履行の免責
- ・破産手続の特例、相続手続の期間延長 等

災害援護資金の貸付

【適用基準】 都道府県で救助法が適用された市町村がある災害

- ・災害援護資金の貸付 最大350万円(年利3%)

※ 災害救助法適用に同じ

被災者生活再建支援

【適用基準】 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 等

- ・住宅再建支援金の給付 最大300万円(都道府県)

※ 6/2 支払開始 (熊本県)

※ 緊急災害対策本部が設置されない規模の災害の場合

大規模災害復興法に基づく非常災害指定の閣議決定

【適用基準】 著しく異常かつ激甚な非常災害(熊本地震で適用)

- ・公共土木施設等の災害復旧事業等の国等による代行

5/10 非常災害指定の閣議決定
5/13 公布・施行

※このほか、都道府県管理河川の災害復旧について
国等による代行制度あり(H29九州北部豪雨災害で適用)

激甚災害の指定

- ・被害状況の調査 (都道府県・市町村)
- ・査定見込額算定 (関係省庁)
- ・中防決裁 (官邸・内防)

指定政令の閣議決定

(発災から平均19.8日)

4/25 本議の閣議決定
4/26 公布・施行

- ・災害復旧国庫補助事業等 (年末に一括交付等) (嵩上1~2割程度)
- ・中小企業への助成 等

がれき処理

- ・事業費補助(環境省) 1/2 土 特交措置
- 【適用基準】 市町村事業費40万円
- ・24h雨量80mm以上等

- ・仮置場選定 (県・市町村)
- ・量により県外へ応援要請 (県・市町村)

発災直後から随時選定、応援要請

・処理終了

※ 災害廃棄物は推定量289万t中、176万t処理完了。
損壊家屋等の公費解体は、申請棟数34,456棟中、
23,426棟が解体済(29/4末)

税制措置

災害全般に適用

- ・国税の減免措置 (財務省)
- 住宅ローン減税
- 財形貯蓄非課税の特例等

特定災害に適用

- ・税の減免措置 (財務省・総務省)
- 住宅ローン控除
- 自動車重量税
- 固定資産税の特例等

予算措置

- ・補正予算編成
- ・予備費の使用

4/20 予備費使用の閣議決定 (ブッシュ型物資支援の財源)

5/17 第1次補正予算成立
5/31 復旧等予備費の閣議決定

6/14 " (第2弾)

6/28 " (第3弾)

7/26 " (第4弾)

10/11 第2次補正予算成立
翌1/31 第3次 "

応急救助

復旧・復興

伊勢湾台風を契機とした災害対策基本法の制定（昭和36年）



わが国の国土の条件と時代背景

◆ わが国の国土の条件：災害を受けやすい自然的環境

- 南北に細長く続く日本列島は、夏から秋にかけて南方海上で発生する台風の進路に当たり、毎年被害が発生
- わが国は、山が多く平野が少なく、河川の勾配が急であるため、大雨が降れば氾濫しやすい地形
- 太平洋環状火山帯の上に位置するため、過去幾多にわたる火山の噴火や地震による被害が発生

◆ 時代背景：戦争による疲弊

- 戦争中の山林の濫伐、戦争の打撃による国家の極度の疲弊



伊勢湾台風の特徴と教訓

◆ 災害の特徴

- 台風の数、コース等の自然的条件も最悪であったが、都市の開発に際しての防災上の配慮の欠如、水防体制の未整備、不適切な警報の伝達指示など人災的側面もあり、多数の人的・物的被害が発生

◆ 被害の概要

死者：4,697人
行方不明者：401人
物的損害：7,000億円超

大規模災害時対応の体制未整備・防災に関する統一的な制度の不在

政府における大規模災害時対応に係る体制が未整備であり、また、災害関係の法律は一本化しておらず、事務も各省行政の中にバラバラに組入れられており、責任の所在も不明確で、総合的有機的な制度としては動かない状態

災害対策基本法の制定

- 国、地方公共団体、公共機関等の統一的かつ計画的な防災体制の整備を図るため、災害対策の最も基本となる法律を初めて制定
- 法に基づく中央防災会議の設置、防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成



国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

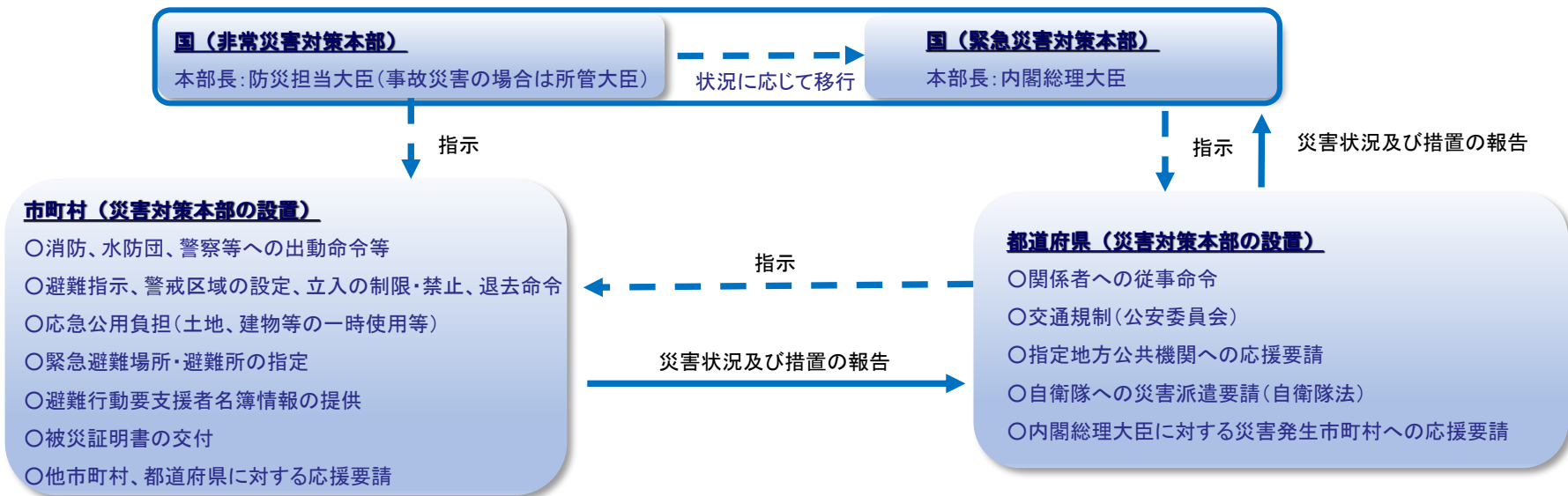
- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

大規模災害時の災害対策基本法に基づく措置の概要



災害対策基本法は災害対策の一般法。平時における防災計画の作成や各種災害予防策から応急対策、復旧・復興に至るまでの総合的な措置について規定

大規模災害の発生



災害緊急事態の布告（以下の緊急政令の制定が可能） ⇒政府の方針（対処基本方針）の閣議決定

- 生活必需物資の配給、譲渡・引渡しの制限・禁止
- 国民生活の安定のため必要な物資または役務等の給付の対価の最高額の決定
- 金銭債務の支払延期及び権利の保存期間の延長
- 海外からの支援の受入について必要な措置



災害の定義、基本理念（第2条、第2条の2）

<災害の定義>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

○災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（政令で定める原因）

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

<基本理念>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせるとともに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。



- 災害対策基本法において、**市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務**を有し、**災害応急対策及び応急措置を実施する義務**を負っている。
- これらの責務・義務を果たすため、**市町村長には、様々な権限**が与えられている。

<責務・義務に係る規定>

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2・3 (略)

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

2 …、地方公共団体の長…は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

<権限の例>

- 事前措置の指示(第59条) : 災害を拡大させるおそれがある物件等の所有者等に対し、物件等の除去等を指示できる。
- 避難の指示等(第60条) : 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、又は指示することができる。
- 警戒区域の設定(第63条) : 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、禁止し、又は退去を命ずることができる。
- 物的応急公用負担(第64条) : 他人の土地、建物等の一時使用、土石・竹木その他の物件の使用・収用ができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去等ができる。
- 人的応急公用負担(第65条) : 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。



- 災害対策基本法において、**都道府県は、広域的な地方公共団体として、自ら防災に関する対策を実施するのみならず、市町村の事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有している。**
- これらの責務・義務を果たすため、**都道府県知事には、従事命令等の権限のほか、市町村長の応急措置の実施及び応援について指示する権限等**が与えられている。

<責務・義務に係る規定>

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 (略)

(都道府県の応急措置)

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2・3 (略)

<権限の例>

- 従事命令等 (第71条) : 医療従事者等への従事命令、住民等への協力命令、物資の販売等を業とする者への保管命令、病院等の管理、物資等の使用・収用ができる。
- 市町村長への指示 (第72条) : 市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示することができる。また、災害応急対策について、市町村長に対し実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

<その他の規定>

- 市町村長の事務の代行 (第60条第3項、第73条) : 市町村長がその全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合、避難勧告・避難指示、警戒区域の設定、応急公用負担を市町村長に代わって実施しなければならない。
- 市町村長の応援 (第68条) : 市町村長から災害応急対策の応援又は実施を要請された都道府県知事は、正当な理由が無い限り、応援又は実施を拒んではならない。

東日本大震災の被害概要

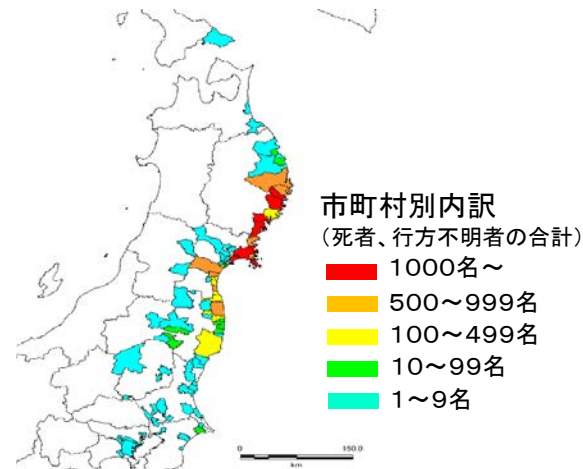
◆ 人的被害 (平成29年3月8日現在)

・死者(震災関連死を含む) 19,533名
・行方不明者 2,585名
・負傷者 6,230名

◆ 建築物被害(平成29年3月8日現在)

・全壊 121,768戸
・半壊 280,160戸
・一部破損 744,396戸

出典:消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について」(第155報)



東日本大震災を踏まえた対策

◆ 各種災害想定の見直し

近い将来に発生が懸念される、首都直下地震、南海トラフ地震等の被害想定の見直し

◆ 災害対策法制の見直し

・大規模災害時の応援の円滑化、緊急物資の輸送のプッシュ型の仕組み、被災住民の広域的な受入、教訓伝承、防災教育の強化等について規定(平成24年6月)

・国による応急措置の代行、避難所・避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成・利用制度及び地区防災計画制度の創設等について規定(平成25年6月)

◆ 防災基本計画の見直し

地震・津波に関する対策を抜本的に強化(平成23年12月)

大規模災害・原子力災害への対策強化(平成24年9月、平成26年1月、平成27年3月)



■平成24年・25年の災害対策基本法改正において、地方公共団体間の応援又は地方公共団体への国の関与に係る改正を実施。

分野	従来の災害対策基本法	第1弾改正(H24)	第2弾改正(H25)
応急措置の代行	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の指揮命令系統が失われた場合に、都道府県が応急措置を代行（73条） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び都道府県の指揮命令系統が失われた場合に、国が応急措置を代行（78条の2）
物資輸送・供給	なし	<ul style="list-style-type: none"> 国又は都道府県による物資の供給（86条の16） 	—
被災者の保護	なし	<ul style="list-style-type: none"> 広域一時滞在制度（協議、都道府県による調整・代行、国による助言）（86条の8～12） 	<ul style="list-style-type: none"> 国による広域一時滞在手続の代行（86条の13）
応援①	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置（消防・救助等）に限り、自治体間で応援（市町村—他市町村、市町村—都道府県、都道府県—他都道府県） 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体間の応援対象業務を拡大（応急措置→災害応急対策全般）（67条、68条、74条） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に係る国による応援（都道府県—国）（74条の3）
応援②	なし	<ul style="list-style-type: none"> 応援に関する都道府県・国による調整の拡充（都道府県—市町村（72条、74条の2第4項）、国—都道府県（74条の2）） 	—
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧の実施責任者による災害復旧の実施（87条） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 国・都道府県による災害復旧事業の代行制度（大規模災害からの復興に関する法律）

平成28年熊本地震における非常災害対策本部



平成28年4月14日21時26分に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」を受けて、同日、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害対策本部」を設置

翌4月15日には、同本部に、「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部」を設置

非常災害対策本部

設置者： 内閣総理大臣

本部長： 内閣府特命担当大臣(防災)

本部員： 関係省庁局長級(内閣総理大臣が任命)

設置要件： 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき

所管区域： 平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震によって被災した都道府県

設置場所： 東京都(内閣府(中央合同庁舎第8号館))

設置期間： 平成28年4月14日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間

所掌事務： 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成

災害応急対策の総合調整 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施



事務局

事務局長： 内閣府政策統括官(防災担当)

事態総括班

事務局全体を指揮総括(状況把握、総合調整、組織体制の決定)すること

物資調達・輸送班

被災地の生活に必要な不可欠な物資を円滑に供給するため、広域的な物資調達及び、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動に関する調整を行うこと

避難者生活支援チーム

避難所数、避難者数、ニーズ・問題点等の把握、住宅の整理に関すること

非常災害現地対策本部

設置者： 内閣総理大臣

本部長： 内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官

所管区域： 熊本県

設置場所： 熊本県

設置期間： 平成28年4月15日から現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整のため必要と認められる期間(平成28年9月16日廃止)

災害対策基本法における防災計画（第34条―第45条）



- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県防災会議・市町村防災会議は地域防災計画を作成

防災基本計画

各種防災計画の基本

中央防災会議（会長：内閣総理大臣）

※内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者、学識経験者により構成

【計画に定める事項】

- 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 上記のほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

防災業務計画

指定行政機関：中央省庁

指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社など

【計画に定める事項】

- 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- 上記のほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項（指定行政機関の防災業務計画）

地域防災計画

都道府県防災会議（会長：知事）

市町村防災会議（会長：市町村長）

【計画に定める事項】

- 指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱（※都道府県の場合）
- 地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 地域に係る上記の措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

地区防災計画

地区防災計画制度の概要（第42条第3項、第42条の2）



制度の趣旨

これまで防災計画として、

- ・国レベルの総合的で長期的な防災基本計画
- ・地方レベル(都道府県・市区町村)の地域防災計画をそれぞれ定め、防災活動を行ってきた。

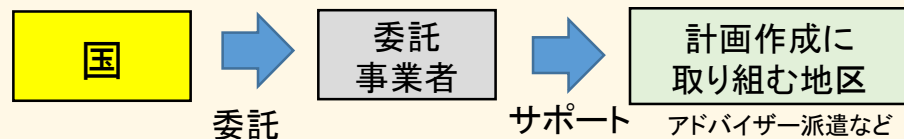
東日本大震災等では、地区内の居住者や事業者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地元自治体等と連携し、自発的に地区における防災活動を担う例がみられた。

これらの自助・共助による防災活動を促進し、ボトムアップ型による地域の防災力を高めるため、平成25年度災対法改正において、地域の特性を踏まえコミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市区町村の地域防災計画に定めることができる地区防災計画制度を制定。

支援制度

計画作成に取り組む地区を支援するとともに、その成果を公表するモデル地区事業を実施。

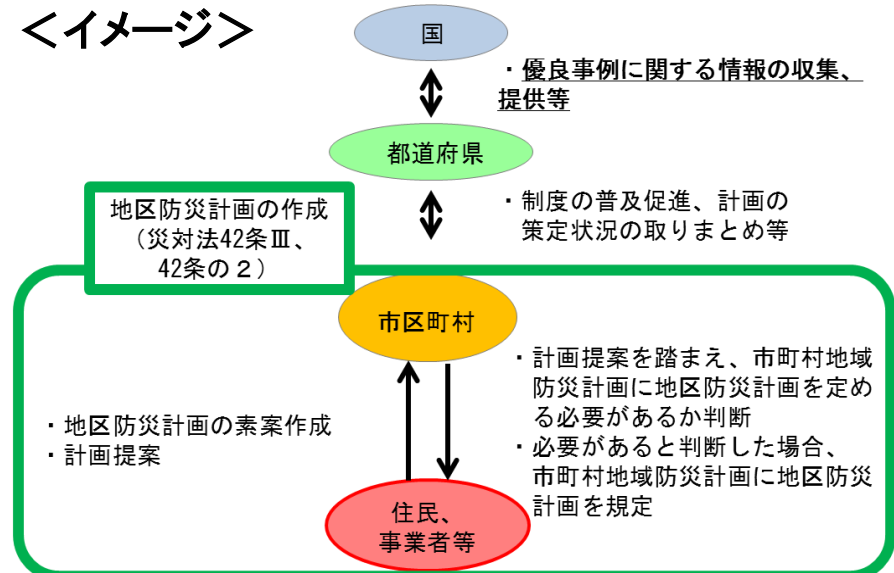
- ・平成26年度 15地区を支援
- ・平成27年度 22地区を支援



制度の特徴

- 地区の地域特性や社会特性などを踏まえ、地区に居住等する者が自ら計画を作成することができる。
- 地区内の居住者等が地区防災計画を作成し、当該計画を市区町村の地域防災計画の一部として提案することができる。
- 計画内容には、計画の対象範囲、活動体制とともに、防災訓練、物資等の備蓄、地区独自のハザードマップや避難計画の作成、避難所運営、居住者等の相互支援体制(例:要配慮者の避難支援など)など、様々な防災活動を含めることができる。

<イメージ>



緊急避難場所及び避難所の指定（第49条の4―第49条の9）



- 従来、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、避難生活をおくるための「避難所」が必ずしも明確に区別されていなかった。
- 東日本大震災では、これが被害拡大の一因となったことから、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、「避難場所」「避難所」の位置付けを明確にし、それぞれ指定することを市町村の義務とした（平成26年4月1日施行）。

指定緊急避難場所

- ・市町村長は、住民等が災害の危険から緊急に逃れるため、災害種別ごとに避難場所を指定。
- ・平成28年4月1日時点で、約83,000の指定緊急避難場所が指定されている。

○指定緊急避難場所指定状況等（平成28年4月1日現在）

指定箇所数(箇所)
83,452

○災害種別ごとの指定状況等（※重複指定あり）

	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数(箇所)	49,823	47,022	14,061	60,947	29,171	30,275	27,654	7,106
想定収容人数(万人)	9,484	9,473	3,694	16,301	5,873	11,413	4,714	1,583

指定避難所

- ・市町村長は、被災者が一定期間滞在する場として避難所を指定。
- ・平成28年4月1日時点で、約65,000の指定避難所が指定されている。

○指定避難所指定状況等（平成28年4月1日現在）

指定箇所数	想定収容人数(万人)
65,330	3,588

応援（第67条、第68条、第72条、第74条、第74条の2等）



従来の災害対策基本法	平成24年改正（第1弾）	平成25年改正（第2弾）
・ 応急措置（消防・救助等）に限り、自治体間で応援（市町村－他市町村、市町村－都道府県、都道府県－他都道府県）	・ 自治体間の応援対象業務を従来の応急措置から災害応急対策全般に拡大（67条、68条、74条）	・ 災害応急対策全般に係る国による応援（都道府県－国）（74条の3）
なし	・ 応援に関する都道府県・国による調整の拡充（都道府県→市町村（72条、74条の2第4項）、国→都道府県（74条の2））	—

参照条文

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（都道府県知事の指示等）

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 （略）

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする

（内閣総理大臣による応援の要求等）

第七十四条の二 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

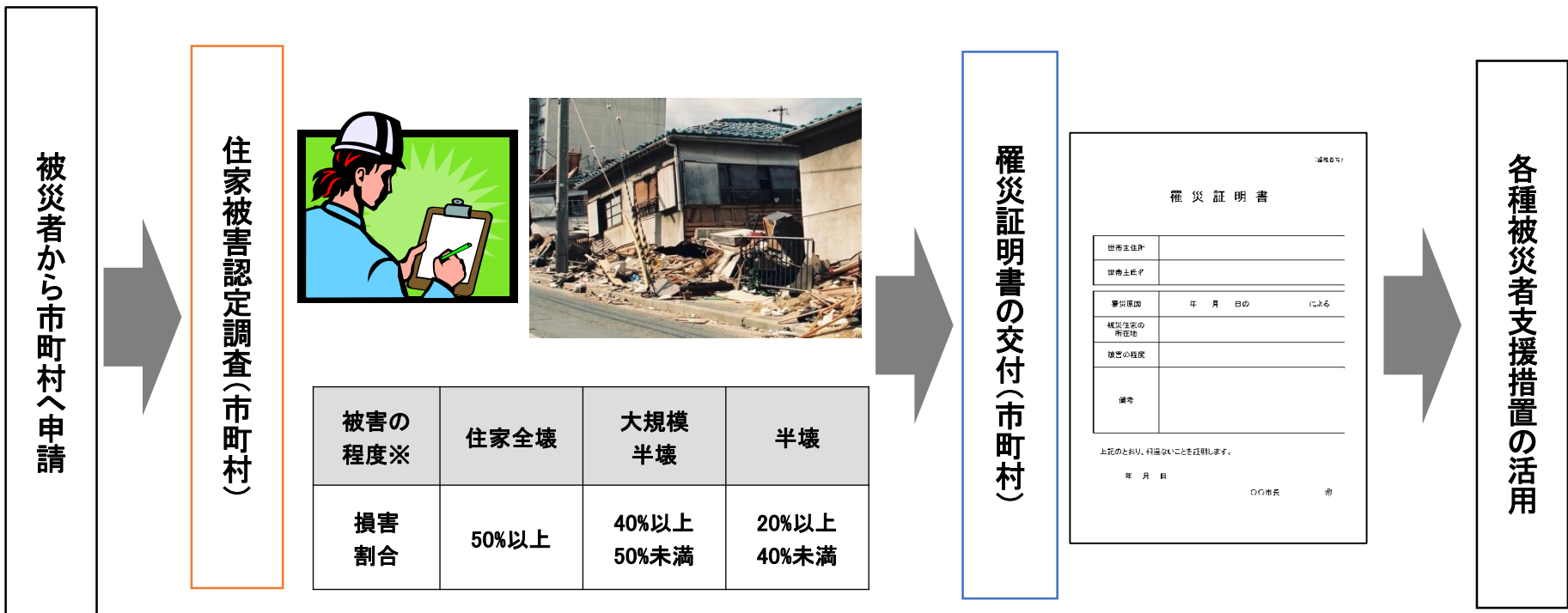
3～6 （略）



罹災証明書の交付（第90条の2）

■市町村長は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用に必要な「罹災証明書」を、遅延なく交付しなければならない。

<罹災証明書の交付の流れ>



※災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)(災害により被害を受けた住家の損害割合の具体的な調査方法、判定方法を定めた指針)を踏まえ、判定

<各種被災者支援等>

- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構の融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物支給 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

物資等の供給及び運送（第86条の16—第86条の18）



災害時の救援物資の調達・輸送については、基本的に地方公共団体が対応することとなっているが、東日本大震災の発災当初において、地方公共団体の行政機能が著しく低下しており、地方公共団体からの需要追従型であったため、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかった。

→被災地からの要請がなくても物資を送り込む「**プッシュ型**」の物資調達・輸送体制の構築の必要性

これを踏まえ、平成24年に災害対策基本法を改正して、「**物資等の供給及び運送**」に関する規定を新設し、市町村長は都道府県知事に対して、都道府県知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して、**物資等の供給について要請することができる**こと、緊急を要する場合には、都道府県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、**要請を待たずに自らの判断で必要な措置を講ずることができる**こと、また、運送事業者である指定公共機関等に対して**物資等の運送を要請等**できること等について規定

平成28年熊本地震におけるプッシュ型物資支援の実績

平成28年4月16日（土）の熊本地震本震後、直ちに非常災害対策本部事務局に「物資調達・輸送班」を設置し、熊本県からの要請を待たずに、プッシュ型による対応を含め、[計約278万食]の支援を実施

<物資調達・輸送班>

設置場所：中央合同庁舎8号館3階

班体制：

内閣府、防衛省、厚生労働省、

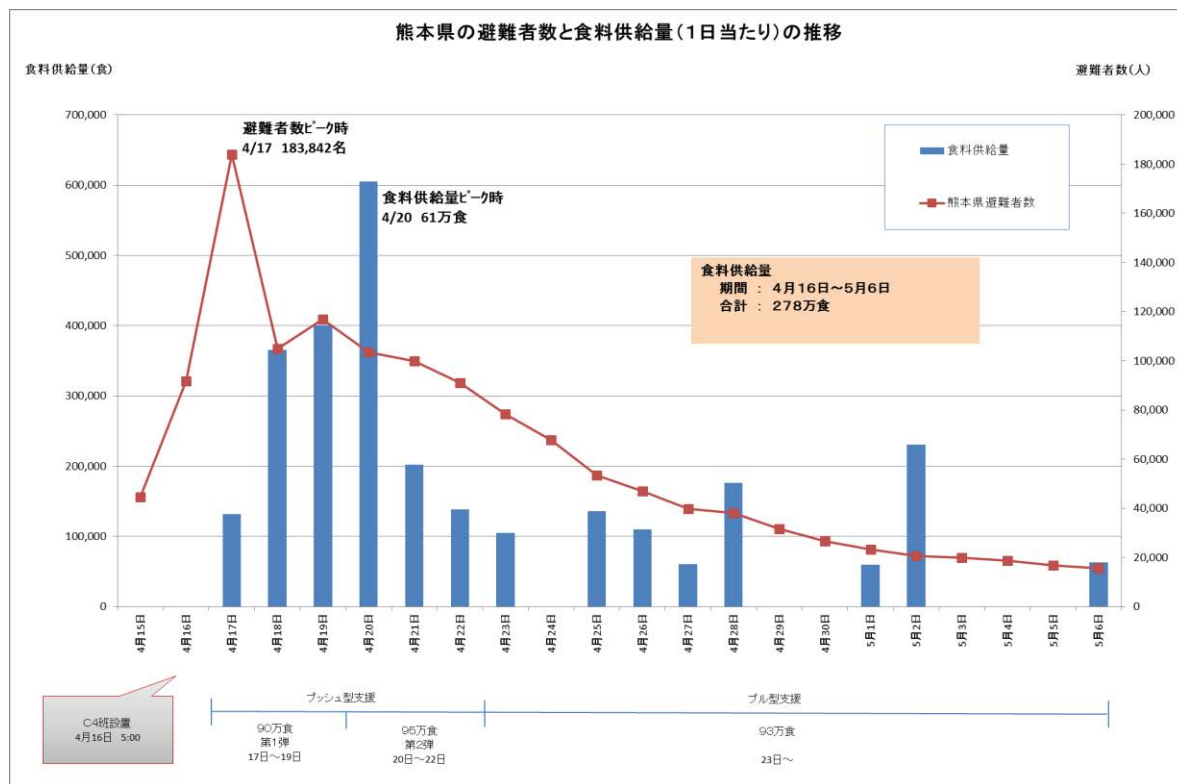
農林水産省、経済産業省、

資源エネルギー庁、

国土交通省、消防庁、

ヤマト運輸、日本通運

（最大約40名が8号館に常駐）





被災者台帳の整備（第90条の3、第90条の4）

■市町村長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する「被災者台帳」を整備することができる。



○関係部署による情報共有による重複の排除

- ・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除（いずれかの部署で収集し、共有する）による時間・コスト等の軽減
- ・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる



○迅速な対応

- ・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能



○援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・援護の資格を有する（対象者である）被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能



○被災者の負担軽減、的確な援護実施

- ・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・本人同意等の手続を経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者へ提供可能となり、被災者からの申請等手続軽減が期待される



災害救助法の概要①

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)



5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

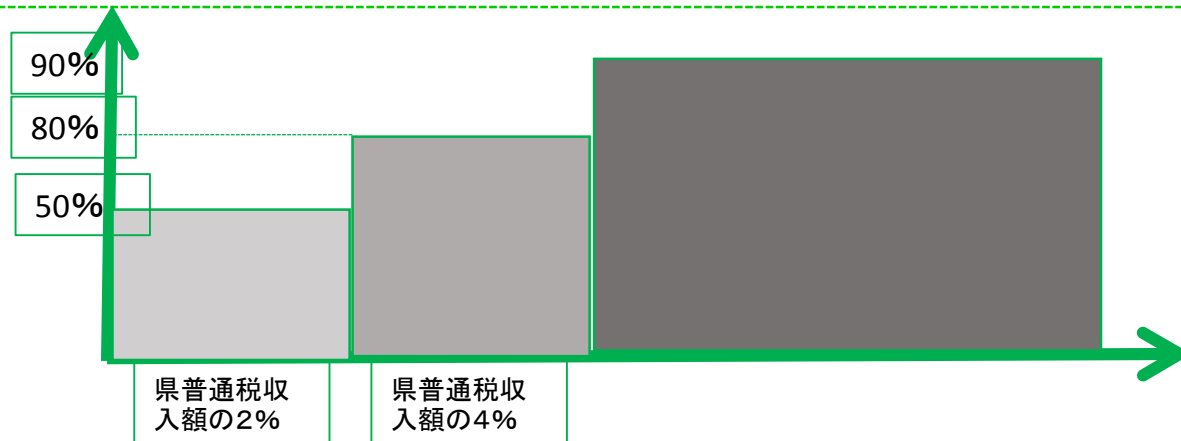
一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

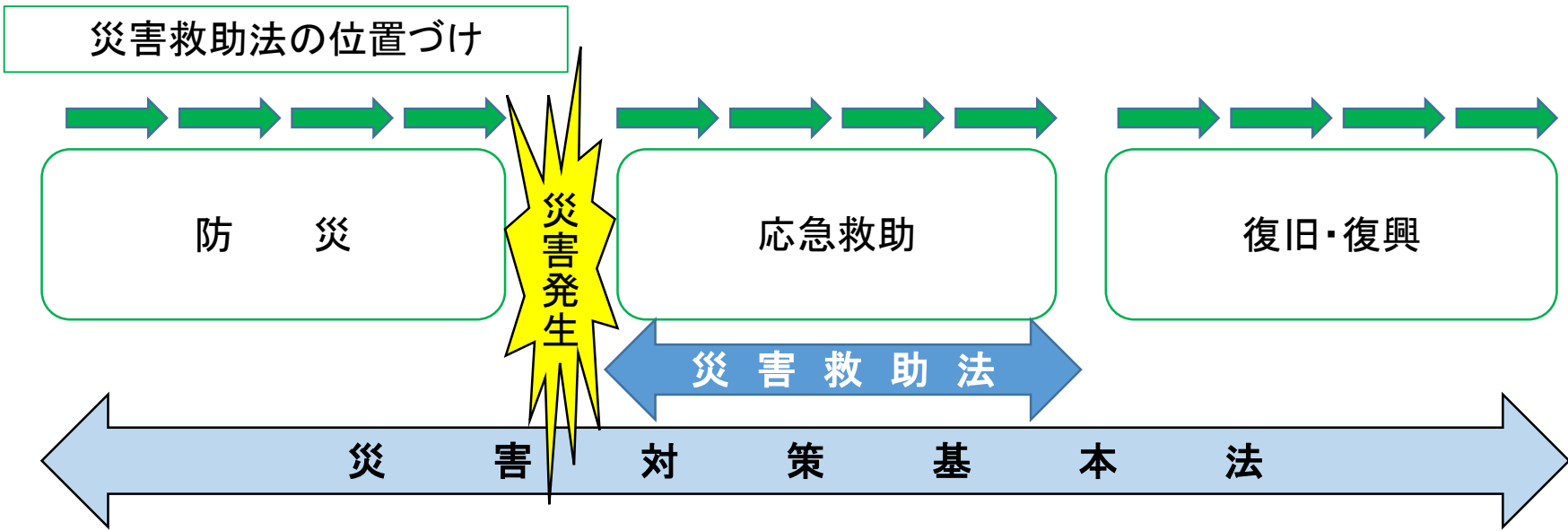
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円



災害救助法の概要③



災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村(基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体(基本法5条)	救助の後方支援、総合調整(基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助(法13条2項)	救助の実施主体(法2条)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体(法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可(法13条1項)
	費用負担	費用負担なし(法21条)	かかった費用の最大100分の50(残りは国が負担)(法21条)

(摘要) 基本法: 災害対策基本法 法: 災害救助法

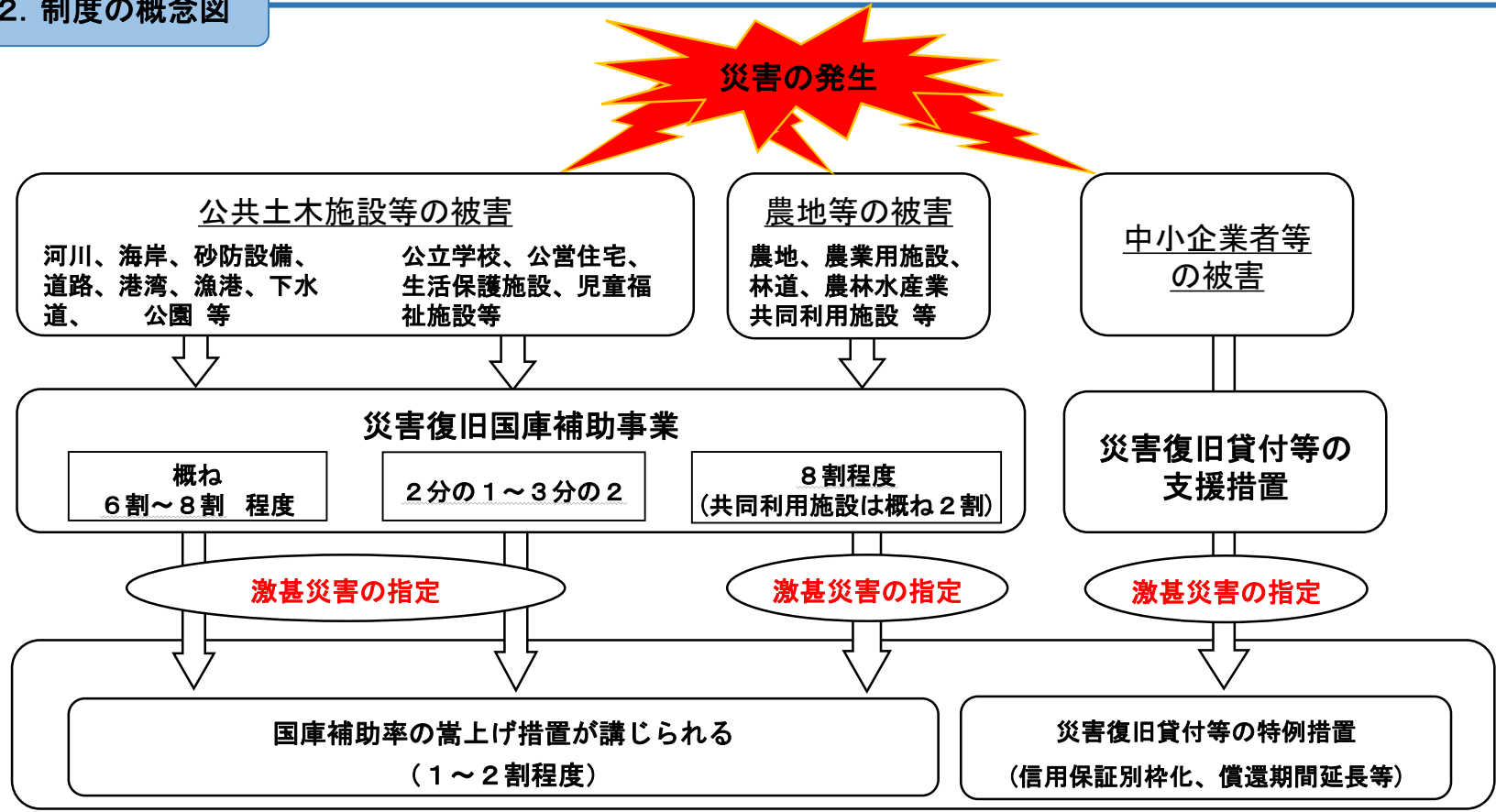


激甚災害制度の概要①

1. 制度概要

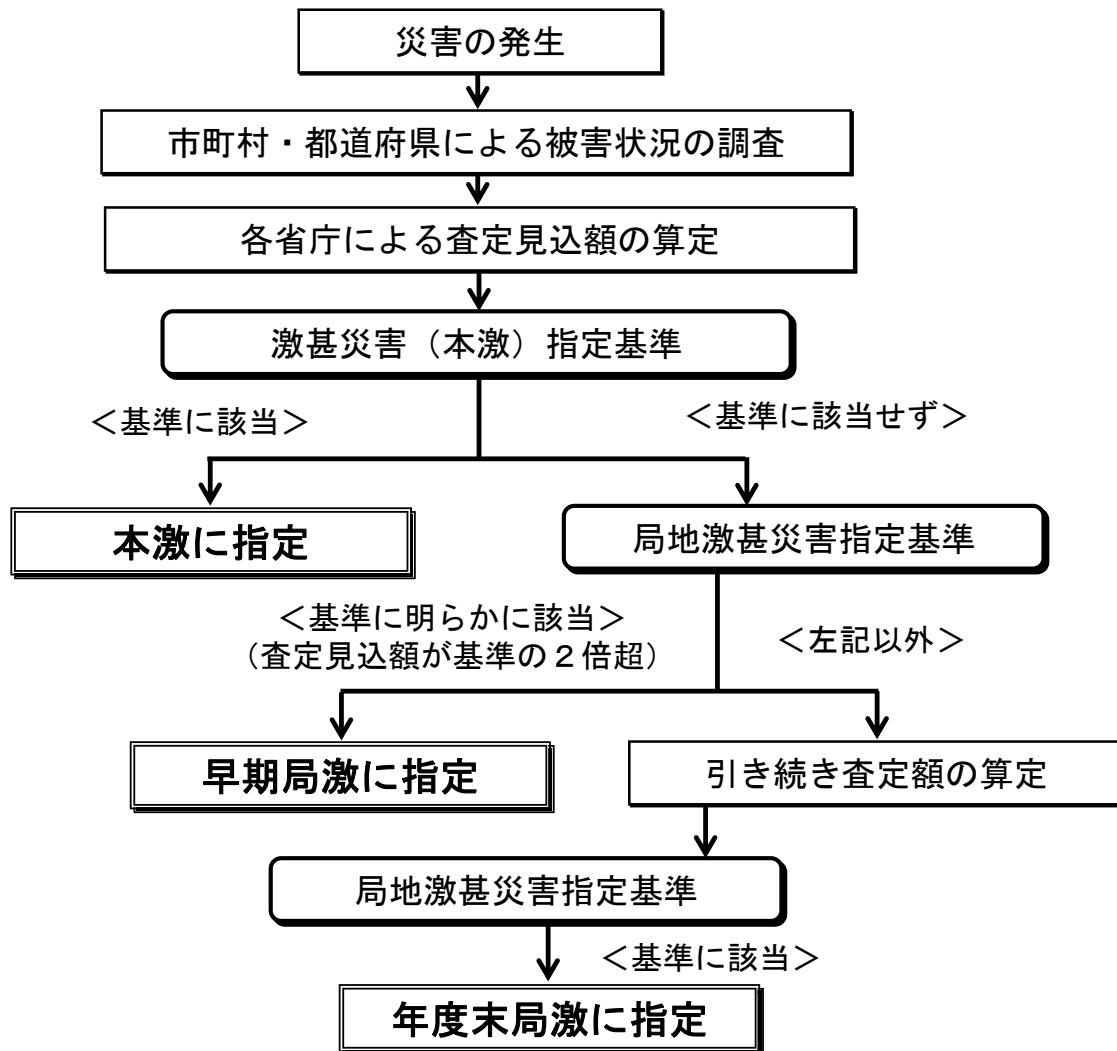
- 激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。
- 指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

2. 制度の概念図





3. 指定の流れ



激甚災害に係る 主な適用措置

- 公共土木施設等の復旧事業の
国庫補助率嵩上げ
(平均69% → 84%)
- 農地等の復旧事業の国庫補助率
嵩上げ
(平均84% → 93%)
- ※ 年度末に1年間の激甚災害に係る
負担額を算出し、当該負担額に応じて
補助率を確定
- 中小企業への助成
(保険限度額の別枠化など)

※局激の種類

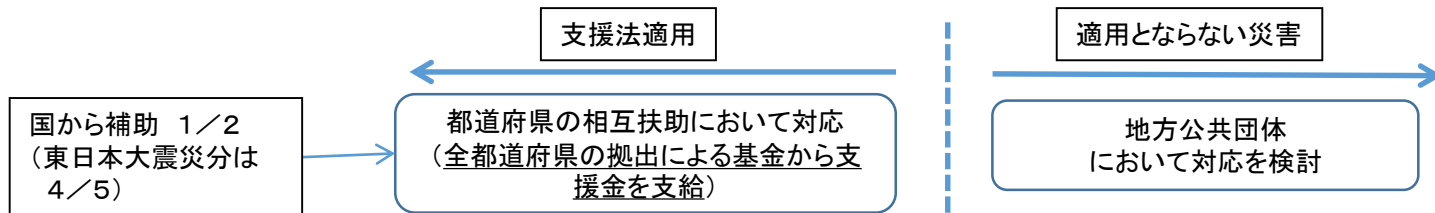
- <年度末局激>
 - 年度末にまとめて災害と対象市町村と
適用措置を政令で指定
- <早期局激>
 - 指定基準に明らかに該当することとなる
(基準の2倍)と見込まれる場合、
災害の都度、指定

被災者生活再建支援制度の概要



1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

- 上記の自然災害により、
- ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内 ②加算支援金: 災害発生日から37月以内



まとめ（本講義のポイント）

【災害対策基本法関係】

- ・災害対策基本法は、防災に関する責務や組織、防災計画の策定、予防、応急、復旧・復興の各段階における関係者の役割や権限、財政措置等の一般則を定めている。
- ・加えて、個別法に欠けている防災活動の基準として実務的な事項（応急措置の代行、要支援者名簿の事前策定、物資輸送の枠組み等）を共通項的に定めている。

【災害救助法関係】

- ・災害救助法は、発災直後から、一次的な衣食住を提供することをはじめとした応急活動について定めている。国庫負担を規定すること等により、地方公共団体だけでは対応が難しい場合にも、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的としている。

【激甚法関係】

- ・激甚制度は、大災害（著しく激甚である災害）に対し、地方財政の負担緩和、中小企業者等に対する特別の助成を行うこととし、その災害及び特例措置を政令で指定するもの。

【被災者生活再建支援法関係】

- ・被災者生活再建支援制度は、一定の要件に該当する被災世帯に対し、その住宅の再建（賃貸への転居を含む）を目的に最大300万円の支援金を支給するもの。

[兵庫県](#)[ホーム](#) > [防災・安心・安全](#) > [防災](#) > [防災対策](#) > 防災と福祉の連携促進モデル事業（平成30年度）[サイト](#)

いいね！ 89

LINEで送る

更新日：2019年9月20日

防災と福祉の連携促進モデル事業（平成30年度）

高齢者や障害者等、避難時に特別な支援を要する災害時要援護者（要配慮者）に対する支援体制を構築するため、平成30年度事業として、兵庫県では播磨町（障害分野）と篠山市（介護分野）とともに、モデル事業に取り組んでいます。

このモデル事業は、**ケアマネジャーや相談支援専門員が平常時のサービス等利用計画（介護保険、障害福祉サービス）を作成する際に、地域（自主防災組織や自治会等）とともに、避難のための個別支援計画（災害時のケアプラン）を作成する**というものです。要援護者（要配慮者）の心身状況等を熟知したケアマネジャーや相談支援専門員が積極的に関わることにより、実効性の高い個別支援計画（災害時ケアプラン）を作成することができます。また、地域とケアマネジャー等の福祉専門職、医療関係者等が日常的な接点を持つことにより、**平常時・災害時の支援を一体的にとらえた地域包括ケアシステムの構築に繋がることが期待されます**。

なお、このモデル事業は、立木茂雄氏（同志社大学社会学部教授、人と防災未来センター上級研究員）の助言を得て実施しています。

このモデル事業の成果等を踏まえ、対象地域を拡大し、[令和元年度モデル事業](#)に取り組んでいます。

福祉専門職を対象とする防災力向上研修

地域とともに個別支援計画（災害時ケアプラン）を作成するにあたり、ケアマネジャーや相談支援専門員が防災に関する知識を持つことが欠かせません。そのため、兵庫県社会福祉士会、人と防災未来センターと連携しながら、福祉専門職に対する防災力向上研修（基礎課程、応用課程）を実施しています。

基礎課程

基礎課程では、DVD（大分県別府市での実践事例）を視聴した後、「災害と災害リスクについて」「防災の仕組みのついて（災害法制）」の講義を実施しました。

担当講師

- 立木茂雄氏（同志社大学社会学部教授、人と防災未来センター上級研究員）
- 山崎栄一氏（関西大学社会安全学部教授）
- 木村玲欧氏（兵庫県立大学環境人間学部准教授）

応用課程

応用課程では、DVD（大分県別府市での実践事例）を視聴した後、「災害時の多職種間連携の実際」の講義を実施しました。その後、実際に重度障害者の方を招き、アセスメントをしながら個別支援計画（災害時ケアプラン）を作成するという演習を行いました。

担当講師

- 立木茂雄氏（同志社大学社会学部教授、人と防災未来センター上級研究員）
- 松川杏寧氏（人と防災未来センター主任研究員）
- 木作尚子氏（人と防災未来センター研究員）
- 辻岡綾氏（同志社大学社会学研究科博士課程（後期課程））



地域住民を対象とする福祉理解研修

災害時の避難支援は、地域が一丸となって取り組む必要があります。そのため、モデル地区住民（自主防災組織等）を対象とする福祉理解研修を実施しました。

播磨町での福祉理解研修

播磨町での福祉理解研修は、7月15日に実施しました。避難支援の重要性や障害特性等に関する講義の後、3人1組で障害体験（視覚障害者、聴覚障害者等）を行い、社会的障壁により、障害者にとって避難がいかに困難であるかを実感しました。地区住民が福祉のことを理解し、避難支援を行うことの重要性を知る機会となりました。



個別支援計画（災害時ケアプラン）の作成

福祉専門職を対象とする防災力向上研修、地域住民を対象とする福祉理解研修を経て、いよいよ個別支援計画（災害時ケアプラン）の作成に取り組みました。

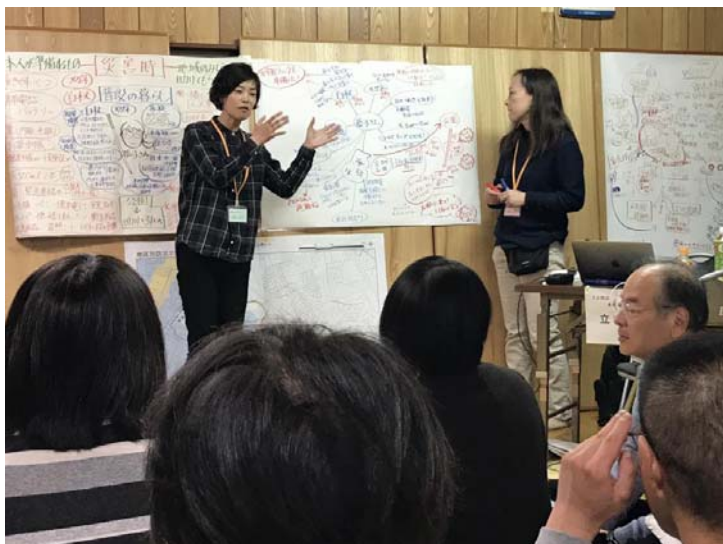
播磨町での調整会議（ケース会議）

モデル事業で対象となった3人の障害者のご家族、各担当の相談支援専門員、自主防災組織、社会福祉協議会、行政機関等の関係者が集まり、**調整会議（ケース会議）**を開催しました。

まずはじめに、国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発室が開発した「[自分でつくる安心防災帳（外部サイトへリンク）](#)」を活用し、相談支援専門員がそれぞれの障害者に対し、各自の当事者力（災害時に活用できる要援護者自身の防災力）をアセスメントしました。その後、相談支援専門員が中心になり、障害特性や避難時の留意点等を説明し、自主防災組織やご家族からは避難支援のアイデア等を出してもらうという形で、**エコマップ**（要援護者や家族、社会資源等の関係性を図にしたもの）としてまとめていきました。

この作業により、要援護者にとっては自助としてあらかじめ備えておくべき項目を知るとともに、自主防災組織にとっては地域としてどのような支援が必要であるかを理解することができました。

このエコマップの情報を兵庫県所定の様式に落とし込み、個別支援計画（災害時ケアプラン）が完成しました。避難訓練でこのプランの検証を行い、必要に応じて修正等を行っていく予定です。





個別支援計画（災害時ケアプラン）を検証するための防災訓練

作成した個別支援計画（災害時ケアプラン）は机上のものであり、実効性があるかどうかは防災訓練を通じて検証する必要があることから、モデル事業で対象となった方も交えた訓練を実施しました。

播磨町での障害者防災訓練

播磨町では障害者防災訓練を、平成31年1月6日に実施しました。震度6強の南海トラフ巨大地震が発生し、110分後に津波が到達する可能性があるとの想定の下で、モデル事業で対象となった3人の障害者のご家族、各担当の相談支援専門員、自主防災組織、地域住民、社会福祉協議会、行政機関等の関係者等約100名が参加しました。

個別支援計画（災害時ケアプラン）に沿い、各自宅から一時避難場所に集合した後、避難所の小学校に移動し、垂直避難で3階に移動しました。その後、訓練の振り返りを行い、成果と課題について議論を行いました。訓練では地域住民から積極的な意見も出て、障害者のご家族からも「本当に参加して良かった」という感想がありました。

どのような災害時要援護者（要配慮者）がいて、どのような支援が必要なのかを地域全体で把握することができ、普段からの声掛けにも繋がっていくのではないかとの手応えが得られた防災訓練となりました。



防災と福祉の連携促進シンポジウム

播磨町と篠山市で進めてきたモデル事業の取組や、福祉専門職に対する研修事業等の成果を報告するため、平成31年3月7日に兵庫県中央労働センター2階大ホールでシンポジウムを開催しました。

防災と福祉の連携促進シンポジウム

シンポジウムは以下のプログラムで行いました。自主防災組織や福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）、行政、障害当事者等200名を超える方々が参加しました。

- 開会挨拶（早金孝 兵庫県防災監）
- 基調講演「だれ一人とりのこさない防災をめざして」（立木茂雄氏 同志社大学社会学部教授）
- 特別講演「障害当事者の想い」（野橋順子氏 NPO法人生活支援研究会理事長）
- 播磨町モデル事業取組紹介（堀江直美氏 播磨町福祉グループリーダー、高井涼氏 播磨町危機管理グループ主事）
- 篠山市モデル事業取組紹介（松本ゆかり氏 篠山市地域福祉課副課長）
- 人材育成等（西野佳名子氏 一般社団法人兵庫県社会福祉士会事務局長）
- 総括（立木茂雄氏 同志社大学社会学部教授）



防災と福祉の連携促進モデル事業報告書

播磨町及び篠山市で実施したモデル事業の概要については、同事業のパートナーである一般社団法人兵庫県社会福祉士会が実施報告書をまとめています。以下のリンク先から確認することができます。

[モデル事業実施報告書（PDF：7,047KB）](#)

お問い合わせ

部署名：企画県民部防災企画局防災企画課 防災企画班
電話：078-362-9870
内線：5352
FAX：078-362-9914
Eメール：bousaikakuka@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県庁 法人番号8000020280003

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711（代表）

[兵庫県](#)[ホーム](#) > [防災・安心・安全](#) > [防災](#) > [防災対策](#) > 防災と福祉の連携促進モデル事業（令和元年度）[ツイート](#)[いいね！ 2](#)[LINEで送る](#)

更新日：2019年10月8日

防災と福祉の連携促進モデル事業（令和元年度）

昨年度、[播磨町（障害）](#)と[篠山市（高齢）](#)で実施したモデル事業の成果を踏まえ、令和元年度は県内36市町（尼崎市・宝塚市・川西市・三木市・佐用町を除く）で拡大モデル事業を、[人と防災未来センター（外部サイトヘリンク）](#)及び[兵庫県社会福祉士会（外部サイトヘリンク）](#)と連携しながら実施しています。

このモデル事業は、**ケアマネジャーや相談支援専門員が平常時のサービス等利用計画（介護保険、障害福祉サービス）を作成する際に、地域（自主防災組織や自治会等）とともに、避難のための個別支援計画（災害時のケアプラン）を作成する**というものです。要援護者（要配慮者）の心身状況等を熟知したケアマネジャーや相談支援専門員が積極的に関わることにより、実効性の高い個別支援計画（災害時ケアプラン）を作成することができます。また、地域とケアマネジャー等の福祉専門職、医療関係者等が日常的な接点を持つことにより、**平常時・災害時の支援を一体的にとらえた地域包括ケアシステムの構築に繋がることが期待されます。**

なお、今年度も引き続き、立木茂雄氏（同志社大学社会学部教授、人と防災未来センター上級研究員）の助言を得て実施しています。

市町職員を対象とする実務者研修会・中間進捗状況確認会議

モデル事業を実施するにあたり、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）と地域（自主防災組織等）を繋ぐコーディネート機能が重要です。そのため、モデル事業を行う各市町職員に対し、実務者研修会や中間進捗状況確認会議を実施しました。各市町には、危機管理担当職員と福祉担当職員が必ずセットで受講するように要請しています。

実務者研修会

兵庫県社会福祉士会によるプログラムに基づき、以下の内容で実施しました（4月15日から25日、県内4会場・計4回）。

- 播磨町・篠山市モデル事業の実績紹介
- モデル事業の進め方
- DVD視聴（別府市での実践事例、平成30年7月豪雨災害における真備町での被害事例）
- 質疑応答





中間進捗状況確認会議

モデル事業の進捗状況を確認し、今後の当事者力アセスメント・地域力アセスメント・調整（ケース）会議に向けて必要な手順等を学ぶために開催しました（9月13日、兵庫県学校厚生会館）。

- 各市町の要支援者対策取組状況（兵庫県）
- 各市町のモデル事業進捗状況（兵庫県社会福祉士会）
- 事例報告（神河町）
- アセスメント・調整（ケース）会議等、防災訓練実施までに求められる市町の役割（兵庫県社会福祉士会）
- 意見交換



福祉専門職を対象とする防災対応力向上研修

地域とともに個別支援計画を作成するにあたり、ケアマネジャーや相談支援専門員が防災に関する知識を持つことが欠かせません。福祉専門職に対する防災対応力向上研修として、県内6会場・計8回、演習を盛り込んだ研修を実施しています（5月28日から9月2日まで順次実施）。

[研修実施予定（外部サイトヘリンク）](#)

福祉専門職対象防災対応力向上研修

高齢化や社会福祉施設等からの地域移行が進む中、地域で暮らす避難行動要支援者（高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な人）が、ますます増えています。福祉専門職として災害と災害リスクを正しく理解し、福祉サービス従事者や地域住民・自治体職員等と協力し、避難行動要支援者に対する支援を行うための知識とスキルを身に付けるとともに、演習を通じて、避難のための個別支援計画を作成し、地域住民と共有するための実践力を習得することをめざします。

- DVD視聴（別府市での実践事例）（20分）
- 社会モデルとして障害を考える、災害と防災リテラシーの基礎知識を身に付ける（80分）
- 避難のための個別支援計画作成のための当事者アセスメントを行う（80分）
- 避難のための個別支援計画作成のための調整会議を模擬的に体感する（120分）



件名

災害時要援護者（要配慮者）に対する支援の強化について

ひょうご防災減災推進条例や支援指針等の主旨に沿い、平常時からの行政及び地域における**防災・福祉関係者間の連携**を深め、**高齢者や障害者等の当事者参画**のもと、より実効性の高い災害時要援護者支援及び避難のための**個別支援計画の作成等を促進**する。

災害時要援護者（要配慮者）支援の課題

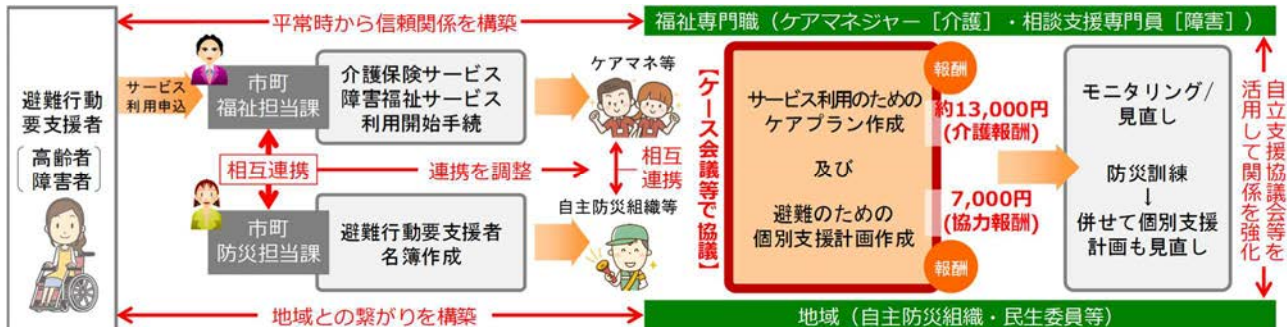
- (1) 要支援者名簿の登載精度が不十分（元気な単身高齢者を搭載、重度障害者の登載漏れ等）
- (2) 自主防災組織等が名簿の受取を拒否（個人情報管理や避難支援負担に対する抵抗感）
- (3) 行政・地域における防災・福祉関係者間の連携が不足
 - ①地域に福祉に精通した人材が乏しく、個別支援計画を作成することが困難
 - ②心身状況等を熟知したケアマネジャーや相談支援専門員等と地域との接点が希薄
 - ③地域での繋がりが希薄化（避難支援者の確保が困難、日常生活上の接点なし）
- (4) 災害時要援護者の自助力の強化が必要（平常時の備え、早期避難の徹底等）

1 防災と福祉の連携促進モデル事業の拡張展開（県・社会福祉士会・人防で実行委員会を構成）

- (1) 昨年度の播磨町・篠山市で実施したモデル事業を他市町でも展開（県内 **37市町**で実施）
- (2) **福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）**が、平常時のケアプランやサービス等利用計画の作成に合わせ、自主防災組織による個別支援計画の作成に協力することで、平常時・災害時の支援を一体化（別紙参照）



播磨町でのケース会議



実施過程	内 容	想定時期
I 事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町職員モデル事業実務研修 [県内 4 箇所] ■ 福祉専門職防災対応力向上研修 [県内 8 箇所] ■ 自主防災組織対象福祉理解研修 (各市町主催) 	4 月 6 ~ 8 月 6 ~ 8 月
II アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町職員中間進捗状況確認会議 ■ 当事者力アセスメント (各市町主催) ■ 地域力アセスメント (各市町主催) 	9 月 10 ~ 12 月 10 ~ 12 月
III 計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ■ ケース会議を通じた個別支援計画の作成 (各市町主催) ■ 防災訓練を通じた個別支援計画の検証 (各市町主催) ■ 成果報告シンポジウム 	10 ~ 12 月 1 ~ 2 月 3 月

2 高齢者・障害者の自助力（防災意識）強化

- (1) 老人クラブ連合会と身体障害者福祉協会内に、防災対策を率先する「**防災ピアリーダー**」を圏域単位で任命し、平常時の備えや早期避難の徹底等を団体内で啓発
- (2) 防災ピアリーダーに対する研修会や、参加団体における自主的取組（ワークショップ、防災イベント、防災施設見学等）に対する支援を実施

モデル事業の標準的な流れ

行政職員 福祉専門職
防 自主防災組織

I 事前準備

II アセスメント

III 個別支援計画作成

ステップ1

対象地区・
対象者選定

行

- 対象となる自主防災組織を選定
- 当該自主防災組織内で、計画作成対象者となる高齢者・障害者を選定
【市5〜10人、町3〜5人を目安】

ステップ2

福祉専門職
防災力
向上研修

福

行

- 福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）に対し、災害リスク等に関する講義や個別支援計画作成演習を実施
【県主催で複数回実施予定】

ステップ3

福祉理解
研修

防

行

- 対象となる自主防災組織及び住民に、**障害特性等を学ぶ福祉理解研修**を実施
【各市町で実施】

ステップ4

当事者力
アセスメント

福

行

【目安：1回】

- 平常時の福祉サービスや家庭環境を確認
- **専用キット**を用いて、本人の防災リテラシー（リスク理解・備えの自覚・いざという時の行動の自信）の確認

ステップ5

地域力
アセスメント

防

行

【目安：1回】

- 利用可能なフオーマル資源（消防、利用事業所、病院、地域包括等）を調査
- 利用可能なインフオーマル資源（自治会、民生委員、当事者団体等）を調査

ステップ6

調整会議
（ケース会議）

防

福

行

【目安：1〜2回】

- 対象者の支援関係者が集まり、個々の避難支援に関する方針等を協議
- 自主防災組織・相談支援専門員等が中心となり、**個別支援計画作成** ↓ 本人同意（文書）

ステップ7

計画の
検証・改善

防

福

行

- 対象者を含めた防災訓練を実施
- 訓練時で明らかになった課題を踏まえ**個別支援計画を検証・修正**



6/27市町職員対象研修
（ローゲート能力の向上等）



7/15住民福祉理解研修
（要配慮者に対する理解等）



6-11月 福祉専門職防災力
向上研修（基礎4・応用2）



10/4・11/15ケース会議
（個別支援計画の作成）



1/6 障害者防災訓練
（個別支援計画の検証）

6. 識者検討会 第3回（令和元年12月4日(水)）

条例改正に係るあり方検討会(第1~5回)の意見及び課題のまとめ

<p>要援護者 全体の支 援のあり 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要① ◆福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要① ◆高齢者施設で、障がい者特性を理解した上での支援が必要① ◆基幹福祉避難所は市内21か所では不十分である① ◆基幹福祉避難所の役割は、医療対応や緊急入所等のトリアージ機能である。そして、どうしても振り分けられない方を応急的に受け入れる機能(施設)でもある。①⑤ ◆要配慮者リストから65歳以上70歳未満の元気な方は外してもよいのではないか①⑤ ◆要援護者に、外国人を入れる② ◆地域にどのような状態の方が何人おられるか人数把握をする。② ◆一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。② ◆障害の分野では、ショートステイの空き状況が一元管理されていない。障害の分野でも窓口なり仕組みを作ってほしい。③ ◆要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決めておく。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提である。③ ◆障がい者施設も、設備、ノウハウの点からは基幹福祉避難所の対象となりうるうので、指定を考えていただきたい。 ◆地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、施設の開設、保健福祉の専門知識を持った人員、付き添い等、対応する人員の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応は難しい。地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できないか。③④ ◆備蓄拠点については、箇所数が少ない。市住の空き家活用や民間への管理委託など、柔軟に検討してはどうか。③
<p>共助によ る要援護 者支援の 取り組み の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保険のケアプランや障害者の支援計画において、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく①⑤ ◆日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上を図る。③⑤ ◆要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定を行う。② ◆避難支援のため、ケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討する。②

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害ボランティアについて、プロボノ、技術や専門性を持ったボランティアを事前登録しておくような仕組みが必要。④ ◆ 個別支援計画として、要援護者の所在マップの作成を行う。④
<p>要援護者 台帳・関 係機関と の情報共 有のあり 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平時からの見守り情報を災害時に活用することを目的に、民生委員の訪問調査等により作成する「高齢者見守り台帳」と災害時における避難行動支援に活用する「災害時要援護者リスト」について、情報の一元化を図る。② ◆ 認知症や精神障害者の方も対象とする。② ◆ 障害者支援センターの見守り情報や個別支援計画の情報を加えながら、災害時に対応できる平時からの見守り体制を構築していく。②

条例改正の与党会派検討会の意見交換、質疑応答等のまとめ

第1回 与党会派検討会 2019年11月5日(火) 神戸市役所1号館 会議室
 自由民主党：山口議員、しらくに議員(吉田議員欠席のため代理)
 こうべ市民連合：川内議員、やの議員
 公明党：沖久議員、(堂下議員欠席)
 保健福祉局高齢福祉課・くらし支援課・障害者支援課5名、危機管理室2名

○川内議員 援護される側は大体つかめているが、助けに行く人は、全くマンパワーが足りないと思う。ボランティアというか、強制力はないと思うので、もっと強制力を持った条例に変えていかないとと思う。

個人情報で、ここにひとり暮らしで寝たきりの方がおられるとかの個人情報の壁をどう越えていくか、ハードルを越えていくことは大事だと思う。これは条例しかないと思う。お互いの気持ちでやっても、それ以上ハードルは越えられない。

○中野 個人情報の取り扱いについては、協定を結んでいます。個人情報をさわることについての負担感といったことは今活動されているところからも聞きます。名簿を渡すにあたって、とにかく渡したらいいのかとか、そこは議論が要ると思う。

○吉村 民生委員さんが、災害時にどうするのかというところに関しては少し責任感みたいなところもあって、なかなかハードルが高いという意見がある。また、日ごろ様子を見たりとかは、ボランティアの方がされているところもありますが、災害にもそれを生かすとなると、どこまでできるかわからないとか、一定ハードルが高いと考えられる方もいる。
 民生委員さんが集めている情報は、民生委員が日ごろ見守るためにしているので、その個人情報を災害のとき用に(本当に命が危ないときは構わないが)、日ごろからその情報をどのように共有するのかということについてはハードルがある。

○山口議員 障害者支援センターと、基幹福祉避難所との連携のイメージを教えてください。

○奥谷 障害については、高齢者のような見守り、体調であるとか情報把握というのが不十分などところがあるので、地域で住んでおられる障害者の方の情報を支援センターで一元化できるように考えている。その中で、ご家族とか個別支援計画があるかないかとか、就労されているかとか、いろいろな状況の情報を把握した上で、いざ災害が起こったときには、その情報をもとに、重度の方を第1番目に助ける、声をかける。

区や要援護者支援センターから、避難してきた人の情報として、この人はこういう人ですよ、こうしてあげましょうというようなハブみたいな役割を支援センターが担えればと思っている。実際は福祉避難所のほうにつなげるとか、この人はこういう支援を受けていますとか、この人はひとりで災害警戒区域にいる方だから応援に行かないといけないとかを支援できるような体制、ネットワークをどうやってつくっていくかをやっていきたい。

○山口議員 情報の一元化、要援護者支援台帳を地域でつくられている場合、そういった(障害者の)情報も共有はないんでしょうか。

- 奥谷 障害者の方の状況というのがまだ把握できていない。支援者側が持っていませんので、障害者の情報、いざとなったら支援対象にもできるような平時の見守りの情報を集めていこうと思っている。
- 山口議員 条例の中にも障害者支援センターの役割というか、どういうことを担っていただくべきなのかみたいなことも明記できたらと思う。
- 山口議員 要援護者支援の議論の中で個別支援計画という名称と個別避難計画という名称が2つ出てきて、どういうふうに使っているのか教えていただきたい。
- 奥谷 こちらが利用者さんにつくってもらっているときは、個別避難計画の作成をお手伝いしますという形で案内している。それはご自身と支援者が避難するときはどこに避難するんだとか、どれだけのものを持っていこうとか、どこに連絡するんだという時点からの計画を立てていきたいと思います。特に重度の方について、心の準備をしておいてもらうというところで、個別避難計画を進めていくという形では今障害のほうと保健師で取り組んでいるところです。
- 山口議員 それは地域とかとは関係なく、ご本人なり行政の方の支援でご本人の避難のための計画ということですね。別個に災害のときのための避難計画ではなくて、障害であったり高齢であったり、皆さんそれぞれケアプラン的なものを持っているので、ケアプランに災害なり非常時のときの支援の仕方を明記するだけでもいいんじゃないかといったこともこれから考えて、それを避難計画と位置づけるのはどうか……。
- 吉村 重度心身障害児者は非常にリスクが高いということで、個別避難計画をしっかりとしたものをつくる。しっかりとしたものは全ての人にはつくれないので、自分の身は自分で守ってもらうという意識していただくために、要介護、要支援の方であればケアプランを持っているので、月1回のケアマネが訪問したときに、そういうことをお話をして、備考欄とか、ちょっとしたところに災害時の内容を書いていただくことだけでもかなり意識が変わってくるのではないかとというあり方検討会での意見があった。
- 高齢者のケアプランの策定の中で、今の様式のところにそういうものを少し書いていっていただく。継ぎ足してもらうことで、みんなの意識を高めて、自分がどうすればいいのかを考えていただくなり、実際に行動に移してもらうための一つになればと考えて、そういうことを今内部で検討しているところです。
- 山口議員 災害対策基本法では、個別支援計画は、要配慮者への義務づけにはなっていないんですか。
- 条例では、地域なり要援護者支援団体の方がつくる支援計画についての明記はある。国のほうで、できるだけ計画をつくりなさいということだったら、数字は上げていったほうがいいでしょうし、それを後押しできるような条例であればなおいいのかなと思っている。その計画がどの程度だったら計画として認められるというところが疑問です。
- 危機管理室 その基準は国も持っていないと思います。なので、いろんなところで個別支

援計画という言葉としてありますけれども、どの程度までするのかということは皆さん手探りでされているのが現状です。

支援計画の作成義務は、基本法ではないが、個別法の水防法にあって、要配慮者施設に対する個別避難計画が義務づけである。障害者施設、高齢者施設、学校園、病院などの施設に特化したものに避難確保計画が義務づけになっている。

危機管理室のほうで各施設を所管されている局の方に計画をつくってもらうように促している。

○沖久議員 改正についてのご意見を下さい

○山口議員 最低限改正しないとイケないと思っているポイントは、

第2条の要援護者の定義のところ

第7条の個人情報収集の対象者というところを災害対策基本法にある程度合わせていく必要がある。現実的な状態に近づけていくということ

第16条以降の福祉避難所等の文言整理、緊急避難場所、避難所、福祉避難所、基幹福祉避難所と文言がいろいろあります。そういったところの定義づけ、ある意味必要な環境整備とか備品とか、受け入れ体制なども場合によっては明記していく。

○川内議員 対象者の追加、例えば認知症の方とかその辺のところ

支援団体の定義づけ、まだまだ曖昧なところがあるので、

期限を切るというか、ある程度の目標がないとこの話はずるずるとなると、最終的には支援する側が支援される側に移ってしまう。年数がたてば、そうなってしまったりもするので、期限の切り方も含めて、改正する点はまだ何点かある。

○議員 今いろいろな避難所確保のことを書いていますが、地域の方からはここがあかんかったらどないするのやという声をよく聞きます。ですから、できるだけセンターとか避難所の数をふやして、市民の方に事前の安心をいただけるような計画にしたい。

○沖久議員 対象者の範囲、2条も含めて、7条も含めて、見直し

福祉避難所のあり方が条例後後変わってきていますから、そのあたりの位置づけ等を明記する議員提案条例には必ず財政措置を明記しているので、市の責務として財政措置を講じることを明記する

風水害に備えた要援護者の支援を考えたときに、水防法との絡みとか個別支援のあり方、そういった関連性も条例に盛り込む。

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」改正検討のための勉強会

2019年11月22日（金）14：00～15：30 神戸市役所1号館 28階 第4委員会室

自由民主党：山口議員・吉田議員、こうべ市民連合：川内議員・やの議員、公明党：沖久議員・堂下議員、
 その他与党議員、保健福祉局高齢福祉課・くらし支援課・障害者支援課、危機管理室

【質疑応答】

○川内議員 5年前に条例ができて、神戸市内各地域、団体でいろいろ取り組まれているんですが、なかなか思うようにっていないのが現実だと思います。名簿が完全にできて、何かあったときにそれを役立てるといような団体は、30%っていないんじゃないかと思う。今後、要援護者、援護者含めて、両方が急がないといかんといいのを持っていただくためにはどういったことを推進していったらいいか、何かいい知恵はございませんか。

○山崎 なかなか名簿が活用されないとか、いろいろ話が出るんですけども、そもそも渡された名簿をどう使ったらいいかわからないと。僕たちもそうなんですけれども、漠然と名簿は活用しようと言うんですけども、どういう場面に誰に対して使うのかというイメージが湧かない以上、ぽいと渡されても、受け取った人も困ると思うんです。災害が起こったら、例えばその名簿を避難所に渡したら、そういった人がいるかどうか確認できるよねとか、実際安否確認する際にこの地域にはこういう人がいるんですよということで、救出とかにきた消防とか警察とか自衛隊の人に渡すという方法もあるだろうし、あと、そういう被災者支援団体の人が障害者とか支援したい人がいるとすると、そういった人たちに対して名簿、あるいは地域で障害者の人が今どこにいるかというのを知らせておくことによって、支援と支援を必要としている人をくっつけるとか、そういうような場面、場面における個人情報とか名簿の活用の仕方を例示しないと、活用しろとか出せとか言っている割には、どう出したらいいかが漠然とし過ぎているのかなと。こういう使い方があるよというのをある程度地域の人に伝えておけば、実際使う機会も本人同士の中で考えてくれるんじゃないかと思います。

○大西 先ほど私言いましたけれども、名簿をどう使うかということの中に、備蓄計画との連動というのが魅力的なプログラムになると思うんです。これは障害を持っている子供さんをお持ちのお母さんに聞いた話ですけども、そのお子さんは呼吸関係がだめなので、人工呼吸機みたいな形で、吸引も必要で、バッテリーが要るんですね。電動自転車のバッテリーぐらいの重さのを予備も含めて持っていけないといかんわけです。それを持って、子供さんは何キロか知りませんが、相当な重さの子供さんを抱えて、服の着がえを自分と子供のものを持って、行かないといけない。バッテリーが避難する先にあったら、2個も持っていかなくていいのにみたいな話をされていました。安全のために多分持っていかれるとは思いますが、名簿を集約して活用することによって、自分の地域の中でそういうものの配備がきちんとされるということをきちんと伝えると。

先ほど名簿登録に同意した人には行政のほうから定期便を出しなさいというふうに私は言ったんですけども、定期便の中に個別の配慮として、あなたの近くのところにはバッテリーを十何個配備するように今回なりましたというようなニュースをちゃんと与える。そういうことが広まれば、災害のときに困った人たち同士のネットワークがあって、うちの町ではそんなこ

とはないし、私のところにそんなものは来ないと。そういう活動が地域でやられていないからだとということがわかれば、そういう声が出てくるのではないかと期待をしています。特効薬ではないですけども、少なくともそういうふうなことを繰り返していけば、地域の中のいわゆる要援護者側からの声が上がってくる可能性はあるんじゃないかと思います。

○山口議員 私自身も要援護者と呼ばれる人の一員として、申し上げたいことは、提供する相手を信頼できるかどうか非常に重要になってくるのではないかと。もちろん、つくったものをいかに活用するかとか、どういうふうに活用いただくかというのは非常に重要な観点だと思いますけれども、まず作成に至るまでに要援護者の方の信頼を得て台帳をつくっていくということが大切ではないかなと感じましたので、意見を申し上げたいと思います。

その上で、今条例の中に規定されていることがかなり細かく規定されていることが多いなと思っておりまして、そこがひょっとすると名簿作成、台帳作成が進まない要因なのではないかと個人的には考えております。当事者にとっても、細かくいろいろ規定されると、住所のほかにもこんなこともあんなことも言わないといけないのだとちょっと不安だったり、警戒する気持ちだったりも生まれるかと思えますし、つくられる側、地域の団体だったり支援者にとっても負担がふえてしまうのではないかと考えておりまして、できればこの条例の中ではもう少しやわらかく、大ざっぱに、地域で柔軟に、地域のいろいろな特性もありますので、柔軟に台帳作成なり計画というものがつくれるようにしてはどうかと私自身は考えております。

質問ですけども、今の条例自体が共助ということを中心につくられているというか、そういう趣旨で6年前につくったということですが、お話をお聞きして、その部分にとどまらずに、もう少し広い視点での支援も必要ではないかというご意見もあったように思うんですが、そもそも共助というところに特化している現状を変えていく必要があるとお考えになれるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。また、災害対策基本法でいろいろと文言が使われているところをその文言に合わせていくということは私どもも是非していきたいと考えております。

○山崎 地域の人が名簿をつくって個別計画となりますと、正直な話、内閣府の型枠とか、この方針に書いている型枠とかは細か過ぎるので、少なくとも地域でつくる個別計画となったら、それぞれの地域で物すごくシンプルな形でもつくってもらいたいんじゃないかと思うんです。全ての要件、情報が書き込めるような書式をつくるというよりも実際に支援したり助けたりおつき合する人の視点に合わせたフォーマットとか書式があつていいと思うんです。地域によっては、名前と逃がす先とかだけでもいいと思えますし、薬とか、必要に応じてどんどん書けばいいだけであって、そのあたりは特にこだわりはなくて自由にしてもらいたいし、条例のレベルというか、支援方針の中でも、物すごく簡単な書式でやっていってもいいんですよという事例紹介をすればいいんじゃないかと思っています。

あと、今回の条例が共助というものが強調されているということなんですけれども、私は、共助だけではなく、要支援者の方も自分から手を挙げるとか、あるいは備蓄といっても、全部上げ膳据え膳じゃなくて、自分が持っていかなきゃいけないものはちゃんと認識する。そういうのも個別計画の中に盛り込んでいって、共助と自助と公助をうまく重ね合わせてやっていったほうがいいんじゃないかと思えます。支援を必要とする人たちに対するメッセージという意

味も条例の中とか支援方針の中で書き込んでいくというのも大事なのかなと思います。

あと、最後におっしゃっていただいたように、今回の災害対策基本法の法改正とか個人情報保護法の法改正に合わせてある程度整理づけというのは必要とっていただいたということなので、それはありがたいと思います。

○大西 共助を中心というのとはそうなんですけれども、自助と共助と公助、こういう分け方は私余り好きじゃないんですが、それぞれ名簿を役立てる可能性があるものだと考えています。共助一辺倒ではないというのが私の意見です。公助については先ほど言ったとおりで、備蓄計画は公共がやるものです。名簿に基づいて、その地域なりのニーズがある程度偏ったものとしてあったとしたら、そういうオーダーメイド型の備蓄、今は通り一遍の全部同じものを備蓄するんですけれども、そこはその地域の要援護者の状況に対応したような配分をします。そういうことでいうと、公共的な役割を果たすためには名簿を活用するというのはいいやり方だと思います。そうすると、備蓄を担当するような部署にその情報がやりとりされる。信頼性というのは、行政の中でのやりとりであれば、それほど大きな問題はないと思います。

それから、自分でどこまでやれるかということと、どこからはそういうサポートに依存するのかということ、何でもかんでもおんぶに抱っこはできないので、先ほど言ったように2つバッテリーを持っていくのが余りにも大変だとしたら、それが1個で済むのであれば、自助の部分がすごく楽になるということで、名簿の活用としてはすごく役に立つことではないかと思っています。

それから、信頼できる相手に名簿を渡すということがすごく気になるというふうにおっしゃった。僕は、まさにそれが要援護者定期便の役割だと思っているんです。今はどこそこに渡しますよということがわからないわけです。例えば、地域の団体に渡しますし、どこかのボランティア団体に対しても渡しますというふうなことは、個別には行政の中で判断されますけれども、渡される中身の個人に対してそれがフィードバックされることは今はまだないと思うんです。もらえば、そこで声を上げることができる。具体的にどこそこのどんな法人というのが出てきたときに、そこはちょっと困りますと。まあ渡してしまっただとあれなので、そういう申し出が来ているので、何月何日から渡すことにしますという連絡が来ると、返事が来ない場合には同意してもらったものとして進めますということなので、そこで声を上げるチャンスが設けることができる。本来は、提供する都度、一個一個同意をとっていくということだと思うんですが、それは作業としてはすごく大変なので、今みたいな形での個別のやりとりみたいなことはあってもいいかなと思います。

○山口議員 今おっしゃったことで、一言つけ加えたいんですけれども、もちろんそういった情報がどこに行くのかというのは非常に気になるころではあるんですけれども、それ以前に渡す相手がどんな方で、どういう関係なのかといったところが大事なかなと思います。例えば、ふだん地域の中で生活していて、かかわっている方だったり、いろいろお世話になっている、支援を受けている関係の事業者さんだったり、そういったお立場の方であれば、その方を信頼しているので提供できると思うんですが、まずその部分です。

今神戸市は防災訓練もやっていますけれども、私は個人的にはそういった防災訓練に要援護者の方に来ていただいて、そこで地域の方と交流していただいたり、自分の存在がこの地域にあるんだということを地域の方に知っていただく。そして、その地域の方と関係を築いていた

だき、私の情報をぜひ地域に預けたいという形に持っていくことが理想なのじゃないかと思っているんですが、現実防災訓練が要援護者を受け入れる状況にない。例えば、段差があるところだったり、グラウンドであったり、要援護者がなかなか出向きにくいところでやっているの、そういうところからまず改善していかないといけないという気持ちを持っておりまして、これは、意見として申し上げたいと思いました。

各先生に1つずつお伺いしたい。

山崎先生には、要配慮者とはというところで定義のお話があったと思うんですけども、できるだけ広く漏れがないようにということがご指摘としてありました。要配慮者というのは、先生がおっしゃっているのは名簿の対象の方ということだと思うんですけども、実は保健福祉局が主催している検討会の中でも対象をどうするのかという議論があり、定義自体は広くあってもいいけれども、台帳の作成とか、公的な支援の対象とする人はできるだけ狭くしておいたほうがいいというような議論があった。もちろん漏れがないことは大事なかもしれないけれども、公的な支援が行き届く範囲も限られているし、共助の部分、地域の方のご協力というところも限られているので、できるだけ狭くしたほうがいいというような議論もありました、私自身もそうなのではないかなと思っておりまして、その部分を1点お伺いしたい

大西先生には、資料の5ページに、大きく2と書かれている在宅避難者の中にも災害時要援護者がいるという資料の中の4点目、個別支援計画、要援護者と言われる人の多くの方が介護保険とか障害者総合支援法のサービスを受けておられることを前提とすると、既にそれぞれの方がつくられている個別支援計画をうまく役立ててはどうかというお話だと思うんですけども、私も同感でありまして、ここの計画をもうちょっと活用する。新たに災害時の個別支援計画をつくるのではなくて、既にある計画に災害の部分をプラスアルファすることによって、計画としてみなしてもらえんということが、いろんな負担を考えてもいいのではないかと考えておりますので、その点、ご意見をいただきたいと思います。

○山崎 名簿の対象というのは、基本的に候補者名簿という位置づけで私は考えていまして、結局支援するかしないかというのは会って見ないとわからないわけです。実際会ってみて、住んでいる場所が危険であるとか、日常その人を支援してくれるとか面倒を見てくれる家族がいるかどうかとか、あるいはどこまで自分だけで歩行ができるとか、総合的に判断した上で支援するかしないかというのを決めないといけないので、私は、とりあえずそういう可能性のある人には地域の人とは会ってほしい。あるいは、名簿を渡すということになりますと、高齢者の方と障害者の方を区別しておく必要があって、知られたくないという障害者の人については、地域の人が先にアプローチするよりは、地域包括とかそれなりの福祉の専門家が先にアプローチして、その後に地域の人というふうにしたほうが安心できると思います。そういう区別も含めて、とりあえず広く捉えておいて、実際会って、支援するしないというのを個別計画の中に書いていただければなと思っています。

だから、実際に支援できる人はそんなにいないと思うんです。名簿には記載されているけれども、それなりの優先順位をつけて順番に助けざるを得ないのかなというのも思っています。全ての人を同時に助けることはできないと思います。支援を必要とする人とできる人を比べて、それぞれの地域でどうするのか、優先順位をつけるのか、あるいは消防団とか救急隊とか警察とか、ほかのそういう人たちの援助を求めるのかというのも含めて考えてもらったらなと思っ

ています。

○大西 名簿の提供先のことについて、ある程度心を許せる信頼感のある人ということで、恐らくそれはフェース・ツー・フェースのコミュニケーションというのを重視されていると思います。それは物すごくいいことですし、尊重すべきだと思います。ただ、それに反対する意見ではないんですが、私は、この条例にそもそも取り組むことになった出発点なんですけれども、ある地域で、避難の支援が必要な人とボランティアな地域の人たちを交えてマッチングをして、いざとなったら、誰が誰を助けるのかみたいなことを個別的に計画の中でやりました。1年ぐらいかかって、毎晩行って、夜中に地元の人がグループで話し合っていてやりました。そのときに、最初は支援するだけの人を集めて、後で支援される人と顔合わせしようというプログラムだったんですが、そこでよく言われたのは、地域の人と顔を合わせて、自分がいざというときには助ける立場になるという関係と、日常的に仲よくつき合うということと両方あるといいというのはすごくよくわかると。ただ、何人かの方が言われたのは、それに近いような形で、(日常に)好意でいろいろなことをすると、逆にお年寄りとかが依存してしまう。悪いけど、これポストに出してきてみたいな形で、何をしているかわからなくなると。だから、あえてその当事者と顔を合わせて関係を結ぶということはやめたい。いざというときには何でもやりますけれども、日常的にやってしまうと断りづらくなって、最初は、帰りにポストにこのはがきを入れてくれということだけで始めたのが、いつの間にかお米を1袋買ってくることになって、それが際限なく広がると。どこで線を引くのかが関係が密になればなるほど難しいというふうな声を複数の方からお聞きしたので、そこについてはその地域に任せよう。僕はそれがいいとは思っていたんですけれども、そういう問題もあるのだなということに気がついたということだけで、日ごろのつき合いが重要だというのはもともとの大原則だと思います。

2番目の件については、おっしゃった5ページ目の上の下から2つ目のところ(高齢者や障がい者のために、介護保険や障害者総合支援法で日常的に作成される「個別支援計画」を災害に役立てる)ですが、重要なのは、その2つ目のところと一番下のところ(正しい防災知識を持って災害時ケアプランを作成できる専門員が少なく、研修充実が必要。)です。個別支援計画を災害に役立てるとするのは、日常業務の中でやっているものを利用するということはずごくいいことだと。15年以上前に障害者の相談員とかといろいろやっていたときに、その他欄に1行書くだけでいいんだというふうなことを言われて、それはそうだなと思って、そういうひな形をつくったことがあるんですけども、地震とか災害とか火災とかいろんな場合について、それはどういう支援が要るかとか書いておく。書いておけば、わざわざつくらなくていいというのはそのとおりだと思いますけれども、そのときに大事なのは、最後の行、正しい防災知識を持つということです。書くためには、災害のときにどんなことが起こるかということ予測する能力が要るんです。地震というものはどういう現象で、どんなことが生活の支障として起こるかということの基本的な部分については、ある程度知識として持っていないとイメージが湧かない。災害のイメージがある程度明確に持てるようになるまで、必要な知識を身につける研修とタイアップする必要があるということだと思います。

○沖久議員 条例改正にあたって2点ご確認をさせていただきたい。

今の条例は避難(行動)支援に重きを置いております。ところが、今言われているのは、避難(行動)支援と同時に生活支援にウエートが置かれてきて、それが大事なのかなということ

で、あり方検討会もそのあたりが議論されている、そのあたりを条例に盛り込めるのか、盛り込むべきなのか、それともアクションプランなりガイドライン、要は細則等でかわしていくのでも構わないのかという質問です。

もう1点は、福祉避難所のあり方です。大震災のときに皆さん体育館に避難をされていて、そこで体調を崩されて亡くなられた方もたくさんいて、二次災害を防ぐためにもやはり条例が必要ではないかと。特にそういった方々を収容するための福祉避難所の整備が重要ではないかというのが改正の狙いの1つのポイントであったと思うんです。当時、神戸市では、地域福祉センターが191カ所ございますので、そこを福祉避難所に指定していたわけですが、とはいいいながら、バリアフリーになっていなかったり、備蓄がなかったり、停電時に対応ができなかったりという状況の中で、とてもじゃないけどそのあたりを全部直していこうとすると相当な予算がかかるということで、それ以降、それぞれ福祉施設と協定を結んでいただいて基幹福祉避難所として指定していただく中で、広めていこうとしているんですけども、そうした基幹福祉避難所もどうしても限度がございます。そういった意味で、福祉避難所のあり方、今は地域福祉センターを福祉避難所という形でしているわけなんですけれども、このあたりを見直していくべきではないかなと思うんですが、その2点、お伺いしたいと思います。

○山崎 支援ということになると、やっぱり避難生活というところまで支援しないと、最悪の場合、災害関連死とかを招きかねないところがある。命を守るという意味においても、単なる避難所までの行動に加えて、生活においてもきちんと支援するんだというスタンスを条例レベルで書いておかないとだめなんじゃないかと。支援方針となった場合に、どこまで現場とか地域に浸透するのかというのもありまして、やはり議員とか代表の人たちでつくった条例でしっかりと明記しておくことが重要なんじゃないかと私は思っています。

あと、福祉避難所ですけども、この問題が出たときには、福祉避難所というのがキーワードになって、介護が必要な人とか障害者の方を受け入れる場所として福祉避難所というのが、東日本大震災のときも含めて、あり方が検討されているんですけども、僕の立場からすると、そういった人たちに特化した避難所を形成するというよりは、基本的に避難所は広く受け入れられるように、言いかえると、一般の避難所であっても、一時的にでもそういう人が受け入れられるような機能を兼ね備えておくべきだと思うんです。一言で言うと、避難所のユニバーサルデザイン化というのを検討すべきで、特別な避難所というか、受け入れ先を整備するというよりは、どこでもそういった人たちが逃げれるように、受け入れられるような体制づくりを指向したほうがいいんじゃないか。そのあたりになると、今の条例のスタンスとはちょっと変わったスタンスになると思いますけれども、これからは特化した避難所を目指すよりは、どんな避難所でもそういった人が受け入れられるという方向性を目指す。

もう1個は、避難所なんですけれども、活用の仕方というのを考えると、旅館とかホテルというのでよければ、そちらのほうも障害者の人とか介護が必要な人の受け入れ先として積極的に検討していただければと思います。正直な話、体育館というのは人が住む場所ではないし、福祉センターといっても、空間が雑魚寝とかに近いんだったら、そういうところよりも普通の居住の場を提供するというのが本筋なんじゃないかと思っています。その点でいうと、神戸市というのは、特化した避難所というのに集約し過ぎている嫌いがあるんじゃないかなという僕の見解です。ちょっと意見が違うかもしれませんが。

○大西 まず、避難生活支援というのは、先ほど福祉避難所とか避難所そのもののユニバーサルデザイン化という話があったので、多分それと関係すると思うんですが、避難する場所をかなり限定してしまって、本当に大きな災害になると全部オーバーフローしてしまうわけです。だから、本来的にはどんな避難所でも福祉的な配慮ができるようにしておくという計画が目指す方向ではないかなと思います。先ほどホテル、旅館というふうに言われたんですが、まさにそういうのも物すごく大事で、障害者の人と話をしていると、かつてすごい問題を起こした何とかというホテルがありますね。駅前に必ずあるんですけども、障害者用の駐車場をつくった計画にして、別に使っちゃったということで、社会的にすごく非難を浴びたんですが、今はそこは物すごくバリアフリーが行き届いていて、車椅子で行っても物すごく泊まりやすいらしいんです。大抵駅前にあるので、障害者の人はみんなその会員カードを持って泊まるようにしていると。災害があったときにも、ああいうところを使えばいいなというふうに言われていて、そういうふうにホテルそのものが完全にユニバーサルデザインが実現されたような形になっていると、まさにそこを全館借り切って福祉避難所なり何なりにしたほうが、東北でいうと、旅館、ホテルを二次避難所として使っているケースが多かったんですけども、福祉避難所というより二次的な避難所としてそういうものを使うという可能性がもう少しあるんじゃないかなと思います。

それから、私は、以前にJR西日本が尼崎ですごい事故を起こしたときに、民間の企業が事故の後の対応で、救助のボランティアな活動ですごく役に立ったというようなことがあって、長田の消防署の委託を受けて、長田区で大きな災害のときに民間企業とどのように連携すればいいのか。もともと消防のほうで、民間事業所との協力関係みたいなものが協定であったものですから、具体的に大きな地震災害なり津波が来たときにどうするかというのを、個々の民間の事業者とかを集めてお話し合いをしながら、可能性をいろいろ探ったんですけども、結論からすると、民間の事業者は、何かあったときにはお互いさんだからというようなところは結構多くありました。ハチドリネットですが。ですから、ホテルではなくても、割と大手の企業ですと、これぐらいの会議室があるわけです。大きな災害が起こると会議もふえますから、会議室もいっぱいになるかもしれないけれども、そこはゆったりしたところで、じゅうたん張りであれですから、机をどけたらいいですし、ここだったら、机を2つ寄せればベッドになるわけですから、そういう形で使ってもいいですよというところは結構出てきました。

ですから、それは地域の中で話し合って、全体のパイを広げるということも含めて考えないと、特養だとか、スタッフからいうと人的な支援は確かに福祉施設は充実しているんですけども、そうでなくても、空間をある程度配慮されるような場所として確保するだけに限定すれば、もう少し候補になるところはふえるんじゃないかなと思います。そこをあわせて考えていくというのが計画の中で重要かなと思います。

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
1	要援護者避難支援は「行動支援」と「生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的だが、近年の風水害被害の頻発から、前者の観点から「避難情報見直し」や「事前避難」に注目が集まるなど、地域の役割が「避難所へ到達するまで」で終結してしまい、在宅避難を含めた被災者生活支援への取り組みが制度的に不十分である。	災害発生後の安否確認などの「アセスメント制度」の確立、要援護者への配慮を義務づける。これで、支援団体への情報提供や在宅被災者への支援も容易になる。(山崎) 1. 前文などで、条例の目的として明記し、災害福祉備蓄計画などの必要性を明記する 2. 一般避難所運営管理マニュアルなどにおける要援護者対応についても、検証する	1. 在宅避難者の現状は十分に知られておらず、支援の在り方を検討し、条例案にフィードバックする必要がある 2. 「個別備蓄」の算定手法やニーズ把握方法を検討する	(目的)第1条に、以下を追加 2 この条例は、要配慮者の生命及び身体を最も優先して保護し災害関連死等がおきないように、要配慮者の年齢、性別、障害の有無その他の要配慮者の個々の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に要配慮者を 援護 できるきめ細かな支援体制づくりを目的とする。
13	災害対策基本法の法改正前に制定されたので、災対法にある関連規程の反映ができていない。	災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。 災対法の条文の中には、個人情報提供を妨げる条項もあるので、そこは反映しない。 災対法49条の11第3項「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」		(避難所等の環境整備)第16条に、以下を追加 2 前項の避難所等以外に避難している要配慮者に対しても、必要な生活関連物資の配布、福祉保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3	条例の成果である「避難行動支援者名簿」の活用先が大きく制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い	第三者提供についても本人同意が不要な場合の範囲を拡大する。同意内容の包括化。(山崎) 名簿の庁内での利活用について、明確な基準を設けて運用できるように改正し、地域の協力者に無駄な作業を増やさないように対応する	第三者提供について、本人同意が不要な範囲を拡大する条文を追加する	要検討
2	名簿作りが目的化して、名簿の重層化、並列化が起こっている	他の名簿との統一や読替えが必要。総合的な支援制度への昇華。(山崎) 名簿情報をもとに、要援護者の個別性に着目して、個別的に必要な生活用品や医療ケア用品を把握し、避難所ごとの避難者に対応した備蓄計画につなげる、福祉避難所の備蓄計画などにも活用できる。	ドラッグストアの数はコンビニか郵便局よりも多いらしい。ドラッグストアとの連携を考えたかどうか。ドラッグストアの業界なら、知っている人がいます。(山崎)	平時の「見守り台帳」などの既存の名簿を活用する。
6	要援護者名簿に登載を承諾した当事者への、名簿活用状況に関する「知る権利」が保障されておらず、どのような対策に、名簿が生かされているのか、名簿提供先の情報についても、要援護者へのフィードバックがないと、いたずらに不安を増幅させ、名簿提供に賛同した要援護者側のメリットがわかりにくくなっている。	当事者への要援護者名簿の提供状況の告知を、同意をとる以上に徹底する	毎年ごとに名簿の作成ならびに活用状況について区や地区ごとに「報告書」の作成を義務づける。(山崎) →避難生活時に、ボランティア団体などに名簿情報を提供するための規定を検討	(協定の締結等)第9条の3を以下のように修正 3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため 毎年必要があると認めるときは 、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査すること とすることができる 。
8	難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活が困難が予想される「重点対象者の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。	個人情報に留意して、匿名化しながらも、中小規模災害における名簿活用技術のトレーニングに取り組む	少なくとも、地域に「重点対象者」が何人いるかぐらいは公表しておく。その他、外国人、妊産婦や乳幼児についても同様。(山崎) ただし、14条の追記だと支援活動地区のみの公表となり、全市全地区の公表とはならない →要検討	(要配慮者への支援計画の策定等)第14条の4に、以下を追加 (3)要配慮者支援の地区内における要配慮者数の把握及び情報提供に関すること。
17	昨年度の大阪府北部地震において、高槻市で要援護者名簿を用いた安否確認を行わなかったと報道され問題となった(実情は、自主防等を通して安否確認をしており、集約できていなかった)。報道によって、事後に使うリストという印象を与えているが、本来は事前対策から活用すべき。	要援護者名簿活用例を具体的に示す。	要援護者名簿のみでなく、サービス利用者名簿や地域包括支援センターの問い合わせ一覧、自治会や民生委員による独自の把握情報などの利用方法についても合わせて検討する。	ガイドラインなどに、災害前及び発災後の名簿の活用例を具体的に提示し市民へ啓発する。
10'	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られぬ事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の対応が必要である	当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する	地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)	マニュアルの具体化・精緻化で対応する

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
発災後の 名簿提供基準	7	名簿の活用例が少なく、当事者にも、支援者にも記憶が薄れている。名簿情報の更新が進まず、実態との乖離が生じている 防災訓練を消防団主体に行ってもらいと、名簿の実態とのずれが把握できるので、何とかならないか	事前避難準備情報など「レベル3」が頻繁に出される時代になり、実際に被害が出る前に避難することも増えているので、レベル3でも名簿を積極的に活用して、居住の実態と照合する機会を増やす。	地域の現場で収集した要援護者の居住実態を、名簿更新の機会として反映させる仕組みづくりを明記する。 レベル3でも外部提供が可能になるように、条例の条文ならびに運用マニュアルを見直す。(山崎)	レベル3でも外部提供が可能になるように、条例の条文ならびに運用マニュアルの見直しを検討する 緊急時の定義と緊急時における情報提供先を条例に明記する ↓
	12	緊急時における、「要援護者台帳」「要援護者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。	緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。	まだ、地域において「要援護者台帳」が提供できていない状況では、緊急時における情報提供でカバーするしかない。 神戸市地域防災計画(共通編P160)に記載あり 災害発生時で、同条例第9条第1項第3号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合(避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等)は、災害時要援護者リストを防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員、消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。	(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)第13条に、以下を追加 2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等に、要配慮者台帳及び要配慮者登録保留台帳など名簿情報(=要援護者リスト)を要援護者支援団体等、実際に救援・支援活動に従事する組織に提供するものとする。 32—市長は、緊急時において……………
マイプラン	4	「避難生活支援者」の役割と確保の必要性を明確に位置付ける	高齢者や障がい者のために、介護保険や障害者総合支援法で日常的に作成される「個別支援計画」を災害に役立てる「マイプラン」の作成を進める。	「マイプラン」の作成につき、介護保険制度上、点数として付加できるようにする。(山崎)	政策提案する
	5	災害時ケアプランの作成が進み始めたが、正しい防災知識を持ってケアプランを作成できる専門員が少ない。			政策提案する 「研修制度」を提案
	18	熊本地震において、在宅被災者である高齢の方の支援が必要と考え訪問すると、障害のある息子・娘がおり、対応に苦慮した例がある。要配慮者個人についての名簿があっても、世帯としての対応が出来ていない。			「マイプラン」や「個別支援計画」で対応
	21	災害後の安否確認は、施設入居者や平時からの福祉サービス利用者は比較的行われるが、介護認定があったり、障害者手帳を保持しているが自立生活が出来ている方へのアプローチが出来ていない。平時は問題なく生活していても、災害時に環境が変わることで生活出来なくなる方もいることが想像されるため、そういった層への安否確認(ニーズ調査も含めて)を行うことが重要。	名簿の中でも、サービスを受けている人、受けていない人で分類できるようにする。それぞれの組織(少なくとも、自治体の高齢福祉課、障害福祉課、保健所、地域包括支援センター等)が持つ名簿を容易に突合できるようなシステムにする。		「マイプラン」や「個別支援計画」で対応

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
福祉避難所	9	地域福祉センター(191ヶ所)を「福祉避難所」に指定しているが、空間的、管理運営的、設備的に要援護者への対応が進んでいるわけではなく、場所の提供くらいしかできていない	正規の「福祉避難所」指定ではなく、「地域福祉避難所」のように、別の名称として区別する。 大勢が雑居する体育館と比べて、環境調整が行き届き、小規模ゆえに避難者同士で助け合いながら落ち着いて避難生活ができる事例もあるので、空間的特徴を生かした、福祉的配慮ができる避難空間として新たに位置づける	基本的には、一般の避難所でも要援護者を受け入れることができるようにする。「避難所のユニバーサルデザイン化」(山崎)	現行の第16条で、対応可能
	20	福祉避難所にもレベル感が大きく異なる。福祉避難室的なものなのか、入所に近い扱いなのか曖昧なまま協定締結のみが進んでいる、	障害者の作業所や公民館、学校の一面のような、すぐに支援者による援助が得られる可能性が低い場所は「福祉避難室」と名称を区別する。	とはいえ、特養などの入居施設で手厚い援助を得られるかといえば、そうではないことも十分に周知をする必要がある。	ガイドラインやマニュアルで機能や内容を定める。また、市民への周知も行う。
福祉支援体制	26	災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの“災害派遣福祉チーム”について記載する必要			以下のように追記 (避難所等における福祉保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第17条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体、災害派遣福祉チームなど福祉団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。
福祉避難所の費用	10	レベル3で事前の避難を推奨しているため、風水害などでは早めに避難を呼びかける一方で、福祉避難所では避難者が来る前から災害モードに入って受け入れ態勢を整えなければならないが、現実の被害が出ないまま終息した場合に、受け入れ予定の施設が負担した人件費などの開設費用を、行政が支払う根拠が限られるため、受け入れ側負担となる事態が想定される。こうした事態は、要援護者避難支援の観点からは、持続性に欠けるものであり、避難所となる施設側における「災害発生の様子見」を常態化させるおそれをはらんでいる。	災害規模が巨大化せず、救助法適用が見送られ、災害時生そのものが幸運にも回避された場合でも、これを訓練と位置付けて、かかった費用を支払う根拠となる条文を付加しておく。 民間保険の活用を検討する。内容は以下の通り。(山崎) 災害救助法が適用されない災害であっても、「防災・減災費用保険」(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)があり、自然災害の被害防止のために地方自治体が「避難指示・避難勧告の発令」、「避難準備情報の発表」を行った場合に負担する避難所の開設費用、配付する食料・飲料水等の費用を保険金で負担できる。	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られぬ事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)	政策提案する
支援者の保険	11	民生委員をはじめ、避難行動支援に従事する地域の多くの有志等が、要援護者支援に伴って災害に巻き込まれたり事故を起こした時の保障制度が不十分であり、消防団との違いが大きい。また、第三者である要援護者に損害を与えたときの、過失認定など法的責任があいまいなまま、地域の善意のつながりに依存して避難行動支援者としての登録が進んでいる。	民生委員では社協のボランティア保険など加入する程度だが、任意加入であり、要援護者との避難途中で、支援者も含めて被災した場合などの、死亡障害保障は大きくないので、消防団並みの手厚い保障が迅速に行われるように改善すべき 保険料の公共負担が可能となるよう、地域の支援者の事前登録を進めるほか、イベント保険的な仕組みで、損害を受けた参加者の損害を匿名でも保証できる保険制度も開発する、	保険は災害特約で免責となる場合も多いので、各種保険制度の補償内容を精査し、保障内容に過不足がないように留意。活動中に第三者に損害を与えた場合などの個人賠償責任保障も充実させる。 東京都豊島区の制度を参照する。避難支援者については区の費用で損害賠償保険に加入。あるいは、避難支援者について、公務災害制度上は「みなし公務員」として取り扱う。(山崎)	政策提案する
要配慮者支援の計画及び活動の推進	14	水害や土砂災害のリスクがある福祉施設における避難確保計画がテンプレートの穴埋め状態であり、実情に合った避難確保計画になっていない。	福祉施設間の調整会議等を実施し、互いの状況把握や協力体制について話し合う。 防災マニュアルが既にある場合は、防災マニュアルを基本に、抜けている事項について整理するなど。		(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 5 市は、神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等の策定の支援に努めるものとする。
	15	福祉施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画を立てることを求められており、統一性がない。	それぞれのマニュアル等の重要事項の整理	要配慮者利用施設の防災計画の担当課と協議が必要	(事業者の役割)第5条に以下を追記する。 2 神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等を市と連携して策定に努めるものとする。
	16	神戸市内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は●●%である。さらなる作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。	市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていく。		
	28	市内の防災福祉コミュニティ191地区の内、72地区(H30年度現在)で災害時要援護者支援の取り組みが行われている。38%ほどでまだまだ進んでいるとは言えない状況である。 地域においては、防コミの活動の中で災害時要援護者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。	地域の要援護者支援計画の上位に関係する災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に災害時要援護者の支援計画を盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むのではないかと 防コミの活動の一環として「地区防災計画の策定」を位置づけ、全191地区が策定できるよう市が支援していく。	地区防災計画策定の担当課と協議が必要	(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 4 市は、地域に対し、要配慮者の支援計画を推進するため、災害対策基本法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
条文の修正・追加	22	災害対策基本法での呼称である「要配慮者」に置き換える必要があるのではないか	法律との整合性		「要援護者」→「要配慮者」に変更 条例名や前文を含め全文に渡る
	23	第2条(1)オ を65才から70才または、75才にしてはどうか	健康寿命との整合性を図る	70才なのか75才なのかエビデンスが必要 ↑↓ 高齢者見守り台帳に合わせる 「高齢者見守り台帳」と「災害時要援護者リスト」の一元化を図ると ただし、この修正により、“みなし同意”が出来なくなるならば、修正は行わない。	以下のように修正する 第2条(1)オ 単身の世帯の 7065 歳以上の世帯主 以下のように修正・追加する 第7条 (4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者であって、 〇〇 に規定する高齢者見守り台帳に掲載された者
	24	外国人が多くなっている現状から、定住型と一時滞在型に分けて 要配慮に入れる必要がある			以下のように修正する 2条(1) サ 外国人 シ# アからサまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者
	25	避難が自宅などの垂直避難も考えられることから、支援計画の策定の中に、避難場所について記載する必要がある			14条
	27	災害の事前準備段階・避難行動段階・避難所段階・福祉避難所段階など時系列にそった施策、役割分担などを整理して条文にしておく必要があるのではないか		行動支援の名簿、被災者台帳	ガイドラインで対応する
	29		事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため		(財政上の措置) 第●●条 市は、災害時要援護者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
	30		議員提案条例の性格上、施策の状況や進捗を把握、評価し、市会として事業推進を支援するため		(市会への報告) 第●●条 市長は、毎年、災害時要援護者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。
	31		災害への対応の変化やそれに伴う国等の施策方針、法改正及び市の災害時要援護者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため		附則(検討) 市は、令和元年後4年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。
	32	第14条の「支援計画」の説明がない	定義の第2条に、「支援計画」を定義する。		(定義) 第2条 (3)支援計画 〇〇〇 ……
	33	第15条の「要配慮者相談員の配置」となっているが、どこに配置するのか？規定がない	配置場所を規定する		(要配慮者相談員の配置) 第15条

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例 改正案 Ver. 0

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要援護者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>災害対策基本法第八条二十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に合わせ、本条例も「要援護者」を「要配慮者」に変更する。</p> <p style="text-align: center;">→変更した箇所をゴシック字で表記する</p>	<p>神戸市における災害時の要配慮者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要配慮者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要配慮者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要配慮者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要配慮者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要配慮者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要配慮者支援団体、事業者及び要配慮者の役割を明らかにすることにより、要配慮者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
	災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべきと考えるため	2 この条例は、要配慮者の生命及び身体を最も優先して保護し災害関連死等がおきないように、要配慮者の年齢、性別、障害の有無その他の要配慮者の個々の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に要配慮者を 援護 できるきめ細かな支援体制づくりを目的とする。
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条</p>	<p>年齢を「高齢者見守り台帳」と合わせるため</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の70-6-5歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児 コ 妊産婦 サ アからコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p>		<p>の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児 コ 妊産婦 サ 外国人</p> <p>シアからサコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要配慮者支援団体 要配慮者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p> <p>(3) 支援計画</p>
<p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は、第 1 条に規定する目的ののっとり、要援護者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、要援護者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>地域の要配慮者支援計画の上位に関係する災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に要配慮者支援計画を盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むと考えるため</p> <p>市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていくため</p>	<p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は、第 1 条に規定する目的ののっとり、要配慮者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、要配慮者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、要配慮者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市は、地域に対し、要配慮者への支援計画を推進するため法第 4 2 条の 3 に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>5 市は、神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、水防法第 1 5 条の 3 に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等の策定の支援に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第 4 条 要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第 14 条第 1 項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p>		<p>(要配慮者支援団体の役割)</p> <p>第 4 条 要配慮者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要配慮者に係る情報の整理及び更新、第 14 条第 1 項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要配慮者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>		<p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>
<p>(事業者の役割) 第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>要配慮者利用施設は、施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、市のアドバイス等を受けながら策定するため</p>	<p>(事業者の役割) 第5条 事業者(要配慮者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。 2 神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等を市と連携して策定に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者の役割) 第6条 要援護者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>		<p>(要配慮者の役割) 第6条 要配慮者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要配慮者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供) 第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもの</u>のほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明</p>	<p>「高齢者見守り台帳」と「災害時要援護者リスト」の一元化を図るため</p>	<p>(個人情報の収集及び要配慮者支援団体への提供) 第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要配慮者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者であって、〇〇〇に規定する高齢者見守り台帳に掲載された者</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもの</u>のほか、第2条第1号に規定する者のうち、要配慮者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要配慮者が提供することを希望する事項(地域要配慮者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要配慮者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要配慮者台帳を要配慮者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供する</p>

災害時要配慮者リスト

災害時要配慮者台帳

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。		ことについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。
<p>(要援護者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>		<p>(要配慮者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要配慮者支援団体に対して要配慮者台帳を提供しようとするときは、当該要配慮者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要配慮者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>
<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要援護者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p>	<p>要配慮者名簿の登載に同意した要配慮者が、その後名簿がどのように活用されているのかなど、名簿提供先の情報などについてのフィードバックがないのは問題であるので、要配慮者支援団体に対して、名簿の活用状況を義務づけるため</p>	<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要配慮者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要配慮者台帳の提供を受けようとする要配慮者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要配慮者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため毎年必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することとすることができる。</p>
<p>(情報の安全管理)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>(情報の安全管理)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>		<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 名簿管理者及び地域要配慮者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要配慮者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>
<p>(守秘義務)</p> <p>第12条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を</p>		<p>(守秘義務)</p> <p>第12条 名簿管理者等は、地域要配慮者支援活動により知り得た個人の秘密を</p>

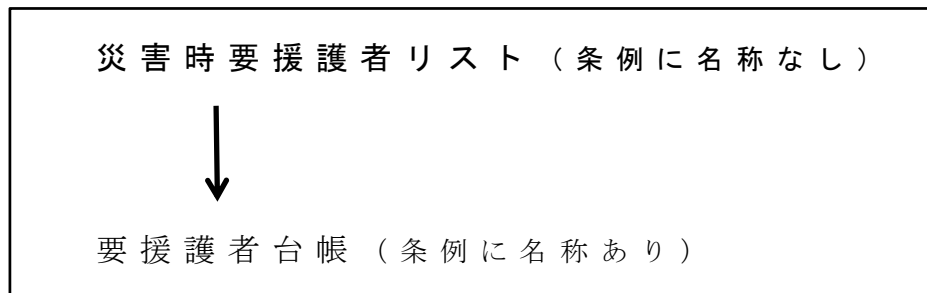
現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。		漏らしてはならない。地域 要配慮者 支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。
<p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>	<p>レベル3でも外部提供が可能になるように、条例の条文の見直しを検討する。緊急時の定義と緊急時における情報提供先を条例に明記するため、</p> <p>1項繰り下がる</p>	<p>(緊急時における要配慮者への支援台帳の作成等)</p> <p>第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要配慮者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要配慮者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等に、要配慮者台帳及び要配慮者登録保留台帳など名簿情報（＝要援護者リスト）を要援護者支援団体等、実際に救援・支援活動に従事する組織に提供するものとする。</p> <p>3-2 市長は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(要援護者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条 要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要援護者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要援護者支援団体会議」という。)を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p>		<p>(要配慮者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条 要配慮者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要配慮者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要配慮者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要配慮者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要配慮者支援団体が複数あるときは、これらの要配慮者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要配慮者支援団体会議」という。)を設置し、及び要配慮者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要配慮者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>5 要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>	<p>地域に「重点対象者」の人数を公表しておくことは必要ではないか。その他、外国人、妊産婦や乳幼児についても同様と考えるため</p>	<p>(3) 要配慮者支援の地区内における要配慮者数の把握及び情報提供に関すること。 5 要配慮者は、要配慮者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要配慮者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>
<p>(要援護者相談員の設置) 第 15 条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。 (1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務 (2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>		<p>(要配慮者相談員の設置) 第 15 条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要配慮者相談員の配置に努めるものとする。 (1) 要配慮者支援団体と協力して要配慮者からの相談に対応する事務 (2) 要配慮者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>
<p>(避難所等の環境整備) 第 16 条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>	<p>要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。</p>	<p>(避難所等の環境整備) 第 16 条 市長は、避難所のうち要配慮者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要配慮者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。 2 前項の避難所等以外に避難している要配慮者に対しても、必要な生活関連物資の配布、福祉保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの“災害派遣福祉チーム”について記載するため</p>	<p>(避難所等における福祉保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体、災害派遣福祉チームなど福祉団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(福祉避難所の整備等) 第 18 条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。 2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(福祉避難所の整備等) 第 18 条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要配慮者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。 2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要配慮者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(福祉避難所の運営等) 第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。 2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障</p>		<p>(福祉避難所の運営等) 第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要配慮者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。 2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障</p>

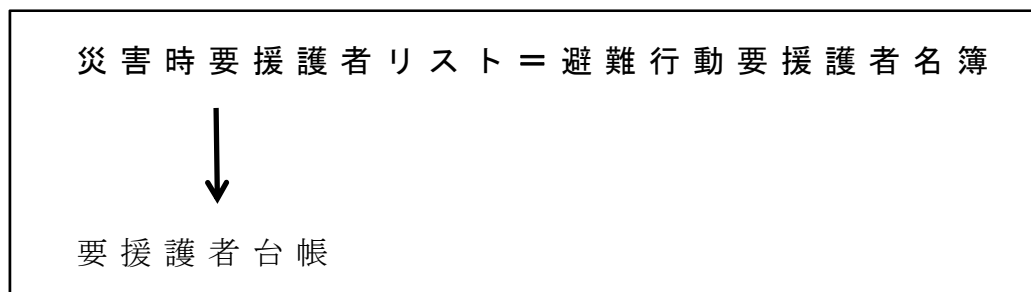
現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>害者団体, 特定非営利活動法人, 事業者その他関係団体との間で協定を締結し, 及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>害者団体, 特定非営利活動法人, 事業者その他関係団体との間で協定を締結し, 及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>
	<p>事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため</p>	<p>(財政上の措置) 第 20 条 市は、災害時要配慮者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
	<p>議員提案条例の性格上、施策の状況や進捗を把握、評価し、市会として事業推進を支援するため</p>	<p>(市会への報告) 第 21 条 市長は、毎年、災害時要配慮者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。</p>
	<p>災害への対応の変化やそれに伴う法改正、国等の施策方針及び、市の災害時要配慮者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため</p>	<p>(検討) 第 22 条 市は、令和元年後 4 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。</p>
<p>(施行細目の委任) 第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>		<p>(施行細目の委任) 第 2320 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>		<p>附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>

要援護者名簿作成方法について検討

現在

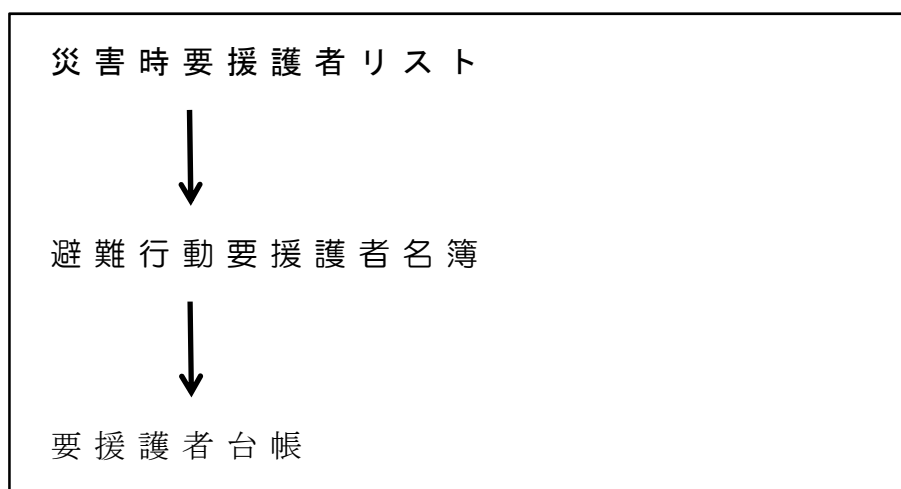


保健福祉局案



注：避難生活の要援護者が把握できないのでは？

検討案



保健福祉局案

(個人情報収集及び要援護者支援団体への提供)

第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。

「災害時要援護者リスト」の対象者のあり方(案)に変更を希望

(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもので、**単身の世帯主**

(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもので、**単身の世帯主**

~~(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者~~

(4) 要介護2で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上のもの及び、要介護1で(認知症)単身者の日常生活自立度Ⅱ以上のもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの

2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。

3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。

4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。

検 討 案

(個人情報収集及び要援護者支援団体への提供)

第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)について要援護者リストを整備する。

- (1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの
- (2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの
- (3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの
- (4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者

2 市長は、要援護者リストを元に次に掲げるものを本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。

「災害時要援護者リスト」の対象者のあり方(案)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの
- 2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。
- 3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。
- 4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。

神戸市における災害時の要配慮者への支援に関する条例 改正案 Ver. 0 タイムライン

	名簿、台帳	避難		
		行動	生活	
			一般避難所	福祉避難所
全般	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要配慮者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要配慮者支援団体、事業者及び要配慮者の役割を明らかにすることにより、要配慮者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 この条例は、要配慮者の生命及び身体を最も優先して保護し災害関連死等がおきないように、要配慮者の年齢、性別、障害の有無その他の要配慮者の個々の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に要配慮者を援護できるきめ細かな支援体制づくりを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の70-65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ 外国人</p> <p>シからソまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要配慮者支援団体 要配慮者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p> <p>(3) 支援計画</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第20条 市は、災害時要配慮者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>			

	名簿、台帳	避難		
		行動	生活	
			一般避難所	福祉避難所
	<p>(市会への報告)</p> <p>第 21 条 市長は、毎年、災害時要配慮者支援の施策の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。</p> <p>(検討)</p> <p>第 22 条 市は、令和元年後 4 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(施行細目の委任)</p> <p>第 2320条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>			
災害前	<p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は、第 1 条に規定する目的ののっとり、要配慮者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、要配慮者への支援業務に係る横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、要配慮者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市は、地域に対し、要配慮者への支援計画を推進するため法第 4 2 条の 3 に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>5 市は、神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、水防法第 1 5 条の 3 に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等の策定の支援に努めるものとする。</p>	<p>(要配慮者支援団体の役割)</p> <p>第 4 条 要配慮者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要配慮者に係る情報の整理及び更新、第 14 条第 1 項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要配慮者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第 5 条 事業者(要配慮者支援団体を除く。)は、第 1 条に規定する目的のために市が進める施策に協力すると</p>	<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第 16 条 市長は、避難所のうち要配慮者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要配慮者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p> <p>(避難所等における福祉保健救護及び医療救護に係る体制</p>	<p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第 18 条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要配慮者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるように当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要配慮者の受入体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要配慮者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するた</p>

名簿、台帳	避難			
	行動	生活		
		一般避難所	福祉避難所	避難所以外
<p>台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要配慮者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要配慮者台帳の提供を受けようとする要配慮者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要配慮者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため毎年必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することとすることができる。</p> <p>(情報の安全管理)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 名簿管理者及び地域要配慮者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要配慮者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第12条 名簿管理者等は、地域要配慮者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要配慮者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p> <p>(緊急時における要配慮者への支援台帳の作成等)</p> <p>第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要配慮者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要配慮者登録保留台帳を作成するものとする。</p>	<p>もに、地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 神戸市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、水防法第15条の3に規定する避難確保計画及び、その他防災に関する計画等を市と連携して策定に努めるものとする。</p> <p>(要配慮者の役割)</p> <p>第6条 要配慮者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要配慮者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>の整備)</p> <p>第17条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体、災害派遣福祉チームなど福祉団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>め、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>	

	名簿、台帳	避難			
		行動	生活		
			一般避難所	福祉避難所	避難所以外
	<p>(要配慮者への支援計画の策定等)</p> <p>第 14 条 要配慮者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要配慮者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要配慮者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度, 方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 12 年厚生省告示第 144 号)第 2 条 1 に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要配慮者の共同住居, 自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか, 要配慮者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要配慮者支援団体が複数あるときは、これらの要配慮者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要配慮者支援団体会議」という。)を設置し、及び要配慮者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要配慮者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p> <p>(3) 要配慮者支援の地区内における要配慮者数の把握及び情報提供に関すること。</p> <p>5 要配慮者は、要配慮者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要配慮者の有する必要な個別の情報提供その他の協力を努めなければならない。</p>				
発災時	<p>(緊急時における要配慮者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条</p> <p>2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等に、要配慮者台帳及び要配慮者登録保留台帳など名簿情報(=要援護者リスト)を要援護者支援団体等、実際に救援・支援活動に従事する組織に提供するものとする。</p>	<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第 4 条 2 (2) 災害時における情報の提供, 避難誘導, 安否の確認及び避難生活の支援等</p> <p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条 3-2 市長は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(要配慮者相談員の設置)</p> <p>第 15 条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要配慮者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体と協力して要配慮者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要配慮者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>	<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要配慮者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p>	<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第 16 条</p> <p>2 前項の避難所等以外に避難している要配慮者に対しても、必要な生活関連物資の配布、福祉保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
避難生活時 (復旧時)					

7. 識者検討会 第4回（令和2年1月28日(火)）

「神戸市災害時要援護者支援条例」改正 第4回 識者検討会

2020年1月28日（火）13:00～

検 討 議 案

1. 「山口議員の修正案」「あり方検討会の意見」を検討
2. 課題表の完成
3. 改正案 Ver. 1 の完成
4. スケジュールについて

「災害時要援護者避難支援条例」の対象者見直しと条例改正 作業スケジュール（案）

月	識者検討会	党内検討	与党会派	市担当課協議	市会
2月	1/28 第4回検討会				
	↓				
	2/10(月)(*時~*時) 改正案 Ver. 1 ①を提示、協議・検討				
(3月) 3月は動き がないかも しれません 4月	2/ 第5回検討会				
	↓				
	/ () (*時~*時) 改正案 Ver. 1 ②を提示、協議・検討				
(4月) 5月	/ 第6回検討会			↓	意見
	←				
	/ () (*時~*時) 改正案 Ver. 2を提示、協議・検討				
(5月) 6月	/ 第7回検討会			↓	意見
	←				
	/ () (*時~*時) 改正素案を提示、協議・検討 (合意)				
6月					→
					↓
					条例改正 素案 決定
				↓	運営委員会 議案説明
				↓	本会議上程
				↓	常任委員会 審査、採択
				↓	本会議 採択

条例改正に係るあり方検討会の意見及び課題のまとめと回答

	意 見	回 答
要援護者全体の支援のあり方	1. 福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要①	第16条
	2. 福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要①	
	3. 基幹福祉避難所は市内21か所では不十分である①	
	4. 要配慮者リストから65歳以上70歳未満の元気な方は外してもよいのではないか①⑤	第2条
	5. 要援護者に、外国人を入れる②	第14条、第21条
	6. 地域にどのような状態の方が何人おられるか人数把握をする。②	
	7. 一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。②⑥	第16条
	8. 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決めておく。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提である。③⑥	—
	9. 地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、施設の開設、保健福祉の専門知識を持った人員、付き添い等、対応する人員の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応は難しい。地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できないか。③④	市に確認
共助による要援護者支援の取り組みの推進	10. 介護保険のケアプランや障害者の支援計画に、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく①⑤⑥	計画やガイドラインで対応
	11. 日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上を図る。③⑤⑥	
	12. 要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定を行う。②⑥	
	13. 避難支援のためケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討する。②	
	14. 個別支援計画として、要援護者の所在マップの作成を行う。④⑥	
要援護者台帳・関係機関との情報共有のあり方	15. 平時からの見守り情報を災害時に活用することを目的に、民生委員の訪問調査等により作成する「高齢者見守り台帳」と災害時における避難行動支援に活用する「災害時要援護者リスト」について、情報の一元化を図る。②	市に確認
	16. 認知症や精神障害者の方も対象とする。②	要検討
	17. 障害者支援センターの見守り情報や個別支援計画の情報を加えながら、災害時に対応できる平時からの見守り体制を構築していく。②⑥	—

条例改正の与党会派検討会(第1回) 2019年11月5日(火)
条例改正についての意見要約

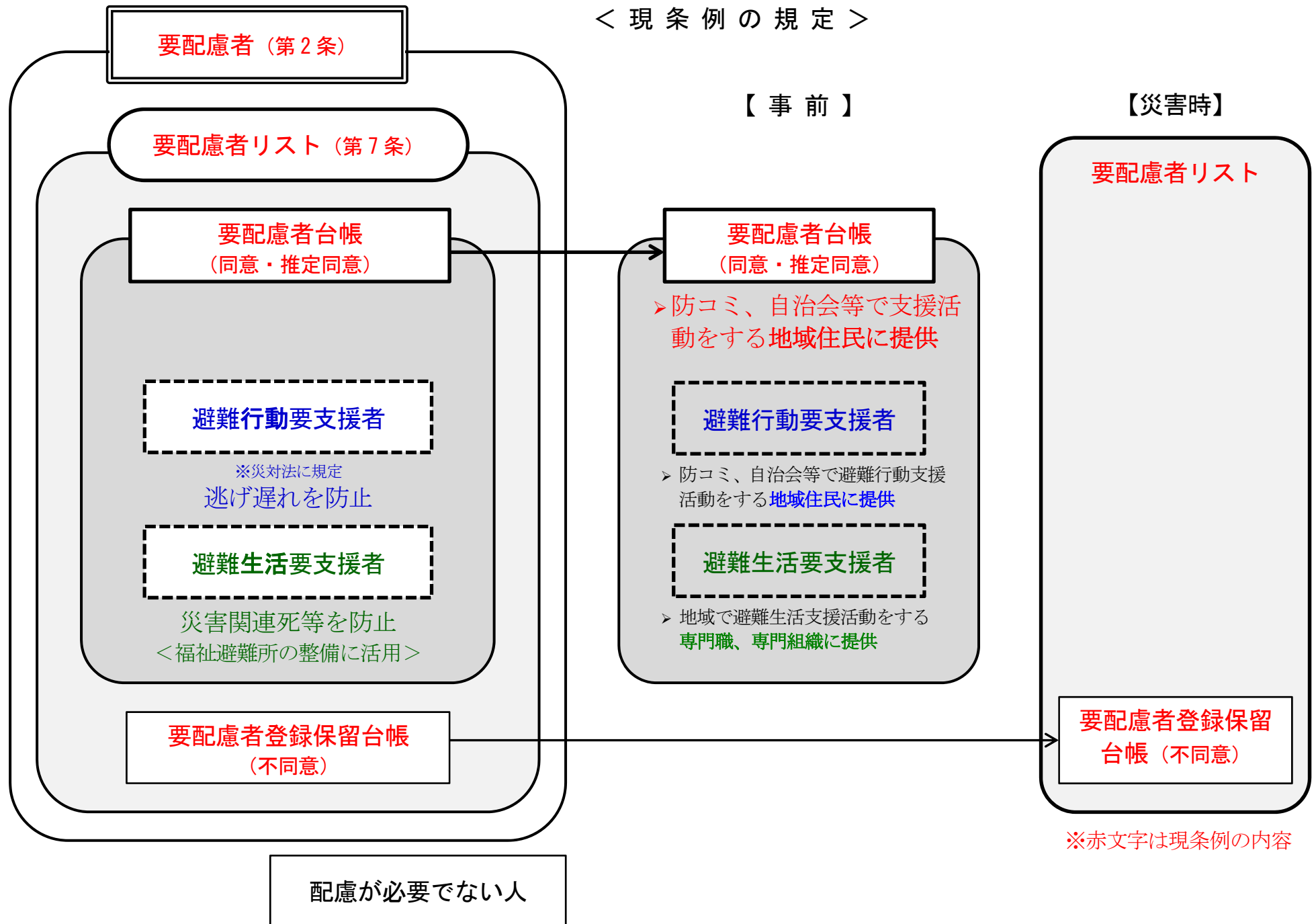
意 見	回 答
山口議員	
1. 別個に、障害者、高齢者、それぞれケアプランを持っているので、ケアプランに災害なり非常時のときの支援の仕方を明記するだけでもいいんじゃないか、それを避難計画と位置づけるのはどうか。	計画やガイドラインで対応
2. 災害対策基本法では、個別支援計画は、要配慮者への義務づけにはなっていないのか？条例では、要援護者支援団体がつくる支援計画についての明記はある。国のほうで、計画をつくりなさいということなら、数字は上げたほうがいいでしょうし、それを後押しできるような条例であればなおいいと思う	第3条、第5条
3. 第2条の要援護者の定義のところ	山口議員の資料あり
4. 第7条の個人情報収集の対象者というところを、災害対策基本法にある程度合わせていく必要がある。現実的な状態に近づけていくということ	山口議員の資料あり
5. 第16条以降の福祉避難所等の文言整理、緊急避難場所、避難所、福祉避難所、基幹福祉避難所と文言がいろいろあります。そういったところの定義づけ、ある意味必要な環境整備とか備品とか、受け入れ体制なども場合によっては明記していく。	山口議員の資料あり
川内議員	
6. 援護される側は大体つかめているが、助けに行く人は、全くマンパワーが足りないと思う。ボランティアというか、強制力はないと思うので、もっと強制力を持った条例に変えていかないとと思う	—
7. 対象者の追加、例えば認知症の方とかその辺のところ	本人に確認
8. 支援団体の定義づけ、まだまだ曖昧なところがあるので、	本人に確認
●●議員	
9. いろいろな避難所確保のことを書いていますが、できるだけセンターとか避難所の数をふやして、市民の方に事前の安心をいただけるような計画にしたい	第16条
沖久議員	
10. 対象者の範囲、2条も含めて、7条も含めて、見直し	—
11. 福祉避難所のあり方が条例後変わってきていますから、そのあたりの位置づけ等を明記する	市に確認
12. 議員提案条例には必ず財政措置を明記しているので、市の責務として財政措置を講じることを明記する	第20条
13. 風水害に備えた要援護者の支援を考えたときに、水防法との絡みとか個別支援のあり方、そういった関連性も条例に盛り込む。	第3条、第5条

「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」改正検討のための勉強会
 条例改正についての意見要約

2019年11月22日

意 見	回 答
川内議員 1. 各地域、団体でいろいろ取り組まれているが、思うようにいっていない。今後、要援護者、援護者含めて、両方が急がないといかんというのを持っていただくにはどういったことを推進していったらいいのか。	—
山口議員 2. 今条例の中にはかなり細かく規定されていることが多い、そこが名簿作成、台帳作成が進まない要因なのではないかと考えます。当事者にとって細かく規定され、いろいろと言わないといけないとなると不安や、警戒する気持ちも生まれると思います。つくる側の地域の団体や支援者にとっても負担がふえるのではないかと考えます。この条例の中でもう少しやわらかく、大ざっぱに、地域のいろいろ特性もあるので、柔軟に台帳作成なり計画がつかれるようにしてはと考えます。	山口議員の資料あり
3. 今の条例自体が共助ということをメインに6年前につくったということですが、もう少し広い視点での支援も必要ではないかという意見もあったが、共助というところに特化している現状を変えていく必要があるのか。ないのか。	—
4. 災害対策基本法でいろいろと文言が使われているところをその文言に合わせていくということは私どもも是非していきたいと考えています。	山口議員の資料あり
5. 要配慮者の定義は、できるだけ広く漏れがないようにというご指摘がありました。保健福祉局主催のあり方検討会でも対象者の定義自体は広くあってもいいけれども、台帳の作成とか、公的な支援の対象者はできるだけ狭くしておいたほうがいいという議論があった。漏れがないことは大事だけれども、公的な支援が行き届く範囲も限られているし、共助の部分、地域の方の協力も限られているので、できるだけ狭くしたほうがいいという議論もありました、私もそう思っております	山口議員の資料あり
6. 要援護者と言われる人の多くが介護保険とか障害者総合支援法のサービスを受けていることを前提とすると、既にあるそれぞれの個別支援計画をうまく役立ててはどうかというのは私も同感で、新たに災害時の個別支援計画をつくるのではなく、既にある計画に災害の部分プラスアルファすることによって、計画としてみなすということが、いろんな負担を考えてもいいのではないかと考えています	計画やガイドラインで対応
沖久議員 7. 今の法律は避難（行動）支援に重きを置いています。ところが、今言われているのは、避難（行動）支援と同時に生活支援にウエートが置かれてきて、あり方検討会もそのあたりが議論されている。そのあたりを条例に盛り込めるのか、盛り込むべきなのか、それともアクションプランなりガイドライン、細則等でしていくのか。	第1条
8. （阪神）大震災のとき体育館に避難をされて、体調を崩されて亡くなられた方がたくさんいて、二次災害を防ぐために、特に、福祉避難所の整備が重要ではないかというのが条例策定の1つのポイントでした。（策定）当時、地域福祉センター191カ所を福祉避難所に指定していたが、バリアフリーでなかったり、備蓄がなかったり、停電時に対応ができなかったりという状況で、それを全部直すと相当な予算がかかるということで、それ以降、それぞれ福祉施設と協定を結んできた。また、基幹福祉避難所として指定していく中で、広めていこうとしているけれども、基幹福祉避難所もどうしても限度があります。そうしたことで、福祉避難所のあり方、今は地域福祉センターを福祉避難所としているのを見直していくべきではないかと思えます。	市に確認

< 現 条 例 の 規 定 >



避難行動要支援 **必要あり**
避難生活要支援 **必要あり**

避難行動要支援 **必要あり**
避難生活要支援 **必要なし**

避難行動要支援 **必要なし**
避難生活要支援 **必要あり**

避難行動要支援者台帳

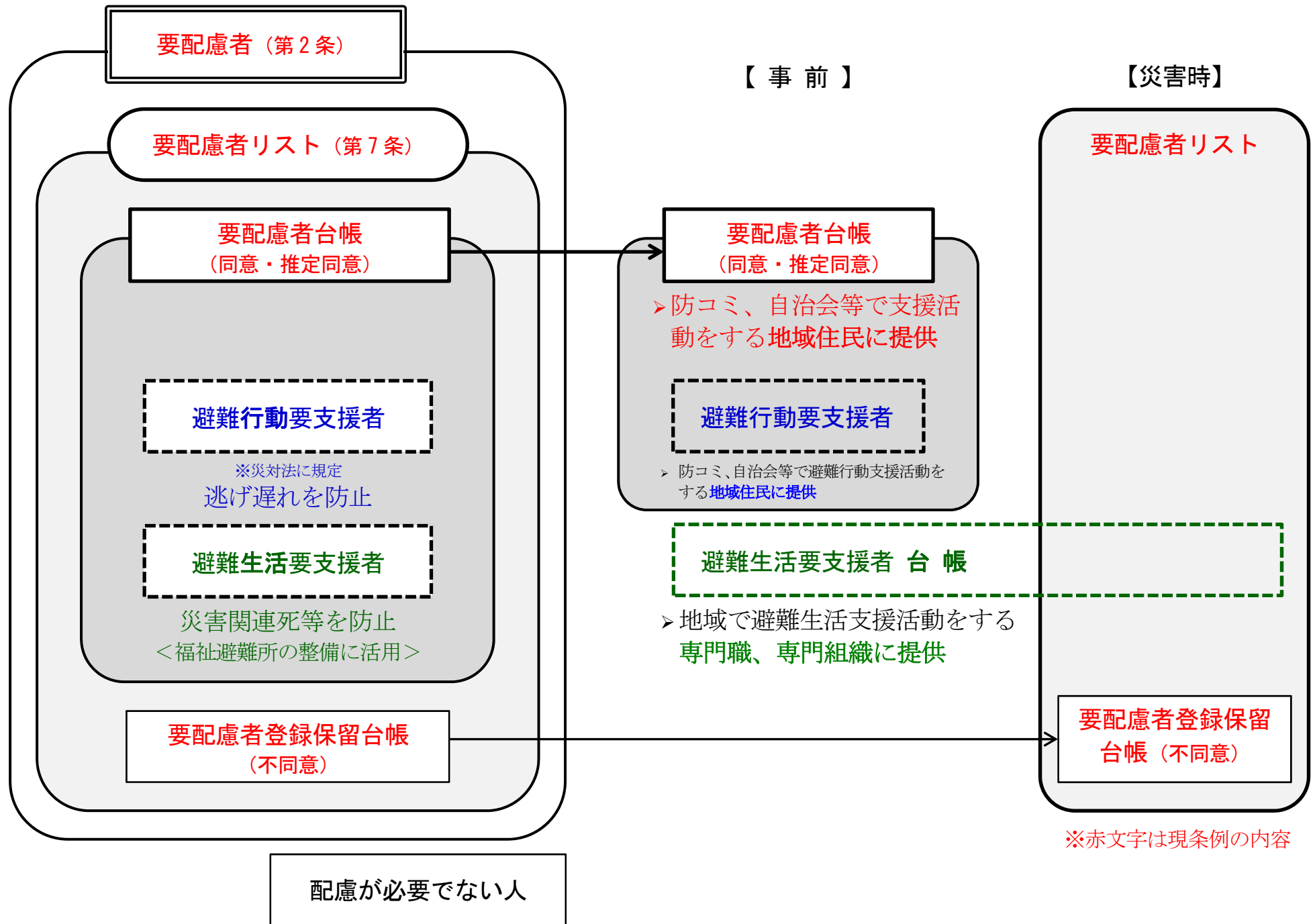
- ✓ 名前
- ✓ 住所
- ✓ 移動行動の程度（歩行(移動)能力)
- ✓ 移動行動支援の内容・注意事項
- ✓ 避難先
- ✓ 緊急連絡先
- ✓ 避難生活支援の有無

▶ 防コミ、自治会等で避難行動支援活動をする **地域住民に提供**

避難生活要支援者台帳

- ✓ 名前
- ✓ 住所
- ✓ 年齢
- ✓ 性別
- ✓ 身体の程度・状態
- ✓ 生活支援の内容・注意事項
(介護程度、病状、薬、治療等)
- ✓ 避難先
- ✓ 緊急連絡先
- ✓ 避難行動支援の有無

▶ 地域で避難生活支援活動をする **専門職、専門組織に提供**



No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
1	要援護者避難支援は「行動支援」と「生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的だが、近年の風水害被害の頻発から、前者の観点から「避難情報見直し」や「事前避難」に注目が集まるなど、地域の役割が「避難所へ到達するまで」で終結してしまい、在宅避難を含めた被災者生活支援への取り組みが制度的に不十分である。	災害発生後の安否確認などの「アセスメント制度」の確立、要援護者への配慮を義務づける。これで、支援団体への情報提供や在宅被災者への支援も容易になる。(山崎) 1. 前文などで、条例の目的として明記し、災害福祉備蓄計画などの必要性を明記する 2. 一般避難所運営管理マニュアルなどにおける要援護者対応についても、検証する	1. 在宅避難者の現状は十分に知られておらず、支援の在り方を検討し、条例案にフィードバックする必要がある 2. 「個別備蓄」の算定手法やニーズ把握方法を検討する	(目的)第1条に、以下を追加 2 この条例は、要配慮者の生命及び身体を最も優先して保護し災害関連死等がおきないよう、要配慮者の年齢、性別、障害の有無その他の要配慮者の個々の事情を踏まえ、その時期に応じたきめ細かな支援体制づくりを目的とする。
13	災害対策基本法の法改正前に制定されたので、災対法にある関連規程の反映ができていない。	災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。 災対法の条文の中には、個人情報提供を妨げる条項もあるので、そこは反映しない。 災対法49条の11第3項「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」		(避難所等の環境整備)第16条に、以下を追加 2 市長は、前項の避難所等以外に避難している要配慮者に対しても、必要な生活関連物資の配布、福祉保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3	条例の成果である「避難行動支援者名簿」の活用先が大きく制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い	第三者提供についても本人同意が不要な場合の範囲を拡大する。同意内容の包括化。(山崎) 名簿の庁内での利活用について、明確な基準を設けて運用できるように改正し、地域の協力者に無駄な作業を増やさないように対応する	第三者提供について、本人同意が不要な範囲を拡大する条文を追加する	NO12と同じ
2	名簿作りが目的化して、名簿の重層化、並列化が起こっている	他の名簿との統一や読替えが必要。総合的な支援制度への昇華。(山崎) 名簿情報をもとに、要援護者の個別性に着目して、個別的に必要な生活用品や医療ケア用品を把握し、避難所ごとの避難者に対応した備蓄計画につなげる、福祉避難所の備蓄計画などにも活用できる。	ドラッグストアの数はコンビニか郵便局よりも多いらしい。ドラッグストアとの連携を考えたかどうか。ドラッグストアの業界なら、知っている人がいます。(山崎)	平時の「見守り台帳」などの既存の名簿を活用する。
6	要援護者名簿に登載を承諾した当事者への、名簿活用状況に関する「知る権利」が保障されておらず、どのような対策に、名簿が生かされているのか、名簿提供先の情報についても、要援護者へのフィードバックがないと、いたずらに不安を増幅させ、名簿提供に賛同した要援護者側のメリットがわかりにくくなっている。	当事者への要援護者名簿の提供状況の告知を、同意をとる以上に徹底する	毎年ごとに名簿の作成ならびに活用状況について区や地区ごとに「報告書」の作成を義務づける。(山崎) →避難生活時に、ボランティア団体などに名簿情報を提供するための規定については次回の改正で検討する	(協定の締結等)第9条の3を以下のように修正 3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため毎年必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することとすることができる。
8	難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活が困難が予想される「重点対象者の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。	個人情報に留意して、匿名化しながらも、中小規模災害における名簿活用技術のトレーニングに取り組む	少なくとも、地域に「重点対象者」が何人いるかぐらいは公表しておく。その他、外国人、妊産婦や乳幼児についても同様。(山崎)	(要配慮者への支援計画の策定等)第14条の4に、以下を追加 (3)要配慮者支援の地区内における要配慮者数の把握及び情報提供に関すること。 ただし、14条の追記だと支援活動地区のみの公表となり、全市全地区の公表とはならないため、(市会への報告)にも追記する →NO. 30参照
17	昨年度の大阪府北部地震において、高槻市で要援護者名簿を用いた安否確認を行わなかったと報道され問題となった(実情は、自主防等を通して安否確認しており、集約できていなかった)。報道によって、事後に使うリストという印象を与えているが、本来は事前対策から活用すべき。	要援護者名簿活用例を具体的に示す。	要援護者名簿のみでなく、サービス利用者名簿や地域包括支援センターの問い合わせ一覧、自治会や民生委員による独自の把握情報などの利用方法についても合わせて検討する。	ガイドラインなどに、災害前及び発災後の名簿の活用例を具体的に提示し市民へ啓発する。
10'	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られぬ事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の対応が必要である	当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する	地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)	マニュアルの具体化・精緻化で対応する

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
発災後の名簿提供基準	7	名簿の活用例が少なく、当事者にも、支援者にも記憶が薄れている。名簿情報の更新が進まず、実態との乖離が生じている 防災訓練を消防団主体に行ってもらいと、名簿の実態とのずれが把握できるので、何とかならないか	事前避難準備情報など「レベル3」が頻繁に出される時代になり、実際に被害が出る前に避難することも増えているので、レベル3でも名簿を積極的に活用して、居住の実態と照合する機会を増やす。	地域の現場で収集した要援護者の居住実態を、名簿更新の機会として反映させる仕組みづくりを明記する。 レベル3でも外部提供が可能になるように、 <u>条例の条文ならびに運用マニュアルを見直す。</u> (山崎)	レベル3でも外部提供が可能になるように、 <u>条例の条文ならびに運用マニュアルの見直しを検討する</u> 緊急時の定義と緊急時における情報提供先を <u>条例に明記する</u> ↓
	12	緊急時における、「要援護者台帳」「要援護者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。	緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。 <u>災対法49条の11第3項「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」</u>	まだ、地域において「要援護者台帳」が提供できていない状況では、緊急時における情報提供でカバーするしかない。 神戸市地域防災計画(共通編P160)に記載あり 災害発生時で、同条例第9条第1項第3号「 <u>個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき</u> 」に該当する場合(避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等)は、災害時要援護者リストを防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員、消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。	(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)第13条に、以下を追加 2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等に、要配慮者台帳及び要配慮者登録保留台帳など名簿情報(=要援護者リスト)を要援護者支援団体等、実際に救援・支援活動に従事する組織に提供するものとする。
マイプラン	4	「避難生活支援者」の役割と確保の必要性を明確に位置付ける	高齢者や障がい者のために、介護保険や障害者総合支援法で日常的に作成される「個別支援計画」を災害に役立てる「マイプラン」の作成を進める。	「マイプラン」の作成につき、介護保険制度上、点数として付加できるようにする。 (山崎)	政策提案する
	5	災害時ケアプランの作成が進み始めたが、正しい防災知識を持ってケアプランを作成できる専門員が少ない。			政策提案する 「研修制度」を提案
	18	熊本地震において、在宅被災者である高齢の方の支援が必要と考え訪問すると、障害のある息子・娘がおり、対応に苦慮した例がある。要配慮者個人についての名簿があっても、世帯としての対応が出来ていない。			「マイプラン」や「個別支援計画」で対応
	21	災害後の安否確認は、施設入居者や平時からの福祉サービス利用者は比較的行われるが、介護認定があったり、障害者手帳を保持しているが自立生活が出来ている方へのアプローチが出来ていない。平時は問題なく生活していても、災害時に環境が変わることで生活出来なくなる方もいることが想像されるため、そういった層への安否確認(ニーズ調査も含めて)を行うことが重要。	名簿の中でも、サービスを受けている人、受けていない人で分類できるようにする。 <u>それぞれの組織(少なくとも、自治体の高齢福祉課、障害福祉課、保健所、地域包括支援センター等)が持つ名簿を容易に突合できるようなシステムにする。</u>		「マイプラン」や「個別支援計画」で対応

	No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
福祉避難所	9	地域福祉センター(191ヶ所)を「福祉避難所」に指定しているが、空間的、管理運営的、設備的に要援護者への対応が進んでいるわけではなく、場所の提供くらいしかできていない	正規の「福祉避難所」指定ではなく、「地域福祉避難所」のように、別の名称として区別する。 大勢が雑居する体育館と比べて、環境調整が行き届き、小規模ゆえに避難者同士で助け合いながら落ち着いて避難生活ができる事例もあるので、空間的特徴を生かした、福祉的配慮ができる避難空間として新たに位置づける	基本的には、一般の避難所でも要援護者を受け入れることができるようにする。「避難所のユニバーサルデザイン化」(山崎)	現行の第16条で、対応可能
	20	福祉避難所にもレベル感が大きく異なる。福祉避難室的なものなのか、入所に近い扱いなのか曖昧なまま協定締結のみが進んでいる、	障害者の作業所や公民館、学校の一面のような、すぐに支援者による援助が得られる可能性が低い場所は「福祉避難室」と名称を区別する。	とはいえ、特養などの入居施設で手厚い援助を得られるかといえば、そうではないことも十分に周知をする必要がある。	ガイドラインやマニュアルで機能や内容を定める。また、市民への周知も行う。
福祉支援体制	26	災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの“災害派遣福祉チーム”について記載する必要			以下のように追記 (避難所等における福祉保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第17条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体、災害派遣福祉チームなど福祉団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。
福祉避難所の費用	10	レベル3で事前の避難を推奨しているため、風水害などでは早めに避難を呼びかける一方で、福祉避難所では避難者が来る前から災害モードに入って受け入れ態勢を整えなければならないが、現実の被害が出ないまま終息した場合に、受け入れ予定の施設が負担した人件費などの開設費用を、行政が支払う根拠に限られるため、受け入れ側負担となる事態が想定される。こうした事態は、要援護者避難支援の観点からは、持続性に欠けるものであり、避難所となる施設側における「災害発生の様子見」を常態化させるおそれをはらんでいる。	災害規模が巨大化せず、救助法適用が見送られ、災害時生そのものが幸運にも回避された場合でも、これを訓練と位置付けて、かかった費用を支払う根拠となる条文を付加しておく。 民間保険の活用を検討する。内容は以下の通り。(山崎) 災害救助法が適用されない災害であっても、「防災・減災費用保険」(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)があり、自然災害の被害防止のために地方自治体が「避難指示・避難勧告の発令」、「避難準備情報の発表」を行った場合に負担する避難所の開設費用、配付する食料・飲料水等の費用を保険金で負担できる。	名簿の活用による個人情報の地域での共有は進む一方で、「知られぬ事実」が半ば公になることで当事者が不利益を被った場合の、相談サポート体制や金銭的保障について支援制度を創設する地域レベルでの情報活用に関するマニュアルの具体化・精緻化。(山崎)	政策提案する
支援者の保険	11	民生委員をはじめ、避難行動支援に従事する地域の多くの有志等が、要援護者支援に伴って災害に巻き込まれたり事故を起こした時の保障制度が不十分であり、消防団との違いが大きい。また、第三者である要援護者に損害を与えたときの、過失認定など法的責任があいまいなまま、地域の善意のつながりに依存して避難行動支援者としての登録が進んでいる。	民生委員では社協のボランティア保険など加入する程度だが、任意加入であり、要援護者との避難途中で、支援者も含めて被災した場合などの、死亡障害保障は大きくないので、消防団並みの手厚い保障が迅速に行われるように改善すべき 保険料の公共負担が可能となるよう、地域の支援者の事前登録を進めるほか、イベント保険的な仕組みで、損害を受けた参加者の損害を匿名でも保証できる保険制度も開発する、	保険は災害特約で免責となる場合も多いので、各種保険制度の補償内容を精査し、保障内容に過不足がないように留意。活動中に第三者に損害を与えた場合などの個人賠償責任保障も充実させる。 東京都豊島区の制度を参照する。避難支援者については区の費用で損害賠償保険に加入。あるいは、避難支援者について、公務災害制度上は「みなし公務員」として取り扱う。(山崎)	政策提案する
要配慮者支援の計画及び活動の推進	14	水害や土砂災害のリスクがある福祉施設における避難確保計画がテンプレートの穴埋め状態であり、実情に合った避難確保計画になっていない。	福祉施設間の調整会議等を実施し、互いの状況把握や協力体制について話し合う。 防災マニュアルが既にある場合は、防災マニュアルを基本に、抜けている事項について整理するなど。		(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 5 市は、要配慮者利用施設(水防法第15条1項四号口に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ)に対し、災害時における避難に関する計画の策定の支援に努めるものとする。
	15	福祉施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画を立てることを求められており、統一性がない。	それぞれのマニュアル等の重要事項の整理	要配慮者利用施設の防災計画の担当課と協議が必要	(事業者の役割)第5条に以下を追記する。 2 要配慮者利用施設は、災害時における避難に関する計画を市と連携して策定に努めるものとする。
	16	神戸市内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率が低い。作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。	市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていく。		
福祉施設の避難計画、地区防災計画	28	市内の防災福祉コミュニティ191地区の内、72地区(H30年度現在)で災害時要援護者支援の取り組みが行われている。38%ほどでまだまだ進んでいるとは言えない状況である。 地域においては、防コミの活動の中で災害時要援護者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。	地域の要援護者支援計画の上位に関係する災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に災害時要援護者の支援計画を盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むのではないかと 防コミの活動の一環として「地区防災計画の策定」を位置づけ、全191地区が策定できるよう市が支援していく。	地区防災計画策定の担当課と協議が必要	(市の基本的責務)第3条に以下を追記する 4 市は、地域に対し、要配慮者の支援計画を推進するため、災害対策基本法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。

No	要援護者支援における今日的課題	解決策、実施方策	実現に向けた留意事項	条項、提案条文及びその他提案
22	災害対策基本法での呼称である「要配慮者」に置き換える必要がある	法律との整合性		「要援護者」→「要配慮者」に変更 条例名や前文を含め全文に渡る
23	第2条(1)オ を65才から70才または、75才にしてはどうか	健康寿命との整合性を図る	70才なのか75才なのかエビデンスが必要 ↑↓ 高齢者見守り台帳に合わせる 「高齢者見守り台帳」と「災害時要援護者リスト」の一元化を図るとすると ただし、この修正により、“推定同意”が出来なくなるならば、修正は行わない。	以下のように修正する 第2条(1)オ 単身の世帯の70才以上の世帯主 以下のように修正・追加する 第7条 (4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者であって、〇〇〇〇に規定する高齢者見守り台帳に掲載された者
24	外国人が多くなっている現状から、定住型と一時滞在型に分けて 要配慮に入れる必要がある			以下のように修正する 2条(1) サ 外国人 シ# アからサまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者
25	避難が自宅などの垂直避難も考えられることから、支援計画の策定の中に、避難場所について記載する必要がある			14条の(2)を追記する (2) 避難の要否、安全な場所の判断
27	災害の事前準備段階・避難行動段階・避難所段階・福祉避難所段階など時系列にそった施策、役割分担などを整理して条文にしておく必要性があるのではないか		行動支援の名簿、被災者台帳	ガイドラインで対応する
29		事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため		(財政上の措置) 第●●条 市は、災害時要配慮者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
30		議員提案条例の性格上、施策の状況や進捗を把握、評価し、市会として事業推進を支援するため		(市会への報告) 第●●条 市長は、毎年、各地区における災害時要配慮者の数及び支援の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。
31		災害への対応の変化やそれに伴う国等の施策方針、法改正及び市の災害時要援護者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため		附則(検討) 市は、令和2年後4年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。
32	第14条の「支援計画」の説明がない	定義の第2条に、「支援計画」を定義する。		(定義) 第2条 (3) 支援計画 要配慮者支援団体が、要配慮者台帳に掲載の要配慮者とともに策定した、要配慮者の避難を支援するために必要な事項を定めた計画
33	第15条の「要配慮者相談員の配置」となっているが、要配慮者相談員の定義どこに配置するのか？規定がない	定義の第2条に、「要配慮者相談員」を定義する。 配置場所については、規則かガイドラインで定める		(定義) 第2条 (5) 要配慮者相談員 例えば↓ (第1案) 要配慮者についての知識、技能を有したものの (第2案) 要配慮者についての知識、技能を有した福祉の専門職者
34		定義の第2条に、「個別支援計画」を定義する。		(定義) 第2条 (4) 個別支援計画 要配慮者のうち介護保険サービス利用者及び障害福祉サービス利用者が、介護サービス計画及び障害福祉サービス等利用計画の作成時に付随して、要配慮者の避難を支援するために必要な事項を定めた計画

条文の修正・追加

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例 改正案 Ver. 0

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要援護者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>災害対策基本法第八条二十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に合わせ、本条例も「要援護者」を「要配慮者」に変更する。</p> <p style="text-align: center;">→変更した箇所をゴシック字で表記する</p>	<p>神戸市における災害時の要配慮者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要配慮者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要配慮者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要配慮者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要配慮者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要配慮者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要配慮者支援団体、事業者及び要配慮者の役割を明らかにすることにより、要配慮者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
	災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべきと考えるため	2 この条例は、要配慮者の生命及び身体を最も優先して保護し災害関連死等がおきないように、要配慮者の年齢、性別、障害の有無その他の要配慮者の個々の事情を踏まえ、その時期に応じたきめ細かな支援体制づくりを目的とする。
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第252条の</p>	<p>年齢を「高齢者見守り台帳」と合わせるため</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の70-6-5歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第252条の</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ アからコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p>	<p>追加する→</p> <p>追加する→</p> <p>追加する→</p>	<p>22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ 外国人</p> <p>シアからサコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要配慮者支援団体 要配慮者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p> <p>(3) 支援計画</p> <p>(4) 個別支援計画</p> <p>(5) 要配慮者相談員</p>
<p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は、第 1 条に規定する目的ののっとり、要援護者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、要援護者への支援業務に係る横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、要援護者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>地域の要配慮者支援計画の上位に係る災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に要配慮者支援計画を積極的に盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むと考えるため</p> <p>市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていくため</p> <p>第 1 3 条 2 から移動→</p>	<p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は、第 1 条に規定する目的ののっとり、要配慮者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、要配慮者への支援業務に係る横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、要配慮者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市は、地域に対し、要配慮者への支援計画を推進するため、災害対策基本法第 4 2 条の 3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>5 市は、要配慮者利用施設（水防法第 1 5 条 1 項四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ）に対し、災害時における避難に関する計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>6 市は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第 4 条 要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第 14 条第 1 項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。</p>		<p>(要配慮者支援団体の役割)</p> <p>第 4 条 要配慮者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要配慮者に係る情報の整理及び更新、第 14 条第 1 項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要配慮者支援活動」という。)に努めるものとする。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う，平常時における声かけ，防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供，避難誘導，安否の確認及び避難生活の支援等</p>		<p>(1) 要配慮者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う，平常時における声かけ，防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供，避難誘導，安否の確認及び避難生活の支援等</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は，第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに，地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>要配慮者利用施設は、施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、市のアドバイス等を受けながら策定するため</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要配慮者支援団体を除く。)は，第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに，地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者利用施設は、災害時における避難に関する計画を市と連携して策定に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者の役割)</p> <p>第6条 要援護者は，自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに，災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供，近隣との交流，円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>		<p>(要配慮者の役割)</p> <p>第6条 要配慮者は，自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに，災害時の支援に必要な要配慮者の有する情報の提供，近隣との交流，円滑な受援体制づくり及び地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は，第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため，次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され，又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し，及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって，その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって，その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって，その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p>	<p>「高齢者見守り台帳」と「災害時要援護者リスト」の一元化を図るため</p>	<p>(個人情報の収集及び要配慮者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は，第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため，次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され，又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し，及び要配慮者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって，その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって，その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって，その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者であって，〇〇〇に規定する高齢者見守り台帳に掲載された者</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか，第2条第1号に規定する者のうち，要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は，同項各号に掲げる者の氏名，住所，生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は，前項の個人情報を要援護者台帳に登録し，及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供す</p>	<p>災害時要配慮者台帳</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか，第2条第1号に規定する者のうち，要配慮者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は，同項各号に掲げる者の氏名，住所，生年月日及び性別並びに要配慮者が提供することを希望する事項(地域要配慮者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は，前項の個人情報を要配慮者台帳に登録し，及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要配慮者台帳を要配慮者支援団体に提供す</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>ることにより行うことができる。</p> <p>4 第 1 項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>		<p>ることにより行うことができる。</p> <p>4 第 1 項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>
<p>(要援護者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第 8 条 市長は、前条第 3 項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>		<p>(要配慮者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第 8 条 市長は、前条第 3 項の規定により要配慮者支援団体に対して要配慮者台帳を提供しようとするときは、当該要配慮者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要配慮者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>
<p>(協定の締結等)</p> <p>第 9 条 市長は、第 7 条第 3 項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要援護者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第 1 項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p>	<p>要配慮者名簿の登載に同意した要配慮者が、その後名簿がどのように活用されているのかなど、名簿提供先の情報などについてのフィードバックがないのは問題であるので、要配慮者支援団体に対して、名簿の活用状況を義務づけるため</p>	<p>(協定の締結等)</p> <p>第 9 条 市長は、第 7 条第 3 項の規定により要配慮者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要配慮者台帳の提供を受けようとする要配慮者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要配慮者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第 1 項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため毎年必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することとすることができる。</p>
<p>(情報の安全管理)</p> <p>第 10 条 第 7 条第 1 項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>(情報の安全管理)</p> <p>第 10 条 第 7 条第 1 項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 11 条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>		<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 11 条 名簿管理者及び地域要配慮者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要配慮者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>(守秘義務)</p> <p>第 12 条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>		<p>(守秘義務)</p> <p>第 12 条 名簿管理者等は、地域要配慮者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要配慮者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>
<p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に基づき個人情報収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第 4 項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>	<p>レベル 3 でも外部提供を可能にするため、緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記する</p> <p>神戸市地域防災計画（共通編 P160）には以下のように記載あり</p> <p>災害発生時で、個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 3 号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合（避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等）は、災害時要援護者リストを防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員、消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。</p> <p>第 3 条 6 項へ移動→</p>	<p>(緊急時における要配慮者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に基づき個人情報収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第 4 項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要配慮者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要配慮者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等に、要配慮者台帳及び要配慮者登録保留台帳など名簿情報（＝要配慮者リスト）を要援護者支援団体等、実際に救援・支援活動に従事する組織に提供するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(要援護者への支援計画の策定等)</p> <p>第 14 条 要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要援護者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 12 年厚生省告示第 144 号)第 2 条 1 に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要援護者支援団体会議」という。)を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p>	<p>避難が自宅などの垂直避難も考えられるため</p>	<p>(要配慮者への支援計画の策定等)</p> <p>第 14 条 要配慮者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要配慮者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要配慮者の事前の備え</p> <p>(2) 避難の要否、安全な場所の判断</p> <p>(32) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 12 年厚生省告示第 144 号)第 2 条 1 に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(43) 避難所の運営における配慮</p> <p>(54) 要配慮者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(65) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要配慮者支援団体が複数あるときは、これらの要配慮者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要配慮者支援団体会議」という。)を設置し、及び要配慮者支援団体会議における情報交換に努めなければなら</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
<p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p> <p>5 要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>	<p>地域に「重点対象者」の人数を公表しておくことは必要である。 その他、外国人、妊産婦や乳幼児についても同様と考えるため</p>	<p>い。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要配慮者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p> <p>(3) 要配慮者支援の地区内における要配慮者数の把握及び情報提供に関すること。</p> <p>5 要配慮者は、要配慮者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要配慮者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>
<p>(要援護者相談員の設置)</p> <p>第 15 条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>		<p>(要配慮者相談員の設置)</p> <p>第 15 条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要配慮者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体と協力して要配慮者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要配慮者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>
<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第 16 条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>	<p>要援護者の避難生活環境への配慮等の条項を盛り込むため</p>	<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第 16 条 市長は、避難所のうち要配慮者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要配慮者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の避難所等以外に避難している要配慮者に対しても、必要な生活関連物資の配布、福祉保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備)</p> <p>第 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの“災害派遣福祉チーム”について記載するため</p>	<p>(避難所等における福祉保健救護及び医療救護に係る体制の整備)</p> <p>第 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体、災害派遣福祉チームなど福祉団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第 18 条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努める</p>		<p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第 18 条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要配慮者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要配慮者の受入体制の整備に努める</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 0
ものとする。		ものとする。
<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>「災害時には」を追記する→</p>	<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第 19 条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、災害時には要配慮者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>
	事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため	<p>(財政上の措置)</p> <p>第 20 条 市は、災害時要配慮者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
	議員提案条例の性格上、支援活動の状況や進捗を把握・評価し、市会として事業推進を支援するため 地域に「重点対象者」の人数を公表して、支援活動の推進を促すため	<p>(市会への報告)</p> <p>第 21 条 市長は、毎年、各地区における災害時要配慮者の数、及び、支援の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。</p>
	災害への対応の変化やそれに伴う法改正、国等の施策方針及び、市の災害時要配慮者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため	<p>(検討)</p> <p>第 22 条 市は、令和元年後 4 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。</p>
<p>(施行細目の委任)</p> <p>第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>		<p>(施行細目の委任)</p> <p>第 2324 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>		<p>附 則</p> <p>この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>

8. 識者検討会 第5回（令和2年2月4日(火)）

要配慮者台帳、支援計画の作成の流れ

※ “要配慮者台帳” “支援計画” は、現条例に規定しています。

要配慮者台帳の作成	<p>① <u>市は、</u>第7条の要配慮者リストをもとに要配慮者に「災害時要援護者登録票【避難支援計画書】」を郵送し、(逃げる時の) 支援を希望するかの同意・不同意をきく。 ≡この時ほとんどが「避難行動要支援者」がピックアップされる。</p> <p>② 要配慮者から同意・不同意の「災害時要援護者登録票【避難支援計画書】」が、<u>市に</u>返送されてくる。</p> <p>③ <u>市は、</u>返送がない要配慮者に、再度(催促の) 通知を郵送する。</p> <p>④ さらに意思表示がない場合は、<u>民生委員</u>や<u>市</u>が訪問するなど確認し、未確認の情報がないように「災害時要援護者登録票【避難支援計画書】」=<u>要配慮者台帳</u>を作成する。</p> <p>⑤ <u>市は、</u>同意した要配慮者の「災害時要援護者登録票【避難支援計画書】」=<u>要配慮者台帳</u>を、要配慮者支援団体に提供する。</p>
支援計画の作成	<p>⑥ <u>要配慮者支援団体は、</u> 「災害時要援護者登録票【避難支援計画書】」=<u>要配慮者台帳</u>をもとに、本人に面会し 「災害時要援護者登録票【避難支援計画書】」=<u>要配慮者台帳</u>を充実させた<u>支援計画</u>を作成する。</p>

支援計画には、「避難行動支援計画」と「避難生活支援計画」がある。

「**避難行動支援計画** (台帳) (情報)」→ 主に、地域住民に提供

要配慮者のうち、自ら避難することが困難と予測される人を対象に、円滑かつ迅速な避難行動の確保を図るための行動支援に必要な事項を定めた計画

「**避難生活支援計画** (台帳) (情報)」→ 主に、福祉関係者に提供

要配慮者のうち、避難生活において困難が予測される人を対象に、安全で円滑な避難生活を送るための生活支援に必要な事項を定めた計画

※ “支援計画” は、現条例には上記の区別は規定していない。

“支援計画”作成・活用の留意点

※“支援計画”は現条例に規定している。

“避難行動支援計画”“避難生活支援計画”は規定していない。

要配慮者への案内文	「避難行動支援」と「避難生活支援」両方の必要性がわかる案内文にする
-----------	-----------------------------------

	支援計画	
	避難行動支援計画	避難生活支援計画
災害時要 護者登録票 【避難支 援計 画書】 の記載内容	氏名、生年月日、住所、電話、同居人の有無、緊急連絡先、留意事項 ----- (逃げる時の)援助の内容、支援者（氏名、住所、連絡先）、地域の組織名、民生委員名、避難場所（名称、所在地、連絡先）、居住地域の地理的状況、避難方法、避難経路における配慮	同左 避難所の運営における配慮 記載内容の充実が必要
作成	要配慮者支援団体（地域組織）	要配慮者支援団体（地域組織）
作成時期	地域で支援活動が開始されてから	地域で支援活動が開始されてから
保有	要配慮者支援団体（地域組織）	要配慮者支援団体（地域組織）が持っているだけ
管理	要配慮者支援団体（地域組織）	目的をもった管理ではない
集計、整理	要配慮者支援団体（地域組織）	生活支援を目的に誰が集計・整理するのか
提供先	要配慮者支援団体に参加している地域住民	福祉関係者等外部には提供していない
情報提供出来る 根拠	市と協定した要配慮者支援団体に参加しているから	出せる根拠がない
活用	支援住民とマッチングが目標 防災訓練に活用	活用されていない

個別支援計画の作成の流れ

※ “個別支援計画” は現条例にはなく、あり方検討会での提案です。

個 別 支 援 計 画 の 作 成	<p>(第7条に該当する) 要配慮者のうち 介護保険サービス利用者、障害福祉サービス利用者が、</p> <p>介護サービス計画、障害福祉サービス等利用計画の作成時に付随して、</p> <p>居宅介護支援事業者（ケアマネ）、障害者相談支援事業者（相談支援専門員）の協力を得て</p> <p>「災害時要援護者登録票【避難支援計画書】＝個別支援計画を作成する。</p>
--	--

個別支援計画には、「避難行動個別支援計画」と「避難生活個別支援計画」がある。

「**避難行動**個別支援計画（台帳）（情報）」→**主に、地域住民に提供**

要配慮者のうち、自ら避難することが困難と予測される人を対象に、円滑かつ迅速な避難行動の確保を図るための行動支援に必要な事項を定めた計画

「**避難生活**個別支援計画（台帳）（情報）」→**主に、福祉関係者に提供**

要配慮者のうち、避難生活において困難が予測される人を対象に、安全で円滑な避難生活を送るための生活支援に必要な事項を定めた計画

“個別支援計画”作成・活用の留意点（ケアプラン(高齢者)）

※ “個別支援計画” “避難行動個別支援計画” “避難生活個別支援計画” は現条例には規定していない。

要配慮者への説明文	「避難行動支援」と「避難生活支援」両方の必要性がわかる説明文にする
-----------	-----------------------------------

	個別支援計画	
	避難行動個別支援計画	避難生活個別支援計画
災害時要 護者登録票 【避難支援 計画書】 の記載内容	氏名、生年月日、住所、電話、同居人の有無、緊急連絡先、留意事項（記載は黒字のみ程度） ----- (逃げる時の)援助の内容、支援者（氏名、住所、連絡先）、地域の組織名、民生委員名、避難場所（名称、所在地、連絡先）、居住地域の地理的状況、避難方法、避難経路における配慮	同左 避難所の運営における配慮 記載内容の充実が必要
作成	居宅介護支援事業者（ケアマネ）	居宅介護支援事業者（ケアマネ）
作成時期	随時—ケアプラン作成時	随時—ケアプラン作成時
作成報酬		
保有	居宅介護支援事業者（ケアマネ）	居宅介護支援事業者（ケアマネ）
管理	居宅介護支援事業者（ケアマネ）	居宅介護支援事業者（ケアマネ）
集計、整理	地域集計はない	地域集計はない
提供先	安否確認：居宅介護支援事業者（ケアマネ） 行動支援：要配慮者支援団体 支援する地域住民	その他の福祉関係者
情報提供出来る根拠	出せる根拠がない	出せる根拠がない
活用	要配慮者とケアマネが持っているだけで、地域の福祉関係者や要配慮者支援団体など外部提供や活用はない	要配慮者とケアマネが持っているだけで、福祉関係者など外部提供や活用はない

“個別支援計画”作成・活用の留意点（障害福祉サービス（障がい者））

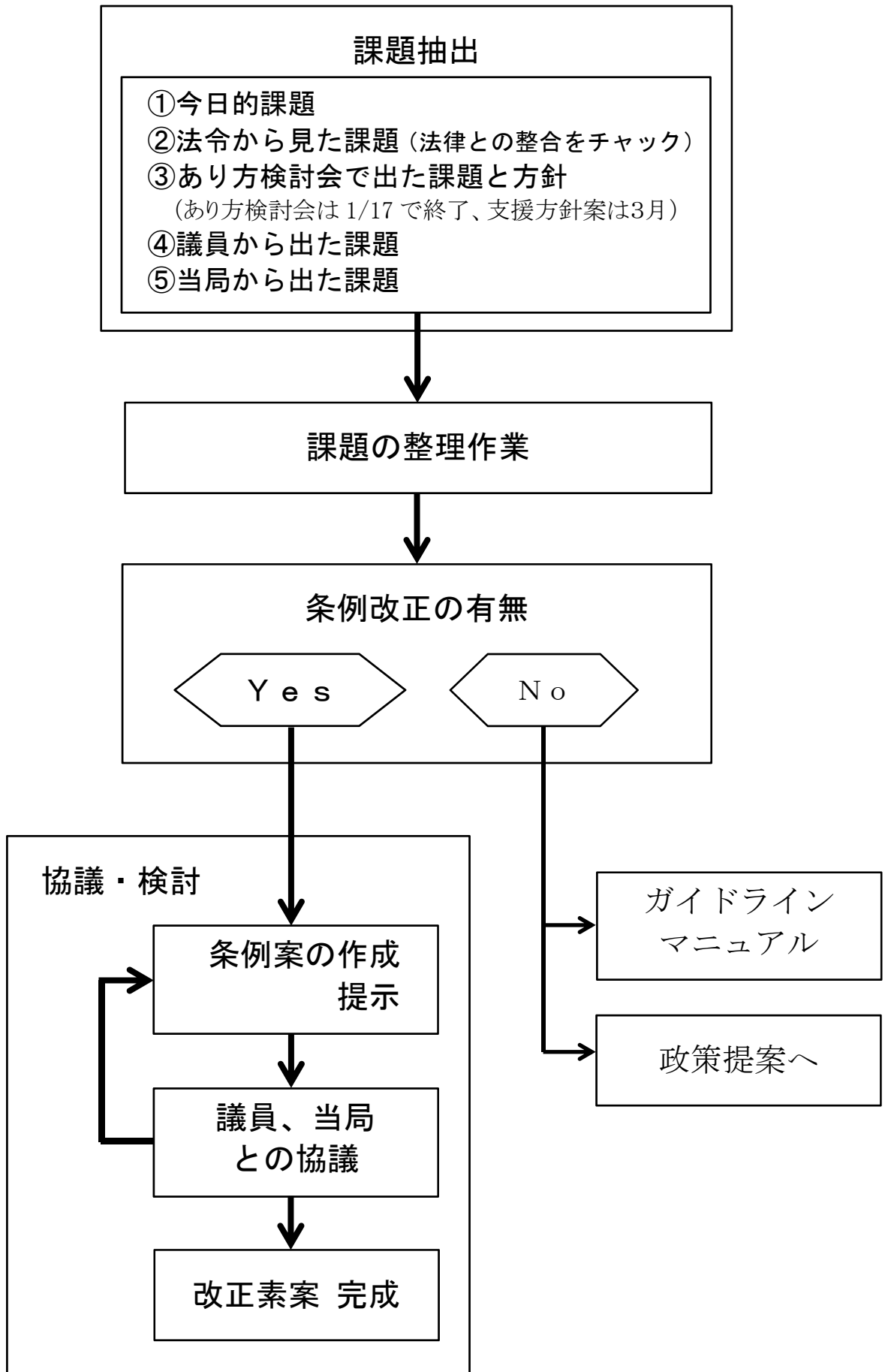
※ “個別支援計画” “避難行動個別支援計画” “避難生活個別支援計画” は現条例には規定していない。

要配慮者への説明文	「避難行動支援」と「避難生活支援」両方の必要性がわかる説明文にする
-----------	-----------------------------------

	個別支援計画	
	避難行動個別支援計画	避難生活個別支援計画
災害時要援護者登録票【避難支援計画書】の記載内容	氏名、生年月日、住所、電話、同居人の有無、緊急連絡先、留意事項（記載は黒字のみ程度） ----- (逃げる時の)援助の内容、支援者（氏名、住所、連絡先）、地域の組織名、民生委員名、避難場所（名称、所在地、連絡先）、居住地域の地理的状況、避難方法、避難経路における配慮	同左 避難所の運営における配慮 記載内容の充実が必要
作成	障害者相談支援事業者（相談支援専門員）	障害者相談支援事業者（相談支援専門員）
作成時期	随時—ケアプラン作成時	随時—ケアプラン作成時
作成報酬		
保有	障害者相談支援事業者（相談支援専門員）	障害者相談支援事業者（相談支援専門員）
管理	障害者相談支援事業者（相談支援専門員）	障害者相談支援事業者（相談支援専門員）
集計、整理	地域集計はない	地域集計はない
提供先	安否確認：障害者相談支援事業者（相談支援専門員） 行動支援：要配慮者支援団体 支援する地域住民	その他の福祉関係者
情報提供出来る根拠	出せる根拠がない	出せる根拠がない
活用	要配慮者と相談員が持っているだけで、地域の福祉関係者や要配慮者支援団体など外部提供や活用はない	要配慮者と相談員が持っているだけで、福祉関係者など外部提供や活用はない

9. 与党会派打合せ 第1回（令和2年2月10日(月)）

検討作業フロー



課題の整理と対応

		意見及び課題	対応
発 災 前	名簿の 作成・活 用、計画 作成に ついて	1. 要配慮者避難支援は「避難行動支援」と「避難生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的であるが、在宅避難を含めた避難生活支援の取り組みが制度的に不十分である。	第1条2項、 第2条1項3・4号、 第14条1・2項、 第18条
		2. 災害関連死の防止義務、要配慮者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要配慮者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。	
		3. 「要配慮者台帳」の活用先が制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い	次回以降の改正で行う
		4. 要配慮者が提供した情報が、どの提供先にどのような対策に活かされているのか、要配慮者へのフィードバックがないと、不安を増幅させ、名簿提供に賛同したメリットがわかりにくくなっている。要配慮者本人への要配慮者名簿の提供状況の告知を徹底する必要がある。	第9条3・4項
		5. 難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活の困難が予想される「重点対象者」の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。少なくとも、地域に「重点対象者」が何人いるかぐらいは公表しておく。	第14条4項3号、 第21条
		6. 地域にどのような状態の方が何人おられるか人数把握をする。②	
		7. 要配慮者リストから65歳以上70歳未満の元気な方は外してもよいのではないか①⑤	第2条
		8. 要援護者に、外国人を入れる②	
		9. 認知症や精神障害者の方も対象とする。②	第7条1項
		10. 要配慮者の定義は、できるだけ広く漏れがないようにというご指摘があった。あり方検討会でも定義自体は広くあってもいいけれども、台帳の作成や公的な支援の対象者はできるだけ狭くしておいたほうがいいという議論があった。公的な支援が行き届く範囲や地域の方の協力も限られているので、できるだけ狭くしたほうがいいのではないか（山口議員）	

	意見及び課題	対応
	11. 今条例の中にはかなり細かく規定されていることが多い、そこが名簿作成、台帳作成が進まない要因ではないかと考えます。当事者にとって細かく規定され、いろいろと言わないといけないとなると不安や、警戒する気持ちも生まれると思います。つくる側の地域団体や支援者にとっても負担がふえると考えます。地域の特性もあるので、条例はもう少しやわらかく、大ざっぱに、柔軟に台帳作成なり計画がつけられるようにしてはと考えます。(山口議員)	第 14 条 1・2 項
福 祉 避 難 所 等 に つ い て	12. 福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要①	第 15 条、 第 16 条、 第 17 条
	13. 福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要①	
	14. 基幹福祉避難所は市内 21 か所では不十分である①	
	15. 一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。②⑥	第 18 条、 第 19 条
	16. 地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、施設の開設、保健福祉の専門知識を持った人員、付き添い等、対応する人員の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応は難しい。地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できないか。③④	
	17. 福祉避難所のあり方が条例後変わってきていますから、そのあたりの位置づけ等を明記する(沖久議員)	
18. 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決めておく。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提である。③⑥	—	
共 助 に よ る 要 援 護 者 支 援 の 取 り 組 み の 推 進	19. 各地域、団体でいろいろ取り組まれているが、思うようにいっていない。今後、要援護者、援護者含めて、両方が急がないといかんというのを持っていただくにはどういったことを推進していったらいいのか。(川内議員)	第 3 条 4・5 項、 第 5 条 2 項
	20. 市内の要配慮者利用施設(高齢者福祉施設等)の避難確保計画(水防法で規定)の作成率が低い。作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。また、施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな防災計画を立てることが求められており、統一性がない。	
	21. 風水害に備えた要援護者の支援を考えたときに、水防法との絡みとか個別支援のあり方、そういった関連性も条例に盛り込む。(沖久議員)	

		意見及び課題	対応
		22. 災害対策基本法では、個別支援計画は、要配慮者への義務づけにはなっていないのか？条例では、要援護者支援団体がつくる支援計画についての明記はある。国のほうで、計画をつくりなさいということなら、数字は上げたほうがいいでしょうし、それを後押しできるような条例であればなおいいと思う（山口議員）	
		23. 地域において、防コミの活動の中で災害時要配慮者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。	
		24. 介護保険のケアプランや障害者の支援計画に、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく①⑤⑥	第14条1・2項で、支援計画の策定を規定する。 詳しい策定方法については、計画やガイドラインで対応する。
		25. 日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上を図る。③⑤⑥	
		26. 要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定を行う。②⑥	
		27. 避難支援のためケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討する。②	
		28. 個別支援計画として、要援護者の所在マップの作成を行う。④⑥	
		29. 別個に、障害者、高齢者、それぞれケアプランを持っているので、ケアプランに災害なり非常時のときの支援の仕方を明記するだけでもいいんじゃないか、それを避難計画と位置づけるのはどうか。（山口議員）	
発 災 後	名簿提供基準について	30. 緊急時における、「要配慮者台帳」「要配慮者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。 災対法 49 条の 11 第 3 項 「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために <u>特に必要があると認めるときは</u> 、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」	

		意見及び課題	対応
条 文	用語に ついて	31. 第2条の要援護者の定義。第7条の個人情報収集の対象者というところを、災害対策基本法にある程度合わせていく必要がある。現実的な状態に近づけていく。(山口議員)	第2条、 第7条1項
		32. 対象者の範囲、2条、7条の見直し。(沖久議員)	
		33. 第16条以降の福祉避難所等の文言整理、 <u>緊急避難場所</u> 、 <u>避難所</u> 、 <u>基幹福祉避難所</u> 、 <u>福祉避難所</u> の定義。必要な環境整備とか備品とか、受け入れ体制なども明記していく。(山口議員)	
		34. 議員提案条例には必ず財政措置を明記しているので、市の責務として財政措置を講じることを明記する(沖久議員)	第20条

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例 改正案 Ver. 1

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要援護者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p style="text-align: center;">→修正した箇所を赤字で表記する</p> <p>災害対策基本法第八条二十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に合わせ、本条例も「要援護者」を「要配慮者」に変更する。</p>	<p>神戸市における災害時の要配慮者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要配慮者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要配慮者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要配慮者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要配慮者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに</p>		<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要配慮者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>要援護者支援団体，事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより，要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>	<p>災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべきと考えるため</p>	<p>要配慮者支援団体，事業者及び要配慮者の役割を明らかにすることにより，要配慮者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 この条例は、要配慮者の生命及び身体を最も優先して保護し災害関連死等がおきないように、要配慮者の年齢、性別、障害の有無その他の要配慮者の個々の事情を踏まえ、その時期に応じたきめ細かな支援体制づくりを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要援護者 災害時において高齢者，障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため，特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で，その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における，当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)，障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者，障害者、乳幼児その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため，特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で，その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の70-6-5歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における，当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)，障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p style="text-align: center;">年齢を「高齢者見守り台帳」と合わせるため</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者，障害者、乳幼児その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため，特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で，その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の70-6-5歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における，当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)，障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県, 指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか, これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ アからコまでに掲げる者のほか, 特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ, ふれあいのまちづくり協議会, 自治会, 地区民生委員・児童委員協議会, 消防団, 地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p>	<p>追加する→</p> <p>追加する→</p> <p>追加する→</p> <p>追加する→</p>	<p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県, 指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか, これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ 外国人</p> <p>シリアからサウまでに掲げる者のほか, 特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要配慮者支援団体 要配慮者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ, ふれあいのまちづくり協議会, 自治会, 地区民生委員・児童委員協議会, 消防団, 地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p> <p>(3) 避難行動支援計画 要配慮者のうち、自ら避難することが困難と予測される人を対象に、円滑かつ迅速な避難行動の確保を図るための行動支援に必要な要配慮者の事前の備え、避難の要否、安全な場所の判断、避難先、避難経路、避難行動のための支援方法等を定めたものをいう。</p> <p>(4) 避難生活支援計画 要配慮者のうち、避難生活において困難が予測される人を対象に、安全で円滑な避難生活を送るための居所の確保、コーディネート、生活支援に必要な要配慮者の事前の備え、身体の状態、避難生活における支援内容、配慮等を定めたものをいう。</p> <p>(5) 要配慮者支援員 要配慮者支援についての専門的な知識、技能を有したものをいう。</p> <p>(6) 福祉避難所 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものをいう。</p>
<p>第 2 章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体, 事業者及び要援護者の役割</p> <p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は, 第 1 条に規定する目的にのっとり, 要援護者に必要な配慮をし, 及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は, 要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り, 支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は, 要援護者を安全に避難させるため, 避難準備情報その他の必要な情報</p>		<p>第 2 章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体, 事業者及び要援護者の役割</p> <p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は, 第 1 条に規定する目的にのっとり, 要配慮者に必要な配慮をし, 及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は, 要配慮者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り, 支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は, 要配慮者を安全に避難させるため, 避難準備情報その他の必要な情報</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>地域の要配慮者支援計画の上位に関係する災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に要配慮者支援計画を積極的に盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むと考えるため</p> <p>市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていくため</p> <p style="text-align: right;">第13条2から移動→</p>	<p>が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市は、地域に対し、要配慮者への支援計画を推進するため、災害対策基本法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>5 市は、要配慮者利用施設（水防法第15条1項四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ）に対し、災害時における避難に関する計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>6 市は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>		<p>(要配慮者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要配慮者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要配慮者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要配慮者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>要配慮者利用施設は、施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成を市のアドバイス等を受けながら策定することができるようにするため</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要配慮者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者利用施設は、災害時における避難に関する計画を市と連携して策定に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者の役割)</p> <p>第6条 要援護者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>要配慮者に日頃からの備えの大切さを意識していただき、自助の意識向上を図るため</p>	<p>(要配慮者の役割)</p> <p>第6条 要配慮者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、可能な範囲で平時から近隣と交流するなど災害時の支援に必要な要配慮者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制を構築できるづくり及び地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 要配慮者に係る情報の収集と提供</p> <p>(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)</p>		<p style="text-align: center;">第3章 要配慮者に係る情報の収集と提供</p> <p>(個人情報の収集及び要配慮者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>	<p>追加する→</p> <p>追加する→</p> <p>追加する→</p>	<p>の同意を得て収集し、及び要配慮者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 介護の必要の程度が要支援1から要介護2のうち、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上のもの</p> <p>(32) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(43) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(6) 生活支援を受けている難病患者</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(75) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要配慮者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要配慮者が提供することを希望する事項(地域要配慮者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要配慮者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要配慮者台帳を要配慮者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>
<p>(要援護者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>		<p>(要配慮者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要配慮者支援団体に対して要配慮者台帳を提供しようとするときは、当該要配慮者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要配慮者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>
<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p>		<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要配慮者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要配慮者台帳の提供を受けようとする要配慮者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要援護者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第 1 項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p>	<p>要配慮者が提供した情報が、どの提供先にどのように活用されているのか、要配慮者へのフィードバックがないのは問題であるため、要配慮者支援団体に対して、名簿の活用状況を義務づける。</p> <p>要配慮者が、自分の情報の活用状況を知りたい時、知ることができるようにするため</p>	<p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要配慮者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第 1 項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため毎年必要があると認めるときは、提供した個人情報の管理に関して報告を同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することとすることができる。</p> <p>4 情報を提供した要配慮者は、自分の個人情報の管理の状況に関して、神戸市個人情報保護条例にのっとり市長に請求することができる。</p>
<p>(情報の安全管理)</p> <p>第 10 条 第 7 条第 1 項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>(情報の安全管理)</p> <p>第 10 条 第 7 条第 1 項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 11 条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>		<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 11 条 名簿管理者及び地域要配慮者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要配慮者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>
<p>(守秘義務)</p> <p>第 12 条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>		<p>(守秘義務)</p> <p>第 12 条 名簿管理者等は、地域要配慮者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要配慮者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>
<p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第 4 項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>	<p>レベル 3 でも外部提供を可能にするため、緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記する</p> <p>神戸市地域防災計画（共通編 P160）には以下のように記載あり</p>	<p>(緊急時における要配慮者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第 4 項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要配慮者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要配慮者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等に、要配慮</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
	<p>災害発生時で、個人情報保護条例第9条第1項第3号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合（避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等）は、災害時要援護者リストを防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員、消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。</p> <p style="text-align: right;">第3条6項へ移動→</p>	<p>者台帳及び要配慮者登録保留台帳を要援護者支援団体等、実際に救援・支援活動に従事する組織に提供するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>第4章 要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画の策定等</p> <p>(要援護者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条</p> <p>要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあっては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要援護者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要援護者支援団体会議」という。)を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p>	<p>市、要援護者支援団体、福祉サービス事業所等は連携して、「避難行動支援計画」、「避難生活支援計画」の策定に努めることを規定するため</p> <p>市は、個別の「避難行動支援計画」、「避難生活支援計画」の基本となる神戸市の全体計画として「神戸市避難行動支援計画」、「神戸市避難生活支援計画」の策定することを規定するため</p> <p>第2条(定義)に「避難行動支援計画」と「避難生活支援計画」を定義しているので、ここは削除する</p>	<p>第4章 要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画の策定等</p> <p>(要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画の策定等)</p> <p>第14条 市長は、要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画が策定できるよう、要援護者支援団体や要配慮者が利用する福祉サービス事業所等と連携するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画が円滑に実施できるよう、全体計画として神戸市避難行動支援計画及び、神戸市避難生活支援計画を策定するものとする。</p> <p>要配慮者支援団体が支援計画を策定する場合にあっては、市及び要配慮者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要配慮者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要配慮者支援団体が複数あるときは、これらの要配慮者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要配慮者支援団体会議」という。)を設置し、及び要配慮者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要配慮者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>5 要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>	<p>地域に「重点対象者」の人数を公表しておくことは必要であると考えるため</p>	<p>(3) 要配慮者支援の地区内における要配慮者数の把握及び情報提供に関すること。</p> <p>5 要配慮者は、要配慮者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要配慮者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>
<p>第5章 避難生活福祉避難所等における支援等</p> <p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第18条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>避難所、福祉避難所やそれ以外の場所での広い範囲の避難生活を想定して「福祉避難所等」を「避難生活」に修正する。</p> <p>第5章内の条項の順番を入れ替える</p>	<p>第5章 避難生活福祉避難所等における支援等</p> <p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第1518条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要配慮者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要配慮者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第19条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>「災害時において」を追記する→ 追順番を入れ替える→</p>	<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第1619条 市長は、福祉避難所の運営計画をの策定すに努めるとともに、災害時において要配慮者及びその家族が福祉サービス専門的な生活相談及び専門的な生活相談福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者相談員の設置)</p> <p>第15条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>	<p>相談業務を支援業務に変更するため</p>	<p>(要配慮者支援相談員の設置)</p> <p>第1715条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要配慮者支援相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者への福祉サービスの提供並びに専門的な生活支援支援団体と協力して要配慮者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要配慮者への確実な情報の伝達及び専門的な生活相談支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>
<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第16条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研</p>	<p>避難所において、合理的配慮がなされた整備が進むように規定するため</p>	<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第1816条 市長は、避難所のうち要配慮者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう福祉避難スペースの確保など避難所の等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要配慮者支援相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
修その他環境整備に努めるものとする。	要援護者の避難所以外での避難生活環境への配慮等の条項を追加する	2 市長は、前項の避難所以外に避難している要配慮者に対しても、必要な生活関連物資の配布、福祉保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。	災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの“災害派遣福祉チーム”について記載するため	(避難所等における 福祉 保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第 19 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体、 災害派遣福祉チームなど福祉団体 との業務の協力体制の整備に努めるものとする。
	事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため	(財政上の措置) 第 20 条 市は、災害時要配慮者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
	議員提案条例の性格上、支援活動の状況や進捗を把握・評価し、市会として事業推進を支援するため 地域に「重点対象者」の人数を公表して、支援活動の推進を促すため	(市会への報告) 第 21 条 市長は、毎年、各地区における災害時要配慮者の数、及び、支援の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。
	災害への対応の変化やそれに伴う法改正、国等の施策方針及び、市の災害時要配慮者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため	(検討) 第 22 条 市は、令和元年後 4 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。
第 6 章 補則 (施行細目の委任) 第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。		第 6 章 補則 (施行細目の委任) 第 23 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。		附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

10. 識者検討会 第6回（令和2年2月24日（月））

課題の整理

		意見及び課題
発 災 前	名簿の 作成・活 用、計画 作成に ついて	1. 要配慮者避難支援は「避難行動支援」と「避難生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的であるが、在宅避難を含めた避難生活支援の取り組みが制度的に不十分である。
		2. 災害関連死の防止義務、要配慮者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要配慮者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。
		3. 「要配慮者台帳」の活用先が制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い
		4. 要配慮者が提供した情報が、どの提供先にどのような対策に活かされているのか、要配慮者へのフィードバックがないと、不安を増幅させ、名簿提供に賛同したメリットがわかりにくくなっている。要配慮者本人への要配慮者名簿の提供状況の告知を徹底する必要がある。
		5. 難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活の困難が予想される「重点対象者」の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。少なくとも、地域に「重点対象者」が何人いるかぐらいは公表しておく。
		6. 地域にどのような状態の方が何人おられるか人数把握をする。②
		7. 要配慮者リストから 65 歳以上 70 歳未満の元気な方は外してもよいのではないか①⑤
		8. 要援護者に、外国人を入れる②
		9. 認知症や精神障害者の方も対象とする。②
		10. 要配慮者の定義は、できるだけ広く漏れがないようにというご指摘があった。あり方検討会でも定義自体は広くあってもいいけれども、台帳の作成や公的な支援の対象者はできるだけ狭くしておいたほうがいいという議論があった。公的な支援が行き届く範囲や地域の方の協力も限られているので、できるだけ狭くしたほうがいいのではないかと（山口議員）
		11. 今条例の中にはかなり細かく規定されていることが多い、そこが名簿作成、台帳作成が進まない要因ではないかと考えます。当事者にとって細かく規定され、いろいろと言わないといけないとなると不安や、警戒する気持ちも生まれると思います。つくる側の地域団体や支援者にとっても負担がふえると考えます。地域の特性もあるので、条例はもう少しやわらかく、大ざっぱに、柔軟に台帳作成なり計画がつくれるようにしてはと考えます。（山口議員）
福 祉 避 難 所 等	12. 福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要①	
	13. 福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要①	

		意見及び課題
について		14. 基幹福祉避難所は市内21か所では不十分である①
		15. 一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。②⑥
		16. 地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、施設の開設、保健福祉の専門知識を持った人員、付き添い等、対応する人員の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応は難しい。地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できないか。③④
		17. 福祉避難所のあり方が条例後変わってきていますから、そのあたりの位置づけ等を明記する（沖久議員）
		18. 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決めておく。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提である。③⑥
共 助 に よ る 要 援 護 者 支 援 の 取 り 組 み の 推 進		19. 各地域、団体でいろいろ取り組まれているが、思うようにっていない。今後、要援護者、援護者含めて、両方が急がないといかんというのを持っていただくにはどういったことを推進していったらいいのか。（川内議員）
		20. 市内の要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の避難確保計画（水防法で規定）の作成率が低い。作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。また、施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCPなど、さまざまな防災計画を立てることが求められており、統一性がない。
		21. 風水害に備えた要援護者の支援を考えたときに、水防法との絡みとか個別支援のあり方、そういった関連性も条例に盛り込む。（沖久議員）
		22. 災害対策基本法では、個別支援計画は、要配慮者への義務づけにはなっていないのか？条例では、要援護者支援団体がつくる支援計画についての明記はある。国のほうで、計画をつくりなさいということなら、数字は上げたほうがいいでしょうし、それを後押しできるような条例であればなおいいと思う（山口議員）
		23. 地域において、防コミの活動の中で災害時要配慮者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。
		24. 介護保険のケアプランや障害者の支援計画に、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく①⑤⑥
		25. 日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上を図る。③⑤⑥
		26. 要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定を行う。②⑥
		27. 避難支援のためケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討する。②
		28. 個別支援計画として、要援護者の所在マップの作成を行う。④⑥

		意見及び課題
		29. 別個に、障害者、高齢者、それぞれケアプランを持っているので、ケアプランに災害なり非常時のときの支援の仕方を明記するだけでもいいんじゃないか、それを避難計画と位置づけるのはどうか。(山口議員)
発 災 後	名 簿 提 供 基 準 に つ い て	30. 緊急時における、「要配慮者台帳」「要配慮者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。 <p style="margin-left: 40px;">災対法 49 条の 11 第 3 項 「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」</p>
条 文	用 語 に つ い て	31. 第 2 条の要援護者の定義。第 7 条の個人情報収集の対象者というところを、災害対策基本法にある程度合わせていく必要がある。現実的な状態に近づけていく。(山口議員)
		32. 対象者の範囲、2 条、7 条の見直し。(沖久議員)
		33. 第 16 条以降の福祉避難所等の文言整理、 <u>緊急避難場所</u> 、 <u>避難所</u> 、 <u>基幹福祉避難所</u> 、 <u>福祉避難所</u> の定義。必要な環境整備とか備品とか、受け入れ体制なども明記していく。(山口議員)
		34. 議員提案条例には必ず財政措置を明記しているので、市の責務として財政措置を講じることを明記する (沖久議員)

課題の整理と対応

		意見及び課題	対応
発 災 前	名簿の 作成・活 用、計画 作成に ついて	1. 要配慮者避難支援は「避難行動支援」と「避難生活支援」が対策の両輪であり「逃げ遅れ」と「災害関連死」の防止が二大目的であるが、在宅避難を含めた避難生活支援の取り組みが制度的に不十分である。	第1条2項、 第2条1項3・4号、 第14条1・2項、 第18条
		2. 災害関連死の防止義務、要配慮者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要配慮者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべき。	
		3. 「要配慮者台帳」の活用先が制限されており、本人同意作業の繰り返しなど、事前確認作業の重複、二重化による、関係者の疲労感の高まり、不満が根強い	次回以降の改正で行う
		4. 要配慮者が提供した情報が、どの提供先にどのような対策に活かされているのか、要配慮者へのフィードバックがないと、不安を増幅させ、名簿提供に賛同したメリットがわかりにくくなっている。要配慮者本人への要配慮者名簿の提供状況の告知を徹底する必要がある。	第9条3・4項
		5. 難病患者や在宅酸素療法の方など、災害時の在宅生活の困難が予想される「重点対象者」の把握を進めて、地域団体とも情報共有して事前対応を充実しておきたい。少なくとも、地域に「重点対象者」が何人いるかぐらいは公表しておく。	第14条4項3号、 第21条
		6. 地域にどのような状態の方が何人おられるか人数把握をする。②	
		7. 要配慮者リストから65歳以上70歳未満の元気な方は外してもよいのではないか①⑤	第2条
		8. 要援護者に、外国人を入れる②	
		9. 認知症や精神障害者の方も対象とする。②	第7条1項
		10. 要配慮者の定義は、できるだけ広く漏れがないようにというご指摘があった。あり方検討会でも定義自体は広くあってもいいけれども、台帳の作成や公的な支援の対象者はできるだけ狭くしておいたほうがいいという議論があった。公的な支援が行き届く範囲や地域の方の協力も限られているので、できるだけ狭くしたほうがいいのではないか（山口議員）	

	意見及び課題	対応
	11. 今条例の中にはかなり細かく規定されていることが多い、そこが名簿作成、台帳作成が進まない要因ではないかと考えます。当事者にとって細かく規定され、いろいろと言わないといけないとなると不安や、警戒する気持ちも生まれると思います。つくる側の地域団体や支援者にとっても負担がふえると考えます。地域の特性もあるので、条例はもう少しやわらかく、大ざっぱに、柔軟に台帳作成なり計画がつけられるようにしてはと考えます。(山口議員)	第 14 条 1・2 項
福 祉 避 難 所 等 について	12. 福祉避難所における支援人員やライフラインの確保が必要①	第 15 条、 第 16 条、 第 17 条
	13. 福祉避難所や専門職による対人支援を充実させることが重要①	
	14. 基幹福祉避難所は市内 21 か所では不十分である①	
	15. 一般避難所における福祉避難スペースの充実等を進める。②⑥	第 18 条、 第 19 条
	16. 地域福祉センターは、福祉避難所として機能させるには、施設の開設、保健福祉の専門知識を持った人員、付き添い等、対応する人員の確保が課題である。場所の提供は可能だが、避難者対応は難しい。地域の社会福祉法人、職能団体など民間との協働を模索できないか。③④	
	17. 福祉避難所のあり方が条例後変わってきていますから、そのあたりの位置づけ等を明記する(沖久議員)	
18. 要援護者の誰が、どこの基幹福祉避難所へ避難できるか予め決めておく。避難する基幹福祉避難所を伝えておくことが大前提である。③⑥	—	
共 助 に よ る 要 援 護 者 支 援 の 取 り 組 みの 推 進	19. 各地域、団体でいろいろ取り組まれているが、思うようにいっていない。今後、要援護者、援護者含めて、両方が急がないといかんというのを持っていただくにはどういったことを推進していったらいいのか。(川内議員)	第 3 条 4・5 項、 第 5 条 2 項
	20. 市内の要配慮者利用施設(高齢者福祉施設等)の避難確保計画(水防法で規定)の作成率が低い。作成率の向上と計画内容の充実を図っていく必要がある。また、施設では避難確保計画や防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな防災計画を立てることが求められており、統一性がない。	
	21. 風水害に備えた要援護者の支援を考えたときに、水防法との絡みとか個別支援のあり方、そういった関連性も条例に盛り込む。(沖久議員)	

		意見及び課題	対応
		22. 災害対策基本法では、個別支援計画は、要配慮者への義務づけにはなっていないのか？条例では、要援護者支援団体がつくる支援計画についての明記はある。国のほうで、計画をつくりなさいということなら、数字は上げたほうがいいでしょうし、それを後押しできるような条例であればなおいいと思う（山口議員）	
		23. 地域において、防コミの活動の中で災害時要配慮者支援活動の取り組みまでは、なかなか難しいと考えている地域が多い。	
		24. 介護保険のケアプランや障害者の支援計画に、避難先や避難支援者、災害時を想定したニーズやリスクをアセスメントできる項目を入れておく①⑤⑥	
		25. 日頃からのサービス等利用計画、個別支援計画などのモニタリング時に、災害に関することを盛り込み、支援者及び本人・家族の意識向上を図る。③⑤⑥	
		26. 要援護者個々の事前アセスメントを実施し、避難先や避難行動支援者の確保など、平時から災害に備えた個別計画の策定を行う。②⑥	
		27. 避難支援のためケアマネージャーや相談支援専門員の協力や地域団体との連携方策を検討する。②	
		28. 個別支援計画として、要援護者の所在マップの作成を行う。④⑥	
		29. 別個に、障害者、高齢者、それぞれケアプランを持っているので、ケアプランに災害なり非常時のときの支援の仕方を明記するだけでもいいんじゃないか、それを避難計画と位置づけるのはどうか。（山口議員）	
			第 14 条 1・2 項で、支援計画の策定を規定する。 詳しい策定方法については、計画やガイドラインで対応する。
発 災 後	名 簿 提 供 基 準 に つ い て	30. 緊急時における、「要配慮者台帳」「要配慮者登録保留台帳」の外部提供に関するルールが確立していないので、いざ災害が起きた時の名簿活用ができない。緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記しておくべき。 災対法 49 条の 11 第 3 項 「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために <u>特に必要があると認めるときは</u> 、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」	第 13 条 2 項

		意見及び課題	対応
条 用 語 に 文 つ い て		31. 第2条の要援護者の定義。第7条の個人情報収集の対象者というところを、災害対策基本法にある程度合わせていく必要がある。現実的な状態に近づけていく。(山口議員)	第2条、 第7条1項
		32. 対象者の範囲、2条、7条の見直し。(沖久議員)	
		33. 第16条以降の福祉避難所等の文言整理、 <u>緊急避難場所</u> 、 <u>避難所</u> 、 <u>基幹福祉避難所</u> 、 <u>福祉避難所</u> の定義。必要な環境整備とか備品とか、受け入れ体制なども明記していく。(山口議員)	
		34. 議員提案条例には必ず財政措置を明記しているので、市の責務として財政措置を講じることを明記する(沖久議員)	第20条

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例 改正案 Ver. 1

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要援護者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p style="text-align: center;">→修正した箇所を赤字で表記する</p> <p>災害対策基本法第八条二十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に合わせ、本条例も「要援護者」を「要配慮者」に変更する。</p>	<p>神戸市における災害時の要配慮者への支援に関する条例</p> <p>私たちの愛するまち神戸は、平成7年1月17日に発生した大地震により、かけがえのない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成23年3月11日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。</p> <p>神戸市は、平成10年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第17条(要援護者への配慮)で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成16年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第13条(推進体制)において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成9年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要配慮者の所在等の情報活用に当たっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。</p> <p>今後、更なる高齢化に伴い誰もが要配慮者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要配慮者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。</p> <p>このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要配慮者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに</p>		<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、要配慮者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p>	<p>災害関連死の防止義務、要援護者の個性に応じた配慮・支援の必要性、要援護者の生活環境への配慮等の条項を盛り込むべきと考えるため</p>	<p>要配慮者支援団体、事業者及び要配慮者の役割を明らかにすることにより、要配慮者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 この条例は、要配慮者の生命及び身体を最も優先して保護し災害関連死等がおきないように、要配慮者の年齢、性別、障害の有無その他の要配慮者の個々の事情を踏まえ、その時期に応じたきめ細かな支援体制づくりを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者、障害者、乳幼児その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の70-6-5歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p> <p style="text-align: center;">年齢を「高齢者見守り台帳」と合わせるため</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要配慮者 災害時において高齢者、障害者、乳幼児その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ 神戸市が定めるところによる療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者</p> <p>オ 単身の世帯の70-6-5歳以上の世帯主</p> <p>カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員</p> <p>キ 認知症高齢者グループホーム(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)、障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者</p> <p>ク 難病患者(昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹り患している者をいう。)のうち次に掲げる者に該当するもの</p> <p>(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県, 指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか, これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ アからコまでに掲げる者のほか, 特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ, ふれあいのまちづくり協議会, 自治会, 地区民生委員・児童委員協議会, 消防団, 地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p>	<p>追加する→</p> <p>追加する→</p> <p>追加する→</p> <p>追加する→</p>	<p>(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(ウ) 都道府県, 指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。)及び中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。)が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか, これらに類する希少な疾患を有する者</p> <p>ケ 乳幼児</p> <p>コ 妊産婦</p> <p>サ 外国人</p> <p>シリアからサウまでに掲げる者のほか, 特別な配慮及び援護を必要とする者</p> <p>(2) 要配慮者支援団体 要配慮者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ, ふれあいのまちづくり協議会, 自治会, 地区民生委員・児童委員協議会, 消防団, 地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。</p> <p>(3) 避難行動支援計画 要配慮者のうち、自ら避難することが困難と予測される人を対象に、円滑かつ迅速な避難行動の確保を図るための行動支援に必要な要配慮者の事前の備え、避難の要否、安全な場所の判断、避難先、避難経路、避難行動のための支援方法等を定めたものをいう。</p> <p>(4) 避難生活支援計画 要配慮者のうち、避難生活において困難が予測される人を対象に、安全で円滑な避難生活を送るための居所の確保、コーディネート、生活支援に必要な要配慮者の事前の備え、身体の状態、避難生活における支援内容、配慮等を定めたものをいう。</p> <p>(5) 要配慮者支援員 要配慮者支援についての専門的な知識、技能を有したものをいう。</p> <p>(6) 福祉避難所 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものをいう。</p>
<p>第 2 章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体, 事業者及び要援護者の役割</p> <p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は, 第 1 条に規定する目的にのっとり, 要援護者に必要な配慮をし, 及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は, 要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り, 支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は, 要援護者を安全に避難させるため, 避難準備情報その他の必要な情報</p>		<p>第 2 章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体, 事業者及び要援護者の役割</p> <p>(市の基本的責務)</p> <p>第 3 条 市は, 第 1 条に規定する目的にのっとり, 要配慮者に必要な配慮をし, 及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は, 要配慮者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り, 支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。</p> <p>3 市は, 要配慮者を安全に避難させるため, 避難準備情報その他の必要な情報</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>地域の要配慮者支援計画の上位に関係する災害対策基本法で規定している「地区防災計画の策定」を推進することで、その策定作業の中に要配慮者支援計画を積極的に盛り込むことにより、多くの地域で支援計画の策定が進むと考えるため</p> <p>市は、要配慮者利用施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成について、アドバイス等支援を行っていくため</p> <p style="text-align: right;">第13条2から移動→</p>	<p>が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市は、地域に対し、要配慮者への支援計画を推進するため、災害対策基本法第42条の3に規定する地区防災計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>5 市は、要配慮者利用施設（水防法第15条1項四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ）に対し、災害時における避難に関する計画の策定の支援に努めるものとする。</p> <p>6 市は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(要援護者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要援護者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>		<p>(要配慮者支援団体の役割)</p> <p>第4条 要配慮者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要配慮者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動(以下「地域要配慮者支援活動」という。)に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供</p> <p>(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要援護者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>要配慮者利用施設は、施設の防災力向上のため、避難確保計画をはじめ防災マニュアル、消防計画、BCP など、さまざまな対応計画の作成を市のアドバイス等を受けながら策定することができるようにするため</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者(要配慮者支援団体を除く。)は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 要配慮者利用施設は、災害時における避難に関する計画を市と連携して策定に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者の役割)</p> <p>第6条 要援護者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>要配慮者に日頃からの備えの大切さを意識していただき、自助の意識向上を図るため</p>	<p>(要配慮者の役割)</p> <p>第6条 要配慮者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、可能な範囲で平時から近隣と交流するなど災害時の支援に必要な要配慮者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制を構築できるづくり及び地域要配慮者支援活動に協力するよう努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 要配慮者に係る情報の収集と提供</p> <p>(個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)</p>		<p style="text-align: center;">第3章 要配慮者に係る情報の収集と提供</p> <p>(個人情報の収集及び要配慮者支援団体への提供)</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を本人(個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項(地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>	<p>追加する→</p> <p>追加する→</p> <p>追加する→</p>	<p>の同意を得て収集し、及び要配慮者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1) 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの</p> <p>(2) 介護の必要の程度が要支援1から要介護2のうち、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上のもの</p> <p>(32) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(43) 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの</p> <p>(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの</p> <p>(6) 生活支援を受けている難病患者</p> <p>(4) 第2条第1号オ及びカに掲げる者</p> <p>(75) 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要配慮者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要配慮者が提供することを希望する事項(地域要配慮者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。)とする。</p> <p>3 市長は、前項の個人情報を要配慮者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要配慮者台帳を要配慮者支援団体に提供することにより行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。</p>
<p>(要援護者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>		<p>(要配慮者支援団体に対する提供の手続)</p> <p>第8条 市長は、前条第3項の規定により要配慮者支援団体に対して要配慮者台帳を提供しようとするときは、当該要配慮者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要配慮者台帳を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。</p>
<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p>		<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第3項の規定により要配慮者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要配慮者台帳の提供を受けようとする要配慮者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要援護者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要援護者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第 1 項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。</p>	<p>要配慮者が提供した情報が、どの提供先にどのように活用されているのか、要配慮者へのフィードバックがないのは問題であるため、要配慮者支援団体に対して、名簿の活用状況を義務づける。</p> <p>要配慮者が、自分の情報の活用状況を知りたい時、知ることができるようにするため</p>	<p>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体が活動する地域的範囲</p> <p>(2) 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域</p> <p>(3) 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項</p> <p>(4) 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</p> <p>(5) 解除その他の協定に違反した場合の措置</p> <p>(6) 要配慮者の支援に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、第 1 項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため毎年必要があると認めるときは、提供した個人情報の管理に関して報告を同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することとすることができる。</p> <p>4 情報を提供した要配慮者は、自分の個人情報の管理の状況に関して、神戸市個人情報保護条例にのっとり市長に請求することができる。</p>
<p>(情報の安全管理)</p> <p>第 10 条 第 7 条第 1 項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>(情報の安全管理)</p> <p>第 10 条 第 7 条第 1 項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 11 条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>		<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 11 条 名簿管理者及び地域要配慮者支援活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、地域要配慮者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>
<p>(守秘義務)</p> <p>第 12 条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>		<p>(守秘義務)</p> <p>第 12 条 名簿管理者等は、地域要配慮者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要配慮者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。</p>
<p>(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第 4 項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>	<p>レベル 3 でも外部提供を可能にするため、緊急時の定義と緊急時における情報提供先を明記する</p> <p>神戸市地域防災計画（共通編 P160）には以下のように記載あり</p>	<p>(緊急時における要配慮者への支援台帳の作成等)</p> <p>第 13 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要配慮者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第 4 項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要配慮者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要配慮者登録保留台帳を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等に、要配慮</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
	<p>災害発生時で、個人情報保護条例第9条第1項第3号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合（避難指示、避難準備・高齢者等避難開始発令時等）は、災害時要援護者リストを防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員、消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。</p> <p style="text-align: right;">第3条6項へ移動→</p>	<p>者台帳及び要配慮者登録保留台帳を要援護者支援団体等、実際に救援・支援活動に従事する組織に提供するものとする。</p> <p>2 市長は、緊急時において迅速に要配慮者への支援活動を行うことができるよう、要配慮者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。</p>
<p>第4章 要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画の策定等</p> <p>(要援護者への支援計画の策定等)</p> <p>第14条</p> <p>要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあっては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要援護者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要援護者支援団体会議」という。)を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p>	<p>市、要援護者支援団体、福祉サービス事業所等は連携して、「避難行動支援計画」、「避難生活支援計画」の策定に努めることを規定するため</p> <p>市は、個別の「避難行動支援計画」、「避難生活支援計画」の基本となる神戸市の全体計画として「神戸市避難行動支援計画」、「神戸市避難生活支援計画」の策定することを規定するため</p> <p>第2条(定義)に「避難行動支援計画」と「避難生活支援計画」を定義しているので、ここは削除する</p>	<p>第4章 要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画の策定等</p> <p>(要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画の策定等)</p> <p>第14条 市長は、要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画が策定できるよう、要援護者支援団体や要配慮者が利用する福祉サービス事業所等と連携するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、要配慮者への避難行動支援計画及び、避難生活支援計画が円滑に実施できるよう、全体計画として神戸市避難行動支援計画及び、神戸市避難生活支援計画を策定するものとする。</p> <p>要配慮者支援団体が支援計画を策定する場合にあっては、市及び要配慮者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 要配慮者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。</p> <p>(1) 要配慮者の事前の備え</p> <p>(2) 避難所(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。)への避難経路</p> <p>(3) 避難所の運営における配慮</p> <p>(4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項</p> <p>3 市長は、地域において要配慮者支援団体が複数あるときは、これらの要配慮者支援団体及び関係者で構成する会議(以下「要配慮者支援団体会議」という。)を設置し、及び要配慮者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>(1) 要配慮者支援団体会議の設置及び運営に関すること。</p> <p>(2) 要配慮者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
<p>5 要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>	<p>地域に「重点対象者」の人数を公表しておくことは必要であると考えるため</p>	<p>(3) 要配慮者支援の地区内における要配慮者数の把握及び情報提供に関すること。</p> <p>5 要配慮者は、要配慮者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要配慮者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力を努めなければならない。</p>
<p>第5章 避難生活福祉避難所等における支援等</p> <p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第18条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>避難所、福祉避難所やそれ以外の場所での広い範囲の避難生活を想定して「福祉避難所等」を「避難生活」に修正する。</p> <p>第5章内の条項の順番を入れ替える</p>	<p>第5章 避難生活福祉避難所等における支援等</p> <p>(福祉避難所の整備等)</p> <p>第 1518条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要配慮者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要配慮者の受入体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第19条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>「災害時において」を追記する→ 追順番を入れ替える→</p>	<p>(福祉避難所の運営等)</p> <p>第 1619条 市長は、福祉避難所の運営計画をの策定すに努めるとともに、災害時において要配慮者及びその家族が福祉サービス専門的な生活相談及び専門的な生活相談福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(要援護者相談員の設置)</p> <p>第15条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>	<p>相談業務を支援業務に変更するため</p>	<p>(要配慮者支援相談員の設置)</p> <p>第 1715条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要配慮者支援相談員の配置に努めるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者への福祉サービスの提供並びに専門的な生活支援支援団体と協力して要配慮者からの相談に対応する事務</p> <p>(2) 要配慮者への確実な情報の伝達及び専門的な生活相談支援物資の提供を行う事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務</p>
<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第16条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研</p>	<p>避難所において、合理的配慮がなされた整備が進むように規定するため</p>	<p>(避難所等の環境整備)</p> <p>第 1816条 市長は、避難所のうち要配慮者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所(以下「福祉避難所」という。)へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所(以下「避難所等」という。)で生活を送ることができるよう福祉避難スペースの確保など避難所の等における設備を整備し、神戸市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。)に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要配慮者支援相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。</p>

現条例	改正理由	改正案 Ver. 1
修その他環境整備に努めるものとする。	要援護者の避難所以外での避難生活環境への配慮等の条項を追加する	2 市長は、前項の避難所以外に避難している要配慮者に対しても、必要な生活関連物資の配布、福祉保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。	災害時の福祉支援体制の整備ガイドラインの“災害派遣福祉チーム”について記載するため	(避難所等における 福祉 保健救護及び医療救護に係る体制の整備) 第 19 17 条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体、 災害派遣福祉チームなど福祉団体 との業務の協力体制の整備に努めるものとする。
	事業予算を積極的に確保するため、条例に明記して担保性を高めるため	(財政上の措置) 第 20 条 市は、災害時要配慮者支援の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
	議員提案条例の性格上、支援活動の状況や進捗を把握・評価し、市会として事業推進を支援するため 地域に「重点対象者」の人数を公表して、支援活動の推進を促すため	(市会への報告) 第 21 条 市長は、毎年、各地区における災害時要配慮者の数、及び、支援の実施状況について取りまとめ、議会に報告するものとする。
	災害への対応の変化やそれに伴う法改正、国等の施策方針及び、市の災害時要配慮者支援活動等の状況の変化などに適切に対応できるよう、定期的に規定の見直し作業を行う必要があると考えるため	(検討) 第 22 条 市は、令和元年後 4 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。
第 6 章 補則 (施行細目の委任) 第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。		第 6 章 補則 (施行細目の委任) 第 23 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。		附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。